

長岡市地域防災計画

令和4年度 修正（案）



長岡市防災会議

目次

第1編 総則的事項

第1節	新たな防災体制の整備に関する提言	1
第2節	長岡市防災体制強化の指針	5
第3節	計画作成の趣旨等	9
第4節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	11

第2編 各災害に係る共通事項

第1章	災害予防	23
第1節	自分と家族を守る災害予防と減災対策への取組	25
第2節	地域力・市民力を生かした防災への取組	29
第3節	被災経験を生かした防災知識の普及及び訓練	33
第4節	防災・安全・安心を目指したまちづくり	40
第5節	防災機関における通信手段の確保	47
第6節	避難準備	50
第7節	避難場所・避難所事前対策	59
第8節	集落孤立対策	65
第9節	要配慮者の安全確保	67
第10節	救急・救助体制の整備	73
第11節	医療救護体制の整備	77
第12節	道路・橋梁・トンネル等の地震対策	81
第13節	港湾施設の災害対策	85
第14節	河川・海岸災害予防	87
第15節	治山・砂防施設の地震対策	92
第16節	農地・農業用施設等の災害予防	93
第17節	建築物等災害予防	96
第18節	鉄道の災害対策	101
第19節	コミュニティ放送等放送機関の災害対策	102
第20節	ライフライン強化対策(電気通信)	107
第21節	ライフライン強化対策(電力)	111
第22節	ライフライン強化対策(ガス)	114
第23節	ライフライン強化対策(上水道)	117
第24節	ライフライン強化対策(下水道)	122
第25節	工業用水道事業者の地震対策	127
第26節	危険物等施設の災害予防	129
第27節	火災予防と消防力の整備	133
第28節	廃棄物処理体制の整備	136
第29節	食料・生活必需品の確保	139
第30節	学校等の防災対策・防災教育	143
第31節	文化財の保護対策	148
第32節	ボランティア活動の推進	151
第2章	災害応急対策	153
第1節	災害対策本部の組織・運営	155
第2節	防災関係機関の相互協力体制	157
第3節	自衛隊派遣の要請・受入れ体制	163
第4節	災害情報の収集・伝達	168

第5節	通信の確保	182
第6節	広報・広聴活動	184
第7節	自分と家族を守る応急対策	189
第8節	住民等避難対策	193
第9節	住民と施設と行政の協働による避難所等運営	199
第10節	避難所等における防疫保健衛生対策	201
第11節	入浴サービスの提供	205
第12節	トイレ利用対策	207
第13節	ペットの保護対策	209
第14節	車中泊など避難所外避難者への支援	212
第15節	要配慮者の支援対策	214
第16節	こころのケア対策	217
第17節	救急・救助活動	220
第18節	医療救護活動	224
第19節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	230
第20節	港湾施設の応急対策	233
第21節	道路・河川における障害物除去	235
第22節	河川・海岸施設の応急対策	238
第23節	海上における災害応急対策	243
第24節	農地・農業用施設の応急対策	245
第25節	農林水産業応急対策	248
第26節	公園施設の応急対策	253
第27節	応急住宅対策	255
第28節	罹災証明書発行対策	260
第29節	鉄道の応急対策	262
第30節	コミュニティ放送等放送機関の応急対策	263
第31節	ライフライン応急対策(電気通信)	268
第32節	ライフライン応急対策(電力)	271
第33節	ライフライン応急対策(ガス)	275
第34節	ライフライン応急対策(上水道)	278
第35節	ライフライン応急対策(下水道)	283
第36節	工業用水道施設の応急対策	288
第37節	危険物等施設の応急対策	290
第38節	消火	294
第39節	廃棄物処理	297
第40節	民間流通在庫活用等による物資等供給	301
第41節	全国からの救援物資への対応	306
第42節	義援金の受入れ・配分	308
第43節	輸送	310
第44節	災害警備措置	316
第45節	行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬	319
第46節	学校等における応急対策	322
第47節	児童等の子どものケア対策	325
第48節	文化財応急対策	327
第49節	商工業応急対策	330
第50節	ボランティアとの協働	332
第51節	災害救助法による救助	335
第52節	事業所等の事業継続	338
第53節	行政機関等の業務継続計画	341
第3章	災害復旧・復興計画	343
第1節	被災者の生活再建支援	345

第2節	融資・貸し付け等による経済的再建支援	353
第3節	公共施設等災害復旧対策	354
第4節	災害復興対策	357

第3編 各災害に係る個別事項

第1部	風水害対策	361
第1章	災害予防	363
第1節	気象情報等収集体制	365
第2節	水防対策	366
第3節	長岡方式の避難行動	369
第2章	災害応急対策	371
第1節	気象情報等の収集・伝達	373
第2節	洪水予報・水防警報の伝達	380
第3節	水防活動	383
第2部	土砂災害対策	387
第1章	災害予防	389
第1節	土砂災害予防	391
第2節	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	396
第2章	災害応急対策	399
第1節	土砂災害・斜面災害応急対策	401
第2節	治山・砂防施設等の応急対策	403
第3部	雪害対策	407
第1章	災害予防	409
第1節	雪害予防	411
第2章	災害応急対策	417
第1節	雪崩発生時応急対策	419
第4部	震災対策	423
第1章	災害予防	425
第1節	複合災害時の対策	427
第2節	地盤災害予防	432
第2章	災害応急対策	437
第1節	地震情報等の伝達	439
第2節	宅地等の危険度判定	444
第3節	建物の応急危険度判定	446
第5部	津波災害対策	449
第1章	災害予防	451
第1節	津波対策の方向性	453
第2節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	455
第2章	災害応急対策	459
第1節	津波避難対策	461
第2節	水防活動計画	474
第6部	林野火災対策	477
第1章	災害予防	479
第1節	林野火災予防	481
第2章	災害応急対策	485
第1節	林野火災応急対策	487

第1編 總則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1編 總則的事項

第1節 新たな防災体制の整備に関する提言

【作成の経過】

長岡市は、7.13水害や中越地震など、災害経験による教訓を生かした防災体制強化の取組として、平成17年10月に防災の専門家で構成する「長岡市防災体制検討委員会」を設置した。ここでは災害時の事例研究の成果や新しい発想を取り入れた全国のモデルとなりうる防災対策の検討を行い、翌年の2月に同委員会から「新たな防災体制の整備に関する提言」を受けた。

防災体制強化に向けた指針の作成の基となった「長岡市防災体制検討委員会」による「新たな防災体制の整備に関する提言」（要旨）を示す。

【新たな防災体制の整備に関する提言（要旨）】

1 基本構想

(1) 日常の中に非常時対応を織り込む

美しい蔵が火災時には耐火金庫に変身したり、普段の生活を支える町内組織が災害時には自主防災組織に変身したりするように、市民も行政も日常生活のあらゆる分野で、平時のものや仕組みに非常時対応を織り込む「賢さ」を身につける必要がある。

(2) 我が家が避難所

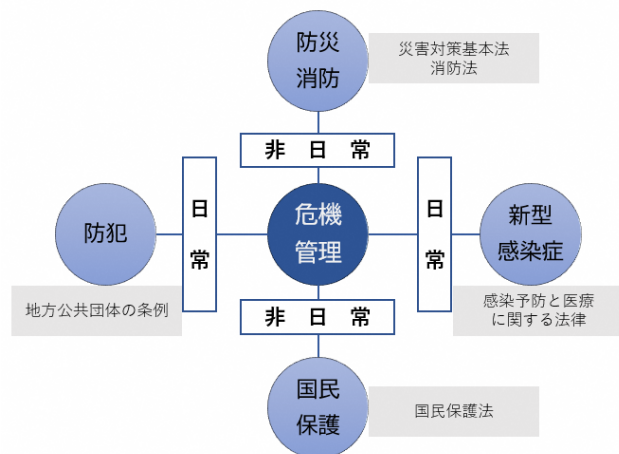
「我が家が避難所、だから強く安全に」という措置を施した家は、人的・物的に被害を軽減させ、そして何よりも人命を救うという予防効果を発揮する。それは自分や家族のためだけでなく、いざという時の隣近所の避難所にもなり、災害後の行政の対応負荷も大幅に軽減させる。災害予防・減災のための自己努力が、3日間程度の自給・自立を可能にし、もっと大変な人々に力を結集するための「全市民が防災要員である」という思想にもつながる。

(3) 本提言が視野に置く防災・安全問題

子どもや高齢者をめぐる最近の犯罪や治安情勢の悪化には目を覆うものがある。

また、我が国でも危機管理意識が高まり、テロ攻撃や新型感染症も含めた対応が必要な時代である。

長岡市の防災体制は、こうした諸課題への取組も視野に置く必要がある。



2 長岡市防災体制の確立

(1) 平時部局体制を軸とした行政の防災体制づくり

災害時には、市の防災担当部局にあらゆる業務が集中しがちである。災害対応においては、各部局課が普段の業務で知り尽くしていること、その中で形成された人的ネットワークを生かして行うことが一番効果的である。したがって平時業務を防災面からチェックし、それぞれが防災計画を作成し、災害発生時には即座に実行に移せる体制作りが必要である。

(2) 災害対策本部長権限の支所等への委譲

東京都23区の1.35倍の面積を持つ新長岡市は、災害の様相も旧市町村ごとで全く異なったものとなる。そのため、長岡市本庁舎の災害対策本部での一本化した対応は不可能に近い。災害対策本部は「本庁本部体制」と支所に設置する「現地本部体制」の2本立ての体制を前提とし、災害の規模によっては全権を支所等に委譲することが必要である。

(3) 防災専門委員制度の創設

災害時に最も必要な「先読み対応」ができる各分野の専門家や研究者、実務家を含むタスクフォース（機動部隊）が迅速に立ち上る体制作りに取り組むことが必要である。その方策として、「防災専門委員制度」を創設することを提言する。

(4) 基本は地域コミュニティ

防犯・交通安全・PTA・お祭り・レクリエーションなどに日ごろから活発に取り組んでいる地域コミュニティが、災害時にも大きな力を発揮した。企業や学校なども含めた地域のつながりをベースに、それぞれの地域の特性に応じた避難方式を設定するなどの自主防災計画を作成することを期待する。

(5) 民間流通在庫の積極的な活用

毛布・発電機・携帯トイレなど行政側で最小限備蓄しておくべきもののほかは、民間企業や各団体等と物資に関する供給協定等を締結し、流通在庫から避難所への物流も含め、民間企業や各団体等が持つ豊富な資源を最大限に発揮できる体制づくりが必要である。

(6) 危険度レベルの導入

大規模災害や非常事態には、速やかに全住民・行政が災害時モードに移行し、緊急性のない動きはなるべく避けて、混乱を回避するような仕組みが必要である。

市長が一定の危険度レベルを宣言した場合は、たとえば学校などは自動的に休校とするなどの仕組みづくりの検討に取り組む。

(7) 孤立を前提とした自立分散型のコミュニティの形成

中山間地集落等では孤立もありうるとの前提に立ち、燃料・発電機・水・食料などの集落備蓄や自然エネルギー活用の自立型電源システムの導入など、地区の特性に合わせた集落や街区形成をし、大規模システムに頼りきりのライフスタイルの転換を図る。こ

れは地球環境への貢献にもつながるものである。

(8) 自動車等の有効活用

自動車や仮設テントを利用した一時避難は、プライバシーを保てる最高のシェルターである反面、「エコノミークラス症候群」という問題も引き起こした。今後の地方都市の災害でも、多くの被災者が利用することは確実であることから、自動車等利用の可能性と限界、危険性の回避方法や後遺症からの回復方法などを示した中での有効的な活用を図る。

(9) 地域コミュニティ放送の情報伝達整備

今回の地震ではコミュニティFMやケーブルテレビなどの地域メディアによる放送が、災害情報共有の大きな役割を果たした。今後は、緊急伝達の面でよりきめ細かく行うために、緊急割込み放送を含めた情報伝達体制の整備を一層進める必要がある。

(10) 要配慮者対策の推進

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、外国人など）には、その多様な日常生活に応じた支援が必要である。一方、個人情報保護の観点において、家族や行政、地域社会の三者間で情報共有が進まないという課題もあるが、生命の安全確保を前面に出した福祉行政や福祉団体などのリーダーシップによる取組の工夫が大切である。

また、被災地内支援だけで完結できない場合を想定し、災害発生直後から、迅速な外部への支援要請や連携、あるいは被災地外脱出（疎開）を検討する。

(11) 支援物資の国内標準づくり

全国各地から送られてくる災害支援物資は、非常にありがたかった反面、すでに充足している物資までが大量に送られてきてその処置に困る事態が発生した。災害時支援物資に関してはフォーマットとコードを定めて、それが無い物資は送らない、受け取らないという体制づくりを行うための長岡発の国内標準づくりに挑戦する。

3 都市活力の維持・増進

(1) 市民安全大学の開校－市民防災安全士の養成－

地域自主防災組織のキーマンとなる市民防災安全士を養成するため、教育や危機管理に関する専門教育を行う「市民安全大学」の開校、学問研究分野での拠点形成をめざす「防災安全学問研究コンソーシアム」の結成、長岡市の新しい技術と産業を生み出す「中越防災安全情報・技術産業振興協議会」の結成など、21世紀の日本の都市社会の防災・安全・安心を担う知と技術と人材の一大集積拠点の生み出しを図る。

この3本の柱を総合的に推進するため、長岡の産官学民のみならず周辺市町村、県、首都圏や阪神地域等の市民、研究者と連携して「中越防災安全推進機構」を立ち上げた。

(2) 学生や研究者のまちなか拠点づくり

長岡市には、長岡技術科学大学、長岡造形大学、長岡大学、長岡工業高等専門学校といった高等教育機関や雪氷防災研究所などの特色ある研究機関が立地している。この優

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1節 新たな防災体制の整備に関する提言

位性を生かすためには、市の中心部に学生や研究者が日常的に集まり、活動する拠点が
必要である。これがまちの活力を生み、災害時にも大きな力になる。

4 条例

(1) 「長岡市防災・安全・安心まちづくり条例」の制定

防災体制の課題解決に取り組むべき領域は、福祉・教育・医療等多岐に渡る。今後は
防災だけでなく、防犯、国民保護、新型感染症も含めたトータル的な危機管理のための
条例制定に取り組む必要がある。

第2節 長岡市防災体制強化の指針

1 指針の役割

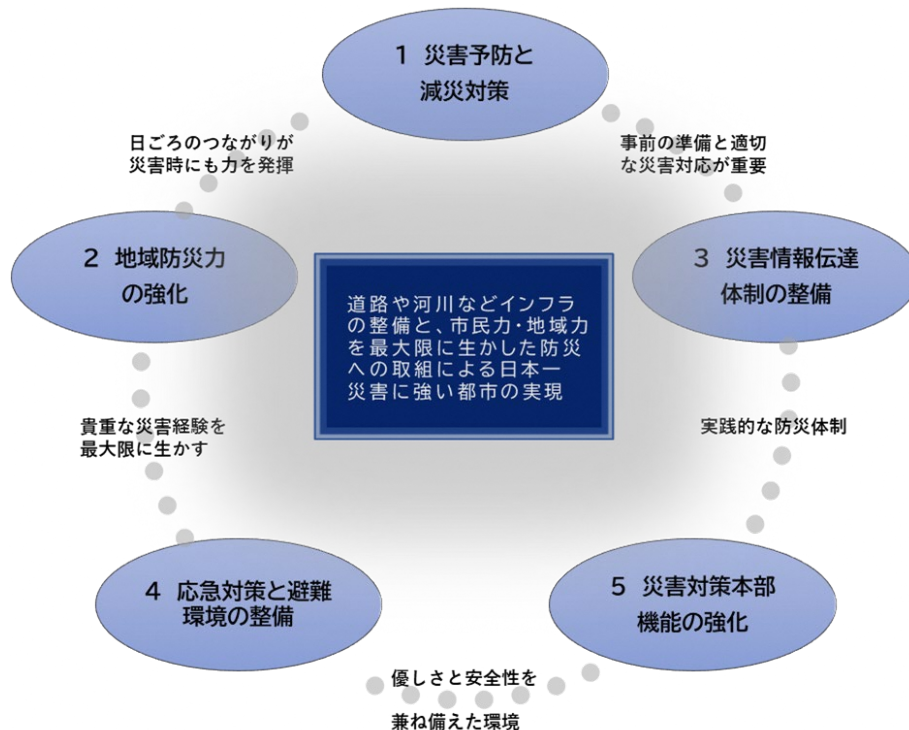
「長岡市防災体制強化の指針」は、「新たな防災体制の整備に関する提言」を踏まえ、市民、企業等民間団体、学術研究機関、行政などが力を合わせて防災体制を強化していくための5つの柱と早急に着手すべき主な取組をまとめたものである。

今後は、この指針に基づき、長岡市地域防災計画の見直しや各種マニュアルづくりを行うとともに、市民力・地域力を最大限に生かした具体的な取組を進め、「日本一災害に強い都市(まち)づくり」を目指していく。

2 指針の構成

◎長岡市防災体制強化の指針 5つの柱

- (1) 自分や家族を守るために災害予防を施し、被害をできるだけ小さくする「災害予防と減災対策」
- (2) 日ごろの地域のつながりが災害時にも大きな力を発揮する「地域防災力の強化」
- (3) 災害情報を市民に迅速かつ的確に伝達する「災害情報伝達体制の整備」
- (4) 万が一に備え、住民が安心して避難できる「応急対策と避難環境の整備」
- (5) 平時の業務やネットワークを活用する「災害対策本部機能の強化」



3 長岡市防災体制強化の指針 5つの柱

(1) 災害予防と減災対策

我が家の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災の取組を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うということにつながる。

—我が家が避難所だから強く安全に—これを長岡市が目指す防災のキーワードとし、災害予防と減災対策に重点を置いた取組を進める。

<主な取組>

- ①耐震診断や耐震改修に係る補助金制度の導入
- ②地域単位の地盤調査費用補助事業の実施
- ③水道施設耐震化計画による耐震水道管の採用などライフライン(水道・電気・ガスなど)の強化
- ④地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全確保
- ⑤幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備
- ⑥小中学校の校舎や体育館の耐震補強
- ⑦予防と減災に重点を置いた「市民防災のしおり」の作成
- ⑧防災・安全・安心まちづくりのための条例の制定

(2) 地域防災力の強化

日ごろから活発なコミュニティ活動を行っていた町内会や自主防災組織などは、災害時も大きな力を発揮している。このことから、地域コミュニティを基本とし、隣近所の日常の結びつきが災害時にも生かせる仕組みづくりを進めていく。

<主な取組>

- ①地域の防災リーダーとなる「中越市民防災安全士」を育成する中越市民防災安全大学の開設
- ②町内会や自主防災組織が行う活動を支援する「防災モデル事業育成支援補助金」の実施
- ③自主防災組織の設立や運営に役立つ「自主防災会結成と活動の手引き」の作成
- ④自主防災組織による手作りの住民避難計画の作成と訓練の実施
- ⑤防犯・福祉・教育・子育てなど地域のコミュニティ活動を生かした防災の仕組みづくり
- ⑥中高校生や団塊世代の地域防災活動への参画の推進
- ⑦災害時に大きな力となる学生や研究者が集うまちなか拠点づくりの推進

(3) 災害情報伝達体制の整備

災害の被害を最小限に食い止めるためには、災害情報を迅速かつ的確に収集伝達することが大切である。コミュニティFM放送の受信エリア拡大を図りながら、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達体制の整備を進める。

＜主な取組＞

- ①FM緊急割込み放送や緊急告知FMラジオを活用した情報伝達体制の整備
- ②既存の同報系無線の有効活用
- ③防災ヘリや人工衛星を活用した現地情報の収集伝達
- ④NPOと連携した効果的な情報収集伝達の整備(地域SNS・住民安全ネットワークなど)
- ⑤ホームページ「ながおか防災情報」による安否確認や災害発生情報等の伝達
- ⑥洪水ハザードマップ(浸水想定図や避難地図)の作成
- ⑦土砂災害ハザードマップ(がけ崩れや地すべり発生の恐れがある区域を示す地図)の作成
- ⑧半鐘や回覧板・電柱への張り紙(チラシ)など昔ながらの(ローテクによる)情報伝達の有効活用

(4) 応急対策と避難環境の整備

大規模地震など、万が一の場合に備え、住民が安心して避難できる環境づくりを進める。また、住民、学校や企業が一緒になって取り組む避難対策を進めていく。

＜主な取組＞

- ①地域、学校、行政などの協働による血の通った避難所運営
- ②地域住民と介護保険事業者や福祉団体等が連携した要配慮者の安全確保に向けた体制づくり
- ③非常用発電機・毛布・携帯トイレなど全市的な災害物資の配備
- ④避難所のバリアフリー化、通信設備(テレビ受信や電話用配線)、更衣室や授乳室の整備
- ⑤指定避難所等以外(市内公民館・神社など)の避難者に対する支援
- ⑥住民と動物と一緒に避難できる避難施設の設置
- ⑦身近な避難先としての自動車やテントの活用
- ⑧新たな市民防災・災害対応拠点となる「長岡防災シビックコア地区」の整備や集配拠点としての国営越後丘陵公園の活用
- ⑨分類コードなどを用いた「災害時支援物資の国内標準づくり」
- ⑩民間流通在庫の積極的な活用による物資調達体制の確立
- ⑪道路寸断など孤立を前提とした、集落単位での備蓄

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2節 長岡市防災体制強化の指針

(5) 災害対策本部機能の強化

行政の災害対応力向上も、防災体制強化に向けた重要な取組のひとつである。平時に市の各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に生かした防災体制づくりを進め、本部機能の強化を図るとともに、現地対策本部が迅速に対応できる体制づくりを進めていく。

<主な取組>

- ① 平常時の業務や人的ネットワークを生かした行政の防災体制づくり
- ② 本庁(本部)と支所(現地対策本部)による、2本立て本部体制の確立
- ③ 長岡市地域防災計画の見直しと、各種災害対応マニュアルの作成
- ④ 先読み対応ができる各分野の専門家による「防災専門委員制度」の創設
- ⑤ 大規模災害時に、市民や企業の活動を抑制し、混乱を回避する「危険度レベル」の設定
- ⑥ 災害現場のリアルタイム情報を伝えるなど、映像情報を活用した体制の整備
- ⑦ メールを活用した職員参集体制の確立
- ⑧ アマチュア無線のネットワークを活用した本部の情報収集体制づくり

第3節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

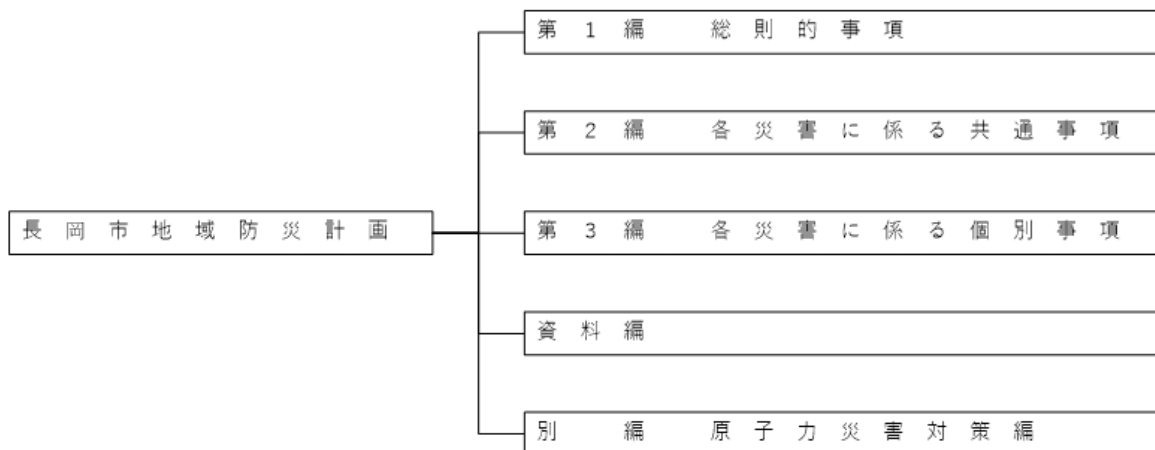
この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、本市や指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき長岡市防災会議が策定する長岡市地域防災計画であり、市域における風水害、土砂災害、雪害、震災等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

3 長岡市地域防災計画の構成

長岡市地域防災計画は、次により構成される。



4 計画策定の重点事項

災害の発生を防ぐことはできないが、事前の予防対策を施すことで、なるべく被害を軽減させることは可能である。

長岡市では過去の災害経験を踏まえ、市民、企業等民間団体、学術研究機関、行政などが力を合わせて防災体制を強化していくための五つの柱と早急に着手すべき主な取組を「長岡市防災体制強化の指針」としてまとめた。この柱の一つに「災害予防と減災対策」を挙げている。地球温暖化により災害が増加することを念頭に置き、事前の取組を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うということにつながることから、災害予防と減災対策に重点を置き、他の四つの柱も十分に考慮した中での計画策定を行う。

5 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

(1) 新潟県地域防災計画との関係

この計画は、新潟県地域防災計画との整合性を有する。

(2) 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、本市の地域に係る災害対策の基本としての性格を有するものであって、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図るものとする。

(3) 水防法第33条に基づく水防計画との関係

この計画は、「長岡市水防計画」を兼ねるものとする。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

7 細部要領等の制定

市及び防災関係機関等は、この計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

8 計画の習熟

市及び防災関係機関は、日頃から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。

9 近年の改定の経緯

(1) 修正の背景

長岡市地域防災計画は、中越地震、7.13水害等を教訓とした「新たな防災体制の整備に関する提言」及びこれを踏まえた「長岡市防災体制強化の指針」に基づき、平成18年度に「震災対策編」及び「風水害・雪害対策編」について、抜本的な改定を行った。

平成25年度には、平成18年度の改定後に行われた法改正等を踏まえ、より実効性の高い計画とするべく「震災対策編」及び「風水害・雪害対策編」を改定するとともに、新たに「津波災害対策編」を策定した。

令和4年度は、これら3編を統合して記載事項を基本的かつ本質的なものに絞り込むことで、計画をより明瞭で有機的かつ総合的なものとするとともに、激甚・頻発化する自然災害を踏まえた法改正等の内容を反映させるべく、特に大規模な改定を行った。

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 理念

次に掲げる事項を長岡市の災害対策の基本理念とする。

- (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策等には限界があることを理解した上で、災害対策に当たる者それぞれが適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ、一体的に講ずること、並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 災害の発生直後、その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。
- (7) 大規模な災害が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い長岡市」を実現していく。
- (8) 近年、激甚化・頻発化する災害について、より効果的・効率的に対応するためには、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）等のデジタル技術の活用が不可欠であることに鑑み、防災におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

2 各機関等の責務

(1) 市民

市民は、日頃から災害に備え、市、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

(2) 市・県・防災関係機関

① 市

ア 防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害から市域並びに市

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 男女共同参画の視点からも、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女平等推進センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。

エ 自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。

オ 津波災害については、消防職員及び消防団員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、退避ルールの確立と災害時の消防団活動等を明確化させ、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

② 県

市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

③ 指定地方行政機関

大規模災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

④ 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

⑤ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 自助・共助・公助の推進

(1) 自助の推進

ア 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

イ 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

ウ 市及び県は、住民及び企業等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

エ 津波災害においては、自ら避難することが地域住民の避難につながるのと同時に、と

もに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、避難の呼びかけ及び率先避難を行う。
 オ 津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることから、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。

(2) 共助の推進

- ア 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- イ 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ウ 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力を努める。
- エ 市及び県は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。
- オ 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- カ 津波災害においては、自ら避難することが地域住民の避難につながるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となって、避難の呼びかけ及び率先避難を行う。
- キ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）の情報を入手するまでは原則として避難を優先し、また、津波が想定される場合の消防団員の活動上の安全を確保するため、水門等の操作活動の最小化に努める。

(3) 公助の充実

- ア 市及び県、防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - (ア) 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - (イ) 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - (ウ) 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - (エ) 国の研修機関等並びに県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築
 - (オ) ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
 - (カ) 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - (キ) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平時からの構築
 - (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所の整備や備蓄物資の配備など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の活用

第1編 総則的事項						
	第2編 各災害に係る共通事項					
第3編 各災害に係る個別事項	第1部		第2部		第3部	
	第4部		第5部		第6部	

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

- イ 市、県及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
- ウ 市、県及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- エ 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市、県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- オ 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- カ 市及び県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- キ 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

4 要配慮者及び複合災害への配慮

(1) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

- ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第2編及び第3編の関係節において具体的な対応策を示す。
- イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から必要な対応をする。

(2) 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ考慮する。

5 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所等における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

6 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (2) 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平時から行うよう努める。
- (3) 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に食い違いを来さないよう、「顔の見える関係」を構築し、信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容の習熟を図る。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

7 各防災機関の事務又は業務の大綱

市及び市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。なお、次表に記載のない機関については、新潟県地域防災計画を参照のこと。

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長岡市	<ol style="list-style-type: none"> 1 長岡市防災会議に関する事 2 市内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 3 災害予警報等情報の収集伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関する事 6 被災者の救助に関する事 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 9 消防活動及び浸水対策活動に関する事 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 11 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関する事 15 水道等公営事業の災害対策に関する事
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県防災会議に関する事 2 市、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 3 災害予警報等情報の伝達に関する事 4 被災状況に関する情報収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 避難指示等に関する事 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関する事 8 本市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 11 本市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関する事 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関する事 13 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関する事

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱	第1編 総則的事項
		ること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること	
・新潟県警察本部 ・長岡警察署 ・見附警察署 ・与板警察署 ・柏崎警察署 ・小千谷警察署		1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者調査及び死体の検視に関すること 4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること	第2編 各災害に係る共通事項
指定地方行政機関	長岡労働基準監督署	災害時における産業安全確保措置に関すること	
	北陸農政局 新潟県拠点	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること	
	中越森林管理署	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること	
	新潟地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること	
	・信濃川河川事務所 ・信濃川下流河川事務所	1 信濃川及び信濃川（下流）に関する洪水予報業務及び水防警報に関すること 2 国の管理に属する河川の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること	
			第3編 各災害に係る個別事項
			第1部
			第2部
			第3部
			第4部
			第5部
			第6部

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	湯沢砂防事務所	国の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること
	長岡国道事務所	一般国道（8,17,116）の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること
	海上保安本部	1 海難等の救助及び海上交通の安全確保に関すること 2 海上における治安の維持及び災害時における海上の救済援助に関すること 3 通信の確保に関すること 4 船舶等への津波警報の伝達に関すること
陸上自衛隊高田駐屯地		1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
指定公共機関	国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター	1 防災に関する研究活動等の推進に関すること 2 市の行う防災活動に対する協力に関すること
	日本郵便(株)長岡郵便局	1 災害時における郵便業務運営の確保に関すること 2 郵便事業に係る災害特別事業取扱い及び援護対策に関すること
	・東日本旅客鉄道(株)長岡駅 ・日本貨物鉄道(株)南長岡駅	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	・東日本電信電話(株)新潟支店 ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	・(株)NTTドコモ新潟支店 ・KDDI(株) ・ソフトバンク(株)	
・東北電力(株)長岡営業所 ・東北電力ネットワーク(株)	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること	

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱		
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本通運(株) 長岡支店 ・佐川急便(株) 長岡店 ・西濃運輸(株) 長岡営業所 ・福山通運(株) 長岡支店 ・ヤマト運輸(株) 長岡主管支店 	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事	第1編 総則的事項	
	日本放送協会 新潟放送局 長岡報道室	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事 		
	日本赤十字社 新潟県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関する事 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関する事 3 災害時の輸血用血液の供給に関する事 4 災害義援金の募集、受付及び配分に関する事 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関する事 		
	東日本高速道路(株)新潟支社 長岡管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道の防災管理に関する事 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関する事 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関する事 		
	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関する事		
指定地方公共機関	北陸瓦斯(株) 長岡支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市ガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時における都市ガスの安定的供給に関する事 	第2編 各災害に係る共通事項	
	(一社)新潟県LPガス協会 長岡支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 LPガス施設等の防災管理に関する事 2 災害時におけるLPガスの安定供給に関する事 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟運輸(株) 長岡支店 ・中越運送(株) 長岡支店 	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事		
	越後交通(株)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関する事		
			第3編 各災害に係る個別事項	第1部
				第2部
				第3部
				第4部
				第5部
				第6部

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
<ul style="list-style-type: none"> ・(株)新潟放送 長岡支社 ・(株)NST新潟 総合テレビ ・(株)テレビ新潟 放送網 ・(株)新潟テレビ 21長岡支社 ・(株)FMラジオ 新潟 ・長岡移動 電話システム(株) ・(株)エヌ・シー・ティ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事 	
(株)新潟日報社 長岡支社	災害時における広報活動に関する事	
その他の公共的団体及び防災上重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・漁業協同組合 ・農業協同組合等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関する事
	公庫・金融機関	災害時における融資・貸付等の金融支援に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社) 長岡市医師会 ・見附市南蒲原郡医師会 ・小千谷市魚沼市医師会 	災害時における医療救護に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡商工会議所 ・商工会 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
	一般診療所・病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関する事
	一般建設事業者	災害時における応急復旧の協力に関する事
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物等の保安措置に関する事
	社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置に関する事

第4節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	第1編 総則的事項											
コミュニティ推進組織、町内会、集落、区、町内、自主防災組織等	1 防災活動への協力に関すること 2 住民に対する避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること 5 自主防災組織化の促進に関すること							第2編 各災害に係る共通事項					
・ボランティア団体 ・NPO ・各種団体	1 防災活動への協力に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 災害応急対策への協力に関すること 4 本部への情報提供に関すること	第3編 各災害に係る個別事項											
								第1部					
								第2部					
								第3部					
								第4部					
								第5部					
		第6部											

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 自分と家族を守る災害予防と減災対策への取組

【関係部局】 全部局

【関係機関・関係者】

県(防災局、福祉保健部、土木部)、警察本部、防災関係機関、市民、企業等事業所

1 計画の方針

災害発生時には行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また複合的な被害が同時に発生することから、これらの全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。

このことから市民は、「自らの命は自らが守る」意識と「自分たちの地域は自分たちで守る」意識を持ち、予防と減災に向けた取組を進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもちろん、物的被害の軽減にも努める。

2 日常の予防活動

市民は日頃からあらゆる機会を通じて防災知識を身につけるとともに、身の安全を確保する対策を行うよう努める。

(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

① 防災教育・訓練等への参加

- ア 防災関係の冊子、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 日頃から、自分の住んでいる地域の災害履歴、津波の浸水の可能性について認識を深める。
- ウ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- エ 次世代への災害被災経験の伝承
- オ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話合い
- カ 町内会、自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- キ 地域住民による地元の災害発生危険箇所の把握、点検及び確認

② 自主防災組織の育成

- ア 町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進める
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への積極的な参加による、防災に関する知識及び技術の習得

③ 防災まちづくり

- ア 市民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握するよう努める
- イ 災害に強い防災まちづくりを実現するため、市民一人一人がアイデアを出し合

第1章 災害予防

第1節 自分と家族を守る災害予防と減災対策への取組

い、実践する等の自発的なまちづくりへの参加

(2) 我が家が避難所

震災の場合

自宅の耐震補強や家具の固定等、事前の耐震及び耐災の取組を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながることから、下記の取組を実施する。

- ア 耐震診断及び必要な補強
- イ 家具等の転倒防止、照明等の内装材の落下防止
- ウ 出入口には物を置かない等、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保
- エ 寝室には倒れやすい物を置かない
- オ ブロック塀等の倒壊防止対策
- カ 初期消火用具の準備

風水害の場合

例えば水深が50cmを超えるような状況の中で無理に指定避難所等へ避難しようとする、遭難する危険性も高くなる。こうした場合は自宅の2階に籠城する形で危険を避けた方が強引な避難よりも安全である。なお、こうした避難をした場合、浸水は早急に解消されない場合を想定し、半日程度は籠城することも有り得るとの想定の下、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布等最低限の備えをしておく。

(3) 避難対策の強化

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から準備に努める。

① 避難対策

- ア 災害時の避難先及び安全な避難経路の確認
- イ 災害時の家族、社員等との連絡方法の確認
- ウ 携帯ラジオ等緊急時の情報を入手する手段の用意
- エ 信濃川早期警戒情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味の正しい理解
- オ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- カ 市と協働で指定避難所等を運営できるよう、訓練への積極的参加

② 食料・生活必需品の確保

- ア 各家庭において、家族の3日分程度の食料、飲料水等の備蓄
- イ 食物アレルギー等食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量の確保
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- オ その他、家族構成に合わせた災害時に必要な物資の備蓄
- カ 孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する

- ③ 要配慮者への配慮
- ア 在宅の要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する県、市、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、町内会、自主防災組織等の協力による情報伝達、避難誘導等の支援
 - イ 県、市、民生委員、地区社会福祉協議会・地区福祉会、町内会、自主防災組織等と協力した要配慮者と近隣住民の共助意識の向上
- (4) 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒
- ① 土砂災害
- ア 平時における土砂災害の前兆現象への注意
 - イ 前兆現象を確認した場合における遅滞のない市、県、警察等への連絡
 - ウ 土砂災害警戒区域等及び避難先及び安全な避難経路の把握
- ② 河川・海岸災害
- ア 平時における、堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設における漏水や亀裂等の前兆現象への注意
 - イ 前兆現象を確認した時、遅滞なく市、県や警察等への連絡
 - ウ 洪水ハザードマップ等により避難路・指定避難所等について位置を把握
- (5) 火災の予防
- ア 地震の場合は、揺れがおさまるまでの間は無理に火の近くに寄らない
 - イ 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意
 - ウ 安全装置付火気器具の使用に努める。
 - エ 停電した場合は、通電時の出火防止のため、電気器具のコンセントを抜き、ブレーカーを落としてから避難する。
 - オ 住宅用火災警報器の維持管理
 - カ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
 - キ 台所等火を使う場所の不燃化
 - ク カーテン、じゅうたん等における、防災製品の使用
 - ケ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
 - コ 町内会・自主防災組織や市等が実施する防災訓練等への積極的参加
- (6) 救急救助・医療救護への協力
- ① 救急救助
- 災害時に地域の消防団員及び警察等と協力して救急救助活動を円滑にするため、平時から地域・学区・町内会・自主防災組織等における協力体制を強化
- ② 医療救護
- 医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第1節 自分と家族を守る災害予防と減災対策への取組

薬や常備薬の準備

(7) ライフラインに関する予防活動

① 電話

災害発生時には安否確認のための通話等が増加し、電話がつながりにくくなることを想定し、家族や地域での避難先をあらかじめ決めておく。

② 電力

ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等を用意

イ 冬期間の災害に備えたストーブ等の準備

③ ガス

ア 災害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の災害対策の実施

イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の災害対策

ウ ガス供給停止に備えたカセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備

エ 積雪時の災害発生に備えたLPガス容器やガスメーター周辺の除雪

④ 上水道

ア おおむね3日間に必要な飲料水（1日1人3ℓを目安）の備蓄

イ 積雪時の災害発生に備えた水道メーター周辺の除雪

⑤ 下水道

下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下した際、下水道等管理者から下水道等使用の自粛を求められることを認識

3 積雪期の心がまえ

ア 屋根雪の早期除雪

イ 玄関等の出入口の確保

ウ 暖房器具、灯油タンク等の安全管理

エ 道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない

第2節 地域力・市民力を生かした防災への取組

【関係部局】

○危機管理防災本部(防災政策班)、市民協働推進部、福祉保健部、観光・交流部、消防本部

【関係機関・関係者】

県(防災局)、市民(自主防災組織、町内会)、企業等事業所、NPO、ボランティア団体等

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動(公助)だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る(自助)とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと(共助)が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる。一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、緊急時にお互いが助け合える身近なコミュニティの形成に向け、普段から地域コミュニティ活動を通じた積極的な組織づくりを進め、地域の避難体制を構築し共助を強化するとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加する等、防災に関する知識及び技術の習得に努める。

(2) 自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や町内会の班等、地域に密着した住民の集まりの中でお互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持って災害を乗り越えることができるよう活動する組織であることから、それぞれの地域特性に応じた手作りの住民避難計画の作成や訓練の実施を行う等、地域力を最大限に生かした活動を進める。

第1章 災害予防

第2節 地域力・市民力を生かした防災への取組

平時の活動

年間活動計画の作成	防災知識の普及・啓発
地域の防災マップ作り等地域の状況把握	避難行動要支援者への支援対策
防災訓練の実施	地域との連携
防犯活動等地域コミュニティ活動	

災害時の活動

緊急情報の収集・伝達	安全な場所への避難誘導
安否確認や地域内の被害状況等の情報収集	救助救出活動
初期消火活動	協働による指定避難所等の運営
防犯活動	

(3) 県の役割

県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

(4) 市の役割

① 自主防災組織の育成・防災リーダーの養成

市は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられており、町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、自主防災組織の育成を図る。

自主防災組織の取組の推進は、地域住民の自発的な活動であり、その中核となるリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、講習・研修会の開催や先進の取組事例の紹介等を通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

② 育成の方針

ア 全市的に整備を促進するものとし町内会、連合町内会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、組織づくりの推進を図る。

イ 自主防災組織相互の連携により、効果的な防災活動が実施できるよう連合組織の結成に努める。

③ 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して防災活動が行える地域を単位に組織する。

ア 住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

- ④ **自主防災活動に対する市の支援体制**
市は、自主防災組織の参加に配慮し、住民主体の避難につながる意識改革を促す防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。
また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、住民自らがタイムラインなどの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承するような取組など、住民参加型の取組に対する支援を強化する。
- ⑤ **（公財）中越防災安全推進機構、中越市民防災安全士会、NPO等との連携**
市は、（公財）中越防災安全推進機構、中越市民防災安全士会やNPO等と連携し、住民と住民による地域力及び市民力を生かした市民防災安全ネットワークの形成を図る。
- ⑥ **地域の防災拠点づくりの推進**
市は、情報伝達や活動の拠点として、「道の駅」等、市民のだれもが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携する。
- ⑦ **要配慮者への配慮**
隣近所での助け合い、日常生活における声の掛け合いやこころの支えあい等による要配慮者の不安解消を行うとともに、災害時には自主防災組織、地域の町内会長や班長等が住民と協力した安否確認の実施や安全な場所への避難誘導を行う等、地域での防災活動に努める。
- ⑧ **男女共同参画の視点に立った対策**
ア 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図る。
イ 自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合は、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。
- ⑨ **積雪対策**
過疎化や高齢化のため、高齢者自らが雪処理に従事するケースが増えている。連日の雪処理による疲労の蓄積で、落下や心疾患により死亡したケースも多数報告されているため、個人での対応が難しい場合は、自主防災組織等の地域コミュニティ、更には市による対応を検討する。
- (5) **事業所等の自衛消防組織**
自衛消防組織を置く事業所等は、消防計画に基づく各種訓練の実施のほか、地域の防災訓練に積極的に参加するように努めるものとする。自衛消防組織の主な活動内容は、次のとおりである。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第2節 地域力・市民力を生かした防災への取組

ア 平時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持管理
- (ウ) 防災訓練

イ 災害時の活動

- (ア) 消火活動
- (イ) 救出・救護
- (ウ) 避難誘導

(6) 自主防災組織と消防団及び自衛消防組織の連携

自主防災組織と地元の消防団及び自衛消防組織は、平時及び災害時における協力体制の整備を図るように努めるものとする。

市及び消防本部は、自主防災組織と自衛消防組織との平時及び災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努めるものとする。その際、女性の参画の促進にも努める。

第3節 被災経験を生かした防災知識の普及及び訓練

【関係部局】

○危機管理防災本部(防災政策班)、総務部、市民協働推進部、福祉保健部、商工部、観光・交流部、消防本部、教育部、子ども・未来部

【関係機関・関係者】

県(知事政策局、総務部、防災局、福祉保健部、観光文化スポーツ部、土木部)、市民(町内会、自主防災組織、NPO、ボランティア団体)、医療((一社)長岡市医師会、(一社)見附市南蒲原郡医師会、(一社)小千谷市魚沼市医師会、日本赤十字社新潟県支部)、各種団体(観光協会、魚商組合、海水浴場組合)、各種施設管理者及び企業(病院、福祉施設、ホテル、旅館高層建築物、ターミナルビル等)

1 計画の方針

風水害時における高齢者等避難の発令による余裕をもった避難活動や、ラジオ、テレビなどからの積極的な情報収集、また、震災時における住宅の耐震補強や家具の固定等、事前の耐震、耐災の取組を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。

市は、総合的な災害対策を推進するため、学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図る。また、地域防災力の基盤となる地域住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、災害時の対応を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び住民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

なお、防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

共通

ア 市の災害に関する広報、防災関係の冊子、ハザードマップ等による防災に関する知識及び技術の習得

イ コミュニティセンター等で開催される防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ 次世代への災害被災経験の伝承

エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話合い

第1章 災害予防

第3節 被災経験を生かした防災知識の普及及び訓練

津波の場合

- ア 緊急地震速報を受けたときの適切な行動
- イ 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときの適切な行動
- ウ 強い揺れ（震度4以上）又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動
- エ 率先避難及び呼び掛け避難
- オ 原則として徒歩による避難

② 地域の役割

共通

- ア 町内会や自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の災害危険箇所及び浸水被害が想定される地域の把握、点検及び確認
- ウ 自主防災組織の設立や活動、各種ハザードマップを活用した訓練の実施

津波の場合

- ア 次世代への災害被災経験の伝承
- イ 呼び掛け避難及び率先避難
- ウ 津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等情報入手までの適切な行動及び消防団活動の安全確保の取組

③ 企業等事業所等の役割

- ア 防災関係の冊子、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 社内での事前対策及び災害発生時の行動に関する検討
- ウ BCP（事業継続計画）の策定

(2) 県の役割

- ア 学校における防災教育の推進
- イ 社会教育における防災学習の推進
- ウ 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援
- エ 市に対する防災に関する基礎情報の提供
- オ 市職員の防災教育の支援
- カ 県職員の防災教育、防災部門の人材育成
- キ 警察における防災教育
- ク 県民に対する防災知識の普及
- ケ 災害教訓の伝承
- コ 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発

(3) 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、災害に関する基礎的な知識の普及や啓発に努める。

(4) 市の役割

市は、国、県、消防本部、学校、福祉関係者、企業、NPO、町内会、自主防災組織等と情報を共有し、相互に連携して防災教育を推進する。

① 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

ア 市職員の防災訓練計画

市は、職員に対する防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

訓練名称	訓練内容	実施頻度
非常出動訓練	勤務時間外の災害発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員が非常出動する訓練	原則年1回以上
災害対策本部設置運営訓練	災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練	原則年1回以上
情報伝達訓練	災害発生時に迅速かつ広範囲への情報伝達を実施するために、複数の伝達手段を活用した通信訓練	原則年1回以上

イ 市民参加の防災訓練

市は、災害地震発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するために、原則として、毎年1回は総合防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等が幅広く参加し、防災関係機関の指導の下、訓練を体験することで、知識や技術を身につけられる内容とする。

なお、津波防災訓練を実施する際は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとし、地域住民、学校、観光客、漁業・港湾関係者、走行車両、公共交通機関及び船舶等幅広い参加を促す。

ウ 市職員の防災教育及び研修

災害発生時に応急対策の実施主体となる市職員には、災害に関する知識と適切な判断力が求められるため、市は次の事項について関係職員に対し、研修、防災訓練等において防災教育を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第3節 被災経験を生かした防災知識の普及及び訓練

- (ア) 災害に関する基礎知識
 - (イ) 長岡市地域防災計画の内容と課題
 - (ウ) 市の実施すべき災害時の応急対策等
 - (エ) 応急手当の知識・技術
 - (オ) 災害時における個人の具体的役割と行動を明示した災害対応マニュアルの作成
- (カ) 積雪期の災害対策

② 市民に対する防災知識の普及

平成16年に経験した豪雨、地震、豪雪等の諸災害により、地域コミュニティの共助の重要性が再認識されたことから、災害発生時には、市民、防災関係機関、市が一体となり迅速な防災活動を行い、被害の軽減を図る必要がある。

このため、市民が日頃から「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、市は次の事項について防災知識の普及を行う。

ア 普及内容

・災害に関する基礎知識	・災害発生時の行動	・指定避難所等の周知、避難時の知識
・日常の対策	・積雪時の対策	・自動車運転時の行動
・救助・救出活動の知識	・応急手当の知識	・初期消火の知識
・減災への取組	・避難行動要支援者の避難支援	

イ 普及・啓発の方法

- (ア) 市は、防災関係の冊子、ハザードマップ等を作成し各戸に配布するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等を活用して市民の防災知識の向上を図る。

市及び消防本部は、普及・啓発用資機材の整備に努めるとともに、地震体験車の派遣等を通じ、防災意識の向上を図る。また、町内会や自主防災組織等の求めに応じ、防災関係の情報提供を行う。

- (イ) 災害危険区域図等を作成、公表し、災害予防のための普及啓発活動を行う。また、町内会や自主防災組織の求めに応じ、防災関係の情報提供を行うほか、地区や個人単位のタイムラインの作成を支援する等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。
- (ウ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

ウ 災害被災経験の伝承の支援

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組に対し支援し、家族や地域を自分たちで守る意識の醸成を図る。

エ 社会教育における防災知識の普及

専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見を活用しながら、青少年団体、婦人団体、PTA等に対し、コミュニティセンター等で実施する各種研修会、会合等社会教育の機会を利用して防災知識の普及・啓発に努めるとともに、人間の特性を踏まえた避難行動につなげる対策を行う。

オ 中越市民防災安全大学による地域の防災リーダーの育成

（公社）中越防災安全推進機構が開催する中越市民防災安全大学を通じ、中越市民防災安全士を育成する。卒業生は卒業後も知識や技術の習熟に努めるとともに、情報を共有しあって市民間の防災ネットワークの形成を促進する。

カ 消防団に対する支援

市は、消防団が自主防災組織や町内会等の教育訓練において指導的な役割を担うために必要な措置を講ずるよう努める。

キ 事前の備え等の普及啓発

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

③ 学校教育における防災教育・訓練

学校においては、児童等に対する防災教育の充実を図り、防災訓練の強化及び防災関係行事等の実施により災害発生時の対応等の理解を深めることが必要である。

このため、気候変動の影響も踏まえつつ、次の事項に留意し、学校における防災教育の充実を図る。

ア 児童等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を実施するとともに、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置付ける。

イ 児童等の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。

ウ 各地区の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組み等についての理解を深めさせる。

エ 教職員（市職員含む）用に災害発生時の対応要領を作成し、教職員研修の充実を図る。

オ 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定し実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動等を評価し、今後の訓練等に活かす。

カ 学校における消防職員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

キ 地域の特性を踏まえた防災に関する教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第3節 被災経験を生かした防災知識の普及及び訓練

④ 要配慮者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護責任者が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、市は、要配慮者、介護者、保護責任者向けの防災関係の冊子等の発行により防災知識の普及に努める。

また、地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援について防災関係の冊子等により普及活動を行う。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

ア 要配慮者本人及び家族の学習

イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習

ウ ケアマネジャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(5) 応急手当方法の指導

災害発生時において、負傷者の第1救護者は住民となることが多く「一人でも多くの命を救う」ため、市、医師会、日本赤十字社新潟県支部等は、互いに協力し、市民に対する応急手当方法の指導を積極的に推進する。

指導推進の対象	指導推進の役割分担	
・市職員 ・地域住民 (自主防災組織) ・中・高校生、教師 ・防災関係機関職員	長岡市	防災訓練等の企画、開催
	長岡市消防本部	普通救命講習会の推進
	(一社)長岡市医師会、(一社)見附市南蒲原郡医師会、(一社)小千谷市魚沼市医師会	講習会への援助、協力
	日本赤十字社新潟県支部	救急法講習会の推進

(6) 防災上重要な施設における防災教育

ア 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防災上重要な施設の管理者等に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる防災体制の確立を図るよう指導する。

また、一般企業の管理者等に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

イ 危険物等施設における防災教育

危険を及ぼす可能性のある施設の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図る。

ウ 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は避難行動要支援者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から避難行動要支援者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練等十分

な防災教育を行い、更には付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

エ ホテル・旅館等における防災教育

ホテル・旅館等は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消火通報、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。

また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示する。

オ 魚の市場通り、海水浴場、高層建築物、ターミナルビル、大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、災害発生時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行う。

カ 浸水想定区域内の地下街等の地下施設における防災教育

施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を策定し、計画において洪水時の防災体制、避難誘導、避難の確保を図るため、施設の整備、防災教育・訓練等を実施する。

(7) 防災関係機関における防災教育・訓練

防災関係機関は、職員に対し災害発生時の対応の基礎知識、応急対策及び各機関特有の防災対応等の教育に努めるとともに、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

(8) 男女共同参画の視点に立った対策

男女共同参画の視点からの災害対応について、性別・年齢等にかかわらず多様な市民が自主的に考える機会を設けるとともに、妊産婦や乳幼児の保護者等を対象とした防災知識の普及や訓練を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第4節 防災・安全・安心を目指したまちづくり

【関係部局】

○都市整備部、危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、土木部、水道局、教育部

【関係機関・関係者】 国(北陸地方整備局)、県(土木部、防災局、交通政策局)

1 計画の方針

市及び関係機関は市民との協働の下、幹線道路、公園、河川などの都市基盤整備を進めるとともに、災害への備えを強化した市街地へ住宅、業務、教育、福祉、医療施設等の配置を図るなど、災害に強いまちづくりを目指すこととする。その際、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

また、市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 市民による、日常的な地域の防災上の課題等の把握。

イ 災害に強い、防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど自発的なまちづくりへの参加。

(2) 地域の役割

「地区計画制度※注」などを活用し、住民合意によりその地域にふさわしい建築のルールや地区施設等の計画を策定し、地域単位での安全・安心なまちづくりを推進する。

※地区計画制度は、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりを実現するため、昭和55年に創設された。長岡市では、平成元年からこの制度を活用し、計画的な土地利用の誘導を図る。

(3) 企業等事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、ハザードマップに示された水害や土砂災害等が発生する危険性の高い地域を避けるとともに、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水施設など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適合しない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、事前にこれらの区域指定の解除を目的

とした必要な安全対策を行うこととする。

(4) 県の役割

- ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- ② 防災上危険な市街地の解消
 - ア 低地における市以外地の浸水対策の推進
 - イ 土砂災害警戒区域等の解消に向けた整備の推進
 - ウ 木造密集市街地等における市街地整備
- ③ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全
- ④ 災害に強い宅地造成の推進
 - ア 宅地造成工事規制区域の指定
 - イ 造成宅地防災区域の指定
- ⑤ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
 県は、防災性向上のため、緊急輸送ネットワークの整備を行う。
- ⑥ 復興まちづくり事前準備の取組の推進
 県は、市が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、市が行う復興事前準備の取組を支援する。

(5) 国等防災関係機関の役割

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び市の協力を得て河川の整備による低地における浸水対策等を行い、総合的なまちづくり施策を展開する。

(6) 市の役割

- ① 計画的なまちづくり
 長岡市総合計画や長岡市都市計画マスタープランなどとの整合性を図り、物資の備蓄や指定避難所等としての活用を想定した防災機能の強化について検討するものとする。
 市及び関係機関は市民との協働の下、防災、都市環境に配慮した総合的、一体的な都市基盤整備に努める。また、市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくりに関する情報の提供など支援を積極的に行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進める。
 なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、まちなか居住区域（居住誘導区域）を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ② 計画的な土地利用の規制・誘導

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第4節 防災・安全・安心を目指したまちづくり

ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。

また、無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

③ 災害に強い都市基盤づくり（風水害対策）

ア 水害に強い都市基盤づくり

市は県とともに、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、災害の未然防止を図るとともに総合的な治水・砂防対策を促進する。また、市域の防災性向上のために、街路、公園、緑地などの計画的な機能更新を図り、防災安全性能の確保に努めるものとする。

溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、必要となる防災・減災対策を検討の上、実施するとともに、リスクが非常に高い区域については、さらに移転等も検討するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

(ア) 雨水対策の推進

市街地における浸水防止を行うため、「長岡市都市雨水対策計画」に基づき、河川改修と連携しながら計画的に下水道整備を推進する。

(イ) 公園・広場等の系統的な整備と安全な避難路の確保

中心市街地における避難場所としての機能や防災活動の拠点としての機能を確保するため、長岡防災シビックコア地区に整備した長岡市民防災公園やながおか市民防災センターと同様に、川西地区や支所地域等においては防災機能を有する公園・防災施設の整備に努める。そのほか、支所地域においても「長岡市緑の基本計画」に基づき、身近な避難場所となる公園、避難路や延焼防止帯としての役割を果たす緑道や河川空間を活用した水と緑のネットワーク、自転車歩行者道等を整備し、市街地における安全な避難空間を確保するものとする。

(ウ) 防災安全街区の整備

土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地整備を行う際に、都市計画道路等の計画的な配置や、医療、福祉、行政など公共公益施設、公園・広場など避難場所の計画的な立地誘導を行い、防災安全街区の形成を目指す。

イ 雪に強い都市基盤づくり

(ア) 克雪街区の形成

冬期間の自動車交通と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、一時堆雪帯に配慮した道路づくりや雁木、アーケードによる歩道の確保、地域に合った融雪施設の整備等を図り、雪に強い街区（克雪街区）の形成を図る。

(イ) 克雪住宅の普及

克雪住宅の建設や融雪屋根の改良など克雪住宅の普及促進を図るほか、雨水管

などを利用した投雪口の整備を推進する。

④ 災害に強い都市基盤づくり（震災対策）

「新潟県地震被害想定調査」の結果に基づき、市域の不燃領域率の向上を目指すため、建築物の耐震・不燃化の促進や狭あい道路の拡幅などにより防災安全空間の確保を図る。

ア 市街地のブロック化

市街地の主要な幹線道路沿いや河川沿いの建築物の不燃化促進、植樹帯などの防火帯による延焼遮断帯の設置により、市街地のブロック化を図る。

イ 市街地の不燃化と耐震化の促進

地震の際の火災による延焼防止のため、建築物の不燃化と耐震化を促進する。

商業・業務施設や公共・公益施設などの集まっている中心市街地、及び建築物の密度の高いその周辺部、並びに郊外型の商業・業務施設などが立地する拠点地区において、防火地域及び準防火地域の指定を継続し、火災に強い市街地の整備を進める。

特に木造建築物の多い区域において、地震の際の火災発生を出来るだけ少なくすることなど火災発生と延焼防止のため、建築物内部の不燃化を図るとともに冬期間の積雪を考慮した耐震・耐雪住宅の建設を計画的に進めていくことが重要である。

また、建築物の安全性を確保するため、多くの市民が利用する公共建築物などの耐震改修を計画的に進めるほか、設備、備品及び使用形態あるいは維持管理を含めた総合的な対策についても講じられるよう、施設管理者は配慮するものとする。

ウ 公園・広場等の系統的な整備と安全な避難路の確保

中心市街地における指定避難所等としての機能や防災活動の拠点としての機能を確保するため、長岡防災シビックコア地区に整備した長岡市民防災公園やながおか市民防災センターのほか、近年副心地域として発展している川西地区等においても防災機能を有する公園の整備に努める。そのほか、支所地域においても「長岡市緑の基本計画」に基づき、身近な指定避難所等となる公園や、避難路や延焼防止帯としての役割を果たす緑道や河川空間を活用した水と緑のネットワーク、自転車歩行者道の整備を系統的に整備することにより、市街地における安全な避難空間を確保するものとする。

また、越路地域において、越路防災ひろばを整備するなど、支所地域においても防災施設の整備に努める。

エ 防災安全街区の整備

土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地整備を行う際に、都市計画道路等の計画的な配置や、医療、福祉、行政など公共公益施設、公園・広場など指定避難所等の計画的な立地誘導を行い、防災安全街区の形成を目指す。

⑤ 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等によ

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第4節 防災・安全・安心を目指したまちづくり

り、より安全性の高い市街地環境の実現に努める。

⑥ 災害に強い宅地造成の推進

市は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

⑦ 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう指定避難所等や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

⑧ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

市は、本計画第2編第3章第4節に基づき、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討を行う。

(7) 県及び市の役割（津波災害対策）

① 津波に強いまちの形成

ア 県及び市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。また、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

イ 県及び市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定避難所等（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備については、都市計画マスタープランの方針等を踏まえるとともに、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

ウ 県及び市は、地域防災計画や都市計画マスタープラン等、各種関連する計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

エ 県及び市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

オ 県及び市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

カ 県及び市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

- キ 県及び市は、緊急輸送ルートの確保を迅速かつ確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努める。
- ク 県及び市は、甚大な津波被害が想定される区域については、適切な避難ルートの確保を行い、可能な範囲で住宅の移転についても検討する。
- ケ 市は、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

② 避難関連施設の整備

- ア 市は、指定避難所等の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- イ 市は、やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を指定避難所等に指定する場合は、建築物の耐震・耐浪化及び非常用電源の確保、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄の強化を図るものとする。
- ウ 県及び市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。
- エ 市は、各地域において、避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。

③ 建築物の安全化

- ア 県及び市は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震・耐浪化など津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- イ 県、市及び学校設置者は、津波浸水想定地域における児童等の安全確保のため、各主体が所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

④ ライフライン施設等の機能確保

- ア 県及び市は、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、上下水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第4節 防災・安全・安心を目指したまちづくり

の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、併せて、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

イ 県及び市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図る。

第5節 防災機関における通信手段の確保

【関係部局】 ○危機管理防災本部(危機対策班)、消防本部

【関係機関・関係者】 県(総務部、防災局、土木部)

1 計画の目的

災害対策活動を実施する上で、災害情報の把握は不可欠である。迅速かつ的確な情報の収集伝達が災害対策本部の成否を決めるため、市及び防災関係機関等は、組織内の通信体制の整備のほか機関相互の通信体制の整備や通信施設の耐震対策の強化、通信の多ルート化を図るものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 県の役割

- ① 新潟県防災行政無線施設の整備
 - ア 地上系、衛星系無線施設
 - イ 移動系無線施設
- ② 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。
- ③ 停電対策
 - ア 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。
 - イ 発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で72時間以上、有人施設で6時間以上を目安とする。
- ④ 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を施工する。
- ⑤ 新潟県防災行政無線施設の運用
 - ア 新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月26日新潟県告示第590号）に基づき、これを運用する。
 - イ 通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。
 - ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - エ 非常通信の取り扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。

第1章 災害予防

第5節 防災機関における通信手段の確保

オ 平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

⑥ 通信機器の配備及び調達体制の整備

ア 無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ 通信施設のバックアップとして、衛星携帯電話、インターネットなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入を図る。

ウ 通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ ヘリコプターテレビ電送システムなどによる、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対策を講じる。

(2) 防災関係機関の役割

無線設備を有する防災関係機関は、各自の無線設備の停電対策等を実施し、災害時の通信を確保する。

通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備、情報機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性能の強化に努める。

(3) 市の役割

災害対策は市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関やライフラインの生活関連機関等が緊密に連携して対処することが重要であるため、市は、次のとおり通信設備の整備に努めるとともに、通信網の整備、停電対策を実施する。

① 通信設備の整備

ア 市防災行政無線施設等の整備

災害発生時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

イ 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信無線機等を整備する。

ウ 県・市町村防災行政無線設備の運用

(ア) 勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

(イ) 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(ウ) 平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

エ 衛星携帯電話の配備

災害対策本部（本庁）と現地災害対策本部（支所）において、衛星携帯電話を配備し、被災地との情報連絡手段を確保する。

オ タブレット端末等の配備

市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのタブレット端末等を整備する。

カ 携帯電話のメール機能の活用

中越地震時に有効な情報伝達手段の一つであった携帯電話によるメールを活用し、災害情報を関係職員等に一齐配信するなど、情報の共有化を図るための整備・運用を行う。

キ 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

ク 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

ケ 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

② 県防災行政用無線（県情報通信ネットワーク）の活用

県情報通信ネットワークは、県及び県内の市町村、消防本部をはじめ、「地域衛星通信ネットワーク」に加入する消防庁、都道府県、全国の市町村との間で音声、FAX、データ等の通信が可能であることから、これらの機関との情報伝達や被害報告等の際は有効に活用する。

③ 通信訓練

市及び防災関係機関は、平時から無線機等の操作を職員に習得させ、災害時において迅速な情報伝達活動が行えるよう通信訓練を実施する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第6節 避難準備

【関係部局】

○危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、財務部、地域振興戦略部、市民協働推進部、福祉保健部、農林水産部、都市整備部、土木部、消防本部、教育部、子ども未来部

【関係機関・関係者】県(防災局、福祉保健部)、福祉関係者、観光関係者

1 計画の方針

市は、市民が日頃から災害に備え、家庭、町内会や自主防災組織で事前に指定避難所等を確認したり、緊急時の連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておくなど、安全に避難するための準備の啓発に努め、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる避難体制を整える。

特に、市、県及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として誤って認知する傾向など）を踏まえた上で、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民等に求められる役割

① 市民・企業等の役割

共通

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努めるものとする。

ア 災害時の避難先（指定避難所等）、安全な避難経路及び避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと

イ ハザードマップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害、中小河川における急激な増水等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知り、自宅等の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること

ウ 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと

エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象庁や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること

オ 信濃川早期警戒情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動を起こす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと

カ 災害時の連携に必要な近隣住民、企業との交流を行うこと

震災の場合

耐震性能が不足する旧耐震基準の住宅においては、積極的な耐震化等を図ること

風水害の場合

- ア 屋内での避難や近隣の堅固な中・高層建築物への避難等、災害の状況に応じた避難方法を理解しておくこと
- イ 災害の発生が見込まれる際は、避難指示等の発令前であっても早い段階で避難を行うことができるよう、日頃から気象情報等を入手すること

津波の場合

- 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること
- ア 自ら避難することが地域住民の避難につながることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難すること
 - イ 徒歩による避難を原則とすること

② 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の役割

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

ア 学校、保育園・幼稚園・認定こども園、病院、社会福祉施設等、児童等や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

(ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと

(イ) 気象庁や行政の発表する情報の入手手段を用意すること

(ウ) 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること

(エ) 近隣の企業等事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること

(オ) 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法をあらかじめ定め、関係者に周知すること

(カ) 予測された被害が発生しても、継続して通常活動が行えるように努めること

イ 観光施設、海水浴場、ターミナルビル、ホテル、旅館及びレクリエーション施設、その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

(ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと

(イ) 気象庁や行政の発表する情報の入手手段を整備すること

(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑か

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第6節 避難準備

つ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼす恐れのある施設)の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

(エ) 予測された被害が発生しても、継続して通常活動が行えるように努めること

③ 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、保育園・幼稚園・認定こども園、病院、社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設の管理者及び高層建築物、百貨店、大規模小売店、興業場、ホテル、旅館その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておくものとする。

- ア 地域の実情に応じた避難先（指定避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法
- イ 集団的に避難する場合の指定避難所等の確保、保健衛生、給食の実施方法
- ウ 入院患者、自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法
- エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
- オ 施設外の状況の利用者への的確な伝達
- カ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- キ 訓練の実施

(2) 地域に求められる役割

① 市民の役割

相互の協力の下、自主防災組織等の組織的な活動により安全に避難できるよう、下記により平時から努める。

- ア 地域の危険箇所、避難路、指定避難所等を事前に確認すること
- イ 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと
- ウ 避難時において避難を呼びかけ、率先して避難すること

② 企業等の役割

地域社会の一員として、下記により地域の避難対策への協力を努める。

- ア 要配慮者等の避難を支援すること
- イ 必要に応じて地域住民や帰宅困難者等に指定避難所等を提供すること
- ウ 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

(3) 県の役割

① 市民への防災に関する情報の提供

- ア 災害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 県の設置した震度計の震度情報等を、気象庁を通じて市民に提供する。
- ウ 指定避難所等の確保への協力
- エ 県管理河川の水位情報や土砂災害危険度情報等を、インターネットを通じて常時市民に提供する。

- ② 市の避難体制整備の支援
 - ア 地域の危険情報の市への提供
 - イ 市による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援
 - ウ 関係機関との情報交換体制の整備
 - エ 指定避難所等の確保への協力
 - オ 孤立した住民等の搬送支援

- ③ 広域避難に係る市町村の調整
 - ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援
 - イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援
 - ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。
 - エ 国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

- ④ 津波避難計画策定指針の策定

県は、津波対象地域の指定、初動体制、防災事務に従事する者の安全の確保、津波情報の収集・伝達、避難指示等の発令、平時の津波防災啓発及び避難訓練等を定めた津波避難計画を策定する際の指針を定め、市に提示する。

(4) 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、以下を行う。なお、この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川の洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

- ① 地域の危険に関する情報の事前周知
 - ア 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
 - イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池についてハザードマップの周知を図り、耐震化や統廃合などを促進するものとする。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫により、

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第6節 避難準備

災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- ウ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水又は高潮による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定避難所等、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、ハザードマップ・防災マップの作成に当たっては、住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、住民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知に当たっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。
- エ ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定避難所等に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- オ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

② 避難誘導體制の整備

共通

- ア 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制構築を支援する。
- イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して避難支援プランを策定する。
- ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所等、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努める。
- オ 避難指示等の発令の際には、指定避難所等を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周

知する。

津波の場合

ア 津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

イ 沿岸部の魚の市場通りや海水浴場に避難誘導看板等を設置し、土地勘のない観光客等に対して避難経路及び指定避難所等を周知する。

ウ 消防職員及び消防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予想時刻までの防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

エ 高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員の協力を得ながら、平時から要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

オ 学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

③ 避難指示等情報伝達体制の整備

ア 実情に応じて、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

ウ 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努める。

エ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

オ 避難指示等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

カ 避難指示等伝達に、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

キ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、緊急FMラジオ、屋外拡声器、Lアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第6節 避難準備

- する複数の手段を整備する。特に、要配慮者利用施設、地下街等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、市の人口や面積の規模の大きさを鑑みて、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- ク 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- ケ 訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- コ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- サ 観光客等の不特定多数の者が利用する施設及び要配慮者関係施設等に対し、緊急に情報伝達が可能な緊急告知FMラジオ等による情報伝達体制の整備を図る。
- シ 信濃川早期警戒情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達に当たっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。
- ス 風水害などの災害の発生が見込まれる際は、避難指示等の発令前であっても早い段階で避難を行うよう市民へ啓発するとともに、判断の助けとなる情報をインターネット等により提供する。

④ 避難指示等の発令の客観的基準の設定

共通

災害時に遅滞なく適切な避難指示等の発令及び解除ができるよう、あらかじめマニュアル等で基準を定めておき、災害発生時に迅速かつ的確に対応するとともに、関係機関及び住民に周知する。

風水害の場合

空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等の発令及び解除ができるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

- ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放流量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- ウ 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をま

- とめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- エ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- オ 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合は直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- カ 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。
- キ 避難指示等を発令する際には、国や県の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言等を積極的に活用する。

⑤ 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- ア 避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- イ 国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制整備に努める。

⑥ 住民避難誘導訓練の実施

共通

- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
- イ 地域住民、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加に重点を置いた訓練を実施する。
- ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所やマップを活用した訓練を行う。
- エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

津波の場合

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第6節 避難準備

- ア 津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとし、地域住民、学校、観光客、漁業・港湾関係者、走行車両、公共交通機関及び船舶等幅広い参加を促す。
- イ 町内会等を単位として、浸水範囲、避難経路及び防災に関する地域情報等を記した津波地区版マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、地域における実践的な訓練を行う。

(5) 要配慮者に対する配慮

高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の事前把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達体制の整備
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難誘導支援体制の整備

第7節 避難場所・避難所事前対策

【関係部局】

○危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、市民協働推進部、福祉保健部、環境部、土木部、教育部

【関係機関・関係者】 県(防災局、福祉保健部、土木部)、福祉関係者

1 計画の方針

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定避難所等及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定するとともに、指定避難所等の機能及び環境の整備、充実に努める。

なお、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 県の役割

- ① 市民への防災に関する情報の提供
県の防災用ホームページ等により防災情報を市民に提供する。
- ② 市の避難体制整備の支援
ア 地域の危険情報の市への提供
イ 指定避難所等の確保への協力
- ③ 広域避難に係る市町村の調整
住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。

(2) 市の役割

- ① 指定避難所等の指定
ア 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、市長は、学校、コミュニティセンター、体育館等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、指定避難所等として必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。なお、指定に当たっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 指定避難所等については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定する。また、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺

第1章 災害予防

第7節 避難場所・避難所事前対策

等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に指定避難所等の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定避難所等となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (イ) 指定避難所等については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。また、指定避難所等と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること
- (オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること
- (カ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平時から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの指定避難所等の開設に努めること
- (キ) 指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮すること
- (ク) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること
- (ケ) 指定避難所等施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること
- (コ) 浸水想定区域内にあたるなど、安全な指定避難所等の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる指定避難所等の整備を図ること
- (サ) 指定避難所等予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、

マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。
また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること

- (シ) 指定避難所等予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めること
 - (ス) 指定避難所等施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること
 - (セ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養に配慮すること
 - (ソ) 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること
 - (タ) 市街地における安全な避難空間を確保すること
 - (チ) 帰宅困難者の滞在に配慮すること
 - (ツ) 指定管理施設が指定避難所等となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所等の運営に関する役割分担を定めるよう努めること
 - (テ) 指定避難所等の良好な生活環境の継続的な確保のために、NPO・ボランティア、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めること
- イ 市長は、地区において拠点となる指定避難所等を、地区防災センターとしてあらかじめ指定する。地区防災センターでは、被害情報の収集、物資手配、医療救護活動等を行う。

② 指定避難所等の周知

- ア 指定避難所等は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定避難所等を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。
- イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- ウ 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- エ 市は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。
 - (ア) 標識、誘導標等の設置
 - (イ) 市政だより、防災関係の冊子等の配布
 - (ウ) 防災訓練等

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第7節 避難場所・避難所事前対策

- (エ) 災害ハザードマップ等の作成・公表
- (オ) インターネット（ながおか防災ホームページ等）を活用した情報提供

③ 即応体制の整備

災害発生時において、状況に応じ速やかに指定避難所等を開設し市民の安全を確保する。

ア 夜間・休日でも直ちに指定避難所等施設を解錠できるよう、鍵の管理体制を整える。

イ 指定した指定避難所等については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

ウ 指定避難所等の開設に当たる職員を、居住地に考慮して事前に指定しておく。また、状況に応じて指定避難所等で従事する職員もあらかじめ指定しておく。

エ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所等を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

オ 指定避難所等の開設・運営について、施設管理者、町内会、自主防災組織等と事前に協議しておくよう努める。その際は、地域住民が主体的に参加できる仕組みづくりを心掛けるとともに、指定避難所等に避難することができない在宅者への支援も視野に入れるよう努める。

カ 指定避難所等予定施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

キ 市長は、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所等を設置・維持することの適否を検討する。

ク 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

④ 指定避難所等の環境整備

配慮が行き届いた避難所運営を実施するため、指定避難所等の施設は次の事項について環境整備に努める。

ア 避難路・指定避難所等（施設）の耐震化、バリアフリー化の推進

イ 通信機器（電話、FAX）、通信設備（テレビ・ケーブルテレビ受信、電話用配線）、更衣室、授乳室等の避難の実施に必要な設備の配備

ウ 仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備

エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養

⑤ 福祉避難所の指定

要配慮者を優先し、秩序ある指定避難所等の運営を行うための体制を確保する。

- ア 市長は、障害者、医療的ケアを必要とする者等、指定避難所等内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- イ 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。
- ウ 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等、福祉避難所の運営体制を事前に定めるよう努める。
- エ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- オ 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所等を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- カ 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

⑥ 避難路の安全確保

- 市は、指定避難所等への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。
- ア 指定避難所等へ至る主な経路となる道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、崖崩れ等による危険が及ばないようにする。
- イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

⑦ 広域避難に係る体制の整備

- ア 指定避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- イ 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。
- ウ 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所等を近隣市町村に設けるものとする。

⑧ 指定避難所等開設訓練の実施

- 指定避難所等ごとにあらかじめ定めた方針に従い、開設及び運営が円滑に行えるよう、市、住民、施設管理者、町内会、自主防災組織等が合同で訓練を実施するよう努

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第7節 避難場所・避難所事前対策

める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所等開設・運営訓練を積極的に実施する。

(3) 要配慮者に対する配慮

高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の「要配慮者」の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 防災・福祉関係者及び地域住民による避難生活支援体制の整備
- イ 必要となる育児・介護・医療用品の提供体制の整備
- ウ 食物アレルギーを持った人への原因物質除去食品、腎臓病患者への低たんぱく質食品等の提供体制整備など、食事への配慮

(4) 男女共同参画の視点に立った対策

男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズを踏まえ、特に次の事項に配慮する。

- ア 指定避難所等で従事する職員は、男女両方を配置するよう努める。
- イ 指定避難所等の開設・運営について、関係者間で事前に協議する際は、男女共同参画の視点に配慮する。
- ウ 生理用品、女性用下着等、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した物資の供給体制を整備する。

(5) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 避難者全員を収容できる指定避難所等の確保
- イ 指定避難所等での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

第8節 集落孤立対策

【関係部局】

○危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、財務部、市民協働推進部、福祉保健部、土木部、消防本部、教育部

【関係機関・関係者】 県(防災局、土木部)

1 計画の方針

中山間地域など、災害の際、交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立して持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点整備などの環境整備を行う。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

① 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

② 地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、初期段階における市への被害状況報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

③ 企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

(2) 市の役割

市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材の整備、物資の備蓄等を行う。

① 幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備

道路の被災によって集落が孤立することのないよう、道路改良や迂回路整備などにより災害に強い道路を整備する。

② 孤立予想集落の把握

迂回路のない集落と周辺の集落・指定避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

③ 衛星通信等の通信手段の確保

集落との通信設備の整備等を行い、通信手段を確保する。

第1章 災害予防
第8節 集落孤立対策

- ④ **安心な指定避難所等施設の確保**
小学校、中学校、コミュニティセンター等の耐災化を推進し、安心して避難できる指定避難所等の整備を行う。
- ⑤ **集落単位での資機材（非常用発電機、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置**
国・県の補助制度等を活用し、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を財政面から支援する。
- ⑥ **集落による避難計画の作成と訓練実施の支援**
「自主防災会結成と活動の手引き」に基づき、集落による手作りの避難計画の作成と訓練実施を支援する。
- ⑦ **集落内のヘリポート適地の確保**
県及び消防本部が実施する積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について協議し、ヘリポート適地を確保する。
- ⑧ **積雪期に備えた装軌車両（カタピラ）の確保**
積雪期において、豪雪により道路網が寸断されても、避難の実施、物資の供給等ができるよう、国・県と協力し、装軌車両（カタピラ）を確保する。
- ⑨ **土砂災害ハザードマップの作成配布**
土砂災害（特別）警戒区域において、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。

(3) 県の役割

- ア 孤立可能性の把握と防止対策の実施
- イ 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援
- ウ 積雪期のヘリコプター運用
- エ 土砂災害（特別）警戒区域の指定及び住民への周知

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手手段及び受け入れ先を確保する。

(5) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所等予定施設の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

第9節 要配慮者の安全確保

【関係部局】

○福祉保健部、危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、市民協働推進部、観光・交流部、都市整備部、教育部、子ども未来部

【関係機関・関係者】

市民(要配慮者及び家族、町内会、自主防災組織)、企業、NPO、ボランティア団体等、福祉サービス提供者(社会福祉施設、医療施設、民生委員、長岡市社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター、障害者関係団体等)、外国人関係団体((公財)長岡市国際交流協会)、防災関係機関、消防署、消防団、県(知事政策局、防災局、福祉保健部、土木部)、県病院局、県警察本部

1 計画の方針

要配慮者の安全確保のために、災害情報の伝達、安全な場所への避難誘導、避難先の環境等の状況に応じて、きめ細やかな支援を行えるように、行政、市民、防災・福祉・外国人関係団体等が連携し支援体制を確立する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 避難行動要支援者及び家族の役割

自らできることについては事前に準備し、災害に備える。

なお、避難行動要支援者の安全確保のために、隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努める。

② 地域の役割

市民は、災害時に隣近所での声掛け等、避難行動要支援者を支援できるように日頃からコミュニティづくりを進める。また、町内会や自主防災組織、民生委員、近隣住民等地域の関係者は協力し、避難行動要支援者を支援できる体制を作る。

③ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市又は県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法等の関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

第1章 災害予防

第9節 要配慮者の安全確保

④ 幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の役割

幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の乳幼児や児童生徒が利用する施設（16歳以上の生徒が利用する特別支援学校を含む。）における安全確保対策は、第2章第46節「学校等における応急対策」及び各学校等の学校防災計画、危機管理マニュアルの定めるところによる。

⑤ 要配慮者を雇用している企業及び関係団体の役割

日頃から要配慮者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、災害時には関係機関の協力を得ながら指定避難所等まで安全、円滑に避難できるよう努める。

⑥ NPO、ボランティア団体の役割

要配慮者のニーズに合わせた安全確保体制の整備に協力する。

⑦ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体等外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の役割

団体に所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

⑧ 訪日外国人等が利用する施設の管理者の役割

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(2) 県の役割

ア 避難誘導・指定避難所等の支援等

イ 生活の場の確保対策

ウ 保健・福祉対策

エ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

オ 外国人支援

(3) 市の役割

① 住宅の安全性向上

住宅の耐震診断や耐震住宅改修にかかる低利融資や助成等を進め、これにより避難行動要支援者の住宅安全性の向上を図る。

② コミュニティの形成

町内会や自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会・地区福祉会、老人クラブ、民間ボランティア団体等と連携し、日頃の取組を生かしながら、避難行動要支援者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。

また、避難行動要支援者に対する支援は、従事する者の安全の確保に十分に配慮することとし、日頃から避難行動要支援者の理解を得られるよう努める。

③ 情報伝達体制の整備

災害の緊急情報を要配慮者や支援者に迅速かつ正確に提供できるように、報道機関等の協力による緊急割込み放送や文字放送、緊急告知FMラジオに加え、同報無線、メール、FAX、防災ホームページ、SNS等の情報伝達体制の整備を図る。

また、町内会、自主防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者への迅速な情報伝達の体制を整備する。

④ 避難支援プランの作成

避難行動要支援者に対し、避難指示等を的確に伝達し、早期に安全な場所に避難することができるようにするため、避難支援の体制その他必要な事項を次のとおり定める。なお、細目的な部分は、避難行動要支援者を対象とする避難支援プランにおいて別に定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、町内会、自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会・地区福祉会等と協働し、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため、避難行動要支援者を把握し名簿を作成し、支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。

さらに、指定避難所等の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。

(7) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・高齢者（おおむね要介護認定で要介護3以上である者）
- ・身体障害者（障害の程度が1級又は2級である者）
- ・知的障害者（療育手帳でその判定がAである者）
- ・その他上記に準ずる者として市長が認める者

(1) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第9節 要配慮者の安全確保

又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項を掲載する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係所属で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つ。

イ 避難行動要支援者名簿による情報共有

避難行動要支援者名簿については、個人情報保護に関する法律や長岡市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、又は盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じた上で、関係機関との情報共有を図る。

また、避難行動要支援者には保健師又は地域包括支援センターの職員等が訪問し、日常的な安否確認に努める。

ウ 避難誘導體制の整備

町内会、自主防災組織、民生委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に迅速に避難指示等を伝達するとともに避難誘導する体制整備を図る。なお、重度の介護の必要な者の避難受入先は、できる限り社会福祉施設、老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

エ 個別避難計画と地区防災計画の整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

オ その他

(ア) 避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

(イ) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整、その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

⑤ 指定避難所等の設置・運営に関する体制の整備

自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 指定避難所等の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や要配慮者の

体調の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

- イ 指定避難所等において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置等、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制整備を図る。
- ウ 指定避難所等においては、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。
- エ 指定避難所等において、車椅子、粉ミルク、食事制限者向けの特製食品等、要配慮者の特性に応じた生活必需品や食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- オ 指定避難所等での生活が困難な要配慮者については、「災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書」等を活用し、社会福祉施設、公的住宅等への収容、移送等必要な配慮を行う体制整備を図る。

⑥ 要配慮者利用施設等における避難確保計画

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するに当たっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったとき又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

なお、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、職員、住民等の防災意識の醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

⑦ 保健・福祉対策

災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、災害ボランティアセンター等との協力体制を整備する。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師等は、指定避難所等、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導等の保健サービス）を行う体制整備を図る。

イ 福祉対策

発災直後に、避難支援プラン等に基づき、長岡市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力・連携により、避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

ウ 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるよう

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第9節 要配慮者の安全確保

に、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、絵や写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

⑧ 防災教育・防災訓練

要配慮者の災害時等の支援について、防災関係の冊子等の活用により、普及・啓発に努める。また、避難行動要支援者の避難訓練を実施する。

⑨ 外国人への支援対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく。

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人や訪日外国人旅行者に対する適切な配慮を行う。また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、指定避難所等や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定避難所等、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と連携した防災体制の整備を行う。

また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して、短期滞在者を含む外国人への災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(4) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の住居等の雪下ろし、除雪等に関して必要な措置を講じる。また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、県、市と協力して、指定避難所等、避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

第10節 救急・救助体制の整備

【関係部局】 ○消防本部、危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、福祉保健部、土木部

【関係機関・関係者】

県(防災局、福祉保健部)、県警察本部、医師会(県・長岡市・見附市南蒲原郡・小千谷市魚沼市)、ドクターヘリ基地病院、医療機関、日本赤十字社、医療資器材業者

1 計画の方針

災害発生時の家屋の倒壊、火災等により同時多発する被災者の危機に対し、救急・救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救急・救助体制を整備する。また、現場における初期活動から救急搬送まで、関係機関が有機的な活動を迅速に行うための体制の整備を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民及び自主防災組織の役割

市民は、平時から地域・学区・町内会等における協力体制を育み、自主防災組織等の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うことができるよう努める。

② 企業等事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、県、市、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、連携して、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、県、市と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

(2) 県の役割

ア 救急・救助連絡体制の確立

イ 救急医療連絡体制の確立

ウ 救急救命士の救命技術の高度化

エ 緊急消防援助隊の受援体制の整備

オ 医療資器材等の供給協定の締結

カ 航空消防防災体制の充実

キ 航空機保有機関との連携

(3) 防災関係機関の役割

① 長岡市医師会等の対策

市から援助の要請があったときは市医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行えるよう体制の整備を図る。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

② 日赤新潟県支部の対策

日赤新潟県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護にあたる。

(4) 市及び消防本部の役割

市は、災害発生時の救助活動、救急搬送について、地域住民及び防災関係機関が連携した活動ができるように体制の整備を図る。

また、感染症等流行時においても適切に業務が継続できるよう、隊員等の使用する消防庁舎において、感染症対策が講じられるよう、施設及び設備の整備を図る。

① 消防本部の対策

消防本部は、救急隊員、救助隊員の資質の向上に努めるとともに、高規格救急自動車、救助工作車等の救助救急資機材の整備及び救急救命士の養成を図る。

ア 消防団の対策

消防団は、災害発生時における初動体制組織となることから、団員の参集体制の整備を図るとともに、簡易救出器具等を有効に活用し、地域住民と協力して救急・救助活動を行えるよう、体制の確保に努める。

イ 消防団員の確保及び充実

市及び消防本部は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月13日公布）に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

ウ 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、無線設備及び連絡体制を整備する。

エ 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署における施設、資機材及び人員等の整備充実を図る。

② 市職員の対策

市は、応急対策にあたる市職員に対し、簡易救出器具等を使用した救助訓練、応急手当方法の知識、技術の習得のため講習等を行い、災害対応力の強化を図る。

- ③ 市民に対する防災意識の啓発
 応急手当等、市民に必要な防災知識等の普及・啓発活動等を実施し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時に障害者、高齢者、傷病者、外国人、乳幼児等の要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう努める。
- ④ 救急・救助活動における交通確保
 地震や洪水、浸水等による建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、防災関係機関とあらかじめ協議しておく。
- ⑤ 民間等による救急・救助支援体制の確保
 同時多発災害に備え、地元業者等から救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けける体制の整備を図る。
- ⑥ 医療機関との連携体制
 同時多発する救急搬送の受入れ体制について、事前に医療機関と協議するとともに、広域的な搬送体制の確立に努める。
 - ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制
 同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。
 - イ 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立
 救急活動を円滑に行うために、地元医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。
 - ウ 医療資器材等の供給支援体制の確保
 日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と連携し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。
- ⑦ 広域消防相互応援の要請及び受援
 消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。
- ⑧ 緊急消防援助隊の要請及び受援
 消防本部は、長岡市緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。
- ⑨ 要配慮者に対する配慮
 要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。
- ⑩ 積雪期での対応
 市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の災害発生時における道路の除雪体

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第10節 救急・救助体制の整備

制及び指定避難所等への住民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

第11節 医療救護体制の整備

【関係部局】 ○福祉保健部、危機管理防災本部(防災政策班)、消防本部

【関係機関・関係者】

県(防災局、福祉保健部)県警察本部、医師会(県・長岡市・見附市南蒲原郡・小千谷市魚沼市)、医療機関、医療関係団体

1 計画の方針

市は災害から市民の生命、健康を守るため、「長岡市災害時医療救護計画」を策定し、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。

市、県、医療機関及び医師会、歯科医師会など医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・医療機関等の役割

① 市民の役割

市民は、定期的に服用している薬等や「お薬手帳」を災害時に持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

② 医療機関及び医師会、歯科医師会など医療関係団体の役割

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

ア 病院

病院は、県及び市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

(ア) 災害対策委員会の設置

(イ) 防災体制に関する事項(ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等)

(ウ) 災害時の応急対策に関する事項(病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等)

(エ) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項(重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等)

第1章 災害予防

第11節 医療救護体制の整備

- (オ) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- (カ) 人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
- (キ) その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うものとする。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から県医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で県医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

(ア) 地域災害拠点病院

- ・地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び県医療救護班の派遣等を行う。
- ・地域災害拠点病院は、災害時の衛星携帯電話等の通信手段、患者受入、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料・食料・水・医療資器材等の備蓄に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院

- ・基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、県医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- ・基幹災害拠点病院は、災害時の衛星携帯電話等の通信手段、患者受入、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料・食料・水・医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ 新潟DMA T指定医療機関

新潟DMA T指定医療機関は、県からDMA Tの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMA Tを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

する。

キ 市医療救護班及び市歯科医療救護班編成機関（（一社）長岡市医師会、（一社）長岡歯科医師会等）

市医療救護班及び市歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に市から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

ク 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するものとするとともに、災害時に迅速に対応できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

(2) 県の役割

ア 新潟DMA Tの派遣体制の整備

イ 医療救護班及び歯科医療救護班等の派遣体制の整備

ウ 新潟D P A Tの派遣体制の整備

エ 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

オ 災害拠点病院の整備

カ 救急連絡体制の確立

キ 医療資器材等の確保

ク 広域医療搬送拠点・S C Uの確保

ケ 電源の確保

コ 平時からの連携体制の整備

(3) 市の役割

① 医療救護体制の整備

市は災害から市民の生命、健康を守るため円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。また、救護所〔初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所〕設置施設を整備する。

ア 救護所設置施設の指定

市は、地区防災センター等の中から救護所設置施設をあらかじめ指定し、住民に周知するものとする。なお、救護所設置施設は、資料編に示す。

イ 医師等の派遣体制の整備

市は、（一社）長岡市医師会等と協議の上、救護所設置に係る市医療救護班及び市歯科医療救護班の派遣体制等を定めるものとする。

ウ 救護所施設の整備

市は、救護所が開設された際に医療救護活動が円滑に行われるよう施設の整備を行うとともに、応急措置に必要な資器材の備蓄に努める。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第11節 医療救護体制の整備

エ 医療資器材の確保等

市は、（一社）長岡市医師会等と救護所における応急処置用資器材、薬剤等を選定しその備蓄を図るとともに、（一社）長岡市薬剤師会と薬剤師の派遣、長岡薬業協同組合と医薬品等の確保、供給について事前に協議する。

オ 医療救護体制の方針

- (ア) 大規模災害発生時における最悪の事態、状況を想定して確立する。
- (イ) 医療救護計画が円滑に機能するよう、住民、自主防災組織の役割を明確にするとともに、周知、連携等の整備に努める。
- (ウ) 救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。
- (エ) 市で医療救護体制が確保できない場合、県へ支援を要請する。

② 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と連携し、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

3 活動の調整

(1) 県災害対策本部

県医療救護班の派遣調整等を行うため、県は、医療関係団体、新潟DMAT、基幹災害拠点病院、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

(2) 長岡地域災害医療コーディネートチーム

被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、長岡保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

第12節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

【関係部局】 ○土木部、農林水産部、都市整備部

【関係機関・関係者】

県(防災局、農林水産部、農地部、土木部、交通政策局)、県警察本部、長岡国道事務所、通信事業者、電力事業者、ガス事業者、東日本高速道路(株)、企業等事業所

1 計画の方針

災害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。道路管理者は、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力の下、道路機能の確保にあたる体制を整備する。

2 各主体の責務

(1) 各道路管理者の役割

各道路管理者は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

① 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を実施する。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

災害時には道路横断樋管などの排水施設が機能不全に陥り道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ ハザードマップの活用

各道路管理者等は、相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水ハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路附属施設

道路附属施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備・災害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交

第1章 災害予防

第12節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

差点に非常用電源装置の設置を推進する。

- (イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保・災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。また、道路管理者は道路パトロール等を通して、それら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (ウ) トンネル等の防災信号システムの整備・主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

カ 適切な維持管理

各道路管理者は老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）の確保に資する道路整備に努める。

② 防災体制の整備

ア 連絡体制の整備

各道路管理者は災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、監視カメラ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる建設業協会や構造物解体協同組合などは、被災時の迅速で的確な連携に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

被災状況を緊急に把握し、関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

(2) 市の役割

災害時において道路は、応急対策、復旧対策の基幹となるものであり、円滑な災害対応を実施するため、市及び防災関係機関は次の事項について実施に努める。

① 緊急輸送道路の指定

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路を指定する。（緊急輸送道路は、資料編に示す。）

- ② 危険調査等
災害時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所調査を実施し必要に応じて補修等の対策工事を実施する。
- ③ 橋梁点検等
定期的に橋梁の点検を行い、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。
- ④ 道路附属設備
定期的に標識、照明灯等の附属設備の点検を行い、災害時に転倒、落下等が起きないように維持管理に努める。
- ⑤ 街路樹等
災害時において倒木による被害が生じないように、維持管理に努めるとともに、街路樹の選定に当たっては耐風性等を考慮する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

3 道路種別毎の業務内容

(1) 高速道路

高速道路は、広域的あるいは地域（間）的な輸送能力、機動性に優れており、緊急輸送においては最も迅速に大量の物資等を運べることから、高速交通体系の現代社会においては最も重要な施設となっている。

このような状況から、東日本高速道路株は、十分な耐震性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、耐震性確保に必要な補修等の災害予防措置を講じる。さらに、災害による被害に備え、必要な資材等の確保に努める。

また、災害発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、国・県・市と連携して、利用者に対し道路情報の提供やパンフレットの配布などにより、災害発生時の注意事項について広報活動を行う。

(2) 国道及び県道

ア 道路の整備

国・県道は、高速道路へのアクセスはもちろんのこと、幹線道路としての位置付けから人的・物的移動において最も利用される道路施設である。

このような状況から、国及び県は、十分な耐震性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、耐震性確保に必要な補修等の災害予防措置を講じる。

(ア) 落石等危険箇所調査

災害発生時には、国及び県は、道路法面や路体の崩落が予想される箇所を把握するため、危険箇所の調査を実施する。

(イ) 道路の防災補修工事

危険箇所調査により、防災補修工事が必要な箇所については、早期に対策工事を実施する。

イ 橋梁（高架を含む）の整備

災害時における橋梁機能の確保のため、国及び県は点検調査、対策工事を実施する。特に、

第1章 災害予防

第12節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

信濃川にかかる橋梁については、重点的に対策を講じることとする。

(ア) 橋梁の耐震補強の実施

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要に応じて補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

(イ) 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、「橋、高架の道路等の技術基準について」（道路橋示方書）国土交通省都市局長、道路局長通知に基づき建設する。

ウ 横断歩道橋の整備

災害時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について耐震点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備する。

エ トンネル及びスノー（ロック）シェットの整備

災害時における交通機能の確保のため、所管トンネル及びスノー（ロック）シェットについて安全点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して整備する。

オ 道路啓開用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路啓開用資機材の配置場所を、建設業協会等と連携して常に把握しておくように努める。

(3) 市道

市道は、地域の生活道路であると同時に、国・県道等の幹線道路を補完するものであるが、施設としては地形条件や老朽化により、脆弱な区間が多く災害による被害は多岐にわたることが予想される。

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路を指定し、幹線市道などの重要な路線を最優先として、国・県道に準じた調査や必要な対策を実施する。

(4) 基幹農道及び基幹林道

ア 基幹農道

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、耐震設計を行う。特に、橋梁については、必要により落橋防止装置を設ける。

イ 基幹林道

基幹林道は、中山間地域における災害発生時の緊急避難及び応急対策活動において、国・県道及び市道を補完する重要な施設であることから、耐震設計を行うなど施設の安全性を高める。

(5) 街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないように、維持管理に努めるとともに、樹種の選定に当たっては耐風性等を考慮する。

第13節 港湾施設の災害対策

【実施主体】 県(交通政策局)
【関係部局】 ○土木部
【関係機関・関係者】 企業等事業所

1 計画の方針

県は、地震や地震に伴う津波や高潮又は波浪による浸水や湛水による被害発生を防止するため、港湾法、その他関係法令の定めるところにより、港湾施設の整備を計画的に行う。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 県の役割

① 防災体制の確立

- ア 交通政策局は、災害に対処するための防災体制を確立する。
- イ 交通政策局は、港湾における高波、高潮、暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策、耐波性能の照査による既存施設の補強を推進する。
- ウ 災害防止、被災時の応急復旧等のための迅速で的確な連携に備え、平時より直轄工事事務所や(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部などと協定を結び、人員、資材の確保や情報の連絡体制を整備する。
- エ 交通政策局は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

② 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、災害発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画に位置付け施設整備に努める。

③ 避難緑地等の整備

港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、緊急時の多目的利用が可能なオープンスペースの計画的な整備に努める。また、オープンスペースもしくは耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地や地域住民の指定避難所等として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

④ 防波堤等の整備

港湾及び漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾計画及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。なお、この場合は、計画を上回る災害が発生して

第1章 災害予防

第13節 港湾施設の災害対策

も、その効果が粘り強く発揮できるようにすることや、環境・景観への配慮に努める。

⑤ 災害未然防止活動

ア 交通政策局は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

イ 交通政策局は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

⑥ 適切な維持管理

施設管理者及び漁業管理者は、港湾施設及び漁業施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

(2) 企業等事業所の役割

港湾内にある企業等事業所は、災害発生に備え緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関、企業相互の協力体制、情報、連絡系統を確立する。

第14節 河川・海岸災害予防

【関係部局】 ○土木部、危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、都市整備部、消防本部

【関係機関・関係者】

県(農林水産部、農地部、土木部、交通政策局)、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、(一社)新潟県建設業協会、(一社)長岡市建設業協会(以下「各協会」という)

1 計画の方針

市、県及び国は、災害に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための防災対策を総合的に推進するものとする。

また、洪水、高潮又は波浪による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修や河川管理施設、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮するものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

市民は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく国、県、市、消防署又は警察署へ連絡する。

また、災害時に的確に避難できるよう、「自らの命は自ら守る」という意識の下、各ハザードマップ等により避難経路や指定避難所等について平時より確認しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。加えて、指定避難所等の確認、非常用食料等の準備をしておく。

洪水、高潮又は波浪時において、消防団等から協力要請があった場合は、水防活動に従事する。

② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、災害を想定した避難訓練等の実施に努めるものとする。

③ 企業等事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

第1章 災害予防
第14節 河川・海岸災害予防

(2) 国・県の役割

風水害の場合

① 洪水への防災対策

- ア 防災対策施設及び災害危険箇所の点検、調査等
- イ 河川管理施設の整備及び維持管理
 - (ア) 築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設
 - (イ) 内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備
 - (ウ) 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討
 - (エ) 老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施
- ウ 下水道施設による雨水排除対策
- エ 臨時ヘリポートの確保

② 洪水への減災対策

- ア 水防体制の整備
 - (ア) 水防計画の策定及び水防管理団体の指定
 - (イ) 緊急用の水防資機材の確保
 - (ウ) 情報管理手法の確立
 - (エ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視
 - (オ) 浸水想定区域の指定及び公表
- イ 防災体制の充実
 - (ア) 河川防災情報システムの機器更新整備
 - (イ) 河川情報の共有化
- ウ 住民の防災意識の向上
 - (ア) 洪水ハザードマップの作成支援
 - (イ) 水防警報河川及び水位周知河川の拡充
 - (ウ) 洪水予報河川の拡充
 - (エ) 防災情報提供の充実
 - (オ) ダム放流警報スピーカーの市町村への開放
 - (カ) 防災意識の向上に向けた啓発
 - (キ) 学校教育等との協力による防災教育の推進
- エ 河川管理施設（堤防等）の機能の維持向上
 - (ア) 堤防等の点検強化
 - (イ) 河川巡視の強化
 - (ウ) 河川管理施設の保全

③ 高潮や波浪への防災対策

- ア 海岸保全区域、災害危険箇所の点検
- イ 低地における海岸堤防の整備
- ウ 海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切な維持管理

- ④ 高潮や波浪への減災対策
 - ア 水防体制の整備
 - (ア) 緊急用の水防資機材の確保
 - (イ) 情報管理手法の確立
 - (ウ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視
 - イ 住民の防災意識の向上

地震の場合

- ① 河川管理施設等の災害予防
 - ア 施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理（長寿命化計画の作成、実施等）
 - イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備
 - ウ 防災体制等の整備
- ② ダム施設
 - ア 施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理（長寿命化計画の作成、実施等）
 - イ ダム管理体制の整備
- ③ 海岸保全区域の整備・改修
 - ア 施設点検、耐震性の確保、施設の維持管理（長寿命化計画の作成、実施等）
 - イ 災害危険箇所の調査、整備

(3) 市の役割

風水害の場合

- ① 洪水への防災対策
 - ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等
 - (ア) 各施設の点検要領に基づき、国、県と連携し安全点検を実施する。
 - (イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。
 - (ウ) 災害危険箇所を国、県と連携し定期的に調査を行う。
 - イ 施設の整備及び維持管理

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。また、市が管理する施設については必要な補修等を計画的に実施する。
 - ウ 下水道施設による雨水排除対策
 - (ア) 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。
 - (イ) 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。
- ② 洪水への減災対策
 - ア 水防体制の整備

水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有するこ

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第14節 河川・海岸災害予防

とから、当該区域における地域防災計画（水防計画）を策定し、消防団、水防管理団体の水防組織を整備するものとする。

また、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続きに関して予め整理しておく。

イ 水防活動用資機材の備蓄

迅速な応急活動を行うため、水防倉庫に水防活動用資機材の備蓄を行うとともに、適切な維持管理を行う。

ウ 河川情報の収集

河川情報システムや必要に応じて巡視を行い、的確な情報収集を行う。

エ 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者が利用する施設及び自衛水防組織を設置した大規模工場については、当該施設の利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、洪水予報及び避難指示等を防災行政無線、コミュニティFM放送、等により伝達する。なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

オ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により避難路・指定避難所等を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の整備をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線、野外拡声器、緊急告知FMラジオ等を活用するなど情報伝達体制を整備する。

カ 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップなどの活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図るとともに地下街等、要配慮者利用施設等を含む避難訓練を実施する。

キ 市民の防災意識の向上

(ア) 洪水ハザードマップの作成・配布

(イ) 洪水予報河川、水防警報河川及び水位周知河川の周知

(ウ) 防災情報提供の充実

(エ) 防災意識の向上に向けた啓発

(オ) 学校教育等との連携による防災教育の推進

③ 要配慮者に対する配慮

浸水想定区域内の地下街等や要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告

を行う。

④ 積雪地域での対応

河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれある河川については、必要に応じて巡視し対処するものとする。

地震の場合

① 河川管理施設等の災害予防

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

ウ 防災体制等の整備

(ア) 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、指定避難所等、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

② 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

③ 積雪地域での対応

ア 積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について、事前に協議しておくものとする。

イ 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に協議するものとする。

(4) 消防団の役割

受け持ち区域内の河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、当該管理者へ連絡する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第15節 治山・砂防施設の地震対策

【関係災対部】 ○災対農林水産部、災対土木部

【関係機関・関係者】

県（農林水産部、農地部、土木部）、関東森林管理局、北陸農政局、北陸地方整備局、警察、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山防災ヘルパー、新潟県治山ボランティアセンター、北陸地方防災エキスパート、建設業等事業者（団体）

1 計画の方針

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進するものとする。

2 国・県の役割

「砂防法（砂防指定地）」、「地すべり等防止法（地すべり防止区域）」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩落危険区域）」、「森林法（保安林）」等に基づく各指定地に設置する治山・砂防施設等については、所管により以下の対応を行う。※一部を除き、概ね県所管施設。

(1) 耐震設計の適用

各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計・施工する。

(2) 耐震性の強化

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的に耐震性の強化に努める。

(3) 施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

(4) 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第16節 農地・農業用施設等の災害予防

【関係部局】 ○農林水産部

【関係機関・関係者】

県(農林水産部、農地部)、土地改良区、農業協同組合、施設管理者、農業者、新潟県土地改良事業団体連合会

1 計画の方針

農地・農業用施設等の災害の未然防止と被害抑止のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策、中山間地における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図るものとする。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市の役割

① 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

③ 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

④ 施設の点検

警報等が発表され風水害が発生する危険が予想される場合や、震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。

⑤ 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その結果を取りまとめて関係機関に報告する体制を整備する。

第1章 災害予防

第16節 農地・農業用施設等の災害予防

⑥ 応急対策等の実施

関係機関との連携の下、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じ、必要な応急対策を実施する体制を整備する。また、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する体制を整備する。

⑦ 要配慮者に対する配慮

災害により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに避難できるよう事前の連絡体制の構築や、応急措置を施すことができるようにする。

(2) 県の役割

① 市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

③ 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

④ 施設の点検

警報等が発表され風水害が発生する危険が予想される場合や、震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う体制を整備する。また、必要に応じて市と連携し防災重点農業用ため池等の緊急点検を行う。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。

⑤ 被害状況の把握

市、土地改良区等及び農業協同組合と連携して、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その結果を取りまとめて関係機関に報告する体制を整備する。

⑥ 応急対策等の実施

関係機関との連携の下、被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じ、必要な応急対策を実施する体制を整備する。また、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する体制を整備する。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

① 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

- ② 地震情報の収集・連絡
震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。
- ③ 気象、水象情報の収集・連絡
最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。
- ④ 施設の点検
警報等が発表され風水害が発生する危険が予想される場合や、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により市と連携して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。
- ⑤ 被害状況の把握
市と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その結果を取りまとめて関係機関に報告する体制を整備する。
- ⑥ 応急対策等の実施
関係機関との連携の下、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じ、必要な応急対策を実施する体制を整備する。また、所要の手段をとり災害査定前に復旧工事に着手する体制を整備する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第17節 建築物等災害予防

【関係部局】 ○都市整備部、財務部、危機管理防災本部（危機対策班）、市民協働推進部、福祉保健部、消防本部、教育部【関係機関・関係者】

県（総務部、環境局、防災局、土木部）、県病院局、県教育委員会、警察本部、市民、企業等事業所、学校、病院、社会福祉施設

1 計画の方針

災害によって建築物等に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。特に、根幹的な公共施設等は災害時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、耐災性の向上を図り、適切な維持管理に努めるものとする。

また、民間の建築物等については、所有者に対して災害予防の重要性について啓発に努め、適切な指導・助言を実施するものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に耐震化や、非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

② 地域の役割

地域内で著しく耐震性の劣る建築物や著しく劣化している建築物、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、当該建築物の所有者や管理者に安全性の向上を図るよう助言し、地域住民に周知する。

③ 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導體制の整備を図る。

ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 県の役割

① 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

ア 県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を

推進するよう指導・助言を行う。

- ② 一般建築物の安全確保対策
所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- ③ 建築物の耐震化の推進
建築関係団体等と連携し、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進めるとともに耐震診断・改修の推進を図る。
- ④ 老朽化した建築物の長寿命化計画
県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(3) 市の役割

- ① 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策
 - ア 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
 - イ 医療救護活動の施設（病院）
 - ウ 応急対策活動の施設（消防署、庁舎等）
 - エ 避難収容の施設（学校、体育館等）
 - オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、身体障害者療養施設等）

② 防災対策

①に掲げた建築物は、災害時の応急対策及び指定避難所等として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す災害対策に努める。

ア 建築物の耐震診断・改修の推進

市有施設のうち、建築基準法による新耐震設計基準（以下「新耐震基準」という。）施行以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から順次診断を実施する。

さらに、法令で定める技術基準を遵守しつつ、必要に応じて、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の確保
- (イ) 非常用電源の確保
- (ウ) 配管設備類の固定強化
- (エ) 排水施設及び擁壁等の整備
- (オ) 要配慮者に配慮した施設、設備の整備
- (カ) 防災設備の充実

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第17節 建築物等災害予防

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、日常点検などにより、適切な維持管理に努めるとともに、次に掲げる台帳、図面等の整備、保管に努める。

- (ア) 法令に基づく点検等の台帳
- (イ) 建設時の図面及び防災関連図面
- (ウ) 施設の維持管理の手引き

③ 建築物等に対する指導等

市は、建築物等の安全性を向上させるため、次の事項について指導・助言に努める。

- ア 災害時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街等における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

④ 一般建築物の災害予防

風水害の場合

市は、建築物等の安全性を向上させるため、次の事項について指導・助言に努める。

- ア 不特定多数が使用する建築物の安全確保
必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。
- イ 著しく劣化している建築物の安全確保
防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。
- ウ 建築物の窓ガラスや看板等の落下物等による災害防止についての安全確保
建物の外部に設けられた、窓ガラス、看板、空調機等の強風による落下並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓蒙を行う。
- エ 水害常習地や地階を有する建築物の水害対策についての指導
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。
地下街等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。
また、避難路や救助のための進入口の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。
- オ 空家対策
市は、平時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。
なお、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある

部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

震災の場合

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、新耐震基準施行以前の建築物については、現行法の耐震性が満たされていない建築物が存在している。

ア 相談等

市は地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の指導・助言に努める。

- (ア) 新耐震基準施行以前に建築された住宅・建築物の耐震診断、改修等
- (イ) 建築物の窓ガラスや看板等非構造部材の落下物による被害を防止するための安全確保
- (ウ) ブロック塀等（石碑を含む）の倒壊を防止するための安全確保

イ がいけ地等における安全立地についての指導

建築基準法及び条例等の規定に基づき、災害危険区域内に建築を行う者、又は建築物の所有者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

ウ 空家対策

市は、平時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

なお、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

⑤ 被災建築物の応急危険度判定体制の推進

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保、注意を喚起するため、市においては建物の応急危険度判定を目的とした体制の整備に努める。

⑥ 要配慮者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化やバリアフリートイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備を整備する。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街等における各テナントによる避難の連携等の徹底を図る。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第17節 建築物等災害予防

⑦ 積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保する措置を講じる。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の災害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

⑧ 消防署等

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第18節 鉄道の災害対策

【実施主体】 東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)
【関係部局】 ○都市整備部、危機管理防災本部(危機対策班)、土木部、水道局、教育部
【関係機関・関係者】 県(防災局、交通政策局)

1 計画の方針

JR東日本、JR貨物(以下、各鉄道事業者)は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 各鉄道事業者の役割

災害を予防するため、概ね次に挙げる事項について、計画・実施する。なお、詳細については、鉄道事業者の作成する防災業務計画や災害対策マニュアル等によるものとする。

① 施設面の災害予防

- ア 施設の保守管理
- イ 近接施設からの被害予防

② 体制面の整備

- ア 災害対策本部等の確立
- イ 運転基準、運転規制区間の設定
- ウ 防災教育及び防災訓練の実施

③ 災害対策用資材等の確保

- ア 建設機材の現況把握及び運用
- イ 技術者の現況把握及び活用
- ウ 災害時における資材の供給等

④ 防災広報活動

(2) 県・市の役割

① 連絡体制の整備

県及び市は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

第19節 コミュニティ放送等放送機関の災害対策

【実施主体】

放送機関(日本放送協会新潟放送局(NHK)、(株)新潟放送(BSN)、(株)エヌ・シー・ティ(長岡ケーブルテレビ)、長岡移動電話システム(株)(FMながおか)

【関係部局】 ○地方創生推進部、危機管理防災本部(危機対策班)

1 計画の方針

放送は、災害発生時において、避難指示等、緊急地震速報・震度情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを大規模停電時も含め迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機器の落下・転倒防止、浸水防止等施設の防災対策を推進し、防災体制の確立を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 日本放送協会新潟放送局(NHK)

① 対策の現況

- ア 放送設備の落下転倒防止の補強等耐震対策、浸水防止対策
- イ 消耗品、機材等の常備
- ウ 無線中継状態の把握
- エ 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- オ ラジオ放送基幹放送所での仮演奏所の設置
- カ 各防災機関が設備している通信網の把握
- キ 非常用簡易自家発電装置を会館屋上に新設

② 対策の計画

災害に備えて、次により各設備に有効かつ適切な予防措置を講じるものとする。

- ア 電源関係
自家発電装置室、電源室の浸水防止対策
- イ 中継回路、連絡回線回路
N T T東日本回線の確保
- ウ 非常用放送装置の点検整備

③ 体制面の整備

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策及び災害即

応体制の見直し等を実施する。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、日常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施する。

ア 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、非常配備体制が発令され「災害対策本部」を設置する。

[主な対策事項]

- (ア) 災害に関する重要事項の審議・決定
 - (イ) 災害に関する情報の収集、連絡
 - (ウ) 各対策部における緊急計画の調整
 - (エ) 災害対策についての対外折衝
- イ 防災教育及び防災訓練の実施
 - (ア) 非常災害対策ハンドブックにより、緊急連絡訓練及び緊急動員訓練を実施する。
 - (イ) 県及び市が実施する防災訓練に参加又は協力する。
- ウ 防災関係者を対象とした各種講習会に参加する。

(2) (株)新潟放送(BSN)

① 対策の現況

- ア 放送の確保に必要な設備・機材・機器の転倒防止などの補強
- イ 災害対応の機材・消耗品・備品の備蓄
- ウ 無線装置、中継車等の持ち出し方法、移動方法を決定し具体的なマニュアルを策定
- エ 電源確保のため、平時から発電設備の整備点検を実施

② 対策の計画

- ア 局舎の耐震強度再点検及び構造の補強
- イ 放送施設の構造強化
- ウ 送信所設備の再点検及び非常用設備の設置

③ 体制面の整備

平成8年4月に「非常事態対策ハンドブック」を制定後、数回の改定を経て、東日本大震災発生後の平成24年6月に改定。このハンドブックは、県内の放送エリア内で中越地震規模の大地震やそれに類する大災害が発生し、多くの人命や財産に被害が生じた場合あるいは本社及び送信所が災害により被害を受け、正常な放送が困難になった場合を想定し、災害時における放送の使命を果たすための体制整備及び平時の訓練等を通じた社内対応確立を目的としている。

主な要旨は次のとおり。

- ア 非常事態対策本部の設置と社内組織の確立
- イ 特別放送の実施

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第19節 コミュニティ放送等放送機関の災害対策

- (ア) ラジオ、テレビの機能発揮
- (イ) 取材機器、通信連絡設備の充実
- (ウ) 臨時放送体制
- (エ) 放送現場各局の特別放送実施対応マニュアルの制定
- ウ 社員の緊急呼び出しと自発的出社
- エ 放送設備被災の場合の対策
 - (ア) 本社放送設備
 - (イ) 送信所
 - (ウ) 電源設備
- オ 非常事態対策事前の対応
 - (ア) 管理体制面の整備
 - (イ) 社内備蓄品の整備、緊急物資・資材の入手ルートの確立
- カ 「非常事態対策委員会」の設置とハンドブックの定期的な見直し、非常事態を想定した訓練の実施

(3) (株) エヌ・シィ・ティ (長岡ケーブルテレビ)

① 対策の現況

機器設備に対しての現状と対策

- ア 局舎設備の落下・転倒防止の為、床面もしくは壁面に固定
- イ 伝送路設備の支持材へのボルト締め固定（電柱への災害対応固定）
- ウ 局舎電源設備の停電対応（C V C F 及び発電機による完全無停電化）
- エ 伝送路設備の停電対応（バッテリーによる2時間程度の停電対応）
- オ 局舎設備の重要機材の2重化、障害時のバックアップ機器への切替
- カ 局舎の対雷強度の確保（銅線の光ファイバー化による侵雷ルート遮断）
- キ 伝送路の重要回線の二重化（断線等の対策）
- ク 伝送路回線機器の監視設備の設置（保守及び早期復旧対策）
- ケ 伝送路設備の予備機器の確保

② 対策の計画

機器設備に対する補強・補充検討事項

- ア 局舎の強度（耐震・耐雪・耐風）の再評価及び構造の補強
- イ 局舎の浸水防止対策（機器設置場所の高所化、建物の防水性見直し）
- ウ 局舎設備の送信所設備の再点検及び非常用設備の設置
- エ 伝送路の光回線の完全二重化
- オ 局舎からの信号出力の完全光化（対雷強度の確保）
- カ 災害放送用取材・伝送機器の充実（移動車両、映像伝送機器など）

③ 体制面の整備

- ア 人的システムやソフトなどの体制に関する準備
- 防災対策はこれで十分ということはありませんという視点に立ち、常に見直し及

び訓練を継続実施する。

イ 非常時の対応

サービス提供エリアを中心に大規模な災害などが発生した場合、災害復旧及び災害放送を並行して実施する為、「災害対策本部」を設置。

[主な対策事項]

- (ア) 本社機能維持（人員・設備）に関する重要事項の審議・決定
- (イ) 災害報道に関する情報の収集、連絡、重要事項の審議・決定
- (ウ) 局舎・伝送路設備に関する状態確認、復旧等に関する審議・決定
- (エ) 災害対策についての対外折衝その他

ウ 平時の対応

平時は災害時を想定して、会社機能の維持及び復旧を速やかに実施できるようマニュアルの整備・実施訓練を継続して実施。

- (ア) 社員の安否確認、出勤手段等の確認・訓練
- (イ) 災害対策本部の設置と組織に関する確認・訓練
- (ウ) 災害時の会社運営に関する、外部組織との連携方法確立
- (エ) 災害報道に関する取材・放送手順の確立
- (オ) 全てのルールの継続的な見直しと従業員に対する訓練方法の確立

(4) 長岡移動電話システム(株) (FMながおか)

① 対策の現状

- ア 放送の確保に必要な設備・機材・機器の転倒防止などの補強
- イ 災害対応の機材・消耗品・備品の備蓄
- ウ 無線装置の予備機への切替動作試験を定期的実施
- エ 電源確保には、平常から定期的に非常用発電設備の整備点検、試動運転の実施
- オ 取材用放送中継無線機の動作試験と、災害時、長岡市内を取材するため事前に伝播試験の実施

② 対策の計画

- ア 番組送出室、演奏所への浸水防止対策
- イ 設備の耐震強化
- ウ 送信所設備の再点検及び非常用設備の設置と点検
- エ 行政防災無線等の情報連絡システムとの連携強化

③ 体制面の整備

平成10年の開局時に「防災規定」を作成し、必要により改定している。この規定は、正常な放送が困難になった場合を想定し、災害時における放送の使命を果たすための体制整備及び訓練等を通じた社内対応確立を目的としている。

- ア 非常事態対策本部の設置と社内組織の確立。放送の内容、情報収集、人材の確保等の対応を行う。
- イ 災害放送の実施

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第19節 コミュニティ放送等放送機関の災害対策

- (ア) コミュニティFM放送局という地域密着を活かした放送機能の発揮
- (イ) 取材機器、通信連絡設備の充実
- (ウ) 臨時放送体制と災害状況により必要と判断した場合行政と連携し「臨時災害放送局」の開局支援
- (エ) 市周辺在住の外国人向けに「多言語放送」の実施
- ウ 社員の緊急呼び出しと自発的出社
- エ 放送設備被災の場合の対策
 - (ア) 送信機、アンテナ、給電線などの予備設備による運用
 - (イ) 非常用発電機による電源の確保
- オ 非常事態対策事前の対応
 - (ア) 管理体制面の整備
 - (イ) 社内備蓄品の整備、緊急物資・資材の入手ルートの確立
- カ FM緊急割込み放送や緊急告知FMラジオを活用した情報伝達体制の整備
- キ 全国コミュニティFM放送協会との連携による防災体制の整備
新潟県内及び全国コミュニティFM放送局で交わしている防災協定に基づき、被災した場合の人員や放送設備の支援体制確立
- ク 市や県等が実施する防災訓練への協力と参加

第20節 ライフライン強化対策(電気通信)

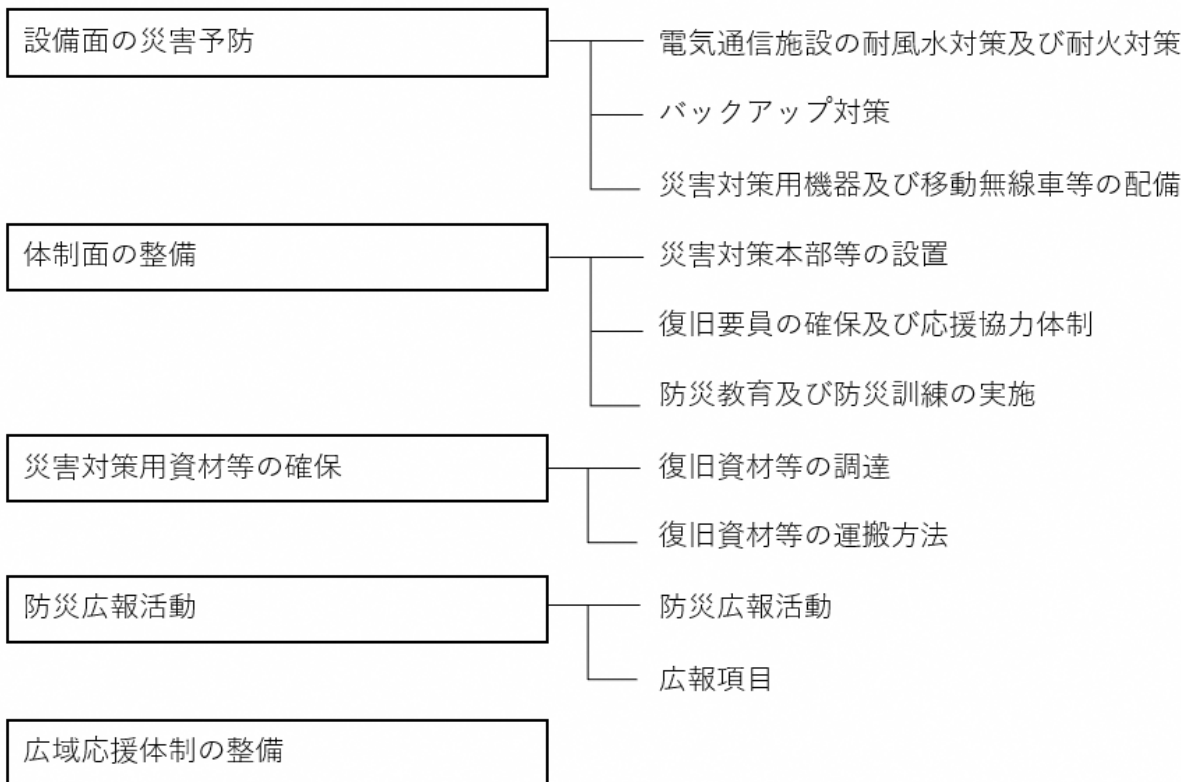
【実施主体】 電気通信事業者
【関係部局】 ○危機管理防災本部(危機対策班)

1 計画の方針

電気通信事業者は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう日頃から設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり、麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進する。

2 各主体の責務及び業務の内容

① 計画の体系



② 設備面の災害予防

ア 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

(ア) 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

(イ) 倒木等による通信網への障害対策

第1章 災害予防

第20節 ライフライン強化対策(電気通信)

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

(ウ) 設備の耐雪構造化

通信線路の地下化の推進、電柱の長尺化及び積雪、寒冷地用の屋外線への取替整備等施設の雪害対策を図る。

(エ) 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施する。

イ バックアップ対策

災害発生時における通信の疎通を維持、確保するため、通信システムの信頼性向上を更に促進する。

(ア) 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備の促進を図る。

(イ) 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

(ウ) 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

(ア) 衛星携帯電話

(イ) 可搬型移動無線機

(ウ) 移動基地局車

(エ) 移動電源車及び可搬電源装置

(オ) 応急復旧光ケーブル

(カ) ポータブル衛星車

(キ) その他応急復旧用諸装置

③ 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練を企画し実施するほか、市、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

(ア) 情報連絡室の設置

(イ) 支援本部の設置

(ウ) 災害対策本部の設置

- イ 復旧要員の確保及び応援協力体制
 - (ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
 - (イ) NTTグループ会社等関連会社による応援
 - (ウ) 工事請負会社の応援
- ウ 防災教育及び防災訓練の実施
 - (ア) 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。
 - (イ) 市、県が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
 - (ウ) 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会に参加する。
- ④ 災害対策用資材等の整備

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

 - ア 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、NTT東日本及びNTTドコモの当該支店が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

 - (ア) 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事事機材
 - (イ) 電気通信設備の予備パッケージ等
 - イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行う。
 - ウ 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。
- ⑤ 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

 - ア 防災広報活動
 - (ア) 広報車での呼びかけ
 - (イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
 - (ウ) インターネットを通じたの周知広報項目
 - イ 広報項目
 - (ア) 被害状況、復旧見込み

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第20節 ライフライン強化対策(電気通信)

- (イ) 特設公衆電話設置場所の周知
 - (ウ) 災害時の安否確認サービス（災害用伝言等）に関する事項
 - (エ) 災害時の不要不急な通信は控えることの周知
- ⑥ 広域応援体制の整備
- 大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう平時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第21節 ライフライン強化対策(電力)

【実施主体】 東北電力(株)

【関係部局】 ○危機管理防災本部(危機対策班)

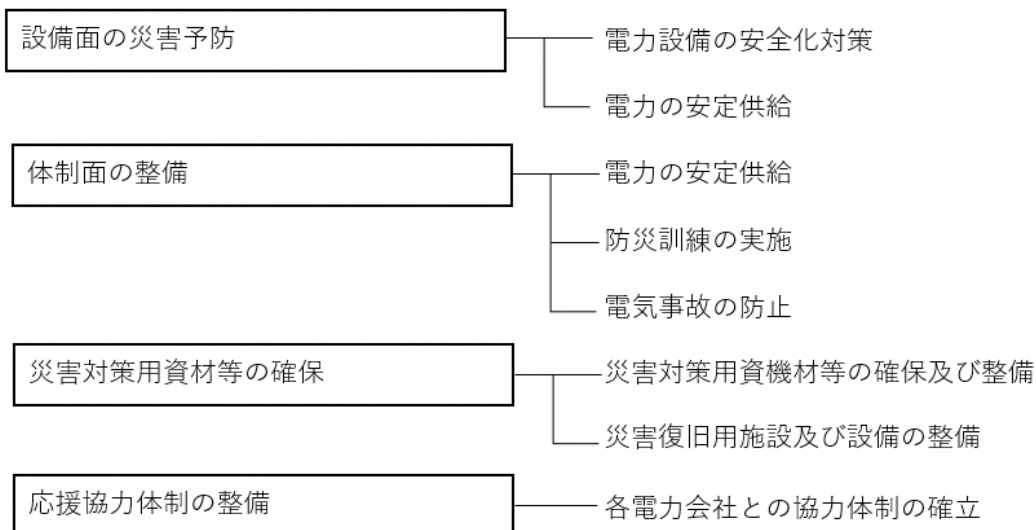
1 計画の方針

東北電力株式会社は、災害発生時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 事業者の役割

① 計画の体系



② 設備面の災害予防

ア 電力設備の安全化対策

電力設備は、設備毎に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を講ずる。また、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、設備毎に十分な分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

施設名	耐震設計基準
送電設備変電設備	<ul style="list-style-type: none"> 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う。 変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う。
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、軟弱地盤箇所については支持物の補強を行う。

第1章 災害予防
第21節 ライフライン強化対策(電力)

施設名	耐震設計基準
通信設備	・電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規定に基づき耐震設計を行う。

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

イ 電力の安定供給

電力供給各社との連携体制を強化し、緊急時においても安定した電力供給が実施できる体制の整備に努める。

ウ 雪害対策

送電線路及び配電線路の雪害予防のため次の措置を講ずる。

(ア) 送電線路

- ・降雪期前に巡視及び点検を実施し、送電線路の補修、整備を行う。
- ・樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準離隔距離が保てるよう樹木所有者と協議のうえ伐採を行う。
- ・電線着雪による断線、着雪・落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険箇所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がい子の吊型変形及び相間スペーサーの取付けを実施する。

(イ) 配電線路

- ・降雪期前に臨時巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。
- ・樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ、樹木の枝下ろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの効果的措置を行う。
- ・着雪による電線切断などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。
- ・冠雪、雪崩、雪圧による停電を防止するため、パトロール及び冠雪落とし、支線除雪などを実施する。

③ 体制面の災害予防

ア 電力の安定供給

東北電力株式会社において24時間の監視体制を行っており、災害時には、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

イ 防災訓練の実施

災害等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

ウ 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

④ 災害対策用資材等の整備

ア 災害時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努め

る。

- イ 災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。
- ウ 大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

⑤ 防災広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努めるとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルート、広報例文等を整備しておく。

加えて、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

⑥ 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。また、関連工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第22節 ライフライン強化対策(ガス)

【実施主体】 北陸ガス(株)、LPガス充てん事業所、LPガス販売事業者

【関係部局】 ○危機管理防災本部(危機対策班)

【関係機関・関係者】 県(防災局)、市民、企業等事業所

※ 市が設置するガス事業については、計画の公表から事業譲渡までの間は従前の計画を準用するものとする。

1 計画の方針

北陸ガス株式会社及びその他ガス事業者は、各ライフライン関係機関において、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模災害による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業の役割

- ア 所有するガスの設備・ガス消費機器設備について、北陸ガス(株)及びその他ガス事業者(以下「ガス事業者」という。)の助言を得て、災害対策を行う。
- イ 災害時に取るべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。
- ウ ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- エ 積雪時の地震発生に備え、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

(2) 県の役割

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。

- ア LPガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上、風水害に対する安全対策の推進
- イ 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- ウ 都市ガス供給停止区域の指定避難所等、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- エ 一般家庭・事業所における災害発生時にとるべき安全措置等の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者と連携した普及・啓発
- オ LPガス容器の流出防止対策の推進

(3) 市の役割

- ア 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、

調達できる体制を整備する。

- イ 一般家庭・事業所に対して、災害時取るべき安全措置の重要性についてガス事業者と連携して普及・啓発を図る。また、高齢者等要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、安全措置等の重要性について、普及啓発を図る。
- ウ 防災訓練に際して、地域住民とともに指定避難所等のガス器具等の使用の訓練を行う。
- エ 要配慮者に対する配慮
市は、福祉関係者に対し、ガス設備に関する知識の普及を図る。

(4) ガス事業者の役割

- ア 製造所・供給所の対策
 - (ア) 建設する施設は合理的な耐震設計を行う。
 - (イ) 既設の施設は、耐震性の評価を行い、必要に応じて補強などを行う。
 - (ウ) 異常事態を迅速、正確に把握するための情報の収集装置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置する。
 - (エ) 検知・警報（地震計、漏えい検知器、火災警報機等）装置を設置する。
 - (オ) ガス発生設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽等は緊急時に備えて緊急停止のための装置を設置する。
 - (カ) 防消火設備の整備を図る。
- イ 導管の対策
 - (ア) 建設する導管は耐震性に優れたポリエチレン管、鋼管、フレキシブル管等の管材を使用し、その接合は融着、溶接、メカニカル接合など耐震性能を有する方式を使用する。
 - (イ) 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替え、あるいは補強・更生修理を計画的に実施する。
 - (ウ) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
 - (エ) 各ブロックの震度階、ガス供給圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するシステムを導入・整備する。
 - (オ) 迅速、確実に供給停止やブロック分割を行うための緊急遮断装置を整備する。
 - (カ) 必要により高中圧導管の速やかな減圧を行うための減圧設備の設置を図る。
 - (キ) 需要家での二次災害を防止するため、マイコンメーターの設置を継続する。
- ウ 動員の基準
 - (ア) 災害発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、災害時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。
 - (イ) 災害発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。
- エ 災害対策本部の設置

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第22節 ライフライン強化対策(ガス)

あらかじめ震度、周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、災害発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておく。

オ 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合、市の災害対策本部、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察等各防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

カ 応援協力体制の整備

(ア) 災害発生により供給が停止し、復旧に応援が必要となった場合は、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、当該日本ガス協会地方部会へ救援要請する。

(イ) 災害時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

キ 災害による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために次の措置を講ずる。

(ア) ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

- ・ガス供給設備の配管の固定、災害を考慮した設計等の災害対策を計画的に進める。
- ・消費者に対して消費先ガス設備の配管・メーターの固定強化、LPガス容器の流出防止措置等の災害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。

(イ) 二次災害防止のための措置

- ・消費者に対して災害発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。
- ・緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- ・LPガス事業者は、災害により流出した容器の回収に必要な体制を整備する。
- ・災害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

ク 被害状況を経済産業省等へ連絡する体制を整備する。

ケ 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

コ 積雪期における災害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーターの設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター周辺の除雪について協力を求める。

第23節 ライフライン強化対策(上水道)

【関係部局】 ○水道局

【関係機関・関係者】

県(福祉保健部)、水道事業者(水道用水供給事業者を含む)、(公社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会

1 計画の方針

大規模な地震災害の発生に伴う断減水を最小限にとどめるため、市は、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動などに努めるものとする。

給水機能の停止は、住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与えると同時に、被災後の避難や救援活動を実施する上での大きな支障となることから、緊急時における飲料水、生活用水(以下「飲料水等」という。)を確保するための必要な措置を講ずる。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

緊急時における飲料水等の確保対策を行うとともに、計画的な施設の更新と適切な維持管理に努める。

(2) 県の役割

国や防災機関等と市との調整役として情報収集・情報提供に努めるとともに、関係機関との連携強化に努める。

① 国や自治体からの情報収集や市への情報提供

水道施設の災害予防対策に関する国の施策、他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、市に対し情報提供を行う。

② 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

市における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

③ 関係機関との連携強化

市からの応援要請に対応できるよう平時から(公社)日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(3) 防災関係機関の役割

① (公社)日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び市からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

② 新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

(4) 市民の役割

概ね3日間に必要な飲料水(1人1日3ℓ)の備蓄に努める。また、宅地内における漏水しやすい鉛管や一層ポリエチレン管について、二層ポリエチレン管への布設替えに努める。

3 業務の内容

(1) 施設・管路の対災害性の強化

① 重要施設の耐震化の推進

水道施設は、取水から末端給水にいたるまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されている。

地震により、重要施設・管路に甚大な被害が発生することが懸念されることから、計画的に老朽施設の耐震補強、老朽管の更新等を実施し、耐震化を図るものとする。

ア 取水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化

イ 施設間の管路には強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用並びに共同溝の利用及び給水装置の耐震化

ウ 基幹管路、病院等への配水管をはじめとした耐震化を踏まえた計画的な更新

② ハザードマップに対応した施設整備

施設の新設・更新に当たっては、防災ハザードマップによる浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を考慮して整備を図るものとする。

③ その他機械設備や薬品管理における耐震対策

ア 機械・電気及び計装設備の振動による滑動、転倒の防止

イ 水質試験用薬品類の振動による破損防止対策

④ 中山間地の施設整備における配慮

ア 地盤条件や周辺の地形条件によっては基礎地盤や周辺地盤の崩壊に伴う施設の滑落、流失が予測される。また、風水害による土砂崩れや河川の増水で冠水が予測されることから水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。

イ ダム等の停滞水域を水源とする場合、土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討する。

ウ 集中型の水道システムでは、長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。

(2) 応急対策の強化

① 応急給水用施設・設備の整備

ア 浄水場、配水池等の既存施設における給水拠点化の整備

イ 耐震性貯水槽の整備

(ア) 地区防災センター(拠点避難所・救護所)を拠点給水基地と位置付け、40m³級の耐震性貯水槽を設置

- (イ) 地区防災センター以外の指定避難所等（小・中学校）に、20m³級の耐震性貯水槽を設置
 - (ウ) その他の指定避難所等（公民館等）に簡易貯水槽（1m³）、飲料水袋、非常用浄水装置を配備
 - ウ 加圧ポンプ付給水車を配備
 - エ 給水タンク、簡易水栓の整備
- ② 応急復旧用資機材の整備
- ア ペットボトル等の容器の備蓄
 - イ 排水ポンプ、発電機、漏水探知機等の応急復旧用機械器具の整備
 - ウ 配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の整備
 - エ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
 - オ 作業員の安全装備用品等の常備
- ③ 水道用機材の規格の統一
- バルブキャップ等の特殊型式水道用機材を、全国統一規格である日本水道協会規格に統一するよう検討するとともに、応急復旧時に支障が生じないよう予備資材の備蓄に努める。
- ④ 水道施設の耐震性調査及び定期点検
- 現状の水道施設及び地盤等の耐震性の調査を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能保持を図る。
- ⑤ 災害による水道施設及び需要者の被害想定
- 災害の規模、地盤の状況や浸水想定、施設整備状況等から被害を想定し、給水目標及び応急対策計画の策定を検討する。
- ⑥ 応急対策マニュアルの策定
- 被害想定を勘案しながら応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順等を策定するとともに、従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。また、孤立集落の発生が懸念される中山間地においては、当該集落に即した応急対策を確立する。
- (3) 防災体制の確立
- ① 連絡体制の確立
- 関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。
- また、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。
- ② 災害時における協力・応援体制の確立

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第23節 ライフライン強化対策(上水道)

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、県、近隣市町村、（公社）日本水道協会等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

③ 関係機関との連携及び連絡調整

- ア 耐震性貯水槽の整備に当たっては、消防、学校、公園等の関係部局との役割分担、連絡調整を図る。
- イ 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図る。
- ウ 資機材の製造及び取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画を策定する。
- エ 地域全体の大規模な復旧、復興が必要である場合、効率的な復旧、復興を図るために他のライフライン部局等と調整、連携して行う。

④ 防災広報活動

- ア 住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低1人1日3ℓ3日分程度を目安）、衛生対策等留意事項について広報紙などにより広報し、防災意識の啓発に努める。
- イ 町内会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し共同訓練等により防災活動の研修を充実し、緊急時における支援体制の確立に努める。
- ウ 医療施設、福祉施設等に対し、飲料水備蓄のための受水槽などの整備及びその耐震性の向上について広報、指導に努める。

⑤ 積雪地域（中山間地）での対策

約半年間は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の被災住民等に対する給水対策を確立する。

⑥ 職員に対する教育及び訓練

- ア 計画的な研修会、講習会を開催することにより災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継手等可とう性を有する管の施工等の技術向上、人材の育成に努める。
- イ 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

(4) バックアップ体制の構築、危険分散による被害の軽減化

① 施設・管路における対策

ア 水源

上流域等周辺の状態を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、地下水等により予備水源を確保する。

緊急時には、代替水源（農業用水等の他利水水源）を確保する。

イ 取水施設

汚水等の混入による二次災害の防止等の強化を図る。

- ウ 浄水、送水、配水施設

浄水場等での供給予備力、地域的水需要を考慮した配水池の増設、配水池容量の増加（12時間貯水容量確保）等によるゆとりの確保を図る。

また、2池以上設置されている主要配水池のうち、1池については緊急遮断弁の設置に努める。
 - エ 送・配水管

送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備に努める。また、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備に努める。
 - オ 広域的な連絡管

隣接する市町村間の相互連絡管の整備に努める。
 - カ 非常用電源

無停電電源装置、自家発電設備の整備により、電気計装設備等の二重化を図る。
 - キ テレメーターシステム

各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握するため、テレメーターシステムの整備を図る。
- ② 図面・災害予防情報の整備及びOA機器の強化
- ア 拠点給水地、指定避難所等、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。
 - イ 水道システムの基本情報（水道施設図、管路図等）は、2か所以上に分散管理することとする。
 - ウ マッピングシステム等のOA機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努める。
- ③ 薬品管理における予防対策
- 地震による混薬を防止するため分離保管する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第24節 ライフライン強化対策(下水道)

【関係部局】 ○土木部、危機管理防災本部(防災政策班)、環境部

【関係機関・関係者】

県(農林水産部、農地部、土木部)、市民、企業等事業所、学校、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、建設業者、(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部

1 計画の方針

市は、下水道施設の耐震性強化とともに、資機材及び関係機関との協力体制の整備を図り、災害による被害を最小限に抑える。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・地域の役割

- ア 各家庭において、災害発生から3日間(推奨1週間)に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。
- イ 災害時には、下水道施設等に流入させる水の量を少なくするように努める。
- ウ 地域の指定避難所等における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から協力して災害対応を行うことができるよう、良好な地域コミュニティの形成に努める。
- エ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 災害発生から3日間(推奨1週間)に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。
- イ 災害時には、下水道施設等に流入させる水の量を少なくするように努める。
- ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(3) 県の役割

① 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
- イ 市との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 流域下水道の応急対策マニュアルの作成

② 市に対する支援体制の整備

- ア 市に対し、大災害を想定した支援体制を整備するように努める。
- イ 市の応急対策マニュアルの作成支援を行う体制を整備するように努める。
- ウ 災害査定における技術的、知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

努める。

- ③ 災害時における下水道の使用に関する県民への啓発
一般家庭・事業所等に対し、携帯トイレの備蓄や災害時における下水道の使用方法などについて普及啓発に努める。
- ④ 流域下水道施設の管理
 - ア 流域下水道施設を早期に点検し、被災個所の特定及び必要な応急処置を実施する。
 - イ 流域関連公共下水道管理者である市の協力を得ながら早期に機能回復できるように努める。
 - ウ 流域下水道に関する情報を市、関係機関、市民等に周知するよう努める。
 - エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

(4) 市の役割

- ① 緊急体制の整備
 - ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - イ 他市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ② 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発
一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び、災害時の下水道等使用について、普及啓発を図るよう努める。
- ③ 重要施設の耐震性の強化
 - ア 処理場及びポンプ場
点検を計画的に実施し、ポンプ回りの配管、構造物との取付け、薬品注入の配管等について耐震性の強化を図る。
 - イ 管渠施設
管渠は、耐震継手、伸縮可とう管等耐震性の高い構造、材料とし、ネットワーク化について検討し被害の軽減に努める。
- ④ 安全確保対策
 - ア 下水道台帳の整備
下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、災害発生時における調査、復旧時に迅速に対応できるよう複数の整備を図る。
 - イ 応急対策マニュアル等の整備
迅速に応急体制を確立し適切な応急対策を実施するため、応急復旧等のマニュアルの整備、更新を図る。
 - ウ 災害対策資機材の整備
資機材が不足することを見据え、資機材の備蓄に努める。
 - エ 関係機関等との協力体制の整備

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第24節 ライフライン強化対策(下水道)

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材の備蓄についての協力体制の整備を図る。

オ 維持管理体制の強化

災害時に適切な対応が行えるよう計画的に施設の点検・パトロール等を実施し、維持管理体制の強化を図る。

カ 訓練及び広報

(ア) 訓練

職員に対し、防災体制、応急復旧対策等について総合的な訓練を行う。

(イ) 広報

災害時の活動を円滑に進めるため、平時から住民に対して、下水道の役割や被災時の対応などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

⑤ 二次災害の防止

ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の漏えい、その他の二次災害が生じないように整備を図る。

⑥ 下水道施設等の管理

ア 下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急処置を実施する。

イ 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。

ウ 下水道施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、市民等に周知するように努める。

エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

⑦ 下水道施設等の復旧

市は、被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	地震対応運転、施設の浸水対策 住民への情報提供、使用制限の広報 処理場、ポンプ場、管渠等の点検、被災調査
// 3日目程度～1週間程度	応急調査着手、応急計画策定 施設応急対策着手
// 1週間程度～1ヶ月程度	本復旧調査着手 応急復旧着手
// 1ヶ月～	応急復旧完了 本復旧調査完了、本復旧計画策定 災害査定実施、本復旧着手

⑧ 要配慮者に対する配慮

ア 指定避難所等に要配慮者の利用に適したトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 被災箇所にバリケード等設置し、要配慮者の進入等による事故防止に努める。

⑨ 積雪地域での対応

ア 輸送が困難となることを想定し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の指定避難所等に事前配備するように努める。

イ 県及び市は、積雪地域における下水道施設等の設置状況を把握し、道路除雪など必要な対応がとれるように準備しておく。

ウ 下水道管理者は、老朽化した下水道施設について、長岡市下水道ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

(5) 関係機関の役割

各下水道施設管理者は、次により災害予防対策を講ずる。

① 地方共同法人日本下水道事業団

ア 県及び市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県及び市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 調査・復旧工法等技術的支援のための体制整備に努める。

② (一社) 地域環境資源センター

ア 県及び市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県及び市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 調査・復旧工法等技術的支援のための体制整備に努める。

③ (公社) 日本下水道管路管理業協会

ア 県及び市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県及び市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

④ (一社) 新潟県下水道維持改築協会

ア 県及び市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県及び市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

⑤ (公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部

ア 県及び市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県及び市と情報交換し、連絡体制を整

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第24節 ライフライン強化対策(下水道)

備するよう努める。

ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するよう努める。

第25節 工業用水道事業者の地震対策

【実施主体】 県(企業局)

【関係部局】 ○商工部

1 計画の方針

栃尾地域の工業用水道は、産業の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われる限り、一日たりとも断水することはできない。

県は、地震(浸水、濁水、停電等)発生に伴う断減水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、施設面及び体制面の対策を構築する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 工業用水道事業者の役割

① 設備面の災害予防

ア 栃尾工業用水道施設の概要
施設概要は、資料編に示す。

イ 施設の耐震化

県は、施設の設計施工に当たっては、「工業用水道施設設計指針・解説」等に準拠して、想定される地震動、施設の重要度及び地盤特性等の施設条件等を相互に勘案し耐震化する。

ウ 施設の安全及び機能の確保

(ア) 浸水対策

県、市、委託業者は、河川の増水等により、施設が冠水する恐れのある場合は、必要に応じて防水対策を講じ、施設の安全及び機能を確保する。

(イ) 濁水対策

県は、条例等に規定した給水水質を確保するため、想定される濁水に対する浄化機能を有する施設とする。

(ウ) 停電対策

県は、受変電設備等の停電に備え、必要に応じて非常用動力装置等を設ける。

エ 施設の定期点検

県、市、委託業者は、施設の巡視点検を定期的を実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、地震発生に伴う被害を未然防止する。

オ 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施により、その適切な維持管理に努める。

② 体制面の整備

ア 応急対策マニュアルの策定

第1章 災害予防

第25節 工業用水道事業者の地震対策

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

イ 職員に対する教育及び訓練

- (ア) 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。
- (イ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。

ウ 設備台帳及び図面等の整備

設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。

エ 製造業者及び施工業者の確認

被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。

オ 事業者間の応援体制

他の事業者の被災状況等により、相互に連携した対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える。

第26節 危険物等施設の災害予防

【関係部局】 ○消防本部、環境部
【関係機関・関係者】 県(環境局、防災局、福祉保健部)、危険物等取扱事業者

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり、災害発生時には、被害を拡大する要因ともなる。

これらを取り扱う施設は、自主保安対策を講ずることとし、消防本部は施設の関係者と協力しながら災害予防の指導に努めるものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 県の役割

- ア 危険物施設安全対策
- イ 火薬類製造施設等安全対策
- ウ 高圧ガス製造施設等安全対策
- エ 毒物劇物貯蔵施設安全対策
- オ 有害物質取扱施設等安全対策

(2) 市の役割

- ア 危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施する。
- イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定の下、実践的な防災訓練等の実施について指導する。
- ウ 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に対し、同法に基づく立入検査を実施し、有害物質の公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

(3) 事業者等の役割

危険物による災害は、災害発生時はもとより、二次災害による被害も大きなウエイトを占めることが予想されることから、初期対応が特に重要と考えられる。このため危険物取扱事業所は、危険物施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した適切な保安体制を維持し、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。

① 共通事項

- ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第26節 危険物等施設の災害予防

- イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。
- エ 事業者は、落雪、なだれによる危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。また、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。
- オ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

② 危険物施設

- ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。
- ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。
- エ (公財)新潟県危険物安全協会が行う危険物取扱者保安講習を受講し、危険物施設等の安全確保に努める。
- オ 危険物取扱事業所は、自主保安体制の確立を図るように努める。
- カ 危険物取扱事業所は、消火器の使用法、通報及び避難等の訓練実施に努める。
- キ 危険物取扱事業所は、災害発生時の自衛消防組織等の体制や活動要領を定め、災害発生時に迅速な対応が図れるよう努める。

③ 火薬類製造施設等

- 火薬類取扱事業所は、災害時において被害の拡大が予想されることから、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、従業員に保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。
- ア 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱施設及び場所について火薬類取締法の基準に適合するよう指導することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。
 - イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
 - ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。
 - エ (一社)新潟県火薬類保安協会が実施する、火薬類製造・取扱保安責任者講習会等に積極的に参加し、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。
 - オ 火薬類取扱事業所は、保安教育計画に沿って災害の防止の観点から適正な管理に努め、自主保安体制を確立する。

④ 高圧ガス製造施設等

高圧ガス保安法で定める高圧ガスは、その物性、化学的特性により漏えいすると、爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため、高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等により災害の未然防止を図る。

ア 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

ウ 高圧ガス取扱事業所等は、具体的な災害想定の下、隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な防災訓練等の実施に努める。

エ 高圧ガス取扱事業所は災害発生時に、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所との連絡体制の確保を図る。高圧ガス関係協会は災害発生時に、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備する。

オ 高圧ガス取扱事業所は、初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練の徹底を図る。

⑤ 毒物劇物貯蔵施設

毒物及び劇物取締法の適用を受ける毒物劇物は、その物性、化学的特性のため、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定される。毒物劇物を取扱う事業所に対して適正な取扱いについて指導に努める。

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

⑥ 有害物質取扱い施設等

有害物質取扱事業所は、有害物質の飛散、公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策を徹底するとともに、事故時の連絡体制や応急措置体制をあらかじめ整備しておく。

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

⑦ 放射線使用施設

放射性物質は、その特性から漏えいすることにより人体への影響や環境汚染などの被害が発生し、しかも長期間にわたって影響を及ぼすおそれがある。このため、放射

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第26節 危険物等施設の災害予防

線使用事業所は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

ア 関係機関と連携して保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

⑧ 危険物等積載船舶等

海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等教育訓練の徹底及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

第27節 火災予防と消防力の整備

【関係部局】 ○消防本部

【関係機関・関係者】 県(防災局)、市民、企業等事業所、学校

1 計画の方針

災害発生時には、火気を使用する器具及び発火危険薬品の漏えい、混触等により広域にわたって同時に火災が多発し、特に木造建築物密集地域等においては大火災に発展する危険性が極めて高い。

火災の発生や延焼の拡大を防止するため、また、異常乾燥下及び強風下における火災等の被害を最小限に食い止めるため、市及び消防本部は、初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策の充実及び消防資機材、水利施設等消防力の充実強化を図るものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

- ア 対震自動消火装置付火気器具の使用に努める。
- イ 安全装置付火気器具の使用に努める。
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- オ カーテン、じゅうたん及び寝具類等は、防災製品の使用に努める。
- カ 消防法で義務付けられた住宅用火災警報器を設置し、維持管理に努める。
- キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- ク 家具類の転倒、落下防止措置に努める。
- ケ 町内会や自主防災組織、自治体等が実施する防災訓練等へ積極的に参加する。

② 地域の役割

地域は、防災訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

③ 企業等事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者を置く事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不

第1章 災害予防

第27節 火災予防と消防力の整備

特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

(2) 県の役割

① 防火意識の普及促進

市民に対して、市・消防本部と連携し、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理を徹底する。

② 自主防災組織の育成強化の支援

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化、防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止、火災発生時の被害の軽減を図る。

③ 消防設備士等の活用

消防設備士、防火対象物点検資格者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

④ 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

(3) 消防本部の役割

ア 住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を徹底する。

イ 住民等に対して、火災予防運動等あらゆる機会を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立及び災害の防止を図るため、防火管理者及び防災管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

(4) 市及び消防本部の共同役割

① 出火の防止

市及び消防本部は、住民等に対し火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努める。

ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の普及

イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底

ウ 住宅用火災警報器の設置、維持管理の徹底

エ 対震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導

オ 火気使用場所の不燃化促進

カ カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災製品の普及促進

キ 灯油等危険物の安全管理の徹底

ク 異常気象時の火気取扱い制限

② 初期消火活動等の徹底

市及び消防本部は、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、自主防災組織、事業所等（自衛消防隊）を通じて、次の対策を指導する。

ア 各種訓練、集会、防火関係の冊子等を通じて住民の防火意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動力の向上を図る。

イ 防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかける。

ウ 消防本部は、予防査察及び住宅防火訪問指導を計画的に実施し、出火時の初期対応について指導する。

③ 消防力の強化

ア 消防力の整備

市及び消防本部は、同時多発火災及び大規模火災発生時は、交通障害等により消防活動が困難となるため、次により消防力の充実強化を図る。

(ア) 消防車両、救助資機材、消防施設の充実強化

(イ) 消防団の充実強化（加入促進、処遇の改善、装備の改善及び教育訓練等）

(ウ) 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化

イ 消防水利の整備

市及び消防本部は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓のみに頼ることなく、有効な消防水利の整備及び確保を推進する耐震性を有する防火水槽の整備、促進を図る。

(ア) 年間を通じて消防水利としての活用を図るため、河川管理者等の協力を得て自然水利の活用を積極的に推進する。

(イ) 学校や事業所の協力を得て、プール及び消防用水の活用を積極的に推進する。

ウ 積雪期の消防水利対策

積雪期における水利の確保は困難な場合が多いので、市民の協力を得て確保に努める。

(ア) 消防団、地域住民の協力により消防水利除雪体制の整備

(イ) 地下式消火栓の地上式への改良整備の促進

エ 要配慮者に対する配慮

(ア) 市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

(イ) 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、訪問指導を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理を呼びかける。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第28節 廃棄物処理体制の整備

【関係部局】 ○環境部、危機管理防災本部(防災政策班)、土木部

【関係機関・関係者】

県(環境局)、新潟県環境整備事業協同組合、(一社)新潟県産業資源循環協会、(一社)新潟県浄化槽整備協会、(一社)新潟県解体工事業協会、長岡構造物解体協同組合、中越環境保全事業協同組合、長岡市一般廃棄物リサイクル事業協同組合

1 計画の方針

大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物、流失・損壊家屋、流木、道路や敷地内の土砂堆積物等を適切、かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進するものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、住宅の耐震化、家具等の固定など、地震による家屋の損壊、家具・家財の破損の防止に努める。また、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- イ 市の広報、防災訓練等を通じて、災害により発生する災害ごみの排出方法や仮設・携帯トイレ等の使用方法等の理解に努める。

(2) 市の役割

① 災害廃棄物処理計画の策定

- ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関等との連絡体制、市民への広報の方法、仮置場の配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- イ 市民に協力を求める事項(ごみの排出方法等)について、防災訓練等を通じて啓発を行う。
- ウ 道路や宅地内等の土砂堆積物の排出体制及び搬入先の確保等に努める。

② 廃棄物処理施設の災害対策

- ア 施設の更新時等に耐震化や浸水対策を図るとともに、災害時の廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給の拠点としての活用を想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するように努める。
- イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

- ③ 協力体制の整備
近隣市町村、関係機関等の災害時応援協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(3) 県の役割

- ① 県内市町村間の広域処理体制
県内市町村のごみ・し尿収集、処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。
- ② 関係団体との協力体制
災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。
- ③ 近隣他県との協力体制
災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

(4) 防災関係機関の役割

- ① 新潟県環境整備事業協同組合
 - ア 県との災害時応援協定に基づき、発災直後の県・市からの要請によるし尿・災害ごみの収集、運搬に備える。
 - イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。
- ② (一社)新潟県産業資源循環協会
 - ア 県との災害時応援協定に基づき、市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- ③ (一社)新潟県浄化槽整備協会
 - ア 県との災害時応援協定に基づき、市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- ④ (一社)新潟県解体工事業協会
 - ア 市との災害時応援協定に基づき、発災直後の市からの要請による損壊家屋の解体に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- ⑤ 長岡構造物解体協同組合
 - ア 市からの要請による損壊家屋の解体に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。
- ⑥ 中越環境保全事業協同組合
市との災害時応援協定に基づき、発災直後の市からの要請によるし尿のくみ取りに

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第28節 廃棄物処理体制の整備

備える。

⑦ 長岡市一般廃棄物リサイクル事業協同組合

ア 市との災害時応援協定に基づき、市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び仮置場管理に備える。

イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

第29節 食料・生活必需品の確保

【関係部局】 ○危機管理防災本部(防災政策班)、福祉保健部、商工部、子ども未来部

【関係機関・関係者】

県(防災局、福祉保健部、産業労働部、農林水産部、交通政策局)、市民、企業等事業所、学校、日本赤十字社新潟県支部、(公社)新潟県トラック協会、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合、災害時応援協定締結企業、新潟県石油業協同組合

1 計画の方針

住家や施設の被災により備蓄した飲料水、食料及び生活必需品（以下、「物資等」という。）が取り出せない住民や、一時的滞在者に物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。必要最低限の備蓄以外の物資調達は、民間企業の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を実施する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、平時から家族の3日分（推奨1週間分）の物資等の備蓄に努める。
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保する。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保する。
- オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資の備蓄に努める。

(2) 企業等事業所、学校等の役割

- ア 長距離通勤者等で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込むのに必要な量の物資等の備蓄に努める。
- イ 企業等事業所は業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。また、非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。

(3) 県の役割

① 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、県・市の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に物資等を備蓄する。

② 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設

第1章 災害予防

第29節 食料・生活必需品の確保

(広域物資輸送拠点)を選定する。

③ 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
- エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

④ 燃料の緊急供給体制の整備

- ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報(施設に至る経路や燃料関連設備の状況等)の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

⑤ 市に対する支援体制の整備

市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送、配布等の支援を行う体制を整備する。

⑥ 災害備蓄に関する市民への普及啓発

- ア 一般家庭、企業等事業所等における災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(4) 防災関係機関の役割

① 日本赤十字社新潟県支部

- ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく指定避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

② (公社)新潟県トラック協会

- ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

③ 新潟県石油業協同組合

- ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(5) 市の役割

- ① 物資等の備蓄
 - ア 住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、折りたたみ更衣室、授乳室等）は、備蓄に努める。
 - イ 備蓄物資は、避難所施設等にあらかじめ配備、学校等施設管理者に周知し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。
- ② 物資拠点の選定
 - 県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。
- ③ 物資等の緊急供給体制の整備
 - ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
 - イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。
 - ウ 地域の住民組織、ボランティア等による協力体制を整備する。
 - エ 民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結したり、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握したりするなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
 - オ 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
 - カ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- ④ 燃料の緊急供給体制の整備
 - あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- ⑤ 備蓄に関する住民への普及啓発
 - ア 市民、企業等事業所、学校等に対し、備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
 - イ 防災訓練に際して、地域住民と共に指定避難所等の備蓄物資の確認及び使用・配布の訓練を行う。
 - ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。
- ⑥ 要配慮者に対する配慮

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第29節 食料・生活必需品の確保

- ア 食料の供給においては、年齢、アレルギーを含む摂食上の障害、宗教による制限、腎臓病患者への低たんぱく質食品等の提供にできる限り配慮する。
- イ 年齢、性差、障害等により必要となる物資の提供に配慮できる体制を整える。

⑦ 積雪地域での対応

- ア 輸送の困難を想定し、物資等を可能な限り各地区の指定避難所等予定施設に事前配備する。
- イ 指定避難所等予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

⑧ 夏季における対応

- 夏季においては、指定避難所等予定施設が高温多湿となることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

(6) 災害時応援協定締結企業の役割

① 物資等の緊急供給体制の確立

- ア 協定に基づき流通在庫等により緊急供給ができる体制を整備する。
- イ 緊急輸送・配布ができる体制を整備する。

第30節 学校等の防災対策・防災教育

【関係部局】 ○教育部、子ども未来部

【関係機関・関係者】 県(総務部、福祉保健部)、県教育委員会、学校等

1 計画の方針

災害が発生した場合に、学校、保育園・幼稚園・認定こども園等（以下「学校等」という。）における児童、生徒、学生、園児等（以下「児童等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 学校等の役割

① 学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）・保育園等避難計画の作成

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

保育園・幼稚園・認定こども園等は、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ保育園等避難計画を作成する。

ア 予防対策

- (ア) 学校防災組織、保育園等自衛消防組織等の編成
- (イ) 避難計画
- (ウ) 施設・設備等の点検・整備
- (エ) 防災用具等の整備
- (オ) 防災教育の実施
- (カ) 教職員の緊急出動体制の整備
- (キ) 家庭との連絡体制の整備

イ 応急対策

- (ア) 災害発生が予想されるとき事前の臨時休業および教育課程変更措置等
- (イ) 災害発生直後の児童等の安全確保
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 児童等の安否確認
- (オ) 災害情報の収集、被災状況の把握と報告
- (カ) 下校又は保護継続
- (キ) 指定避難所等開設・運営協力
- (ク) 教育活動の再開
- (ケ) 児童等の心のケア など

第1章 災害予防

第30節 学校等の防災対策・防災教育

② 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、また危機管理マニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、学校防災組織を設置する。

校長は、学校防災組織の編成等に当たって次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定めるとともに、担当者が不在の場合の代行措置を明確にする。

イ 避難計画

児童等を安全に避難させるため、災害の状況に応じた指定避難所等、避難経路、避難方法等について避難計画を作成する。

③ 施設・設備等の点検・整備

学校等の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・扉の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、除雪に際しては避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

④ 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

児童等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

⑤ 教職員の参集体制

校長、園長（以下「校長等」という。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

また、保育園職員は、災害時の参集体制に応じて、事前に指定された参集場所で応急対策に従事する。

⑥ 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能や校務支援システム等を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報情報が漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

⑦ 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 児童等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

なお、防災教育の実施に当たっては、児童等の発達段階に沿って、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(ア) 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

⑧ 防災訓練の実施

校長等は、学校の危機管理マニュアル、保育園等避難計画等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沉着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた指定避難所等を定め、児童等に周知しておく。

ウ 中学校、高等学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

⑨ 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、特別な支援を要する児童等の安全にも十分配慮するものとする。

⑩ 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮す

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防
第30節 学校等の防災対策・防災教育

るものとする。

(2) 市の役割

① 施設の耐震性の強化

学校等の設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

② 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

③ 地域防災機能の強化に対応した施設整備

市は、指定避難所等として使用される学校施設等において、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 指定避難所等の確保

・和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

・受水槽の非常用水栓等の整備

・生活雑用水確保のための雨水貯水槽等の整備

イ 設備整備

(ア) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網

(イ) インターネット環境等の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

④ 学校等に対する支援、助言

市は、市地域防災計画に沿って各学校等の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

(3) 県の役割

① 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

② 公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に
応じた避難行動などに関する研修を行う。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第31節 文化財の保護対策

【関係部局】 ○教育部

【関係機関・関係者】 県教育委員会

1 計画の方針

適宜、文化財調査や文化財所有者に予防措置等の指導・助言を行い、文化財所有者は災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

2 各主体の責務

(1) 文化財所有者・管理責任者の役割

- ア 文化財の日常管理を心がけるとともに、災害に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。
- イ 民間で文化財、収蔵施設等を有する場合、その管理者は、文化財を保護するために、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）等に基づき対応を明確にする。
- ウ 自衛のための防災組織を編成するとともに、管理者あるいは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にする。
- エ 施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪時の避難路を確保する。
- オ 避難訓練を定期的実施し、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように指定避難所等を定めておく。

(2) 市民・地域の役割

① 市民の役割

文化財の愛護を心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 県の役割

① 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策についての啓発・助言を行う。

② 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

(4) 市の役割

① 施設・文化財の予防対策

ア 市で文化財、収蔵施設等を所有する場合、その管理者は、文化財を保護するために、文化財防災ウィール（文化庁のマニュアル）、各施設の消防計画等に基づき対応を明確にする。

イ 自衛のための防災組織を編成するとともに、管理者あるいは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にする。

ウ 施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪時の避難路を確保する。

エ 避難訓練を定期的実施し、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように指定避難所等を定めておく。

② 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

③ 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

3 施設ごとの業務の内容

(1) 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設

第1章 災害予防

第31節 文化財の保護対策

置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、災害時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

第32節 ボランティア活動の推進

【関係部局】 ○福祉保健部、危機管理防災本部(防災政策班)

【実施主体】 長岡市社会福祉協議会

【関係機関・関係者】

県(総務部、福祉保健部)、新潟県社会福祉協議会、県内NPO、(公社)中越防災安全推進機構、(一社)長岡青年会議所、新潟県災害ボランティア調整会議

1 計画の方針

市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

市、長岡市社会福祉協議会及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、災害時のボランティア活動が円滑に進められるよう災害ボランティアの育成、民間団体との連携、他市町村とのネットワークづくり等、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市の役割

- ① 災害ボランティア活動に対する住民への意識啓発
平時から防災訓練時等の機会を捉え、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。
- ② 災害ボランティアの育成
中越市民防災安全大学の講座等を通じ、災害ボランティアの育成を行う。
- ③ 災害ボランティアセンターの受入体制の整備
災害発生時に災害ボランティアセンターが設置される「ながおか市民防災センター」の環境整備を行う。
また、災害ボランティアセンターの体制整備について、(社福)長岡市社会福祉協議会等と協議する。
- ④ 災害ボランティアセンターの運営支援
災害ボランティアセンターの運営を支援する体制整備を図る。
- ⑤ ネットワークの形成
災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう(社福)長岡市社会福祉協議会、(公社)中越防災安全推進機構、長岡青年会議所、県内NPO等と連携し、ネットワ

第1章 災害予防

第32節 ボランティア活動の推進

ークを形成する。

⑥ 地域コミュニティづくり

災害時においては、住民の主体的な意思に基づく互助社会の構築が必要なことから、（社福）長岡市社会福祉協議会等と連携を図りながら、地域における日常的な相互扶助活動を推進し、災害時に的確に対応できるよう町内会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、コミュニティ推進組織等に対し地域コミュニティづくりに向けた支援・指導を行う。

(2) (社福)長岡市社会福祉協議会の役割

① 災害ボランティア活動に対する住民への意識啓発

平時から防災訓練時等の機会を捉え、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

② 災害ボランティアの育成

災害時、被災者のニーズ把握からボランティアへ具体的な活動のコーディネートを行うことができる人材の発掘、育成を行う。

③ 災害ボランティア受入計画の作成

長岡市等と協議の上、災害ボランティアセンターの運営計画を作成する。

④ 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及び災害ボランティアセンターの支援体制を整備する。

(3) 主な関係機関の役割

市及び（社福）長岡市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動に対する住民への意識啓発、災害ボランティアの育成、災害ボランティアセンターの運営を支援する体制整備等を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班) 【支所】 現地本部事務局
【関係機関・関係者】 県(防災局)、防災関係機関

1 計画の方針

大規模災害発生時において、市及び防災関係機関は、平時に各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に生かした被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

2 災害対策本部の設置

市長は、市域において地震・風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害に即応できる組織を編成する。

災害対策本部の組織及び運営については、長岡市災害対策本部条例及び長岡市災害対策本部規程による。

なお、災害対策本部は、市役所本庁舎4階災害対策本部会議室に設置する。市役所本庁舎が被災し機能を確保することができないときは、他の市有施設(第1順位は消防本部庁舎)に設置する。

3 指揮命令

市長を本部長とし、本部長は全市の統括及び全職員を指揮監督する。
本部長が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

第1順位 副市長(副本部長)

副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位については、長岡市災害対策本部規程(昭和54年長岡市災害対策本部告示第1号)で定める順序

第2順位 危機管理監

第3順位 総務部長(注)

(注) 第4順位以降については、長岡市部制条例(平成9年12月24日長岡市条例第35号)で定める部の順序

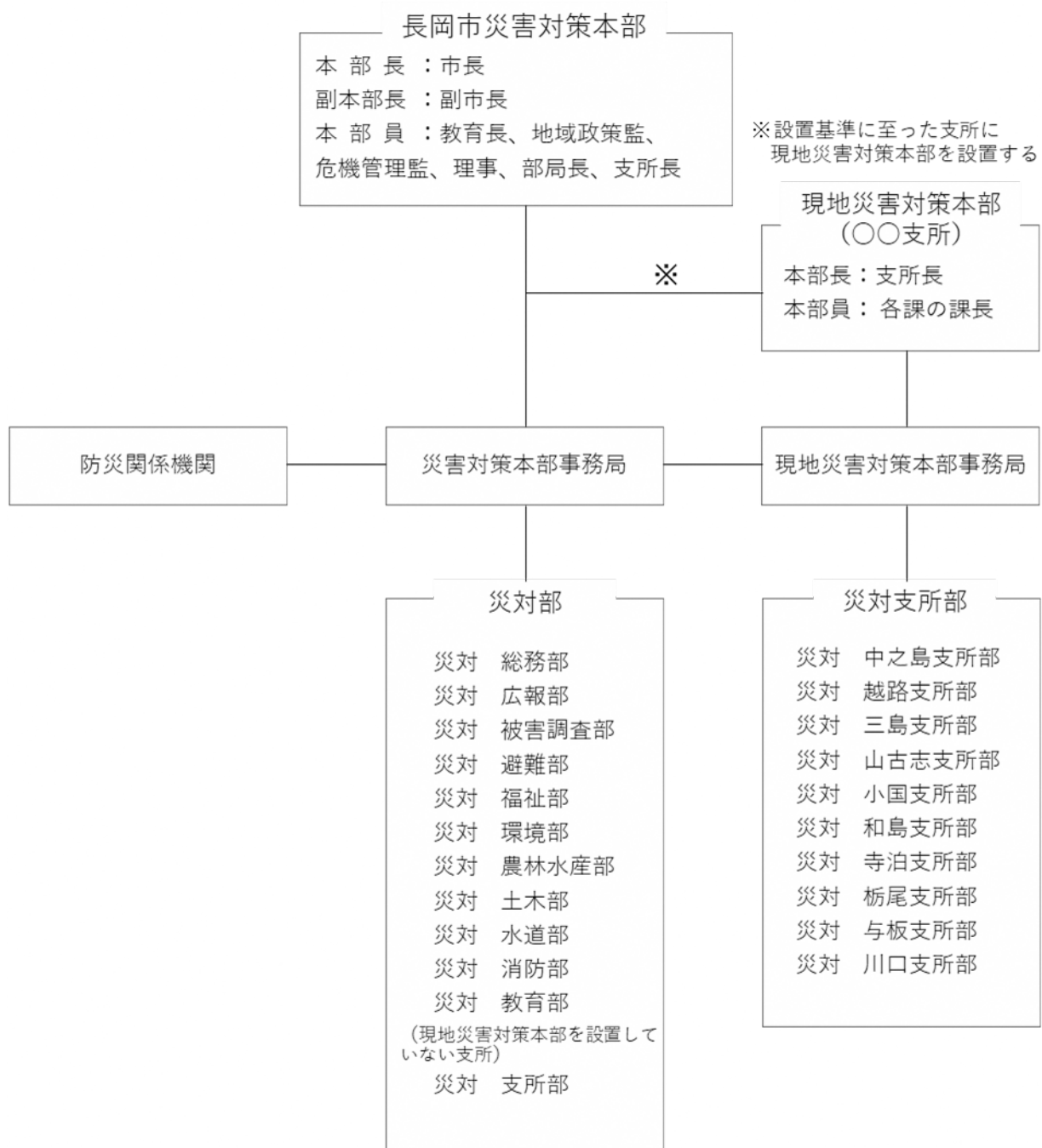
4 業務内容

職員の出動体制及び業務内容は、「長岡市災害対策本部設置・運営マニュアル」に示す。

5 防災関係機関との連携

市が災害対策本部を設置したときは、状況に応じて防災関係機関の職員を本部事務局等に駐在させ、関係機関相互の情報伝達を行う。

長岡市災害対策本部等組織



第2節 防災関係機関の相互協力体制

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対消防部 【支所】 現地災对本部事務局
【関係機関・関係者】
県災害対策本部(統括調整部、保健医療教育部、被災者対策部、食料物資部、生活基盤対策部、生活基盤対策部、生活再建支援部、治安対策部)、県消防防災航空隊、自衛隊、国営越後丘陵公園、防災関係機関、相互応援協定等提携自治体、関連機関(新潟市消防局、三条市消防本部、上越地域消防事務組合消防本部、佐渡市消防本部、仙台市消防局)、災害時応援協定締結民間団体

1 計画の方針

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。
なお、市は事前に県内市町村、県外都市等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

2 各主体の責務

- (1) 市の役割
- ア 被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は速やかに関係機関に応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
 - イ 他の市町村が被災した場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を構築する。
 - ウ 被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。
なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
 - エ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
 - オ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災对本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資

第2章 災害応急対策

第2節 防災関係機関の相互協力体制

機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 県の役割

ア 県は、市、国、公共機関、と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。

イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

ウ 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

(3) その他の防災関係機関の役割

その他の各防災機関は、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

3 業務の内容

(1) 時系列区分による応援要請

第1段階	人命の救護に必要な応援要請 災害の拡大防止に必要な応援要請	ア 救出・搬送用人員、資機材 イ 医療に関する応援 ウ 火災の鎮圧及び救助・救急に関する応援 エ その他状況に応じた応援
第2段階	災害対策に必要な応援要請	ア 必要物資の供給、輸送に関する応援 イ 給水等ライフライン応急対策に関する応援 ウ 遺体保護・防疫等に関する応援 エ ごみ、し尿処理に関する応援 オ その他状況に応じた応援
第3段階	復旧対策に必要な応援要請	ア 復旧対策に関する応援 イ その他状況に応じた応援

(2) 市が実施する行政機関に対する主な応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
知事	1 指定地方行政機関職員の派遣あつせん要請 2 他の地方公共団体職員の派遣あつせん要請 3 応援の要求及び災害応急対策の実施要請 4 職員の派遣要請 5 自衛隊への派遣要請 6 消防庁への派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17 消防組織法第44条
他の市町村長等	1 応援の要求 2 職員の派遣要請 3 災害応援に関する協定に基づく要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 消防組織法第39条

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

(3) 市の行う応援要請

① 指定地方行政機関に対する要請

ア 市長は、災害応急対策に関する応援等を要請し、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

ウ 北陸地方整備局

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、北陸地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあつせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。

エ 国営越後丘陵公園

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、国土交通省北陸地方整備局国営越後丘陵公園事務所に依頼し、国営越後丘陵公園の使用を要請する。

〈使用要請事項〉

・使用を要請する理由	・その他必要な事項
・使用を必要とする期間	

② 知事への要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あつせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第2節 防災関係機関の相互協力体制

ア 連絡先及び方法

県防災局へ防災行政無線、電話、FAXで行う。なお、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にFAXで処理する。

イ 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

③ 他の市町村に対する要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは資料編「災害時相互応援協定」に基づき応援協定締結市町村の長に対し応援を要請する。

イ 市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

④ 防災関係民間団体等に対する協力要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、資料編の各種協定に基づき協定締結団体の長に対し応援を要請する。

イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

〈応援協力を要請する主な民間団体等〉

(ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体、社会福祉団体等の産業別団体

(イ) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、建築士会等の職業別団体

(ウ) その他市に対して協力活動を申し出た団体、NPO

※応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書による時間的余裕がない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

〈応援要請事項〉

・応援を必要とする理由	・応援を必要とする場所
・応援を必要とする期間	・その他応援に関し必要な事項

※職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

〈職員派遣要請事項〉

・派遣を要請する理由	・派遣を要請する職員の職種別人員
・派遣を必要とする期間	・その他必要な事項

(4) 県の行う応援要請

県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めるときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

ア 他の市町村への応援の指示又は調整

イ 他の都道府県への応援の要請

- ウ 全国知事会を通じた応援の要請
- エ 指定行政機関等への応急対策実施要請
- オ 第九管区海上保安本部への支援要請
- カ 民間団体への応援要請
- キ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ク 警察本部の応援要請（公安委員会）
- ケ 消防の広域応援

(5) 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- ア 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急措置の実施に関し必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。
- イ 知事、市長及び指定公共機関又は指定地方公共機関は、要請があったとき、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ア 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。
- イ 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

(7) 消防機関に対する応援要請

市の消防力で対処することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生したとき、消防組織法第39条及び第4条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。応援要請の手順は、資料編に示す。

(8) 受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するに必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

① 情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県及び市に通報するほか、必要な情報交換を行う。

② 受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受入れるための施設の指定等、受入体制を確立す

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策
第2節 防災関係機関の相互協力体制

る。

③ 応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令システムの確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応援部隊	事務室設置場所	
市	災害対策本部	
消防機関	消防本部	
自衛隊	統括本部	災害対策本部
	前線本部	災害対策本部

④ 宿泊場所の確保

ア 指定避難所等として指定されていない公共施設とする。

イ 自衛隊については宿営を原則とし、宿营地は長岡シビックコア地区、市営スキー場及び市営陸上競技場周辺の市管理用地とする。

ウ 被災状況、応援隊の規模等により市で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼し確保する。このほか、必要に応じ国営越後丘陵公園と協議し利用する。

⑤ 車両集結場所の確保

ア 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

イ 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

⑥ 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として新潟県石油商業組合長岡支部の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

⑦ 食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

イ 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

(9) 積雪期の対策

市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

第3節 自衛隊派遣の要請・受入れ体制

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)【支所】 現地本部事務局
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(統括調整部)、自衛隊

1 計画の方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 市が実施する手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨、市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の連絡窓口及び自衛隊の派遣要請連絡窓口は、資料編に示す。

◆派遣要請事項

・災害の状況及び派遣を要請する事由	・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容	・その他参考となるべき事項

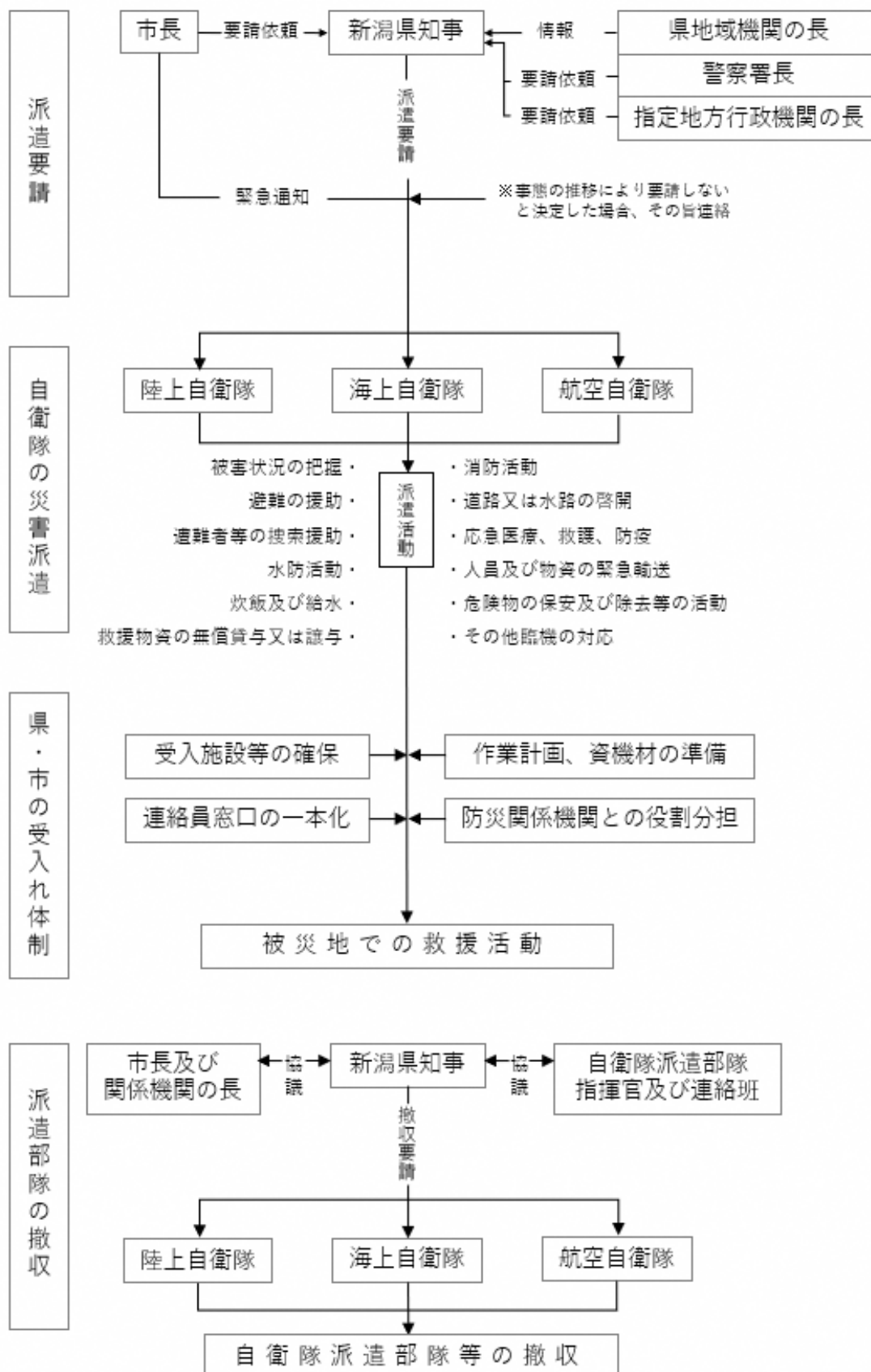
(注) 口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、FAXで処理すること

(2) 自衛隊の災害派遣計画

震災等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣応援要請手続、受入れ体制、活動等については次のとおりとする。

第2章 災害応急対策
 第3節 自衛隊派遣の要請・受入れ体制

① 自衛隊の災害派遣フロー図



② 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本になっている。

公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
非代替性の原則	自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

③ 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第3節 自衛隊派遣の要請・受入れ体制

⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
------	--

④ 陸・海・空各自衛隊の整備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

⑤ 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

ア 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事、その他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

イ 作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

(ア) 作業箇所及び作業内容

(イ) 作業の優先順位

(ウ) 作業実施に必要な図面

(エ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(オ) 派遣部隊との連絡窓口の一本化

(カ) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

ウ 受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

(ア) 自衛隊事務室

(イ) ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

(ウ) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

(エ) 宿营地等

エ 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

⑥ 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民生の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

⑦ 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- ア 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- ウ 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- エ 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- オ 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

⑧ 積雪期の対策

市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第4節 災害情報の収集・伝達

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対避難部、災対福祉部、災対消防部

【支所】 現地本部事務局

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、生活基盤対策部)、県警察本部、防災関係機関、放送事業者、自主防災組織、消防団、NPO、アマチュア無線団体、ボランティア団体、道の駅等

1 計画の方針

被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるもので、その後の災害対策の成否を決定することから、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が求められる。市及び防災関係機関は、相互の連携の下に「迅速な情報収集」、「情報の共有化」に努め、県及び関係機関への伝達、また、民生安定のため市民への情報伝達を行い、災害応急対策を実施する。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

災害時において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては携帯ラジオ、緊急告知FMラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(2) 市・消防本部の役割

- ア 災害時の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。
- イ 情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、町内会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。
- ウ 収集した情報は、市民、防災関係機関に効果的に情報伝達する。
- エ その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。
- オ 県内震度4以上の地震等が発生した場合、市は被害の第一報を県防災局へ報告する。また、県内震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。
- カ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(3) 県の役割

- ア 県は、風水害の発生が予測され又は発生した場合や、県内震度4以上の地震が発生した場合には被災地の消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市に派

遣する。

- イ 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。
また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。
- ウ 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。
- エ 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。
- オ 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。
- カ 市から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。
また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。
- キ 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

(4) 県警察の役割

- ア 災害時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。
- イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

(5) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、それぞれの機関において、被災地情報を収集し、市と連絡体制を確立し、情報の共有化を図る。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第4節 災害情報の収集・伝達

3 災害情報の時系列収集区分

市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策の実施のため、災害情報の収集を災害時の時間経過に応じて行い、関係機関は所管業務に係る災害情報を市に提供する。

区分	収集事項	収集要領
災害速報 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none">・ 人的被害・ 火災状況・ 住家被害状況・ 住民避難状況・ 主要道路・施設被害状況・ ライフライン施設被害状況・ 医療機関被害状況	<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生直後に実施・ 迅速性を第一とし、市内の被害状況を把握・ 警察、消防を主体とした関係機関から情報を収集・ 職員の出勤途上における情報収集・ 住民、自主防災組織等からの通報、聴取
中間報告 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none">・ 第1段階調査事項・ 非住家被害状況・ 公共施設被害状況・ 都市施設被害状況・ 農林商工業被害状況	<ul style="list-style-type: none">・ 常に被害状況の把握に努め逐次本部会議へ報告・ 第1段階の調査事項を詳細に把握・ 現地調査を行う・ 被害の数量的（金額等）把握
概算集計報告 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none">・ 被害状況を概算集約	<ul style="list-style-type: none">・ 応急対策終了後7日以内・ 被害状況を数量的に概算集計
復旧進捗報告 (第4段階)	<ul style="list-style-type: none">・ 復旧事業の発注進捗状況	<ul style="list-style-type: none">・ 各部局において発注している復旧工事を把握

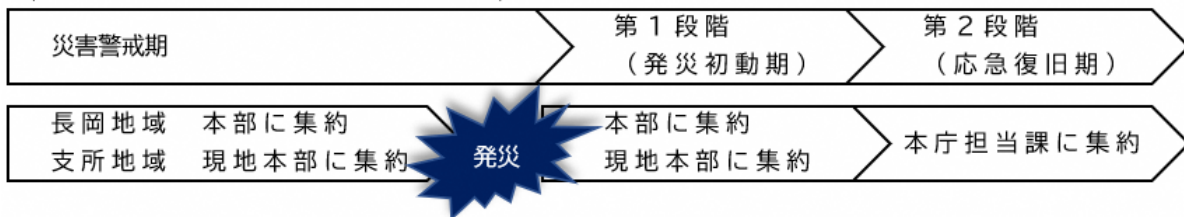
4 市の実施体制

市は、災害発生後直ちに前記「災害情報の時系列収集区分」に従い被害調査を実施するものとし、災害対策本部を設置したときの実施体制は次のとおりとする。

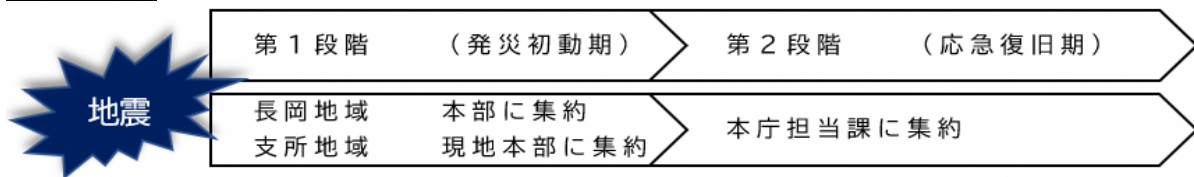
なお、現地災害対策本部が設置された場合は、第1段階の発災初動期においては、支所地域の災害情報は現地災害対策本部で集約し、災害対策本部に報告するものとする。第2段階の応急復旧が本格化するのに伴い、本庁担当課と支所担当課の情報連絡を密にし、支所の被害状況を本庁担当課で災害情報を集約し災害対策本部へ報告する体制へ順次移行するものとする。

風水害の場合

(時間経過による災害情報の集約イメージ)



震災の場合



災害対策本部で被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県防災局へ報告する。また、別表2「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県防災局に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。別表1、2とも平成29年2月7日付け消防庁第11号「火災・災害等即報要領の一部改正について」の通知による。

初動時において火災が多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関へ119番通報が殺到した場合は、消防本部はその状況を直ちに消防庁及び県防災局に報告する。指定避難所等を開設したとき、あるいは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

第2章 災害応急対策

第4節 災害情報の収集・伝達

風水害の場合

(1) 第1段階

① 本部事務局、現地本部事務局

本庁の各災対部、支所の各災対班、関係機関、町内会、自主防災組織、市民等からの情報を集約し、被害状況を把握する。

現地本部事務局は、集約した被害情報を本部事務局に報告する。

本部事務局は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を県に逐次報告するとともに、関係機関や市民へ情報を提供する。取扱いは「災害報告取扱要領」（平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知）による。避難指示等を発令した場合は、速やかに県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告、情報提供する。

② 各災対部、現地災対班

次の事項について、本部事務局あるいは現地本部事務局に報告する。

ア 所管事項に係る応急対策活動状況

イ 職員出勤状況

ウ 災害応急対策上緊急な対応を必要とする事項

(2) 第2段階

本部事務局あるいは現地本部事務局が災害応急対策の進捗状況から調査事項を決定し、関係災対部あるいは現地災対班に指示を行う。

現地災害対策本部が設置された場合は、災害応急対策の進捗に併せ、本庁担当課と支所担当課の情報連絡を密にし、支所の被害状況を本庁担当課で災害情報を集約し災害対策本部へ報告する体制へ順次移行するものとする。

震災の場合

(1) 第1段階

① 本部事務局、現地本部事務局

本庁の各災対部、支所の各災対班、関係機関、町内会、自主防災組織、市民等からの情報を集約し、被害状況を把握する。

現地本部事務局は、集約した被害情報を本部事務局に報告する。

本部事務局は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を県に逐次報告するとともに、関係機関や市民へ情報を提供する。取扱いは「災害報告取扱要領」（平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知）による。

② 災対避難部

ア 避難所・物資対策班

地区防災センター及び指定避難所等からの被害状況及び物資要望等を取りまとめ、本部事務局に報告する。

イ 地区防災センター及び指定避難所等

所管する指定避難所等の被害状況及び物資等の要望をまとめ、避難所・物資対策

班及び本部事務局に報告する。主要報告事項は次のとおりとする。

- ・ 人的被害 ・ 火災状況 ・ 住家被害状況 ・ 住民避難状況

③ 災対福祉部

救護に係る地区防災センターからの被害状況及び医療救護本部活動状況について取りまとめ、本部事務局に報告する。

④ 災対土木部、災対環境部、災対水道部、災対消防部、各現地災対班
各災対部所管事項について、本部会議に報告する。

⑤ 各災対部及び各災対班の共通事項

所管事項に係る応急対策活動状況・職員出動状況・災害応急対策上緊急な対応を必要とする事項

(2) 第2段階

第1段階における災害応急対策が終了又は軌道に乗り、指定避難所等が縮小されるに従い、順次、第2段階の情報を収集するものとし、本部事務局あるいは現地本部事務局が災害応急対策の進捗状況から調査事項を決定し、関係災対部あるいは現地災対班に指示を行う。

現地災害対策本部が設置された場合は、災害応急対策の進捗に併せ、本庁担当課と支所担当課の情報連絡を密にし、支所の被害状況を本庁担当課で災害情報を集約し災害対策本部へ報告する体制へ順次移行するものとする。

(3) 被害状況報告

資料編に定める災害報告資料により、被害状況等の報告を行う。

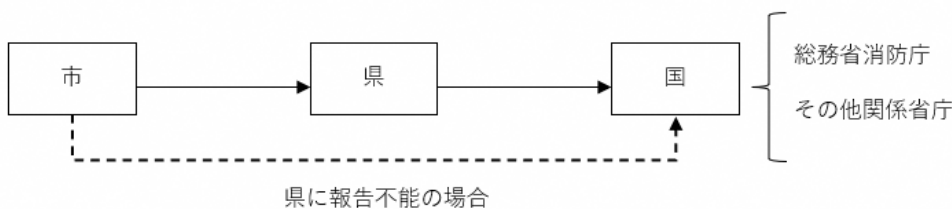
(4) 被害状況等の報告

市は、各段階において把握した被害状況を迅速に県及び防災関係機関、市民等に伝達する。被害報告は、市から県へ、県から国へ行うことが基本であるが、県に報告できない場合は、市が直接国の省庁へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。

なお、本庁が被災し、本部事務局から連絡ができない場合は、現地災害対策本部あるいは他支所から直接、県及び国へ報告を行う。

消防庁の連絡先は、資料編に示す。

<災害対策基本法第53条第1項に基づく被害状況の報告ルート>



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

5 防災関係機関の実施体制

防災関係機関は、災害発生直後から各々所管業務の被害状況を調査し、市及び必要と認める機関に伝達する。また、災害応急対策、災害復旧対策状況についても同様とする。

なお、市防災会議構成機関は、防災会議連絡員室が設置された場合、職員を派遣し情報の収集・伝達を行うとともに、機関相互の情報を共有化する。

6 ヘリコプター等による情報収集

市及び消防本部は、災害による被害が発生したときは県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の情報収集活動を要請し、その結果を県に報告する。なお、連絡先は資料編に示す。

要請する主な調査事項は、次のとおりとする。

- ア 火災の発生状況（消火活動）
- イ 道路・橋梁被害状況
- ウ 建築物被害状況
- エ 公共機関被害状況
- オ その他災害の発生場所の把握

7 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、災害対策本部会議を公開するなど、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元する。

市民に対しては、第2編第2章第6節「広報・広聴活動」に定めるところにより、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施する。

- ア FM緊急割り込み放送や緊急告知ラジオを活用したコミュニティFM放送の活用
- イ 被災地から全国へ情報発信できるホームページの活用
- ウ 住民と住民によるSNSやNPOによる情報発信
- エ 回覧版や掲示板など、昔ながらの情報伝達

放送事業者は、第2編第2章第30節「コミュニティ放送等放送機関の応急対策」に定めるところにより、災害時の放送を行うものとする。

8 町内会、自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

市は、町内会又は自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

- ア 避難情報
- イ 人的被害
- ウ 住民避難状況
- エ 住家被害状況
- オ ライフライン被害状況

9 NPO、ボランティア等と連携した情報収集・伝達

市は、NPO、アマチュア無線団体、ボランティア団体等と連携し、各団体が持つ住民と住民のネットワークの力を活用し、携帯電話メール、SNS、ホームページにより災害

情報を収集伝達する。「道の駅」など市民の誰もが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携し、災害情報を伝達する。

また、災害時には、道路上のがれき等により、車による情報収集、輸送も困難となるため、バイク団体等に支援を要請する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第3編 各災害に係る個別事項

10 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対する情報伝達として、町内会、自主防災組織、民生委員、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、指定避難所等における手話通訳、文字情報などに配慮する。

また、高齢者は、インターネットによる情報収集が困難な人が多いことから、適宜、チラシ、広報紙を配布するなど、配慮する。

なお、県は、警察本部、関係機関等の協力の下、市の取組を支援する。

11 積雪期の対応

情報収集・伝達は困難であることが予想されるため、特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行や、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

12 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、市へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

別表1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分		即報基準
災害即報	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用基準に合致するもの ○ 県又は市が災害対策本部を設置したもの ○ 災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪等）、津波に関する特別警報（大津波警報）、火山に関する特別警報（噴火警報（居住区域））、地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ○ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

第2章 災害応急対策
第4節 災害情報の収集・伝達

火災・災害等区分		即報基準	
個別基準	地震	地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱以上を記録したもの ○ 人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波警報又は津波注意報が発表されたもの ○ 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの ○ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準		<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
火災等即報	一般基準		<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者が3人以上生じたもの ○ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ○ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	火災	建物火災 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定防火対象物で死者の発生した火災 ○ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○ 大使館、領事館及び国指定重要文化財の火災 ○ 特定違反對象物の火災 ○ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ○ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ○ 損害額1億円以上と推定される火災

火災・災害等区分		即報基準	
		林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災 ○ 空中消火を要請又は実施した火災 ○ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
		交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機火災 ○ タンカー火災 ○ 社会的影響度が高い船舶火災 ○ トンネル内車両火災 ○ 列車火災
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊な原因による火災 ○ 特殊な態様の火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ○ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ○ 特定事業所内火災（上記施設以外のもの） 	
	危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 周辺地域の住民等が避難行動を起したものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ○ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ○ 海上、河川への危険物等流出事故 ○ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故 	

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策
 第4節 災害情報の収集・伝達

火災・災害等区分		即報基準
	原子力災害等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ○ 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ○ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他特定の事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故		
	社会的影響基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故即報		<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者5人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○ 要救助者が5人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ○ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ○ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ○ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

火災・災害等区分	即報基準
武力攻撃災害等即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ○ 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

第1編 総則的事項							
第2編 各災害に係る共通事項							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1417 1189 1481 1335" rowspan="6" style="text-align: center;">第3編 各災害に係る個別事項</td> <td data-bbox="1481 1189 1551 1335" style="text-align: center;">第1部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1481 1335 1551 1480" style="text-align: center;">第2部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1481 1480 1551 1626" style="text-align: center;">第3部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1481 1626 1551 1771" style="text-align: center;">第4部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1481 1771 1551 1917" style="text-align: center;">第5部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1481 1917 1551 2051" style="text-align: center;">第6部</td> </tr> </table>	第3編 各災害に係る個別事項	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第6部
第3編 各災害に係る個別事項		第1部					
		第2部					
		第3部					
		第4部					
		第5部					
	第6部						

第2章 災害応急対策
第4節 災害情報の収集・伝達

別表2 消防庁への直接即報基準

	区分	即報基準
火災等直接即報	建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	○ 別表1 交通機関の火災のとおり
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ○ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物等(危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等)に係る事故(石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者(交通事故によるものを除く)又は、行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	○ 別表1 原子力災害等のとおり
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)	

区分	即報基準
救急・救助事故 直接即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・ バスの転落等による救急・救助事故 ・ ハイジャックによる救急・救助事故 ・ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・ その他、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等 直接即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別表1 武力攻撃災害等即報のとおり
災害直接即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の有無を問わず、市の区域内で震度5強以上を記録したもの ○ 津波、風水害及び火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第5節 通信の確保

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対消防部 【支所】 現地本部事務局
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(統括調整部、生活基盤対策部、治安対策部)

1 計画の方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

- ア 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- イ 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

(2) 県の役割

- ア 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- イ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。
- ウ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

(3) 防災関係機関、通信事業者等の役割

- 県又は市から要請があった場合は通信の確保に協力する。
- 通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

3 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は至急復旧にあたる。その間、代替通信手段を確保し復旧までの通信需要をまかなう。

(2) 代替通信手段の確保

公衆通信施設は災害時、故障や通話の輻輳等により通信が困難となることが予想される。そのため各機関は、無線及び衛星通信、災害時有線電話回線等の利用により、通信を確保する。

- ① 公衆通信施設
ア 災害時優先電話
通話が輻輳した場合においても、防災関係機関の重要通信確保のため、一般の電話に優先して利用が可能である。各機関は、当該電話を職員に周知し有効に利用する。
- ② 無線通信
ア 市防災行政無線及びMCA無線
イ 県情報通信ネットワーク（県防災行政無線）
市、県及び県内消防本部等、県情報通信ネットワーク加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県情報通信ネットワークを有効に利用する。
ウ 防災相互通信用無線は、防災関係機関が防災活動を行うにあたり、全国共通の150MHz帯及び400MHz帯の専用周波数を用いて通信を行うものであり、全ての整備機関との通信が可能である。
ただし、周波数の違いや、専用で無線局を開設するものと各々業務用無線局に防災相互通信用周波数を併設するものがあるので、関係機関は適切な運用が図られるよう調整を行う必要がある。
- ③ 衛星通信の利用
ア 関係機関用衛星携帯電話
本庁及び支所、遠隔地の地区防災センター用に配備し、災害時、県・市災害対策本部・現地災害対策本部・地区防災センター間の通信を確保する。
イ 孤立集落対策用衛星携帯電話
災害時に孤立が予想される集落に配備し、通信を確保する。
- ④ 他機関の通信施設の支援要請
各関係法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。また、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。
- ⑤ 非常通信の利用
非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は、地方非常通信ルートによる。
- ⑥ その他の手段
ア アマチュア無線の活用
災害の態様、防災関係機関の通信事情等によっては、アマチュア無線の支援を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。
イ 使送
全ての通信が途絶した場合は、使者を送る。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第6節 広報・広聴活動

【関係災対部】 ○災対広報部、災対総務部、本部事務局（危機対策班）

【関係機関・関係者】

県災害対策本部（統括調整部）、ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関、企業等事業所等

1 計画の方針

災害発生や、災害発生が予想される時には、市民等に正確な情報を迅速かつ的確に伝え、民心の安定を図り、災害対策を円滑に実施することが必要である。このことから、市、防災関係機関及び報道機関は、相互に協力・連携し、住民の立場に立った広報活動を行う。

そのため、市民のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

2 各主体の責務

(1) 市民、企業等事業所等の役割

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない市民、観光客等の滞在者に的確に伝え、適切な対応がとれるよう配慮する。

(2) 市・県の役割

災害に関する情報を積極的に収集し、災害発生が予想される時は、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。災害発生後は被害状況や復旧見込み等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、障害者や外国人等の要配慮者にも、的確に情報が伝わるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

(3) 県警察の役割

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携の下、広報活動を行う。

(4) 国の役割

的確な防災対策が講じられるよう、地震発生後、地震・津波に関する情報を広報する。また、風水害の発生が予想される時は、気象予報、河川の水位情報等の観測情報を広報

する。

- (5) **ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）**
災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報する。また、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。
- (6) **公共交通機関（鉄道、バス、船舶）**
避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。
- (7) **報道機関**
災害に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

3 業務の内容

(1) 広報活動の目的

- ア 流言飛語等による社会的混乱の防止
- イ 市民等の避難救護と被害の拡大抑止
- ウ 当該災害に対する社会的関心の喚起

(2) 広報活動の基準

災害広報活動は時系列区分を基本として実施するものとし、各段階における広報は次の事項を重点として行う。

時系列	広報内容
災害発生直前 ※風水害の場合	避難情報の発表・発令（以後、随時）
災害発生時	—
第1段階 災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生情報（震度、規模・津波の危険性等） ・ 災害対策本部の設置 ・ 避難情報の発表・発令・その他、初動対策に必要な情報
第2段階 災害応急対策 初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ ライフラインの被害状況と使用に関する注意 ・ 交通規制情報 ・ 指定避難所等に関する情報（避難者数等） ・ 市民等の安否情報 ・ 水や食料、生活物資供給に関する情報 ・ 保育園の休園や学校の休校等に関する情報 ・ 社会福祉施設等の稼働状況、受入れ状況に関する情報 ・ 災害ごみの処理に関する情報 ・ その他、応急対策に必要な情報

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策
第6節 広報・広聴活動

時系列	広報内容
第3段階 災害応急対策 本格稼働期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等） ・ 生活再建に関する情報（生活再建支援制度等） ・ その他、復旧・復興対策に必要な情報

(3) 広報活動の実施

① 市の広報活動

市は、広報活動の実施主体として災害情報を迅速に収集、確認、整理し、市内で共有する。上記広報活動の基準に基づき、報道機関に公表するとともに、市民等に対し次の情報伝達手段等を活用して広報活動を行う

- ア 電話・個別訪問・広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示
- イ 住民相談窓口の開設
- ウ 報道機関への緊急放送依頼（状況に応じて県を通じて報道放送依頼）
- エ 長岡市記者会、長岡地域記者会加盟の報道機関への情報提供
- オ 防災行政無線による情報発信
- カ エリアメール、緊急速報メールによる情報発信
- キ コミュニティFM放送・ケーブルテレビ放送等コミュニティメディアへの情報発信（コミュニティFM放送による広報では、緊急割り込み放送や緊急告知ラジオを活用した情報提供も行う。）なお、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。
- ク インターネットによる情報発信（長岡市ホームページ、ながおか防災ホームページ、SNS等）
- ケ 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供
- コ NPOや関係団体のネットワークを通じた情報提供

② 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、他の関係機関との緊密な連絡の下、広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、上記広報活動の基準に基づき、各機関の災害対策所管事項について随時適切な広報活動を行う。

③ 報道機関による広報活動

報道機関は、市等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、市民等の安全の確保と社会的混乱の防止を目的として、上記広報活動の基準に基づき、市民等に対し正確で迅速な報道を行う。なお、各機関は、資料編に示す。

- ア 災害発生直後の視聴者等に対する呼びかけは、各放送機関のマニュアルにより行う。
- イ 新潟県緊急時情報伝達連絡会に加盟している報道機関及び「災害時における緊急情報放送に関する協定」を締結している放送機関は市と協力して、緊急放送を行う。

ウ 聴覚障害者を考慮し、テレビ放送では音声にテロップを挿入するなど必要な措置を講ずる。

エ 外国人の被災者のため、外国語によるFM放送を行う。

(4) 広聴活動の実施

市及び防災関係機関は、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、応急対策や復旧対策に反映するとともに、適切な措置を行う。

被災者の安否確認については、NTTや携帯事業者の提供する安否確認サービス（災害用伝言ダイヤル等）の利用を呼びかける。

市	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所等における相談・要望などの受け付け 自主防災組織及び町内会を通じた相談・要望等の受け付け 被災者のための相談所の設置及び各種相談窓口の開設
県	<ul style="list-style-type: none"> 市の行う被災者のための相談活動に対する支援 災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取
ライフライン 関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者相談窓口の開設 所管事項に関する相談窓口の開設

(5) 住民等からの問い合わせに対する対応

市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(6) 要配慮者に対する配慮

ア 災害で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚・聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、テレビ放送では音声とテロップの組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、外国語によるFM放送、通訳の配置、多言語サイトの構築等を行う。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ 自主防災組織や地域住民等は、高齢者や障害者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

カ 企業等事業所や学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれ

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策
第6節 広報・広聴活動

るよう災害に関する情報を伝達する。

(7) 代替情報提供機能の確保

災害による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

第7節 自分と家族を守る応急対策

【関係災対部】

○本部事務局(危機対策班)、災対避難部、災対福祉部、災対土木部、災対水道部、災対消防部、災対支所部

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】 市民、企業等事業所

1 計画の方針

災害発生時は、日頃身につけた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保する。また地域住民と連携して避難行動要支援者の安全確保を図るとともに、物的被害を最小限に食い止める。

2 応急対策の実施

(1) 災害情報収集・伝達

- ア 災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難に当たっては携帯ラジオや緊急告知FMラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。
- イ 災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、避難行動要支援者や情報を入力していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(2) 災害時の避難

① 避難行動

共通

- ア 家族、隣近所の人達とまとまった指定避難所等への避難
- イ けが人や高齢者等と一緒に避難
- ウ 危険の少ない広い道路を選んでの避難
- エ エコノミークラス症候群に十分注意した車への避難
- オ 指定避難所等に向かうことにより、かえって危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での退避

風水害の場合

- ア 近隣のビルや自宅の2階などへの高所避難
- イ 早い段階から気象、河川情報や地域の状況に注意し、行政の出す高齢者等避難等の避難情報に的確に対応
- ウ 徒歩での避難

② 避難所運営

住民は緊急に避難する必要があるときは、市による開設を待つことなく次により避

第2章 災害応急対策

第7節 自分と家族を守る応急対策

難所に立ち入り、安全を確保する。また避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

- ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。
- イ 出入口、窓等侵入可能な箇所を破壊し、避難する。
- ウ 分散せず、まとまって開設担当者の到着を待つ。

(3) 土砂災害・雪崩発生時等応急対策

① 土砂災害・斜面災害

治山・砂防施設の被災等を確認した際、遅滞なく市、県や警察署等へ連絡する。

② 雪崩発生時

- ア 居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意する。
- イ 雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合、直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

③ 林野火災

- ア 林野等で火災の発生を発見した際、最寄りの消防機関へ通報する。
- イ 発生した火災が微小な場合、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内での初期消火活動を行う。

(4) 消火活動

市民、企業、学校、事業所等は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、小さな火災であってもすぐに消防機関に通報する。

- ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
- イ 出火した場合、近傍の者にも協力を求めて初期消火を行う。
- ウ 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。
- エ 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- オ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪を行う。

(5) 救急救助・医療救護への協力

① 救急救助

災害発生時は、公的機関の防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民や自主防災組織は、公的機関が行う防災活動に、積極的に協力する。

- ア 避難行動要支援者の救護
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集

- ② 医療救護
 - 家族、隣近所、町内会及び自主防災組織と防災関係機関が協力し、医師の応急処置を必要とする傷病者を救護所へ搬送する。
 - ③ こころのケア
 - ア 被災住民は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識する。
 - イ 自身はもとより、要配慮者である高齢者・障害者・乳幼児等に十分配慮したこころの健康の保持・増進を図る。
 - ④ 防疫保健衛生
 - ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理を行う。
 - イ 居住地域の保健衛生を確保する。
- (6) ライフラインに関わる応急対策
- ① 電話
 - ア 災害発生時は一般回線や携帯電話が通じにくくなることが予想されるため、電話での連絡は必要最低限とするよう心がける。
 - イ 災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板等を活用する。
 - ウ 中越地震において、比較的つながりやすかった電子メールを活用する。
 - ② 電気
 - ア 火災発生防止のため、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす。
 - イ 切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に近づかない。
 - ③ ガス
 - ア ガス栓を閉止し、出火・爆発等の事故発生防止を行う。
 - イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認する。
 - ウ 積雪期の地震発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。
 - ④ 上水道
 - 被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、おおむね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄う。
 - ⑤ 下水道
 - 下水道等被災時においては、下水道等に流入する水を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。
 - ア 各家庭において、災害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレを備蓄する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第7節 自分と家族を守る応急対策

- イ 災害時には、下水道施設等に流入する水量を少なくするように努める。
- ウ 地域の指定避難所等における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行う。

(7) 防犯対策

大規模災害時には、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、防犯パトロールの実施や警察署等の警備活動に協力する。

3 要配慮者に対する配慮

地域住民、町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努める。

- ア 家族、近隣住民及び自主防災組織が協力した避難誘導
- イ 自主防災組織による、指定避難所等における避難行動要支援者の安全確認
- ウ 安全が確保されていない方について、警察や市職員等に連絡

第8節 住民等避難対策

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対避難部、災対福祉部、災対消防部
【支所】 災対支所部、現地本部事務局
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(統括調整部、被災者対策部)、県教育委員会、警察本部

1 計画の方針

災害時には、建物倒壊、火災や土砂崩れなど複合的な災害が発生し、市民の安全が脅かされる。災害時の人身被害を最小限に抑えるため、市民、市及び防災関係機関は相互に連携し、迅速な避難を実施する。

2 各主体の責務と業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

共通

- ア 市が発令する避難指示等に的確に対応する。
- イ 孤立しても救助を待つまでの間、最低限の食料、飲料水の備蓄や携帯ラジオ等の用意を自ら行う。

風水害の場合

- ア 「自らの命は自らが守る」ため、市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位情報や気象情報等をインターネット等で自ら確認する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。
- イ 市が発表する避難指示等を正しく理解し、的確に行動する。
 - ※ 「平成30年7月豪雨」を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年6月1日から避難情報等を5段階の警戒レベルにより提供している。
 - [警戒レベル3]
 - ・高齢者等避難
 - 高齢者や障害のある人は危険な場所から避難する。高齢者等以外も必要に応じて普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的な避難を行う。
 - [警戒レベル4]
 - ・避難指示
 - 原則全ての住民は危険な場所から必ず避難する。
 - ウ 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

震災の場合

地震発生時において被災者を最小限に抑えるために住宅、施設の耐震化や家庭内、企業内での備蓄などで自助の取組を強化する。

(2) 市の役割

共通

- ア 避難指示等の伝達は、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、緊急告知FMラジオ、防災行政無線、登録制メール、スマートフォン用アプリ、テレビのデータ放送、SNSなど多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。
- イ 危険の切迫性に依拠して避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- ウ 避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。
- エ 被害状況に応じ指定避難所等を開設する。住民が自主的に避難した場合は、必要な支援を行う。
- オ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

風水害の場合

- ア 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。
- イ 市長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ウ 市の情報伝達機能を喪失することのないよう、多様な情報伝達手段の整備や停電時における非常用電源の配備などを行う。
- エ 避難指示等を発令した場合は、直ちに指定避難所等を開設する。避難指示等発令前に住民が自主的に避難した場合は、必要な支援を行う。
- オ 指定避難所等へ向かうことによりかえって人身に危険が及びおそれがあると認めるときは、屋内での待避そのほかの屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。
- カ 避難誘導に当たっては、指定避難所等、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

震災の場合

- ア 建物の耐震化を促進し、被災者や要救助者の発生を最小限におさえるため住民の意識啓発や自主防災組織や自衛消防組織の育成に努める。
- イ 余震の発生など避難者が発生した場合の住民等を安全に避難させる、指定避難所等の整備を進め、住民が迅速かつ安全に避難できる避難経路を定め、あらかじめ住民等

に周知する。

- ウ 地震発生時の非常連絡手段等を確保し、情報の混乱に対処する。
- エ 避難指示等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。
- オ 災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、県と連携して他の市町村と調整する。

(3) 県の役割

- ア 気象情報、河川水位情報、震度情報、津波に関する情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供して状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。
- イ 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁舎西回廊危機管理防災センターとし、市への情報支援体制を確立する。
- ウ 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- エ 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- オ 市の指定避難所等の開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- カ 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の確保に係る支援を行う。
- キ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(4) 県教育委員会

所管する県立学校の指定避難所等としての使用に協力する。

(5) 県警察本部

- ア 住民の避難途上の安全確保に協力する。
- イ 必要に応じて、広域緊急援助隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

3 避難指示等の発令

(1) 避難指示の実施者

区 分	実 施 者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
指 示	市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき（災害対策基本法第60条第1項）	知事に報告
	警 察 官 又は 海上保安官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき（災害対策基本法第61条第1項）	市長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る（自衛隊法第94条）	市長に通知
	知 事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（災害対策基本法第60条第6項）	告示を要する
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき（地すべり等防止法第25条）	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水、津波等によって氾濫による著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき（水防法第29条）	警察署長に通知

(2) 避難指示等の発令

避難指示等の発令は、次の事項を明示して行う。

<明示事項>

- ・ 避難対象地域 ・ 避難先 ・ 避難路 ・ 避難理由 ・ 避難時の注意事項
- 避難指示等を発令したときは、下記の情報伝達手段のほか、報道機関、警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て直に対象地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を行う。

<情報伝達手段>

- ・ 緊急速報メール、Lアラート、緊急告知FMラジオ、屋外拡声器、防災行政無線、電話配信、登録制メール、SNS、ホームページ、広報車等

(3) 避難者の誘導、救助

避難誘導は、市、警察、町内会、自主防災組織等が当たり、避難行動要支援者の避難を優先して行う。また、住民は相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区分	実施者	基準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長	住民等の生命・身体の保護を目的	災対法第63条第1項
	警察官 又は 海上保安官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	災対法第63条第2項
	自衛官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき	災対法第63条第3項
水防上緊急の必要がある場所での警戒区域設定権	消防機関に属する者	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る	水防法第21条第1項
	警察官	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	水防法第21条第2項
火災の現場における警戒区域設定権 水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	消防吏員 又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る	消防法第28条第1項 消防法第36条第8項
	警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	消防法第28条第2項 消防法第36条第8項

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官または自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第8節 住民等避難対策

(3) 指定避難所等への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がいる場合は、市長は必要に応じて、指定避難所等を開設して受け入れる。

5 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温かい食事の提供等に配慮する。

6 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難の発令等により、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

イ 避難支援プランに基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者の協力を得ながら、避難・誘導に当たる。また、要配慮者の安全を図るため、災害の発生が懸念される場合の避難行動は、高齢者、障害者、乳幼児、子ども等の要配慮者を優先して実施する。

第9節 住民と施設と行政の協働による避難所等運営

【関係災対部】 ○災対避難部、本部事務局(防災政策班)、災対福祉部

【支所】 災対支所部、現地本部事務局

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、保健医療教育部、被災者対策部、食料物資部、治安対策部)、県教育委員会、日本赤十字社、医師会、新潟県・長岡市社会福祉協議会、県災害救援ボランティア本部、市災害ボランティアセンター、新潟県生活衛生同業組合連合会

1 計画の方針

災害発生時において、市、施設管理者、地域住民等は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、この節において「指定避難所等」という。）を迅速に開設し、避難者を受け入れる。

風水害の場合の指定避難所等は、当該地域への避難指示等発令時に、開設する。また、指定避難所等は、市民が一定期間避難生活を送る必要がある場合に、開設する。

指定避難所等の開設及び運営に当たっては、市、施設管理者、地域住民等は、それぞれの長所を生かすとともに、お互いを尊重しながら、良好な生活環境の確保に配慮した上で速やかに円滑かつ適切に行う。

指定避難所等は、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で縮小、閉鎖する。避難指示等の発令がなくても、市が必要と判断した場合は、市が必要と判断した場合は、指定避難所等として指定されている施設を開放し、自主的に避難してきた住民等を受け入れ、必要な支援を行う。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

避難住民は、秩序ある行動で指定避難所等の運営に協力する。

(2) 市の役割

市は、災害の規模に鑑み、必要な指定避難所等を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、施設管理者、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。なお、指定避難所等を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

また、指定避難所等だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所等に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して指定避難所等の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第2章 災害応急対策

第9節 住民と施設と行政の協働による避難所等運営

(3) 県・県警察の役割

県は、市の指定避難所等の開設・運営を支援する。県警察は、指定避難所等の保安等に当たる。

(4) 施設管理者の役割

指定避難所等の管理者は、指定避難所等の迅速な開設及び運営について市に協力する。

3 業務の内容

業務内容は、「指定緊急避難場所・指定避難所開設運営マニュアル」に示す。

第10節 避難所等における防疫保健衛生対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

【関係災対部】 ○災対避難部、災対福祉部

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(保健医療教育部)、市民、中越食品衛生協会各支部、県栄養士会長岡支部、防疫薬品業界団体

1 計画の方針

災害時においては、生活環境の悪化や免疫力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。

(2) 市の役割

市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。

(3) 県の役割

ア 県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するものとする。

イ 県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣に関する調整を依頼する。

3 業務の内容

(1) 保健衛生対策

市は、長岡保健所と連携し指定避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康被害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

① 巡回健康相談・保健指導

市は、長岡保健所と連携し保健師等が指定避難所等、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談を行う。

第2章 災害応急対策

第10節 避難所等における防疫保健衛生対策

巡回健康相談に当たっては、関係機関との連携を図り、要配慮者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

- ア 要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- イ 結核、難病、精神障害者等への保健指導
- ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導
- エ 傷病者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスへの対応
- カ 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導

② 指定避難所等の生活環境の整備

市は、指定避難所等や仮設住宅における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な措置を行う。

- ア 食生活の状況、食中毒の予防
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、トイレ等の清潔
- キ プライバシーの保護

(2) 防疫対策

市は、県の指導の下、防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

① 防疫活動実施体制

市は被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう防疫班を組織し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県の支援を要請する。

② 感染症発生予防対策

市は、指定避難所等、衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。

- ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。
- イ 道路、公園等の清潔を維持し、ごみの処理及びし尿の処理を重点的に実施する。
- ウ 県が定めた地域内でねずみ族及び昆虫等の駆除を行う。
- エ 県は、疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、市が実施することが特に適当と認めたときは市長にこれを指示する。

③ 検病調査等

長岡保健所は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため検病調査を実施し、調査の結果必要があるときは、検便等の健康診断を行う。

- ④ 感染症発生時の対策
- ア 県は、被災地において一類又は二類の感染症患者若しくは一類感染症病原体保有者が発生した時は、速やかに指定医療機関に入院の措置をとるものとし、交通遮断のため指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく被災をまぬがれた地域内の適当な医療機関に入院の措置をとる。
- イ 市は、台所、トイレ、排水口等の消毒をするための防疫薬品を当該地域に配布し、汚物、し尿は消毒後に処理する。
- (3) 食品衛生監視
- 長岡保健所は、市から要請があったとき、又は必要と認めたときは次の活動を行う。
- ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導
- エ 食品関連被災施設に対する監視指導
- オ 中越食品衛生協会各支部との連携
- (4) 栄養指導対策
- 市は、長岡保健所及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。
- ① 炊き出しの栄養管理指導
- 炊き出し実施箇所に栄養士が巡回するとともに、内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行い、給食業者へ食事内容の指導をする。
- ② 災害発生時における栄養相談及び指導
- 指定避難所等、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養・食生活相談を実施するとともに、被災生活の中で、要配慮者等で食事療法が必要な被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導をする。
- (5) 防疫及び保健衛生用資器材の備蓄及び調達
- 市は、防疫及び保健衛生用資器材の整備・充実を図るとともに、資器材が不足したときは、防疫薬品業者等から調達を図るとともに、県に対し確保を依頼する。
- (6) 要配慮者に対する配慮
- 県及び市は、寝たきり者、障害者（人工透析患者等含む）、乳幼児、妊産婦等に対して互いに連携して、健康状態を把握、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。
- (7) 積雪期の対応
- 冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、指定避難所等の採暖に配慮する。
- 雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第10節 避難所等における防疫保健衛生対策

積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

第11節 入浴サービスの提供

【関係災対部】 ○災対福祉部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

自衛隊、県災害対策本部(被災者対策部)、新潟県生活衛生同業組合連合会(新潟県公衆浴場業生活衛生同業組合、新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合)、社会福祉施設等

1 計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

- ア 被災を免れた入浴施設の管理者に施設開放を要請する。
- イ 入浴施設を有する他市町村に協力を要請する。
- ウ 県に支援を要請する。

(2) 県の役割

- ア 自衛隊に対して入浴支援を要請する。
- イ 県内市町村及び隣接県に協力を要請する。
- ウ 新潟県生活衛生同業組合連合会に協力を要請する。

3 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。
また、被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、指定避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。

(3) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合への協力要請を行う。市だけで入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ア 入浴施設までの交通手段を確保する。
- イ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等を確保する。
- ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。
- エ 乳幼児に対する配慮

第2章 災害応急対策

第11節 入浴サービスの提供

- (ア) 沐浴に必要な物品の確保
- (イ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請
- (ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(5) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

第12節 トイレ利用対策

【関係災対部】 ○災対環境部、災対福祉部

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】 県災害対策本部(保健医療教育部、食料物資部)、企業等事業所

1 計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ及び携帯トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

災害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等で備蓄し、活用する。

(2) 市の役割

ア 指定避難所等及びトイレの使用が困難な地域の被災者に、トイレを確保する。

イ 職員の配置・巡回により、指定避難所等の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレに関する需要を把握する。

ウ 市が自力に必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

エ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(3) 県の役割

仮設トイレ等の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等により市を支援する。

3 業務の内容

(1) 備蓄携帯トイレ、簡易トイレ等による対応

ア 避難者の概数を把握する。必要に応じ指定避難所等に職員を派遣する。

イ 避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ等の適切な利用方法を周知する。

ウ 指定避難所等で不足するトイレを他の市町村の保管場所からの回送、又は県からの緊急供給で補う。

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

ア 指定避難所等に調達を要する仮設トイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。

イ 応援協定締結先へ仮設トイレのレンタル供給を依頼する。

ウ 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

(3) 要配慮者に対する配慮

第2章 災害応急対策

第12節 トイレ利用対策

- ア 指定避難所等に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備（おおむね24時間以内）する。
- イ 指定避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(4) 快適な利用の確保

- ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレ等の使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、指定避難所等の状況に応じて避難者や指定避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ウ 市は、指定避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施するほか、利用済簡易トイレ等の回収場所を整備し、回収を実施する。
- エ 市は、指定避難所等の運営が長期にわたる場合、状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理型トイレを設置する。
- オ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

第13節 ペットの保護対策

【関係災対部】 ○災対環境部、災対総務部

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

環境省、県災害対策本部(保健医療教育部)、(公社)新潟県獣医師会(中越支部)、(一社)新潟県動物愛護協会、ペット災害支援協議会

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い指定避難所等に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。

2 各主体の責務

(1) 飼い主の役割

ア 災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、ペット用避難用品の確保に努める。

イ 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(2) 市の役割

ア ペットを同行して避難できる指定避難所等の情報をあらかじめ住民に提供するように努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

イ 指定避難所等を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

ウ 県と協働し「動物救済本部」に対し、指定避難所等・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供及び活動を支援する。

(3) 県の役割

ア ペットフードやペット飼育用品等の物資を備蓄し、災害に備える。

イ 危険動物等による住民の被害が生じないよう安全措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

ウ 動物の保護や適正な飼育に関し、市、関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

エ 各地域の被害状況、指定避難所等での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。

第2章 災害応急対策

第13節 ペットの保護対策

- オ 指定避難所等において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- カ 指定避難所等から保護施設への動物の移送及び譲渡等の調整を行う。
- キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

(4) (公社)新潟県獣医師会(中越支部)の役割

- ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- イ 動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

(5) (一社)新潟県動物愛護協会中越支部の役割

- ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- イ 会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより、被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

3 業務の内容

必要に応じ、動物救援本部に応援を要請し、動物救済本部は次の活動を行う。

(1) ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。

(2) 動物の保護

県・市の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(3) 相談窓口の開設

被災地や指定避難所等、仮設住宅での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(4) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預かりを行う。

(5) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主をさがすための情報の収集と提供を行う。

(6) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(7) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

4 組織体系

県、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。なお、動物救済本部の体制は、資料編に示す。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第14節 車中泊など避難所外避難者への支援

【関係災対部】 ○災対避難部、災対福祉部

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、保健医療教育部、被災者対策部、食料物資部)、県災害救援ボランティア本部、市災害ボランティアセンター

1 計画の方針

中越地震では、指定避難所等以外に車やテントで避難生活を送った人が非常に多かった。特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行う可能性は、高いと考えられる。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて指定避難所等を選択することや避難場所が自然発生することから、車中泊避難者及び指定避難所等以外の自然発生した避難所、防災関係機関等への避難者（以下、「避難所外避難者」という。）に対しても、良好な生活環境を確保するため食料・物資等の提供、情報の提供、避難所等への移動など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

避難所外避難者は、市、消防、警察又は最寄りの指定避難所等に、現況を連絡する。

町内会及び自主防災組織は、指定避難所等外の要配慮者の居場所、安否状況及びニーズ等の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(2) 市の役割

市は、避難所外避難者の状況を調査し、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図れるよう努める。

(3) 県の役割

市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

(4) その他関係者の役割

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、指定避難所等外の要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

3 業務の内容

- ① 避難所外避難者の状況調査（発災後3日以内）
避難者は自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択することから、指定避難所等以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難する。このように指定避難所等以外の避難場所が発生することは自然なことから、町内会や、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所等外の避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。
- ② 避難所外避難者への支援（発災後3日以内に開始）
避難所外避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。
 - ア 新たな避難先の提供（避難施設、テント等）
 - イ 食料・物資等の供給
 - ウ 避難者の健康管理（健康相談、健康指導）
 - エ カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供
- ③ エコノミークラス症候群の予防
中越地震では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどからエコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、下記を車中泊避難者に呼びかける。
 - ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
 - イ こまめに水分を取る。
 - ウ アルコールを控える。できれば禁煙する。
 - エ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
 - オ かかとの上げ下ろし運動やふくらはぎを軽くもむ。
 - カ 眠るときは足をあげる。
- ④ 排気ガス車内充満の予防
豪雪時の車利用には、排ガスの車内充満等の危険性もあるため、車中泊避難者に対してマフラー付近の除雪を心がけるように呼びかける。
- ⑤ 要配慮者に対する配慮
指定避難所等外に避難した要配慮者は、できるだけ早く指定避難所等や福祉施設、又は医療機関へ移送する。
- ⑥ 積雪地域での対応
積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く指定避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

第15節 要配慮者の支援対策

【関係災対部】 ○災対福祉部、災対総務部、本部事務局(防災政策班、危機対策班)、災対避難部

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

市民(要配慮者及び家族、町内会、自主防災組織)、企業、NPO、ボランティア団体等、福祉サービス提供者(社会福祉施設、医療施設、民生委員、長岡市社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター、障害者関係団体等)、外国人関係団体((公財)長岡市国際交流協会)、防災関係機関、消防署、消防団、県災害対策本部(保健医療教育部)、県(病院局)、県警察本部

1 計画の方針

要配慮者の安全確保のために、心身の健康状態等に配慮しながら、避難からその後の生活までの各段階のニーズに応じた支援策を講じていくため、市民、行政、防災・福祉・外国人関係団体等との協働により必要な支援を行う。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

① 避難行動要支援者及び家族の役割

自ら情報収集に努めるとともに、状況に応じて関係機関の積極的な協力を求め早めに避難準備行動を開始する等、自らの安全を確保する。

② 市民の役割

市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保や避難誘導及び安否確認を行う。

③ 要配慮者を雇用している企業及び関係団体の役割

要配慮者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

④ NPO、ボランティア団体の役割

要配慮者のニーズに合わせた安全確保の支援活動を行う。

⑤ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体等外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の役割

県や市と連携して外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行う。

(2) 県の役割

市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動支援を行う。

また、市が行う外国人、視聴覚障害者等の情報弱者への情報提供の支援を行う。

(3) 市の役割

- ア 要配慮者及び避難行動要支援者に対し、関係機関と協働し確実に避難指示等を伝達する。
- イ 災害時には、生命及び身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を、関係機関の協力を得て行う。
- ウ 指定避難所等において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。
- エ 応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。
- オ 避難行動要支援者の心身の健康確保、福祉サービスの提供を行う。
- カ 外国人の安否確認、外国語による情報提供、外国人相談員の派遣等を行う。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

施設内の避難行動要支援者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等と協働して施設外の避難行動要支援者の安全確保を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

3 業務の内容

(1) 情報伝達

災害時の緊急情報を要配慮者や避難行動要支援者に迅速かつ正確に提供するため、報道機関等の協力による緊急割込み放送や文字放送、緊急告知FMラジオに加え、同報無線、メール、FAX、防災ホームページ、SNS等により情報伝達を行う。

また、町内会、自主防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者への迅速な情報伝達を行う。

(2) 避難誘導対策

ア 避難行動要支援者名簿による情報共有

災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

イ 避難誘導體制

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

ウ 避難後の支援

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

(3) 指定避難所等の設置・運営

第2章 災害応急対策

第15節 要配慮者の支援対策

町内会、自主防災組織等と協働し、要配慮者へ配慮した対応を行う。

ア 指定避難所等の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や要配慮者の体調の把握に努めるとともに、安否確認を行う。

イ 指定避難所等において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置等、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。

ウ 指定避難所等においては、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては点字、大活字又は音声、聴覚障害者に対しては文字又は手話、外国人に対しては多言語表示シート等による情報提供を行う。

エ 指定避難所等において、車椅子や粉ミルク等要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。

オ 指定避難所等での生活が困難な要配慮者は、「災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書」等により、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等へ一時的に避難させる。

(4) 生活の場の確保

仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては避難行動要支援者を優先して入居させる。

(5) 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保のため、保健師等により、指定避難所等や、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等(巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導等の保健サービス)を行う。

イ 福祉対策

長岡市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う。

ウ 各機関の調整・取りまとめ

避難行動要支援者への対応については、社会福祉施設、医療施設、民生委員等多数の関係機関の調整が必要なことから、市はコーディネート窓口を設置し、必要な対策を実施する。

(6) 外国人支援対策

県、外国人関係団体と協働して外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行う。

第16節 こころのケア対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

【関係災対部】 ○災対福祉部、災対総務部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

地域振興局健康福祉環境部、新潟県精神保健福祉センター、精神科病院、精神保健福祉関係機関、関係団体、報道機関、国(厚生労働省、DPAT事務局)、県災害対策本部(保健医療教育部)

1 計画の方針

指定避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障害者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

(2) 市の役割

ア 指定避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

イ 必要に応じてこころのケア対策の支援を県に要請する。

ウ 市職員等のこころの健康の保持・増進に努める。

(3) 県の役割

ア 国の「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム(以下「DPAT」という。)等の体制整備に努める。

イ 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、DPATの派遣を要請する。

ウ DPATを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

エ 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

(4) 報道機関の責務

ア 不用意な取材活動によるPTSD(心的外傷後ストレス障害)誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

イ こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

第2章 災害応急対策
第16節 こころのケア対策

(5) 精神科医療機関の責務

- ア 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。
- イ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

(6) 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

- 県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

3 市の業務の内容

① 精神保健活動総括班の設置

災対福祉部内に精神保健活動を総括する精神保健活動総括班を設置し、精神保健に関する情報の収集、指揮、統制、調整、通信等に当たる。

② 精神保健活動総括班による「相談窓口」の設置

被災直後は、救急医療、安全の確保、飲食の確保等が優先されるが、こころのケアが必要なことを念頭におき、指定避難所等に救護所ができた時点から精神保健活動総括班はこころの相談窓口を設置する。

③ こころの巡回相談（健康調査）の実施

指定避難所等や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、相談に応じ不安の軽減に努める。

④ 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい乳幼児・高齢者・障害者及び災害遺族等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

ア 被災精神障害者の継続的医療（受診や内服）の確保の支援を行う。

イ 指定避難所等で精神疾患の急発、急変への救急対応を行う。

ウ 精神医療関係者（精神医療機関、医療機関、地区民生委員、ケアマネ等）と連携をとり、援助に当たる。

⑤ 県への支援要請

必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）派遣等の支援を県に要請する。

⑥ 被災者に対する啓発普及の実施

ア 被災者に対して、パンフレットの配布・ホームページ、町内回覧等により、被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等を伝達する。

イ 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、こころのケアに関する情報を被災者に提供する。

⑦ 支援者に対する啓発普及と教育研修の実施

県に教育研修の依頼をし、保育士や教員、ケアマネジャー等関係者に対し「被災時

のこころのケア」に関する研修を実施する。

ボランティア、開業医、民生委員等の支援者に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

⑧ 支援者のこころの健康の保持・増進

行政職員等支援者に対する「支援者自身のこころのケアに関する情報」の提供や研修会を県に要請し、災害復旧や被災者の対応にあたる市職員等のこころの健康の保持・増進に努める。

⑨ 被災者への長期的な支援の継続

指定避難所等が閉鎖され、応急仮設住宅等への転居後も、被災者に対するこころのケアが必要となる。

慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール依存、PTSD等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

⑩ 男女共同参画の視点に立った対策

同性でないと相談しにくい悩みもあることから、男女両方の相談員の配置に努める。また、相談に当たっては、災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第17節 救急・救助活動

【関係災対部】 ○災対消防部、本部事務局(防災政策班)、災対避難部、災対福祉部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、保健医療教育部)、関係警察署、自衛隊、医師会(県・長岡市・見附市南蒲原郡・小千谷市魚沼市)、医療機関

1 計画の方針

消防本部は、災害発生時において同時多発する家屋の倒壊、火災等による多数の被災者に対し、県、防災関係機関、市医師会、医療機関等と相互に連携を図り、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

また、災害発生直後においては一刻も早い救出活動が必要なことから、地域住民、自主防災組織、消防団等と有機的に連携し迅速かつ適切な救急・救助活動を実施し、被災者の生命・身体 の安全確保に万全を期する。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。

(2) 市の役割

市は、市地域防災計画の定めるところにより、(一社)長岡市医師会等と協力して適時適切な場所に救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び長岡市緊急消防援助隊受援計画並びに県・市町村地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

(3) 県・県警察の役割

県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

県、警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救急救助活動を実施するとともに、必要に応じて広域緊急援助隊を要請する等、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

県、県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関(他都道府県、消防機関、警察、海保、自衛隊等)に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

(4) 消防職員等の役割

消防職員及び消防団員は、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署及び消防団は直ちに救助隊等を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

救助隊等は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

3 業務の内容

(1) 消防本部による活動体制

消防機関は、大規模な風水害が発生し又は発生するおそれがあるときは、長岡市消防本部警防規程に基づく「非常警戒体制」を発令し、災害の規模に応じた消防本部及び消防団の活動体制の強化を図り、所要の活動を実施する。

また、大規模地震により、多数の負傷者及び要救助者の発生が予想される場合は、「長岡市震災時消防活動要綱」に基づき直ちに消防部隊を出動させて被災状況等の災害情報収集活動を開始するとともに、長岡警察署等防災関係機関、(一社)長岡市医師会、医療機関、日本赤十字社新潟県支部等と連携を図り、消防の総力を挙げて被災者の救助、救護等人命の安全確保を行う。

① 消防職団員の非常参集

震度5弱以上の地震が発生したときや大規模な風水害等が発生し又は発生するおそれがあるときは、消防職員及び消防団員はあらかじめ指定された場所へ直ちに参集する。

② 編成する消防部隊等の種類

消防部隊：消防隊、救助隊、救急隊、応急救護所隊、特設隊
消防団部隊：積載車部隊、小型動力ポンプ部隊、消防団特設部隊

③ 救急・救助活動の実施

災害等により、多数の負傷者が発生したときは、「長岡市集団救急事故対策要綱」に基づき、迅速かつ安全に負傷者の救出・救護活動を実施する。

ア 火災現場における活動を優先する。

イ 火災現場以外は、多数の人命危険が予想される建物等を優先する。

ウ 複数の救助救急事故が発生した場合は、軽易な救助事故及び程度の軽い救急事故については、地域住民等による自主的な活動で対応する。

エ 消防団は、地域における多数の負傷者及び要救助者の発生に対し、簡易救出用具(金テコ、ハンマー、のこぎり等)を有効に活用するとともに、地域住民、自主防災組織と連携して救急・救助活動を行うものとする。

オ 警察、関係機関と連携しての救出活動を実施する。

カ 現地救護所を設置する。

キ 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

ク トリアージ(負傷者の程度別選別)及び医療機関への搬送を実施する。

④ 広域応援要請

ア 県内応援要請

(ア) 救助隊、救急隊等の増強が必要な場合は、新潟県広域消防相互応援協定に基づき応援要請する。

(イ) 応援要請は、新潟県広域消防相互応援協定に定める代表消防本部を通じて行う。

イ 他都道府県に対する応援要請

新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

(2) 市による活動体制

市は、震度5強以上の地震が発生した場合や風水害等が発生した場合、あらかじめ指定する職員を地区防災センター職員として出動させ、地域住民、自主防災組織の協力を得て指定避難所等を開設するとともに、状況に応じて、簡易救出用具を有効に活用して救急・救助活動を行うものとする。

(3) 地域住民・自主防災組織による活動体制

災害時は、公的機関の防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民、自主防災組織、町内会は公的機関が行う防災活動に積極的に協力する。

ア 避難行動要支援者の救護

イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動

ウ 傷病者の救出、応急手当及び救護所への搬送等の実施及び協力

エ 地域内の被害状況等の情報収集

オ 初期消火の実施

(4) 要配慮者への対応

地域住民、県警察、市及び消防本部等は、要配慮者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防機関、県警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(6) 惨事ストレス対策

ア 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第18節 医療救護活動

【関係災対部】 ○災対福祉部、災対消防部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、保健医療教育部)、医師会(県・長岡市・見附市南蒲原郡・小千谷市魚沼市)、医療機関、医療関係団体、消防機関

1 計画の方針

市は、大規模な風水害や震度5強以上の地震が発生した場合に予想される多数負傷者の発生を勘案し、次に定める「長岡市震災時医療救護計画」に基づき、医療機関及び医師会、歯科医師会など医療関係団体の協力を得て、災害から市民の生命、健康を守るため、円滑な医療救護活動を行う。なお、震度4以下の地震や複合的な災害により、非常に多数の負傷者が発生し必要と認められたときは、この計画に準じた医療救護活動を行う。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

- ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災直後に被災地域及び保健所等から必要な情報収集を行う。
- イ 市は、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。
- ウ 市は、災害ボランティア活動組織等と連携し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(2) 医療機関等の役割

- ア 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。
- イ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。
- ウ 新潟DMAT指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- エ ドクターヘリ基地病院（長岡赤十字病院及び新潟大学医歯学総合病院）は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- オ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で県医療救護班を派遣する。
- カ 市医療救護班及び市歯科医療救護班編成機関（（一社）長岡市医師会、（一社）長岡歯科医師会等）は、市から医療救護班の派遣要請があった場合に市医療救護班を派

遣する。

キ 長岡地域災害医療コーディネートチームは、「県災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、被災地での医療救護の窓口となり、医療受給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行う。

第1編
総則的事項

第2編
各災害に係る共通事項

第3編
各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

3 業務の内容

〈長岡市震災時医療救護計画〉 ※風水害時も本計画を準用する。

(1) 計画の趣旨

震災対策第1局面の最重点対策と位置付け、地震災害により発生する負傷者等の医療救護活動を円滑に実施するため、市、医療機関、医師会、歯科医師会など医療関係団体、関係防災機関及び市民等の役割分担を明確にし、相互が協力連携して迅速かつ的確な医療救護を行い、市民の生命と健康を守ることにする。

(2) 計画の適用範囲

この計画は、市において震度5強以上の地震（以下「地震」という。）が発生した場合に適用する。

(3) 医療、救護の基本方針

地震災害の特性から、地震発生時には同時に多数の負傷者が発生し医療機関に殺到することから、大混乱となることが予想される。

このことから、医療救護の拠点として救護所及び救護病院（災害拠点病院）を開設し、負傷者の分散を図るとともに、相互が緊密に連携することで負傷程度に応じた段階的医療救護を行うことにより混乱を緩和し、より円滑な医療救護を行うことにする。なお、負傷の程度による医療救護の区分は次のとおりとする。

① 救護病院において救護する負傷者

- ア 重傷者……入院を必要とする負傷者
- イ 中等傷者……医師の専門的な処置を必要とする負傷者
- ウ クラッシュシンドローム（挫滅症候群）の疑いのあるもの

② 救護所において救護する負傷者

- ア 軽傷者……重、中等傷者以外で医師の応急処置を必要とする負傷者

(4) 医療救護本部の設置

市及び（一社）長岡市医師会は、地震発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に遂行するため、医療救護本部（以下「救護本部」という。）を長岡市健康センターに設置する。

① 救護本部の構成

- ア 本部長は、（一社）長岡市医師会長とする。
- イ 副本部長は、（一社）長岡市医師会救急対策担当理事及び市災対福祉部長とする。
- ウ 本部員は、（一社）長岡市医師会事務局員、（一社）長岡市薬剤師会薬剤師、長岡薬業協同組合員及び救護本部員として事前に指定された市職員とする。

第2章 災害応急対策
第18節 医療救護活動

② 救護本部の職務

- ア 救護本部の開設、運営に関すること
- イ 救護所と病院との連絡調整に関すること
- ウ 応援医療救護班、DMAT等の要請、受入れ、救護所への配置に関すること
- エ 救急隊との連絡調整に関すること
- オ 県、関係機関との連絡、調整に関すること
- カ 救護所で使用する医薬材料の手配、管理、供給に関すること
- キ その他医療救護に必要なこと

(5) 医療救護体制

① 救護所での医療救護

救護所は、収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置を行う。

ア 救護所の開設、医療救護の開始

- (ア) 地震が発生したときは、救護本部、市災対総務部避難所・物資支援班、災対支所部及び（一社）長岡市医師会は、速やかに救護所を開設できる体制を整える。
- (イ) 救護本部は、負傷者の状況を把握した上で、（一社）長岡市医師会等と連携しながら適時適切な場所に市医療救護班を派遣する。
- (ウ) 救護所の開設等に当たっては、（一社）見附市南蒲原郡医師会及び（一社）小千谷市魚沼市医師会の協力を得る。
- (エ) 救護所は、学校保健室又は安全の確保できる場所に開設する。
- (オ) 地震発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、参集してくる市職員を主体とし、教員、養護教諭及び避難者の協力を得て臨機に対応するものとする。
- (カ) 毎年度当初、救護本部における役割体制を定め更新し、不測の事態に備えるものとする。また、健康課内に防災担当を定める。

イ 医師等の派遣

（一社）長岡市医師会は、各救護所への市医療救護班の派遣体制について、事前に定めておくものとする。

ウ 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- (ア) トリアージ（負傷者の程度別選別）
 - (イ) 診察及び実施可能な応急医療処置
 - (ウ) 病院への搬送要請
 - (エ) 避難者への予防衛生・保健活動

エ 救護所で活動する市職員の責務

救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- (ア) 医療救護活動の記録
 - (イ) 負傷者の整理

- (ウ) 救護本部及び救護病院との連絡調整
- (エ) 遺体の保護及び救護本部等との連絡調整
- (オ) その他救護所運営に必要なこと
- (カ) 救護病院への搬送手段の確保及び手配

オ 医療救護活動の期間

医療救護活動の実施期間については、災害の程度に応じて本部長が定める。

② 救護病院

地震が発生した場合、速やかに災害拠点病院としての体制をとり、重傷者の処置、収容及び助産を行うほか、中等傷者に対する処置、精神科医療等の措置を行うものとする。

ア 救護病院での医療救護

地震が発生したときは、速やかに医師、看護婦等の招集を行い医療スタッフの充実に図り救護病院としての医療救護を開始するとともに、次の事項について速やかに救護本部に連絡するものとする。

- (ア) 施設、機能の被害状況
- (イ) 入院患者及び院内負傷者の状況
- (ウ) 医療従事者の確保状況
- (エ) 人工透析器の稼働状況及び稼働見込み
- (オ) 医療救護活動報告書
- (カ) その他必要なこと

イ 医療救護の範囲

救護病院において行う医療救護は、次のとおりとする。

- (ア) 診察
- (イ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (ウ) 薬剤又は治療材料の支給
- (エ) 助産
- (オ) 市外医療機関への搬送に伴う病院間の連絡調整
- (カ) 死亡の確認
- (キ) 収容、看護

(6) 医療、救護資器材及び医薬材料の確保

① 医療器具、医薬品等の供給体制

ア 備蓄

- (ア) 救護所については、保健室等に応急処置用器具セットを備蓄する。
- (イ) 病院については、最低3日分の医薬材料の在庫を持つよう努める。

イ 調達

(ア) 救護病院

ランニングストックで対応するものとし、不足を生じたときは県に依頼すると

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第18節 医療救護活動

ともに、独自で調達を図るものとする。

また、事前に調達体制を確保しておくよう努めるものとする。

(イ) 救護所

救護本部において、長岡市薬業協同組合の協力を得て調達するものとする。

ウ 医薬材料の管理、供給

(ア) 医薬材料の供給は、市健康センターを基地として行う。

(イ) 医薬材料の管理、仕分けは、長岡市薬剤師会の協力を得て行う。

(ウ) 不足等の支障が生じた場合は、保健所へ支援要請を行う。

② 血液の確保

ア 医療機関は、血液が必要なときは、県に供給の要請を行い、確保する。

イ 救護本部及び医療機関等は、必要量が確保できないときは、市民等に協力を呼びかけるものとする。

(7) 医療関係ボランティアの活用

市及び救護病院は、医療関係ボランティアを災害時医療救護に積極的に活用する。医療関係ボランティアは、救護本部及び救護病院の指示を受けて医療救護活動に従事する。

(8) 在宅の慢性疾患患者への対応

慢性疾患患者の治療は、原則として救護病院で行うこととするが、人工透析実施患者で緊急を要する者、及び透析を必要とする傷病者は、水の供給状態が不十分となったとき、県及び防災関係機関の協力を得て被災地域外の透析可能病院へ搬送するものとする。

(9) 在宅の避難行動要支援者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などへの対応については避難行動要支援者を対象とする避難支援プラン等に基づき別途実施する。

(10) 傷病者の搬送

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

① 住民及び自主防災組織による搬送

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族、地域住民及び自主防災組織が協力して行う。

② 救急隊による搬送

ア 消防本部救急隊は、初動において多数の要救助者を認めたとき、主に救助活動と現場での応急処置に従事することとし、搬送は市職員、警察及び地域住民等の協力により行うこととする。

イ 消防本部は、多数の負傷者の発生又は発生が予測される状況を認めたときは、応援協定に基づき速やかに応援救急隊の派遣を要請するなど救急隊の増強を図り、早期に一般救急要請に応ずる体制を確立する。

ウ 地震発生後48時間以内における傷病者の搬送は、医師の指示による搬送を優先し実施する。

③ ヘリコプターによる搬送

ア 緊急に高次治療が必要な傷病者の搬送は、防災関係機関のヘリコプターにより行う。

イ 医療救護用ヘリポートの指定

(11) 県等への支援要請

市は、地震発生時において自らの医療救護活動のみで対処できない規模の災害と予測されたときは、速やかに県等に対し被害の状況を報告するとともに支援の要請を行う。

ア 医療機関の施設・機能被害状況

イ 負傷者等の状況

ウ 人工透析器の稼働状況及び稼働見込み

エ 医療従事者の確保状況

オ 救護所の設置状況

カ 救護所及び医療機関への交通状況

キ 医療資器材等の需給状況

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第19節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【関係災対部】 ○災対土木部、災対農林水産部、災対水道部

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、警察本部、長岡国道事務所、自衛隊、通信事業者、電力事業者、ガス事業者、東日本高速道路(株)、企業等事業所

1 計画の方針

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、道路管理者は、各施設の被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

2 業務の内容

(1) 災害の未然防止

道路管理者は、災害により施設が被災する恐れがあると認めるときは、危険箇所等を主体に点検巡視を行うほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。また、危険性が高い箇所について、安全確保のために通行規制等の措置を講ずる。

(2) 道路施設の応急対策

道路管理者は、緊急輸送道路の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について関係機関と密接な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行う。

① 被災状況の把握及び施設点検

大規模な風水害や震度4以上の地震が発生した場合、道路管理者は橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

可能な限りの方法により、被害状況の把握の迅速化を図り、協定事業者、報道機関及び道路情報モニター等からの情報を収集する。

② 緊急の措置等

ア 交通規制等

災害発生時には、道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制等の緊急措置を講ずる。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

イ 道路啓開

(ア) 道路管理者は、関係機関との調整を図り、路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

(イ) 道路啓開は可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、必要に応じて、誘導員及び監視員を置き、通行の誘導を行う。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

ウ 防災活動拠点等とのアクセス確保

緊急措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

エ 応急復旧

(ア) 応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施する。

(イ) 道路管理者は建設業協会・構造物解体協同組合等と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保に努める。

オ 道路情報の周知

災害等による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧見込状況等を道路情報板及びインターネット等を活用し市民や関係機関に周知する。

カ 防災機関等への連絡

防災関係機関が実施する応急対策の円滑化を図るため、災害による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧見込状況等を関係機関へ連絡する。

キ 道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、速やかに応急復旧工事を実施する。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

③ 円滑な道路交通確保対策

警察は、災害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第19節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

ア 信号機等の緊急措置

災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、警察は迅速にこれに対処するため、被災地域内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置するほか、既設の非常用電源装置を併用して、被災地域ならびに関連道路の交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を図る。

イ 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、県警本部交通管制センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信装置による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

ウ 交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

(3) 住民に対する広報

各施設の管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

ア 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）

イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

エ その他広報を行う必要がある事項

(4) 積雪期の対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、状況に応じて関係機関と協議したうえで、連携を図りながらその実施にあたるものとする。

第20節 港湾施設の応急対策

【実施主体】 県災害対策本部(生活基盤対策部)
【関係災対部】 ○災対土木部 【支所】 災対支所部(寺泊)
【関係機関・関係者】 企業等事業所

1 計画の方針

災害により港湾施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努

める。これらの施設については、災害による施設の損壊箇所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

また、災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要である。港湾施設管理者は、各施設の被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

災害発生後、港湾施設の被災を発見したときは、遅滞なく県、市、消防署又は警察署へ通報する。

(2) 市の役割

災害発生後、市民・企業等から港湾施設の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により港湾施設の被災を発見したときは、県へ通報する。

(3) 県の役割

災害による港湾施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(4) その他の防災関係機関の責務

北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

3 業務の内容

(1) 市の内容

施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

(2) 県の内容

第2章 災害応急対策

第20節 港湾施設の応急対策

① 災害の未然防止

震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。（ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。）

高潮や風浪により被害の発生するおそれがある場合、過去に高潮、風浪による被害が生じた箇所等の危険箇所について、パトロール及び施設の緊急点検を実施する。

パトロール及び緊急点検で被災する恐れがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。

② 被害の拡大及び二次災害の防止

ア 人的被害発生防止のための対策の実施

パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

イ 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

③ 障害物の処理

港湾区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

④ 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

⑤ 施設利用者及び住民に対する広報

ア 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、及び市へ周知する。

イ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて、施設利用者、周辺住民、及び市に周知する。

(3) 積雪期の対応

県は積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、状況に応じて関係機関と協議したうえで、連携を図りながらその実施にあたるものとする。

第21節 道路・河川における障害物除去

【関係災対部】 ○災対土木部、災対環境部

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、生活基盤対策部)、長岡国道事務所、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、応援協定先企業団体

1 計画の方針

災害により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、緊急交通路を確保するとともに、二次災害防止のため各施設の機能を維持し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図る。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

- ア 市は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携の下、情報を収集する。
- イ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国・県等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

(2) 道路管理者の役割

- ア 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下、緊急輸送道路という。）については、最優先に実施する。
- イ あらかじめ締結してある建設業協会・構造物解体協同組合等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- ウ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。
- エ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、県と協力し排除する。

(3) 河川、港湾及び漁港管理者等の役割

河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を

除去する。

3 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

市は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について各関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

(2) 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範囲かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定する。

(3) 障害物処理の実施

① 道路関係障害物除去

ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路を優先して実施する。また、あらかじめ建設業協会等と災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資材の確保に努める。

イ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、第2編第2章第43節「輸送」に定めるところによる。

② 河川関係障害物除去

河川管理者は河川の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

③ 建物関係障害物の除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、特に必要があるときは、山崩れ、崖崩れ、浸水等により住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

なお、本市のみで障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

(4) 障害物の除去の方法

市は、自らの組織、労力、機械器具等を用い、又は建設関係業者の協力を得て速やかに行う。除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(5) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて各地域のそれぞれ確保できる集積場所へ運搬するものとする。なお、保管が必要な障害物については、それぞれ適当な場所に保管する。

(6) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、国・県・市はあらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じて連携を図りながら、障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第22節 河川・海岸施設の応急対策

【関係災対部】 ○災対土木部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、警察本部、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、(一社)新潟県建設業協会、(一社)長岡市建設業協会

1 計画の方針

河川・海岸等の管理者は、災害時には点検・巡視等の作業に従事する者等の安全を確保したうえで、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

河川・海岸施設の被災を確認した時は遅滞なく国、県、市、消防署又は警察署へ連絡する。

(2) 市の役割

市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、管理者へ連絡する。市が管理する施設については、災害による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

また、施設の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全を確保するため、避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

(3) 国・県の役割

災害による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、市及び関係機関との緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(4) 関係機関の役割

国・県・市と緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化するものとする。

3 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

① 点検・巡視

共通

気象等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合や、震度4以上の地震が発生した場合、各施設管理者は、災害による被害の実態を把握して応急対策の円滑を期するため、それぞれの管理する施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

風水害の場合

管理者	気象状況	点検・巡視箇所
河川管理者	河川水位が上昇し 氾濫注意水位（警戒水位）を越える おそれがある場合	河川水位が警戒水位に近づいている箇所 過去に洪水被害が生じた箇所 地形地質上の脆弱箇所 土地利用上からの弱堤箇所 二次災害防止の観点からの低標高箇所 主要河川構造物の設置箇所
海岸管理者	高潮や高波等により 被害の発生する おそれがある場合	過去に高潮、高波等による被害が生じた箇所 地形地質上の弱堤箇所 土地利用上からの弱堤箇所 二次災害防止の観点からの低標高箇所 主要海岸保全施設設置箇所

② 異常を発見した場合の措置

各施設管理者は、点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

③ 従事者等の安全確保

各施設の管理者及び水防管理者は状況を把握し、点検・巡視等の作業に従事する者や消防団員の安全を確保する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携の下、次により応急措置を実施する。

① 河川管理施設

第2章 災害応急対策

第22節 河川・海岸施設の応急対策

ア 浸水被害のおそれがある地域の対策

浸水被害が発生しその被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講ずるとともに、危険箇所に対し、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて市民へ周知を図る等の対策を講じる。

イ 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、重大な被害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

ウ 低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

エ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

オ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被災した地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、施設管理者は、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。

カ 油や危険物の流出等の事故対策

災害により発生した油や危険物の流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。

キ 倒木や流木の除去

倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。

ク その他河川管理に関する事項の調整

被害が同時多発的に発生する場合、応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

② ダム施設

ア 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。

イ 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。

③ 海岸保全施設

ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

イ 海岸保全施設の応急措置

海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整

低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

(3) 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

(4) 住民に対する広報等

市は各施設の管理者から報告を受けた施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。

気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被害規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等について、逐次関係機関と情報を共有する。

また、被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼす恐れがある場合は、適時、避難指示等を発令する。

(5) 要配慮者に対する配慮

主として要配慮者が利用する施設、地域にあつては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

(6) 積雪地域での対応

河川管理者及び海岸管理者は、融雪出水や冬期風浪に備え、自らの管理する施設の点

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第22節 河川・海岸施設の応急対策

検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民に周知するとともに、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

第23節 海上における災害応急対策

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、土木部、災対消防部
【支所】 寺泊支所
【関係機関・関係者】
県災害対策本部(統括調整部、生活基盤対策部)、県警察本部、新潟海上保安部、自衛隊

1 計画の方針

台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する時や、大規模地震発生に伴う津波が発生した時、海上においては、多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸における火災の発生等甚大な災害の発生が予想される。

これら大規模な災害に対して迅速かつ的確に対処するため、市は関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を行う。

2 新潟海上保安部における災害発生時の対応

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 体制の確保

- ア 対策本部の設置
- イ 通信の確保
- ウ 巡視船艇・航空機の動員

(2) 情報の収集、伝達・周知

- ア 情報の収集
- イ 情報の伝達・周知

(3) 船舶等への津波警報の伝達・周知

3 新潟海上保安部における応急対策

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

- ア 海難等の救助
- イ 流出油等の防除
- ウ 海上交通の安全確保
- エ 海上における治安の維持

4 各機関における業務の内容

(1) 県・市

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向等情報交換を密接に行う。
- イ 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。
- ウ 新潟海上保安部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送等支援を必要とするときは速やかに要請する。
- エ 新潟海上保安部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 県警察

- ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。
- イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示等の発令及び避難誘導に当たる。

(3) 消防本部

- ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。
- イ 初期消火及び延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

第24節 農地・農業用施設の応急対策

【関係災対部】 ○災対農林水産部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、土地改良区、農業協同組合、農業施設管理者、農業者、新潟県土地改良事業団体連合会

1 計画の方針

災害時においては、農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想される。管理者である市、県、土地改良区等は、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携の下、各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

2 各主体の責務

(1) 県の役割

災害発生直後の情報の収集・連絡にあたりとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(2) 市の役割

災害発生直後の情報の収集・連絡にあたりとともに、土地改良区等施設管理者と協力連携して防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

災害発生直後の情報の収集・連絡にあたりとともに、市と連携して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

3 業務の内容

風水害の場合

(1) 災害発生の未然防止

① 施設の点検、監視

施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

② 災害未然防止活動

施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させ

第2章 災害応急対策
第24節 農地・農業用施設の応急対策

る。

(2) 災害の拡大防止と二次災害の防止

① 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、地域振興局等に報告する。地域振興局等は、被害報告を取りまとめて県農地部に報告する。

② 応急対策の実施

ア 地域振興局等は、農地及び農業用施設等の被害が拡大する恐れがあると認められる場合は、農地部関係各課と協議のうえ、市及び土地改良区に対し応急措置の指導を行う。

イ 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 集落間の連絡農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努め、通行が危険な道路については、市、県、警察等に通報し、通行禁止等の措置を講ずる。

(イ) 市、土地改良区は、浸水被害が拡大する恐れのある区域については、その原因となる箇所をのりきり工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。

(ウ) 県は、市、土地改良区からの要請に基づき、保有する排水ポンプを貸与するとともに、不足する場合は、支援可能な地域の関係機関に依頼し必要台数の確保に努める。

(エ) 施設管理者は、被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大する恐れがある場合には、専門技術者等を活用して点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備、避難誘導等の応急対策を行い、二次災害の防止に努める。

(オ) 施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(カ) 施設管理者は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講ずる。

(キ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてはパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

ウ 施設管理者は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

(3) 要配慮者に対する配慮

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等の発令

を行い、自主防災組織等が中心となって避難行動要支援者の避難を支援し、地域で協力し合って迅速に避難できるようにする。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第25節 農林水産業応急対策

【関係災対部】 ○災対農林水産部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、農業協同組合、新潟県農業共済組合、森林組合、木材組合、漁業協同組合、錦鯉養殖組合

1 計画の方針

災害時においては、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、治山施設の被災等が予想される。市は、農林水産業関係団体等と緊密な連絡をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

2 各主体の責務

(1) 農林水産業生産者、農林水産業施設の所有者・管理者の役割

- ア 風水害、雪害、火山災害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
- イ 災害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等、自助の対応を心がける。
- ウ 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、異常時の応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- エ 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

(2) 関係団体の役割

- ① 農業協同組合
組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。
- ② 新潟県農業共済組合
農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。
- ③ 森林組合・木材組合
市、地域振興局等と相互に連携して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設(以下林業等関係施設)の被害状況を把握し、市・地域振興局へ報告する。
市、地域機関等と相互に連携し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

- ④ 漁業協同組合
水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に連携し、把握する。
 - ⑤ 錦鯉養殖組合
錦鯉及び錦鯉養殖施設の被害状況を市と相互に連携し、把握する。
- (3) 市の役割
- ア 関係団体と連携を図りながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、地域振興局等に報告する。
 - イ 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
 - ウ 県、関係団体等と相互に連携し、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。
- (4) 県の役割
- ア 地域振興局等は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。
 - イ 地域振興局等は、必要に応じ市、関係団体に連絡要員の派遣及び二次災害防止等の助言を行う。
 - ウ 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。
 - エ 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

3 業務の内容

(1) 農林業生産基盤の応急対策

- ① 被害状況の把握
市は、関係農林業団体等と連携のうえ、農林地、農林業用施設等の被害状況を把握し、地域振興局等に報告する。
- ② 応急対策
 - ア 市は、農林地及び農林業用施設の被害が拡大する恐れがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また関係農林業団体等に対し応急措置の指導を行う。
 - イ 市及び関係農林業団体等は、農林地、農林業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。
 - (ア) 被災した施設の被害の拡大や二次災害の恐れがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事
 - (イ) 出水等により、広範囲にわたる農林地に湛水の危険があり、農作物被害が発生する恐れがある場合の排水ポンプによる当該地域の排水

第2章 災害応急対策

第25節 農林水産業応急対策

- (ウ) 農林地等の地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- (エ) 農林地等の地すべり、ため池堤体の損壊等により人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与える恐れがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

(2) 農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設の応急対策

① 被害状況の把握

市は、関係農林業団体等と連携のうえ農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設被害状況を把握（雪害時にあつては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、地域振興局等に報告する。

② 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めたときは、二次災害防止のため関係農林業団体等及び農林家、家畜飼養者等に対し、土砂崩れ、雪崩等による農舎・園芸施設・畜舎・林産物加工施設等の倒壊防止や農林業用燃料、農薬等の漏出防止、停電発生農場への電源供給、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置等について指導又は指示を行う。

③ 応急対策

ア 農作物及び農林業用施設

市は、県及び関係農林業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者に指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

- (ア) 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
- (イ) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- (ウ) 動物用医薬品及び飼料等の供給

(3) 林産物及び林産施設の応急対策

① 被害状況の把握

市は、関係林業団体と相互に連携のうえ、林産物及び林産施設の被害状況を把握し、地域振興局等に報告する。

② 二次災害防止

緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。

- ア 倒木等の除去
- イ 林業関係施設の倒壊防止措置
- ウ 燃料、ガス等漏出防止措置

③ 応急対策

ア 市は、林産物及び林産施設の被害が拡大する恐れがあり緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また関係林業団体に対し応急措置の指導を行う。

イ 市及び関係林業団体は、林産物及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 山腹崩壊、地すべり等の被害により、人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与える恐れがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

(イ) 地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(ウ) 病虫害発生予防措置

(エ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(オ) 応急対策用資機材の円滑な供給

(カ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

(4) 水産物及び水産施設

① 被害状況の把握

市は、関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県等に報告する。

② 二次災害防止

ア 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。

イ 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請を行う。

ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。

エ 水産用施設の被害状況により必要があると認めた時は、二次災害を防止するため、漁業協同組合等、水産用施設の所有者または管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

(ア) 余震等による施設の倒壊防止策

(イ) 燃料・餌料等の漏出防止措置

(ウ) 水産用医薬品等の漏出防止策

オ 融雪水等により流出した流木等、漂流物の早期回収措置を図る。

③ 応急対策

ア 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。

イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。

ウ 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送について、必要な措置を行う。

エ 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。

オ 養殖水産物移送について、必要な措置を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第25節 農林水産業応急対策

カ 水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の増養殖施設の避難又は取水方法の改善を図る。

キ 生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。

ク 土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。

ケ 道路、水路の緊急的な機能回復を図る。

(5) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

積雪に伴いパイプハウス等の施設被害が懸念されるため、除雪を徹底するものとする。

第26節 公園施設の応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

【関係災対部】 ○災対被害調査部 【支所】 災対支所部
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(生活基盤対策部)、(一社)長岡市緑地協会

1 計画の方針

災害により公園施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

公園施設の被害状況の把握並びに公園施設の応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

災害発生後、公園施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、消防署、警察署へ通報する。

(2) 市の役割

災害による公園施設の被災箇所の機能確保を図るため、応急体制を整えとともに、関係機関の緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

3 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検

災害が発生した場合又は被災が懸念される状況が継続している場合や、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。(ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。)

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

① 人的被害発生防止のための対策の実施

パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

② 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

③ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴

第2章 災害応急対策

第26節 公園施設の応急対策

う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

公園施設内において、倒木や施設の倒壊等により使用が危険と認められる場合には、市災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

ア 被災した公園施設は、状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、住民へ周知する。

イ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて施設利用者、住民に周知する。

(6) 積雪期の対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と連携を図りながら積雪期における対応を実施するものとする。

第27節 応急住宅対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係災対部】 ○災対被害調査部、災対総務部 【支所】 災対支所部
【関係機関・関係者】
県災害対策本部(生活再建支援部)、(一社)プレハブ建築協会、(公社)新潟県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会新潟県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、新潟木材組合連合会、新潟県森林組合連合会、その他建設業関係団体

1 計画の方針

災害時においては、速やかに応急仮設住宅の建設並びに被災住宅の応急修理を行うものとする。この場合、市は原則として災害救助法施行細則及び災害救助実施要項の定めにより、県知事の委任を受けてこれを行うものとする。

2 各主体の責務

(1) 県の役割

- ア 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。
- イ 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。
- ウ 県営住宅の空き家（空き部屋を含む）を仮住宅として提供する。
- エ 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。
- オ 市が実施する被災宅地危険度判定業務を支援する。
- カ 市が実施する被災建築物応急危険度判定業務を支援する。

(2) 市の役割

- ア 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- イ 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。
- ウ 市営住宅の空き部屋を仮住宅として提供する。
- エ 被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の発生防止に努める。
- オ 被災建築物応急危険度判定を実施し、二次災害の発生防止に努める。

3 業務の内容

(1) 被災住宅の調査（市）

災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

- ア 住宅、宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望

(2) 応急仮設住宅の建設（県）

第2章 災害応急対策

第27節 応急住宅対策

① 建設候補地の選定（市）

- ア 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用し、所有者と十分協議して選定する。
- イ 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。

② 建物の規模及び費用

- ア 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。
- イ 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣と協議の上、当該輸送費を別枠とする。
- ウ 建設の時期は災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣と協議して延長する。
- エ 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

③ 応急仮設住宅の建設方法

- ア 知事は協定に基づき建設業関係団体のあっせんを受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。
- イ 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価、その他必要な要件を定めて行う。

④ 協力要請

- 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。

(3) 入居者の選定及び管理（市）

応急住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者募集、選定及び管理を委任する。入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

① 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となるものは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では、住宅を確保することができない者

② 入居者の選定

応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。

- ③ 管理
県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受け入れ等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。
- ④ 供与の期間
入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。
- (4) 民間賃貸住宅借り上げによる供与（県）
被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。ただし、状況に応じ知事は、市長に借り上げを委任することができる。
入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準じる。
ただし、入居にかかる敷金・家賃は無料で供与するが、共益費・駐車場使用料・公共料金等は入居者負担とする。
- (5) 被災住宅の応急修理（市）
- ① 応急修理の対象者
ア 以下の全ての要件を満たす世帯
(ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。
(イ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。
(ウ) 応急修理を行うことによって、指定避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
(エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと。
イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）
災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。
- ② 応急修理の範囲
以下の4項目で日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施するものとする。
なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。
ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
イ ドア、窓等の開口部の応急修理
ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
エ 衛生設備の応急修理
- ③ 応急修理の費用

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第27節 応急住宅対策

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

④ 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。

⑤ 応急修理の手続

別紙「応急修理事務手続」を参照

⑥ 制度の広報

広報誌、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。

(6) 公営住宅の特例使用（県・市）

ア 県及び市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。

イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。

ウ 県は、災害発生から3日以内をめどに提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

(7) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん（県）

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。

(8) 住宅建設資材のあっせん（県）

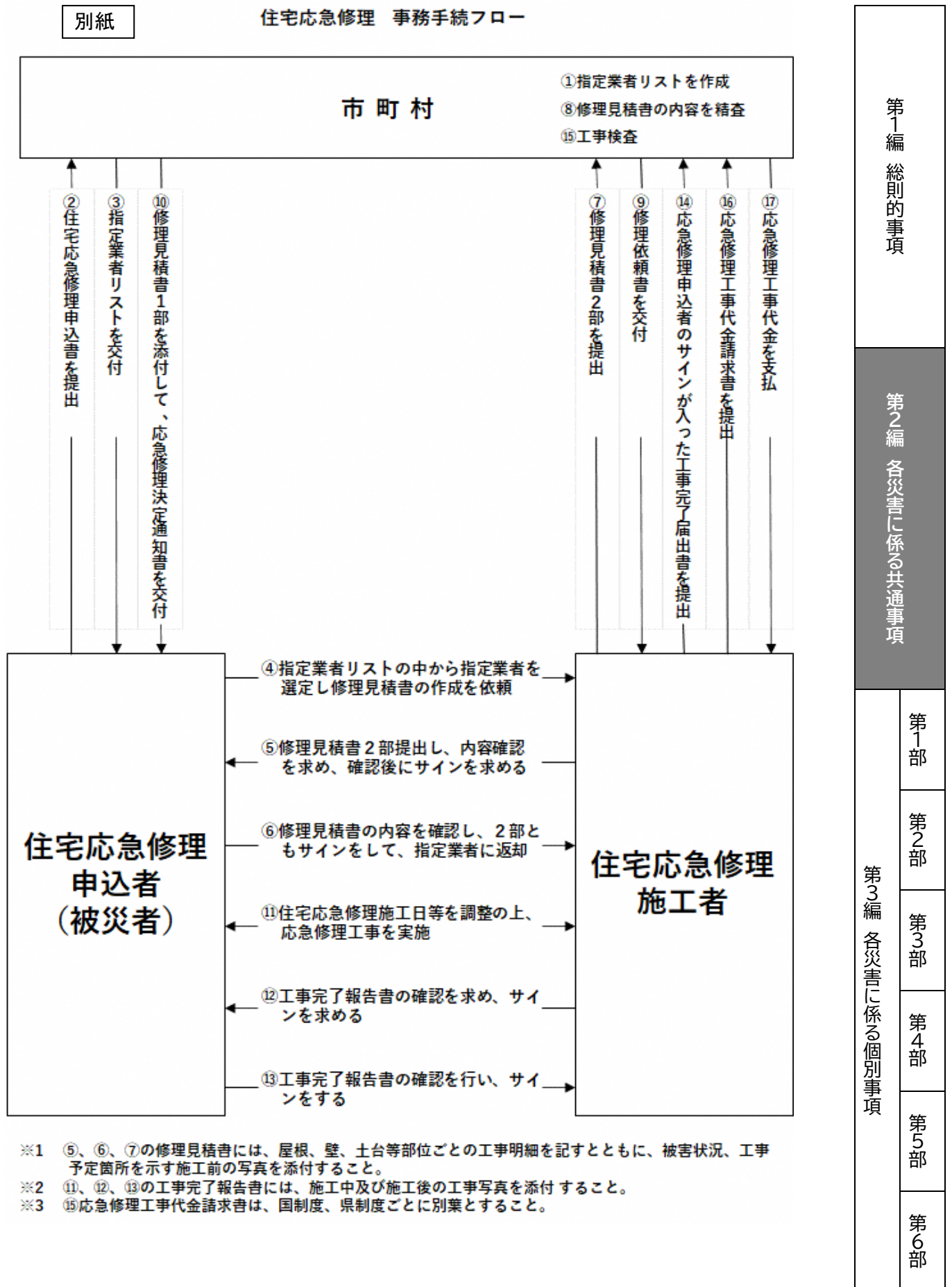
新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。

また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。

(9) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設等、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。



第28節 罹災証明書発行対策

【関係災対部】 ○災対被害調査部、災対消防部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】 県災害対策本部(生活再建支援部)

1 計画の方針

災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するために、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的に罹災証明書を発行する。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

罹災証明書の目的を理解し、国、県や市が行う各種支援や減免に関する情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がける。

(2) 市の役割

ア 各関係機関、町内会、自主防災組織等を通じて被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。

イ 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。

ウ 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び市が作成した被害認定運用マニュアル等を参考に、被害認定調査を実施する。

エ 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

オ 罹災証明書を発行する。

3 業務の内容

(1) 情報の収集

ア 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を参考に、被害状況等の情報収集を行う。

イ 河川氾濫や道路冠水等、関係機関から被害状況の情報収集を行う。

ウ 被害が広範囲にわたる場合は町内会長等に連絡し、被害状況の事前照会を行う。

エ 収集した情報から、被害地域の予測を行う。

(2) 被害認定調査準備

ア 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達

イ 下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット、長靴等、調査時に必要な備品の調達

ウ 住宅地図、画地台帳等、現地を把握するための必要書類の準備

エ 被害認定マニュアルの準備

オ 被災者台帳（被害状況調書）、罹災証明書等、各種様式の準備

(3) 市民への周知

- ア 被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。
- イ 建設業協会、建築士会等へのPR（被害認定調査と応急危険度判定の違いを含む。）

(4) 応援体制

被害が広範囲にわたる場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請

(5) 被害認定調査

- ア 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び被害認定運用マニュアル等による被害認定調査の実施
- イ 判定結果に不服のあるときは、申し出に基づき本人立会いによる再調査の実施

(6) 被災者台帳の作成

- ア 各家屋、所有者毎の被災者台帳（被害状況調書）の作成
- イ 判定結果の集計を行い、災害対策本部事務局へ報告する。
- ウ 被災者台帳（被害状況調書）をもとに、罹災証明書を発行する。

(7) 罹災証明の証明事項

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊
- イ 流失、床上浸水、床下浸水

(8) 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行う。

(9) 罹災証明書の発行

罹災証明の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、又は所有者からの申請により、市長が罹災証明書を作成し、これらの者に発行する。ただし、火災に起因するものについては、消防法第31条の規定により実施する火災損害調査の結果に基づき災対消防部にて罹災証明書を発行する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第29節 鉄道の応急対策

【実施主体】 東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

【関係災対部】 ○災対総務部、本部事務局(危機対策班) 【支所】 現地本部事務局

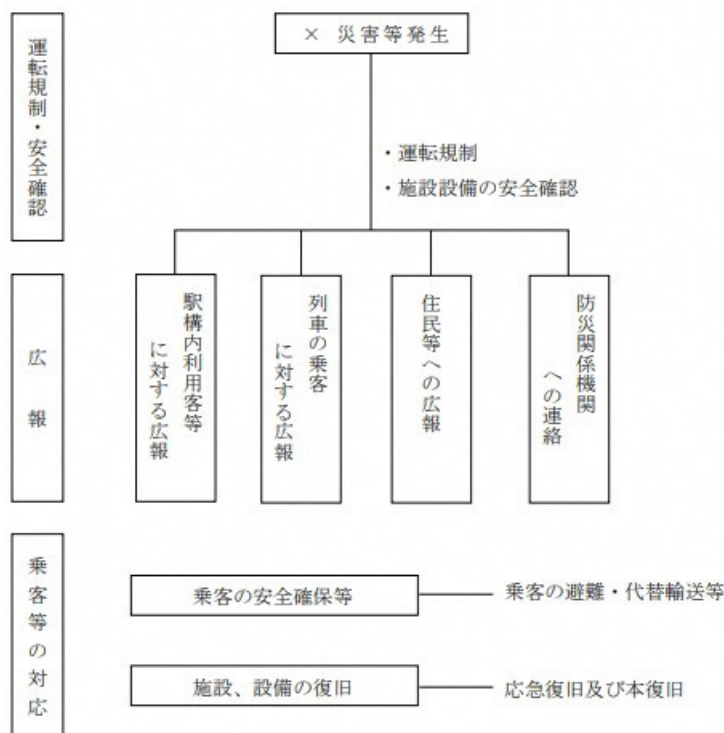
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(生活基盤対策部)、北陸信越運輸局

1 計画の方針

JR東日本、JR貨物(以下、各鉄道事業者)は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

2 業務の内容

災害等により応急対策を実施する場合は、鉄道事業者が予め作成した防災業務計画や災害対策マニュアル等により対処するものとする。応急対策業務の体系は、以下の通り。



3 市・県への報告

各鉄道事業者は、被害の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市及び県へ報告する。情報収集および伝達先は、資料編に示す。

第30節 コミュニティ放送等放送機関の応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

【実施主体】
放送機関(日本放送協会新潟放送局(NHK)、(株)新潟放送(BSN)、(株)エヌ・シー・ティ(長岡ケーブルテレビ)、長岡移動電話システム(株)(FMながおか)、NST新潟総合テレビ、TeNYテレビ新潟放送網、UX新潟テレビ21、エフエムラジオ新潟
【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対広報部 **【支所】** 現地本部事務局
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(統括調整部)

1 計画の方針

放送機関による災害発生に関する緊急放送は、災害時においてもっとも有力な情報伝達の手段であることから、放送機関は、これらに関する情報を入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

なお災害時の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

2 各放送機関の災害時の放送

(1) 全県波放送局

○NHK新潟放送局

- ① 災害に関する警報等の周知
関係法規及び気象庁との申し合わせにより、地震速報、津波注意報、津波警報等を放送する。
- ② 緊急警報放送
 - ア 緊急警報放送は次の場合に限り実施する。
 - イ 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
 - ウ 気象業務法第13条第1項の規定による、津波警報が発せられたことを放送する場合。
 - エ 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合。
- ③ 高齢者等避難、避難指示
原則として速報するが、住民の避難が既に終了した中で新たな避難情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。
- ④ 災害関連番組の編成
地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第30節 コミュニティ放送等放送機関の応急対策

OB S N新潟放送

① 災害に関する警報等の周知

ア 関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知をうけ、内容を的確に放送する。

イ 緊急警報放送の任を負っているので、次の場合、ラジオ・テレビ緊急警報放送を実施する。

(ア) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたとき。

(イ) 気象業務法第13条第1項の規定による津波警報が発せられたとき。

(ウ) 災害対策基本法第57条の規定により県知事又は市長から放送要請があったとき。

② 災害特別番組の放送

被害が大きく、平常番組の内容を変更すべきと判断した場合は、特別番組の編成を行い、災害情報番組を放送する。

なお、全社的な震度6クラス対応の「非常事態対策ハンドブック」を平成8年4月に制定し、数回の改定を経て、東日本大震災発生後の平成24年6月に改定した。

ON S T新潟総合テレビ

非常災害が発生した場合は「非常災害マニュアル」により次の放送を行う。

① 緊急災害放送（速報）

地震…新潟県内は震度1以上、新潟県外は震度3以上を速報する。

津波…全国の津波注意報、津波警報、大津波警報を速報する。

気象警報…新潟県内に気象特別警報・警報が発表された時点で速報する。

② 災害番組編成

速報に引き続き、災害情報の県民への継続的な伝達が必要とされた場合は、災害関連特別番組を編成する。

OT e N Yテレビ新潟放送網

① 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、連絡を受けた情報を的確に放送する。

② 災害特別番組の編成

災害による被害が大きく、または災害の発生が予想される場合には、必要と判断した時点で、通常番組を中断し、被害状況や対策、今後の予測等を伝える特別番組を編成する。

OU X新潟テレビ21

緊急災害報道体制は、災害の規模に応じて速やかに以下の通りに放送する。

① 通常番組内でのスーパー（字幕）速報対応

ア 県内で震度に関わらず地震を観測した時

イ 日本海沿岸に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時（解除も含む）

ウ 気象警報が発令された時（解除も含む）

エ ニュース担当デスクが速報を必要と判断した時

- ② 通常番組を中断し、災害特別番組対応
被害の拡大が想定され、県民に的確な情報を伝える必要があると判断される場合は、「UX緊急報道対応基準」により、通常番組を中断し、災害特別番組を編成する。

○エフエムラジオ新潟

「非常災害対策要領」に基き、非常事態の規模及び県民への影響度により、「非常事態A」又は「非常事態B」の放送を行う。

- ① 緊急速報
 - ア 災害対策基本法に基づく放送要請があり、必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。
 - イ 県及び市から高齢者等避難、避難指示の発令とその解除など、住民の避難に関する情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。
 - ウ その他、人命救助、災害に関連する情報（地震、風水害、気象、交通、生活情報等）、住民の避難誘導などの情報を得て、必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。
- ② 災害特別番組の編成
「非常災害対策要領」及び「災害放送マニュアル」に基づき、必要と判断した場合、平常番組を休止して事態に即応した番組編成を行う。
例) 地震の場合、県内震度5強以上・新潟市及び近郊震度5弱以上で、状況に応じて通常番組を休止し、特別番組に移行する。
- ③ 防災協定を締結した市町村の場合
「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、当該市町村からの協力要請に基づき、より緊密な協力をを行い、高齢者等避難、避難指示の発令とその解除及び関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。

(2) コミュニティ放送局

○(株)エヌ・シー・ティ(長岡ケーブルテレビ)

- ① 災害に関する警報等の周知(緊急字幕放送)
関係機関との申合せ・協定により、連絡を受けた情報を的確に放送する。
 - ア 長岡市より要請、発表のあった情報(避難指示等、避難所情報など)
 - イ 国や県(気象庁等、災害に関する関係機関)から要請、発表のあった情報
- ② 災害緊急番組の編成
災害の規模や発生範囲などを考慮して、必要と判断した時点で、通常番組を中断し、緊急番組を編成する。
 - ア 番組の内容については番組規準に基づく
 - イ 長岡市からの依頼は「災害時における緊急情報放送に関する協定」に基づき実施する。
 - ウ 災害緊急番組の編成に当たっては、災害の発生範囲が視聴可能エリアかその周辺地域など、視聴者への影響度合いを考慮して判断する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第30節 コミュニティ放送等放送機関の応急対策

エ 災害の規模に関わらず、災害時の人命とその安全に関わるもの、更に復旧に当たっての生活に関わるものを放送する

③ 災害時の体制について

災害の規模や内容により、必要なスタッフを招集し放送を実施する

ア 番組編成、番組内容を検討するスタッフの配備（災害対策本部）

イ 情報収集に必要なスタッフの配備（関係機関などへの配置、現場情報収集）

ウ 取材を行うスタッフの配備（撮影等）

エ 番組送出を行うスタッフの配備（スタジオ・編集・字幕・送出）

○長岡移動電話システム（株）（FMながおか）

① 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知をうけ、地震速報、津波注意報、津波警報等を的確に放送する。

② 緊急警報放送

ア 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたとき。

イ 気象業務法第13条第1項の規定による津波警報が発せられたとき。

ウ 災害対策基本法第57条の規定により県知事又は市長から放送要請があったとき。

③ 緊急情報放送

「災害時における緊急情報放送に関する協定書」に基づき、長岡市から要請があった場合には、災害の発生及び防災に関する情報を通常の番組に優先して放送する。

また、緊急の場合等で長岡市が要請をする時間的余裕が無い場合及び消防庁から配信される緊急情報のうち、対処に時間的余裕のない事態に関する情報については、FMながおかの放送設備を使用させ、放送させることができる。

④ 災害特別番組の放送

被害が大きく、平常番組の内容を変更すべきと判断した場合は、特別番組の編成を行い、災害情報番組を放送する。

3 業務の内容

(1) 緊急放送の要請

市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規程により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県防災局を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

イ 全県波放送局の連絡先
全県波放送局の連絡先は、資料編に示す。

(2) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

(3) コミュニティ放送局等との連携

コミュニティ放送、ケーブルテレビ等の放送機関（以下「コミュニティ放送局等」という）に対しては、事前の協定等に基づき、災害に関する情報を逐次提供する。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第31節 ライフライン応急対策(電気通信)

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対広報部

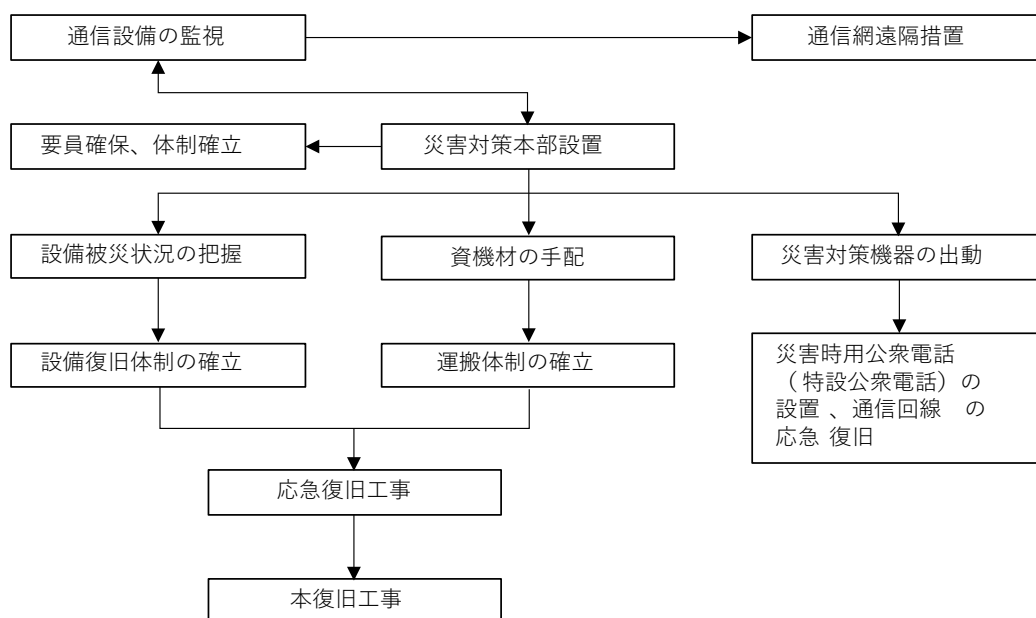
【支所】 現地本部事務局

【関係機関・関係者】 県災害対策本部

1 計画の方針

電気通信事業者は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市及び関係団体と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT東日本／NTTドコモ）応急対策フロー図



3 業務の内容

(1) 応急対策計画

① 災害時の組織体制

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店の設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 地震災害警戒本部
- エ 災害対策本部

② 長岡市防災会議連絡員の派遣

長岡市にて、防災会議連絡員室が設置されたときNTT東日本新潟支店は、通信機

器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

- ③ 設備復旧体制の確立
 - 防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定める。
 - ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
 - イ NTTグループ会社等関連会社による応援
 - ウ 工事請負会社の応援

- ④ 被害状況の把握
 - ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
 - イ 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが予想されるのでバイク、自転車等により全貌を把握する。

- ⑤ 災害対策機器等の出動
 - 重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプターの要請を行い空輸する。
 - ア 衛星携帯電話
 - イ 可搬型移動無線機
 - ウ 移動基地局車
 - エ 移動電源車及び可搬電源装置
 - オ 応急復旧ケーブル
 - カ ポータブル衛星局及び衛星車載局
 - キ その他応急復旧用諸装置

- ⑥ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立
 - 応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ⑦ 安否確認サービスの提供
 - 災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、安否確認サービス（災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービス等）の利用を可能とする。

(2) 復旧計画

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第31節 ライフライン応急対策(電気通信)

① 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

② 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ 下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

③ 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

(3) 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、掲示及び広報車により地域の住民に広報するとともに、さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況

イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況

ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ 住民に対して協力を要請する事項

オ 災害用伝言サービス提供に関する事項

カ その他必要な事項

(4) 広域支援体制

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

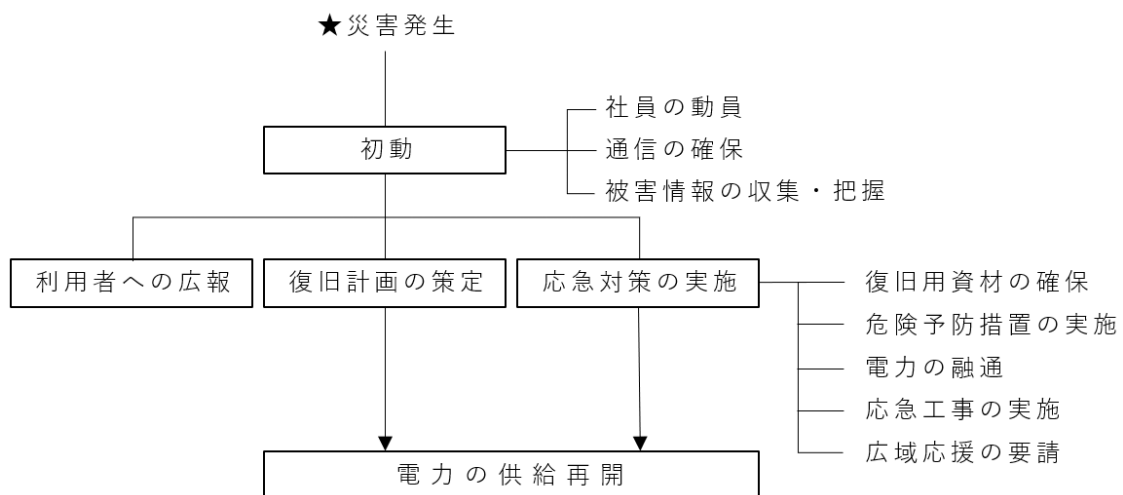
第32節 ライフライン応急対策(電力)

【実施主体】
電力発電事業者(東北電力株式会社)、電力送配電事業者(東北電力ネットワーク株式会社)
【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対広報部 **【支所】** 現地本部事務局
【関係機関・関係者】
県災害対策本部(統括調整部、生活基盤対策部)、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部東北支部

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所迅速、適正な復旧を実施する。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 業務の内容

(1) 復旧活動体制の組織

① 被災時の組織体制

災害発生時、東北電力及び東北電力ネットワークは、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、その下に設備、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合

第2章 災害応急対策

第32節 ライフライン応急対策(電力)

第1非常体制	新潟県及び東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	新潟県及び東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

② 動員体制

対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、呼集方法、出勤方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

ただし、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に第2非常体制に入る場合は、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく「巨大地震発生時における行動指針」に基づき、所属事務所に参集し、対策組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請する。

③ 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

④ 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じてリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

⑤ 長岡市防災会議連絡員の派遣

防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

(2) 応急対策

① 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案

を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

② 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、あらかじめ要請した請負業者の車両、舟艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人員の確保及び資材運搬が困難な場合は、市災害対策本部に依頼して確保する。

③ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市災害対策本部、警察、消防等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

④ 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑤ 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車などを利用して早期送電を行う。

(3) 復旧計画

復旧計画の策定及び実施に当たっては病院、公共機関、指定避難所等を優先することとし、国、県、市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

(4) 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について、広報車、チラシ、掲示板及び報道機関等の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止、電気火災の防止等について周知を図る。

また、ケーブルテレビ局及びコミュニティFM局等へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第32節 ライフライン応急対策(電力)

(5) 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は応援派遣については、各電力会社が締結している「各社間の協定」等により実施する。また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第33節 ライフライン応急対策(ガス)

【実施主体】 北陸ガス(株)、LPガス充てん事業所、LPガス販売事業者
 【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対広報部
 【関係機関・関係者】 県災害対策本部(生活基盤対策部)、関東東北産業保安監督部、市民、企業

1 計画の方針

北陸ガス株式会社及びその他ガス事業者は、災害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書にそって、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は二次災害防止の広報を行う。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

市民は、ガス栓を閉止する等の災害発生時に取りべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

(2) 市の役割

市は、二次災害防止のための広報を行う。

(3) 県の役割

県は、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下、「LPガス事業者」という。）の安全確保の徹底を図る。また、二次災害防止のための広報を行う。

(4) ガス事業者の役割

ア ガス供給設備の安全点検

イ 二次災害防止のための広報

ウ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

エ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。

オ LPガス事業者は、災害発生後、すみやかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

カ LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域の指定避難所等、公共施設等への緊急供給を行う。

キ LPガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

3 ガス事業者の行う業務の内容

(1) 緊急措置

第2章 災害応急対策

第33節 ライフライン応急対策(ガス)

① 災害対策本部の設置

災害によりガス工作物に甚大な被害の発生又はその恐れがある場合、被害状況把握、応急復旧及びその他保安措置を円滑、適切に行うため、災害対策本部を設置するとともに、被災地に現地対策本部を設置する。

② 被害状況の把握

震度階、ガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の施設の被害調査、巡視点検を行いガス工作物の被害状況を把握する。

ア 製造所・供給所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備、電気水道設備等について目視又は計測器、ガス漏えい検知器による調査、点検を行う。

イ 導管施設

重要な導管、架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視・臭気又はガス検知器等による調査、点検を行う。

③ 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害の恐れのある地域については、ガスの供給を停止する。

④ 災害対策本部への連絡員の派遣

市災害対策本部が設置されたときは、市防災会議連絡員室に、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

(2) 復旧計画

① 製造所・供給所施設の復旧

ガス発生設備、受入設備、ガスホルダー等を巡視点検し、設備からのガス漏えい、沈下、変形等異常の有無を調査し、損傷部分は修理を行う。

② 導管施設復旧

ア 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行う。

イ 修理要員を増強して待機させ、消費末端における導管の漏えい箇所は即刻ビニールテープなどによる応急修理を行い、速やかに本修理を実施する。

ウ 万が一、高中圧管が損傷した場合には、当該箇所の修理を行う。損傷箇所の修理完了後ガスを通しエアパージを行い、導管内の圧力を保持する。

エ ブロック内の低圧導管網に断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。特に、橋梁、河川の架管部を重点的に調査する。

オ ブロック内導管網が復旧したら、エアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。

- カ 漏えい規模が大きい場合は、本支管バルブ又は導管を切断することにより当該区域への供給を遮断するとともに、直ちに復旧に当たる。
- キ ガス漏えいが甚だしく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては住民の避難措置をとる。
- ク 需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓する。

- ③ 代替燃料の確保
ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料供給を行う。

- (3) 広域応援体制
災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会関東中央部会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって救援要請を行う。

- (4) 利用者への広報
二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行う。

- ① 広報の内容
 - ア ガス供給停止地区
 - (ア) 復旧の見通しとスケジュール
 - (イ) 復旧作業への協力依頼
 - イ ガス供給継続地区
 - (ア) ガス臭気、漏れ等異常時のガス会社への通報
 - (イ) ガスの安全使用周知

- ② 広報の方法
 - ア 報道機関への協力要請
 - イ 広報車による巡回
 - ウ 戸別訪問によるチラシ配布
 - エ 諸官公署への協力要請

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第34節 ライフライン応急対策(上水道)

【関係災対部】 ○災対水道部、災対広報部、本部事務局(危機対策班)

【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県(福祉保健部)、(公社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会、長岡管工事業協同組合
栃尾管工事業協同組合、指定給水装置工事事業者、水道資機材の取扱業者

1 計画の方針

災害時において飲料水及び生活用水(以下「飲料水等」という。)の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

市は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

市は近隣の市町村と連携して、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給や水道施設による給水機能が速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により(公社)日本水道協会新潟県支部や水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(2) 県の役割

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(3) 市民の役割

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、おおむね3日間に必要な飲料水(1人1日3ℓ)は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

3 業務の内容

(1) 被害状況の収集伝達

市は、災害が発生した場合速やかに施設・管路の点検・調査を行い、おおむねの被害状況を電話等で速やかに国へ報告する。その後、被害状況及び対応状況について、規定の様式で国、県及び(公社)日本水道協会新潟県支部に報告するとともに、使用不可の消火栓について消防本部に伝達する。

(2) 緊急措置

市は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離を行い、被害の拡大を防止する。

- ① 二次被害の防止措置
- ア 水道施設等で火災が発生した場合、速やかに初期消火活動を行うとともに消防本部へ通報する。
- イ 消毒用薬品等の漏出防止措置を講じる。
- ② 被害発生地区の分離
- 被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を分離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。
- (3) 飲料水の確保等**
- ① 飲料水の確保
- ア 緊急遮断弁を装備した配水池や飲料水兼用大型防火水槽等において、災害発生直後における当面の飲料水を確保する。
- イ 災害を免れた水道施設を稼働し、飲料水を確保する。
- ② 飲料水の衛生確保
- ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。
- イ 残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。
- (4) 応急対策計画の策定**
- 市は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。
- 計画の策定に当たっては、段階的に目標水準を定め、災害直後3日以内は市民の生命維持に必要な飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、仮設給水栓等により飲料水等の給水量を確保し、2週間程度で全戸への給水を目途とする。
- ① 動員計画
- ・ 応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。
- ② 応急給水計画
- ・ 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
 - ・ 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- ③ 応急復旧計画
- ・ 応急復旧期間を設定する。
 - ・ 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所等、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
 - ・ 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設・図面等を整備する。
- (5) 実施体制・広域応援体制**
- 市及び県は相互に連絡調整を図りながら、関係機関、地域住民（自主防災組織を含む。）の応援協力を得て応急対策を実施する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第34節 ライフライン応急対策(上水道)

① 市

ア 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水を行う。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ 市のみで給水、復旧活動が困難な場合は、(公社)日本水道協会新潟県支部、県等に応援を要請する。

エ 長岡管工事業協同組合等に応援協力を要請し円滑な応急対策を実施する。

② 県

市の要請に応じ、新潟県水道協会、(一社)新潟県空調衛生工事業協会、新潟県水道工事業協同組合連合会及び自衛隊等への応援の要請及び調整を行う。

③ 指定給水装置工事事業者等

指定給水装置工事事業者及び水道資機材の取扱業者等は、市から要請のあったときは積極的に応急対策活動に協力する。

(6) 応急給水の実施

市は、災害により被災した市民に対し速やかに飲料水等の応急給水を行う。給水に当たっては、衛生対策、要配慮者等に対し十分に配慮し、被害状況に応じ地区別に給水方法を選定し、地域住民の協力を得て円滑な給水を行う。

① 時系列による段階的な給水計画

応急給水は、時系列区分を基本として次の区分で行う。

ア 第1段階

被災地区の住民の生命維持に必要な最小限の水量として、1人1日3ℓ程度の確保を目標に、拠点給水基地である地区防災センター等の指定避難所等に給水設備を設けて応急給水を実施する。なお、医療施設、福祉施設、老人施設等へ優先的に運搬給水する。

イ 第2段階

飲料水の給水とあわせて、住民の炊事、洗面、洗濯等に必要な最小限の水量として、1人1日20～30ℓ程度の確保を目標に、応急給水場所への運搬給水を増強する。また主要配水管の応急復旧を急ぎ、一部でも通水ができるところから、順次、仮設給水栓を設置し給水する。

ウ 第3段階

生活用水として、1人1日30～40ℓの確保を目標とするとともに、復旧対策を促進し、給水エリアの拡大を図る。

※地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水、仮設配管給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水の種類	内容
拠点給水	・浄水場、配水池、指定避難所等に給水施設を設けて給水する。

運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
仮設給水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるように配慮する。
仮設配管給水	・医療施設等で、運搬給水では対応が困難な施設については、通水している配水管から仮設配管を布設し、給水する。

- ② 要配慮者への給水
高齢者等の要配慮者への給水は、ボランティアや地域住民（自主防災組織を含む。）の協力を得て行う。

(7) 応急復旧対策の実施

市は、応急復旧計画に基づき、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮して関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

- ① 応急復旧範囲の設定
市による応急復旧は、各戸第1止水栓までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねる。
- ② 復旧作業の手順
原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先として、次いで送水施設、送水管、配水施設、配水管、給水装置（第1止水栓まで）の順に作業を行う。
- ③ 配水管復旧の優先順位
医療施設、指定避難所等、福祉施設、老人施設等への配水管復旧作業を優先的に行う。
- ④ 応急復旧資機材の確保
市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び長岡管工事業協同組合等の支援を受け、資機材等を調達、確保する。
- ⑤ 配管給水の衛生確保
応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2mg/l以上
(結合残留塩素の場合は1.5mg/l以上)となるよう消毒を強化する。
- ⑥ ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進
電気、ガス、上下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を的確に行い、応急復旧計画に適宜反映させる。
復旧に当たっては、特に下水道の復旧状況に配慮し通水を行う。

(8) 積雪期の対策

積雪期の応急復旧作業には、施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行い、円滑な復旧作業を確保する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第34節 ライフライン応急対策(上水道)

(9) 住民への広報・情報連絡体制

市は、住民に対して断減水の状況、応急給水状況、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報を行う。

① 第1段階の広報

局地的な断減水の状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等の情報をホームページ、防災無線、チラシ、掲示板、広報車及び報道機関の協力を得て広報する。

② 第2段階以降の広報

ア 復旧情報を主に、市民の理解・協力について広報する。

イ 生活用水については、水道水以外の水を利用するよう協力を求める。

第35節 ライフライン応急対策(下水道)

【関係災対部】 ○災対土木部、災対広報部、災対避難部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、(公財)新潟県下水道公社、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道維持改築協会、建設業者等、(公財)全国上下水道コンサルタント協会中部支部

1 計画の方針

下水道施設は、その多くが地下埋設施設のため被害を受けた場合には、被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要し市民生活に大きな影響を与えることが予想される。

このため、災害時にはできるだけ速やかに施設の機能確保を図るため応急体制を執り、関係機関との密接な連携の下に管理施設の被害状況を把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保するものとする。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

市民(各家庭、企業、学校、事業所等)は、災害により、下水道等の処理場、ポンプ場、管渠等が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力すること。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

災害発生から、3日間(推奨1週間)に必要な携帯トイレ等は自らの備蓄で賄う。

(2) 市の役割

市は、被災時には、運転マニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管渠等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。また、必要に応じ、可能な限り、処理場、ポンプ場等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。

被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、応急的処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。

下水道等施設が被災した場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

(3) 県の役割

県は、市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

第2章 災害応急対策

第35節 ライフライン応急対策(下水道)

流域下水道施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講ずる。

被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに市へ連絡し、市から下水道利用不能地域の情報を住民に周知することができるようにする。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供する。

3 業務の内容

風水害の場合

(1) 初動体制

① 下水道水防対策班の編成

風水害の発生が予想されるときは、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために下水道水防対策班を設置する。

② 非常配備体制の確立

災害時には、次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。

ア 住民への対応

イ 被害状況の把握

ウ その他関連機関との情報交換等

③ 情報収集

ア 災害発生後、迅速な被害状況の情報収集を行うためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。

これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。

(ア) 処理場、ポンプ場施設の被害状況

(イ) 管渠施設の被害状況

イ 関連施設からの情報収集において、他のライフライン施設、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となるため、以下に示す項目を災害状況と併せて情報収集する。

(ア) 河川施設の被害状況

(イ) 水道施設の被害状況

(ウ) ガス施設の被害状況

(エ) 道路被害状況及び交通情報

(オ) 電気通信障害に関する情報

(カ) 関連業者の稼働状況

(2) 緊急点検・調査による対応

ア 下水道施設等、市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施及び県への報告。

イ 緊急調査に基づく応急復旧計画の策定。

ウ 流域下水道関連公共下水道の緊急点検、緊急調査の実施、流域下水道施設管理者の県への連絡、調整。

協力依頼先: 県、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、協定事業者等

(3) 応急復旧

① 応急復旧の基本方針

下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性、重要性の高いものから復旧にかかる。また、復旧に当たっては二次災害の発生防止に努める。

② 下水道施設被害調査

処理場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市で対応できない場合は、業者等の支援を求め、緊急に調査を行う。

③ 応急復旧

被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により施設の応急復旧工事を実施する。

また、県及び地域住民等に応急復旧状況等を連絡する。

ア 処理場、ポンプ場

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

イ 管渠

流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水等の防止が最優先であり、危険箇所早期把握と緊急度の評価を行い、復旧作業を行う。

協力依頼先: 県、地方共同法人日本下水道事業団、協定市町村、建設企業等

(4) 外部応援依頼による対応

ア 県に支援、応援を依頼する。

イ 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。

ウ 応援者の受け入れ体制をつくる。

協力依頼先: 県、協定市町村、協定事業者等

(5) 本復旧による対応

ア 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。

イ 災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。

ウ 本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。

エ 地域住民等に本復旧状況等を周知する。

オ 指定避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。

協力依頼先: 県、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、協定市町村

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

震災の場合

(1) 被害調査の実施

地震後の時期区分によって被災状況が変化するため、それぞれの段階に応じ確実に把握できる方法により実施する。

① 第1段階（緊急点検・緊急調査）

ア 管路施設の被害状況の概要を把握するため「緊急調査」を行い、以後の対応、復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を適切に判定し、必要に応じて「緊急措置」を行う。

イ ポンプ場及び処理場においては、二次災害の未然防止及び安全確保のための「緊急点検」を行う。

② 第2段階（応急調査）

施設全体の被災状況の把握と大きな機能障害につながる二次災害の未然防止のための「応急調査」を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、復旧までの工期等に基づいて本復旧の方針を定める。

(2) 応急対策の実施

市は、調査結果をもとに速やかに応急対策計画を策定し、適切な応急対策を実施する。また、県及び地域住民等に応急復旧状況等を周知する。

① ポンプ施設、処理場の応急対策

施設の最小限の機能を回復させるため、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して対策を行い、処理場機能を確保する。

ア 処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に確保する。

イ 仮設ポンプ及び仮設配管の設置により揚水機能を確保する。

ウ 固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、施設の最低限の機能を確保する。

エ その他必要な措置

② 管渠の応急対策

応急対策計画に基づき、確保可能な管渠を対象に下水の排除能力を確保する。

ア 仮設ポンプによる下水の排除

イ 管内の土砂排除

ウ バイパス管の設置、管の入替え

エ その他最低限の機能確保に必要な措置

(3) 外部応援依頼による対応

ア 県に支援、応援を依頼する。

イ 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。

ウ 応援者の受入体制をつくる。

(4) 復旧対策の実施計画

市は、市民生活における下水道の重要性を考慮し、できる限り速やかな復旧対策を実

施できるよう県と連絡調整を行う。復旧に当たっては、下記の主要施設から順次行い、復旧状況等を地域住民等に周知する。

- ア 処理場、ポンプ場、管渠の復旧
- イ ます、取付け管等の復旧

(5) 利用者への協力要請

市は、下水道施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、利用者に対して広報活動を行い、協力を要請する。

- ア 水洗トイレ、風呂などの使用制限
- イ 下水道施設の異常を発見したときの通報
- ウ その他状況により必要な協力要請

(6) 要配慮者に対する配慮

- ア 市は、指定避難所等に要配慮者用のトイレを設置する。
- イ 県、市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないようにする。

(7) 積雪地域での対応

- ア 県、市は連絡を密にし、適正な下水道使用ができるようにする。
- イ 市は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

第1編 総則的事項						
	第2編 各災害に係る共通事項					
第3編 各災害に係る個別事項	第1部					
	第2部					
	第3部					
	第4部					
	第5部					
	第6部					

第36節 工業用水道施設の応急対策

【実施主体】 県災害対策本部(生活基盤対策部)

【関係災対部】 ○災対総務部 【支所】 災対栃尾支所部

1 計画の方針

栃尾地域の工業用水道は、地場産業である織物企業に供給され、生産中断は、地域経済に多大な影響をもたらす。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。

2 業務の内容

① 活動体制の確立

県、市は、災害発生後直ちに、あらかじめ定めた基準等により職員を動員するとともに、必要に応じて災害対策組織等を設置して、活動体制を確立する。

② 被害状況の把握

県、市、委託業者は、災害発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

③ 応急措置

県、市、委託業者は、被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

④ 利用者等への連絡

ア 受水企業への連絡

県、市、委託業者は、施設が被災した場合、受水企業に被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等を速やかに連絡する。

イ 一般住民への広報

県、市は、一般住民にも被害が及ぶことが予想される時は、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

⑤ 復旧対策

復旧は、県が行うものとし本復旧を原則とするが、本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行う。

また、埋設管路等は道路に電気、ガス、上水道関係と一緒に配管されている場合が多いため、復旧計画の策定に当たり、これらの機関とも連携をとりながら決定する。

3 工業用水道事業者間の連携

各事業者は、それぞれの応急対策を第一に行う必要があるが、可能な範囲で他の事業者と情報交換を行い、甚大な被害が発生したことにより他からの支援を求める事業者がある時は、相互に協力して早期復旧に努める。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第37節 危険物等施設の応急対策

【関係災対部】 ○災対消防部、災対環境部 【支所】 災対支所部
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(統括調整部、保健医療教育部)、企業等事業者

1 計画の方針

危険物等施設は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、災害による施設の被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係事業所は相互に協力して、これら施設の被害を軽減するための対策を確立する。

2 各主体の責務

(1) 事業所等の役割

災害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

(2) 消防機関等の役割

災害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と連携して被害の拡大防止を図る。

(3) 市の役割

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

災害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と連携して被害の拡大防止を図る。

(4) 県の役割

災害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

3 業務の内容

(1) 危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、消防本部と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

① 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

- イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時にはあらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
 - ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱い作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。
 - エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

 - (ア) 危険物等施設の損傷等異常を発見したときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。
 - (イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や危険物等の流出防止措置を行う。
 - オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに災害発生を広報し避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。
- ② 個別の応急対策
- ア 危険物、毒物劇物及び有害物質
 - (ア) 取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て適切な対応を図る。
 - (イ) 取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取る。そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。
 - イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防機関及び警察の警備責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

 - (ア) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
 - (イ) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈めるなど安全な措置を講ずる。
 - (ウ) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗り等で完全に密封し、木部には防火措置を講じ、爆発により被害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
 - ウ 高圧ガス
 - (ア) 施設の被害状況調査及び対応

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第37節 危険物等施設の応急対策

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。また、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行う。

- (イ) 防災事業所の対応移動車両が被災した場合は、高圧ガス運送指針（平成25年4月改正）に基づき応急措置を講ずるとともに、自ら又は警察、消防機関を通じ防災事業所（（一社）新潟県高圧ガス保安協会が規定している防災事業所）の出動を要請し対応を図る。

エ 放射線使用施設

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故の措置に当たっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講ずる。また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに関係機関への通報を行う。
- (イ) 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。
- (ウ) 放射線被害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合は速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう指示する。
- (エ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定するとともに、その旨表示し見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。

(2) 危険物等流出応急対策

河川に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

- ア 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関、河川管理者等関係機関に通報連絡する。
- イ 当該関係機関及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
- ウ 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

(ア) オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を活用し拡散を防止する。

- (イ) オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他

により吸いあげ、又は汲み取るとともに、必要に応じて油吸着材、化学処理剤等により処理する。

(ウ) 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

(エ) 有害物質が河川等の公共用水域に流出、地下に浸透又は大気中に放出された場合、河川管理者等関係機関は、人の健康の保護及び環境保全のため必要に応じて環境調査を実施し、その結果を市民に公表するとともに、関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

(3) 住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所の従業員、周辺住民の生命、身体の安全確保を図るために、次により必要な広報活動を実施する。危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

① 事業者の広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、関係機関に必要な広報を依頼する。

② 関係機関の広報

関係機関は災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに周辺住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第38節 消火

【関係災対部】 ○災対消防部

【関係機関・関係者】 県災害対策本部(統括調整部)、市民、企業等事業所、学校

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下において発生した火災や、地震発生時に家屋の倒壊に伴う出火及び配管等の破損によるガスの漏えい等に起因する火災は、延焼拡大が速く、大火災となる危険性が高いことから、大火災となったときは多くの人的物的被害をもたらすことが予想される。

このことから、消防機関は大火災が発生しやすい気象状況となったとき、大火危険気象時の消防対策要綱に基づき的確な対応を実施するとともに、応援消防隊の早期要請による消防力の増強を図り、災害の拡大抑止にあたるものとする。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。

イ 出火した場合、近傍の者にも協力を求めて初期消火を行う。

ウ 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。

エ 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

オ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪を行う。

(2) 県の役割

県は、災害により大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 消防団の役割

消防団は、消防署と緊密な連携の下に火災防御活動に努める。

(4) 消防本部の役割

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び長岡市緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

3 業務の内容

(1) 市民及び自主防災組織の消火活動

災害発生直後における出火防止処置及び出火したときの初期消火活動は、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本として、市民一人ひとりが自分の責任において次の措置を行う。

① 出火防止

ア 使用中のガスコンロ、石油ストーブ、電気ストーブ等の火気を直ちに遮断する。

なお、地震の場合、揺れが大きくて別室へ火気を遮断しに行くのが危険な場合は、激しい揺れが収まってから直ちに遮断する。

イ 都市ガス、プロパンガスの元栓を閉める。

ウ 石油類のタンクの元栓を閉める。

エ 避難時は、電気を遮断する。

オ 山林、原野等において火入れをしない。

カ 花火の打上げ又は仕掛けをしない。

キ 屋外において火遊び又はたき火をしない。

ク 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しない。

ケ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしない。

コ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火の粉を始末する。

サ 屋内において裸火を使用するときは、窓及び出入口等を閉じて行う。

② 初期消火

火災が発生した場合は、速やかに消防機関へ通報するとともに、家族や隣近所にも大声で知らせ安全を確保する。そのうえで、消火器や風呂のくみおき水等で初期消火を試みる。

③ 都市ガス等の漏えい

都市ガス、プロパンガス、石油等が漏えいした場合は火気を使用しない。

(2) 消防機関の対策

消防本部・消防署及び消防団は、「長岡市震災時消防活動要綱」、「大火危険気象時の消防対策要綱」等の計画により全消防力をあげて消防活動を実施する。

① 火災情報の収集

火災情報の収集は119番を中心に行うが、通信回線が途絶したときは次の方法により、速やかに管轄区域内の火災全体状況を把握するとともに災害対策本部に報告する。

ア 職員の参集途上の情報収集

イ 消防部隊による情報収集

ウ 消防団部隊による情報収集

② 緊急交通路の確保

ア 消防本部は、警察及び道路管理者の情報を基に災害現場までの通行路確保を図る

第2章 災害応急対策

第38節 消火

とともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。

イ 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を行う。

③ 火災防御活動

ア 人命の安全を最優先とする。

イ 火災の発生状況から鎮圧可能である地域の火災については、発生する全部の火災の鎮圧を主眼とする。

ウ 火災の発生状況から鎮圧が不可能であると予想される地域の火災については、延焼拡大防止及び避難上の安全を確保する。

エ 避難者収容施設、救護所等多数の市民を収容する施設及び災害対策上重要な施設の安全の確保を優先した活動を実施する。

オ 断水による消火栓の使用不能が予想されることから、河川等の自然水利及びプール、防火水槽等の防火用水施設を活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止にあたる。

(3) 広域応援要請

広域応援要請は、第2編第2章第17節「救急・救助活動」に定めるところによる。

(4) 積雪期の火災対策

① 市民の対応

ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪を行う。

② 消防機関の対応

ア 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

イ 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資機材等の輸送に対する協力を要請する。

ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

第39節 廃棄物処理

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

【関係災対部】 ○災対環境部、災対土木部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(保健医療教育部)、県(環境局)警察本部、自衛隊、新潟県環境整備事業協同組合、(一社)新潟県産業資源循環協会、(一社)新潟県浄化槽整備協会、(一社)新潟県解体工事業協会、長岡構造物解体協同組合、中越環境保全事業協同組合、長岡市一般廃棄物リサイクル事業協同組合、町内会、自主防災組織

1 計画の方針

災害時には、大量に発生する災害ごみや災害がれき、し尿などを適切かつ迅速に処理し、生活環境を保全し、市民生活の早期安定を確保する必要がある。このため、市は被災状況に即して国・県や関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

① 災害に伴う生活ごみの排出

ア 指定避難所等における災害ごみについて、市の指示する分別方法により排出するよう協力する。

イ 災害に伴う災害ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ)については、市の指示する分別、指定場所(仮置場)等への排出に協力する。

ウ 宅地内の堆積土砂、流木、災害がれきは、地域やボランティアなどの協力を得ながら、市の指定する排出方法に従い、適切に処理する。

エ ごみの野焼き、便乗ごみ(災害により発生したごみ以外のごみ)の排出、指定場所以外への排出は行わない。

② し尿処理

指定避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理等に努め、公衆衛生の確保と、し尿の収集に協力する。

③ 災害がれきの集積

道路通行の妨げとなっているブロック塀などの災害がれきは、二次災害の危険に配慮しつつ、可能な限り1か所に集積するなど、道路通行確保に協力する。また、宅地内に散乱した瓦、タイルなどの災害がれきについても、迅速な収集ができるよう市の指示に従って適切な集積等に努める。

(2) 市の役割

① 災害に伴う災害ごみの処理

ア ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて応急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処

第2章 災害応急対策

第39節 廃棄物処理

理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。

- イ 災害の規模に応じ、集積場又は仮置場を確保し、適切に管理を行う。
- ウ 市民に対し、災害ごみ等の排出方法や収集時期等について、的確な周知を図る。
- エ 避難者の衛生面での支障が生じないよう、指定避難所等の災害ごみの収集体制を整備する。
- オ 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った生活ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊等の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に路地等に排出された生活ごみの早期収集に努める。
- カ 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。
- キ 県や関係機関等に広域応援を要請し、応援を得ながら迅速な災害ごみの収集・処理を行う。

② し尿処理

- ア し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて応急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。
- イ 指定避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- ウ 県や関係機関等に広域応援を要請し、応援を得ながら迅速な、し尿の収集・処理を行う。

③ 災害がれき処理

- ア 災害対策基本法第64条第2項（応急公用負担等）に規定する状況に該当する場合で、隣家や道路への支障等、緊急を要する危険家屋については、自衛隊等の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- イ 道路や河川に堆積した土砂や流木等は、それぞれの公共施設管理者が処理する。
- ウ 宅地内に堆積した土砂や流木、損壊家屋のがれき類等は、原則として被災者が処理するが、必要に応じて市の関係部局が連携し、その支援を行うよう努める。
- エ 災害がれきが大量に発生する場合は、仮置場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等仮置場周辺的环境対策を適切に実施する。
- オ 被災住宅の解体修繕に伴う廃棄物の運搬処分に関する国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速かつ的確に運用を図る。
- カ 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じて住民相談窓口を設け、支援体制を充実させる。

(3) 県の役割

- ア 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域応援体制を整備する。
- イ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。
- ウ 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。
- エ 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施

する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

3 業務の内容

(1) 被害状況調査・把握

市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、地域振興局健康福祉環境部へ報告する。

県は、地域振興局健康福祉環境部からの被害状況を取りまとめ、国等の関係機関へ報告する。

(2) 災害に伴う廃棄物処理

① 共通事項

ア 発生量の予測

災害対策本部の収集した被災情報等により、災害に伴う生活ごみ、損壊家屋の解体に伴う廃材やブロック塀、流出家屋の廃材などの災害がれき、堆積土砂、流木及びし尿の発生量を予測する。

イ 災害廃棄物処理実施計画の策定

被災状況等に即した生活ごみ、災害がれき、し尿の収集運搬・処分に關する処理実施計画を速やかに策定する。

ウ 集積場所の確保等

被害状況に応じておおむね各地域に、それぞれ災害廃棄物の集積場を確保する。また、被災程度に応じ、各町内や区域ごとに、災害に伴う災害廃棄物を収集するための臨時的な仮置場を確保する。

エ 市民への周知

災害廃棄物の排出・収集方法、仮置場の位置、収集日時、注意事項、市民への協力要請事項等について、マスコミ、地域放送又は町内会、自主防災組織等を通じて被災者に周知する。

オ 収集・運搬体制の確保

(ア) 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について廃棄物収集運搬・処理業者や建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村等に応援を要請する。

(イ) 積込み現場から集積場所までの道路障害物を優先的に除去し、運搬経路を確保する。

カ 処理体制の確保

燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ・資源物等可能な限り分別し、適正に処理する。

② 災害ごみ処理

ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。

第2章 災害応急対策

第39節 廃棄物処理

- (ア) ごみの収集運搬経路
- (イ) 避難状況（指定避難所等の位置及び数、避難者の人数等）
- (ウ) ごみ処理施設の損傷状況
- イ ごみ処理施設の応急復旧
 - あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。
- ウ 仮置場の設置
 - 災害が大規模で、通常のごみステーション等での収集が困難な場合は、必要に応じて臨時の仮置場を設置する。
- エ ごみ袋の配布
 - 各指定避難所等に、ごみ袋を配布する。
- オ 地区住民の協力
 - 臨時の仮置場の周知等は、町内会（自主防災組織等を含む）などを通じて行い、地域住民に協力を求める。

③ し尿処理

- ア 被害状況の把握
 - 災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。
 - (ア) し尿の収集運搬経路
 - (イ) 避難状況（仮設トイレ設置場所、指定避難所等の位置及び数、避難者の人数等）
 - (ウ) し尿処理施設の損傷状況
- イ し尿処理施設の応急復旧
 - あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら、応急復旧体制の整備を図る。

④ 災害がれき処理

- ア 災害対策基本法第64条第2項の規定（応急公用負担等）に基づく緊急を要する危険家屋の解体について、必要に応じ自衛隊に要請する。
- イ 通行の妨げとなる道路上の堆積土砂等は、期間を定め、道路管理者と廃棄物処理担当部局が連携してこれらの収集、処分を行う。
- ウ 倒壊家屋、焼失家屋の廃材及び宅地内に散在した瓦、タイル、ブロック等の災害がれきの運搬・処分については、原則として被災者自らが行う。ただし、被災程度により、運搬・処分についての支援策が実施された場合は、その制度の迅速、的確な運用を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

- 市は、高齢者等の要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを派遣するなどの配慮を行う。

第40節 民間流通在庫活用等による物資等供給

【関係災対部】 ○災対避難部 【支所】 災対支所部
【関係機関・関係者】
災害時応援協定締結企業、日本赤十字社新潟県支部、新潟県・長岡市社会福祉協議会、県防災局、(公社)新潟県トラック協会

1 計画の方針

市は、被災者及び災害応急事業従事者に対し、主要食料及び副食等を供給する必要があるときは、県及び民間業者、防災関係機関等との相互連携により流通在庫等を確保し、速やかに供給する。

また、被災者に対し生活必需品を供給する必要がある場合も、県及び民間業者、防災関係機関等との相互の連携により迅速かつ的確に供給する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、指定避難所等における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

市民は、避難に当たり、最低限1食分の食料、飲料水、生活必需品等を携行するよう努める。

(2) 市の役割

ア 被災者への食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）の供給を行う。

イ 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

ウ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定企業等に支援を要請する。

エ 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

オ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

第2章 災害応急対策

第40節 民間流通在庫活用等による物資等供給

(3) 県の役割

- ア 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。
- イ 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。
- ウ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
- エ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

(4) 日本赤十字社新潟県支部の交付

日本赤十字社新潟県支部長は「災害救援物資の交付に関する要綱」に基づく救援物資を備蓄し、要請があったときは、長岡市地区長の調査に基づく必要量を交付する。

3 食料品の供給

(1) 市の実施体制

① 食料品供給対象者

- 市は、次のいずれかに該当する者に対して、食料品の給与を行う。
- ア 指定避難所等に避難した者等で、食料品の持ち合わせがない者
 - イ 住家の被害によって炊事のできない者
 - ウ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料品の持参又は調達ができない者
 - エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料品の持ち合わせがない者
 - オ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料品の供給を必要とする者
 - カ その他災害により食料品が必要な者

② 調達する主な食料品

- ア 米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- エ 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- オ あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- カ その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

③ 調達体制

食料品の調達については、あらかじめ災害時応援協定を締結した民間企業から調達するものとする。民間企業の持つ管理の十分に行き届いた流通在庫を活用し、指定避難所等への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

④ 供給体制

市は被災住民に食料を供給するときは、各段階を考慮し供給するとともに、指定避難所等供給先には責任者を定めて受け入れの確認及び受給の適正化を図り、公平に配分する。市は炊き出しを実施する場合は、次により行う。

- ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。
- イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、日赤奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用する。

⑤ 広域的調達体制

ア 他市町村への要請

市は、必要な食料品の調達ができないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

- (ア) 食料品の応援要請（品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項）
- (イ) 炊き出し用具等の応援要請（人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項）

イ 県への要請

市は、他市町村等の応援でも十分な食料品の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

〈要請項目〉

- (ア) 品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
- (イ) 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- (ウ) 連絡課及び連絡責任者
- (エ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

⑥ 食料品の衛生管理、栄養指導体制

食料品の衛生管理及び栄養指導については、第2章第10節「避難所等における防疫保健衛生対策」の食品衛生監視及び栄養指導により実施する。

(2) 県の実施体制

県は市から要請があったとき又は必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

- ア 備蓄食料品の放出、供給
- イ 食品関係機関からの確保・供給
- ウ 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積
- エ 県の行う応援要請
 - (ア) 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整
 - (イ) 自衛隊への要請
 - (ウ) 他の都道府県に対しての要請
 - (エ) 国（北陸農政局新潟県拠点）に対しての要請

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第40節 民間流通在庫活用等による物資等供給

(3) 要配慮者に対する配慮

高齢者、食物アレルギー患者、腎臓病患者へのたんぱく質制限等に配慮した食事を提供する。

(避難24時間後～)

また、粉ミルク、使い捨て哺乳瓶等、乳幼児や子どもに対応した物資を提供する。

(4) 積雪期の対策

市及び県、国は、供給食料品の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すとともに、降雪状況を考慮し、屋内集積施設の確保等必要な措置をとる。

また、市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

4 生活必需品の供給

(1) 市の実施体制

① 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

② 生活必需品の範囲等

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（哺乳びん、おむつ等）

カ 光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

③ 備蓄体制

市は、紙おむつ、携帯トイレ等、災害要援護者を重点とした生活必需品の備蓄を行う。

④ 調達体制

ア 災害時食料品等の供給協定先等から調達する。

イ 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないときは、県又は他の市町村に調達、供給を依頼して調達する。

⑤ 供給・配分

市は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

ア 生活必需品を供給するときは、指定避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて受入確認及び需給の適正を図る。

イ 住民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。

ウ 災害要援護者への優先配分を図る。

(2) 県の実施体制

県は、市から要請のあった場合又は必要と認めた場合は、次の措置を講ずる。

- ア 備蓄生活必需品の放出、供給
- イ 関係企業への供給の要請
- ウ 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

(3) 男女共同参画の視点に立った対策

男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品（生理用品等）や乳幼児用品（乳幼児用着替え等）を提供する。（避難24時間後～）

また、提供時は、女性の担当者による配布や、女性専用のスペースを設けるなど、配布方法を工夫する。

(4) 積雪期の対策

市及び国、県は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すとともに、降雪状況を考慮し、屋内集積施設の確保等必要な措置をとる。

また、市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

第1編 総則的事項						
	第2編 各災害に係る共通事項					
第3編 各災害に係る個別事項	第1部					
	第2部					
	第3部					
	第4部					
	第5部					
	第6部					

第41節 全国からの救援物資への対応

【関係災対部】 ○災対避難部、災対広報部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】 県災害対策本部(食料物資部)、NPO、企業等事業所、報道機関

1 計画の方針

7.13水害、中越地震では、全国の多くの人々から救援物資が寄せられた。これら救援物資は、被災者に対する思いやりや善意にあふれていたものであったが、円滑に配布できたのは応急対策が一段落してからであった。

災害発生直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられる。しかし、大規模な災害の発生直後には、①何が、②どのくらい、③いつまでに、送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、①必要としている被災者に、②必要としているものを、③必要としている時期に、分類・仕分けして配布することは、極めて難しい。また、地域経済活動への影響も少なからず指摘されている。全国からの善意を無駄にしないために、こうした実態を全国に情報発信することは被災地の責務であると考えられる。

今後、全国レベルの議論を通じ、被災者のニーズと支援者の善意を結ぶ仕組みを構築する必要があるが、当面は、災害発生直後における救援物資は受け入れないこととする。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

ア 災害発生後、速やかに救援物資は原則受け取らないというアナウンスを行うことで、全国から寄せられる救援物資の抑制に努める。

イ 発災直後は、大量の物資を迅速かつ適切に供給する必要があることから、市は災害時応援協定に基づき応援協定締結企業等から調達する。

ウ NPO等と連携、協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(2) 県の役割

ア 県へ送付された救援物資を受け入れ、保管し、状況に応じて被災地へ必要な物資を配布する。

イ インターネット、マスコミ等により、「要るもの」「要らないもの」の情報を発災6時間後には全国へ周知する。

3 業務の内容

(1) 救援物資の受入れ体制の周知

市は、報道機関を通じ、個人からの救援物資は、対応が困難であることを呼びかける。また、被災者へ善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。

食料等の必要物資は、災害時応援協定を結ぶ自治体、企業等に、第2編第2章第40節

「民間流通在庫活用等による物資等供給」に定めるところにより要請する。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第42節 義援金の受入れ・配分

【関係災対部】 ○災対総務部、災対福祉部 【支所】 災対支所部

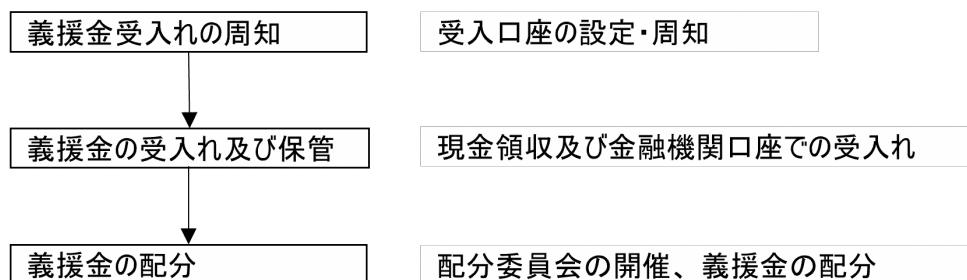
【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活再建支援部)、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会、報道機関

1 計画の方針

災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制を定め、長岡市義援金配分委員会により決められた配分方法等により、确实、迅速に被災者に配分する。

2 各義援金の受入れ・配分フロー図



3 業務の内容

(1) 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口
- ウ 受入期間

(2) 義援金の受入れ、保管

市は、次により義援金を受入れ、保管する。

- ア 一般からの義援金の受入窓口を開設する。
- イ 受入れた義援金については、相手から了解を得られたものについて寄託者へ受領書を発行する。
- ウ 受入れた義援金については、市の「歳入歳出外現金」として配分が決定されるまで適正に保管する。

(3) 義援金の配分

- ① 義援金の配分

市は、県「義援金配分委員会」から配分された義援金について、配分を行う。
市で受入れた義援金については、長岡市災害義援金配分委員会により、被災状況等を十分勘案した上で配分方法を検討し、配分を決定する。

② 市義援金配分委員会の構成

長岡市災害義援金配分委員会設置規程第3条に定める職員で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。

特に必要があると認めるときは、長岡市社会福祉協議会、その他義援金受付団体・関係団体の代表者等の意見を聴くことができる。

③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第43節 輸送

【関係災対部】

○災対総務部、本部事務局(危機対策班)、災対避難部、災対被害調査部、災対土木部

【支所】 現地本部事務局、災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、食料物資部、生活基盤対策部、治安対策部)、警察本部、自衛隊、輸送関係機関

1 計画の方針

災害時の緊急輸送は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。

限られた交通資源を効率的に生かし緊急輸送を行うためには、被害の状況、交通の確保状況を

把握し、緊急性及び重要度の優先順位を見極めた迅速で的確な緊急輸送を実施しなければならない。

緊急輸送を行うためには、被害の状況、交通の確保状況を把握し、輸送機関との連携、関係機関への被災地の交通情報の伝達、緊急輸送道路確保のための交通規制及び早期応急復旧等を迅速に実施する。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

ア 災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船舶等により、住民等を安全な地域へ輸送する。

イ 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点(公共施設、体育館、倉庫等)を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。

ウ 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(2) 県の役割

ア 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点(公共施設、体育館、倉庫等)を確保する。

ウ 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。

エ 災害発生の初期からヘリコプターを投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。

オ 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

(3) 県警察の役割

ア 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

イ 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(4) 輸送関係機関

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局、新潟運輸支局の指導の下、県・市災害対策本部と連携し、輸送体制の確保に協力する。

(5) 輸送施設管理者

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等と連携し、他の復旧作業に優先して緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第3編 各災害に係る個別事項

3 業務の内容

(1) 緊急輸送道路の指定

市は、災害時の緊急輸送の重要性を考慮し、事前に災害時緊急輸送道路を指定する。災害時の際、緊急性の高い路線から被災後24時間及び72時間を目標として道路啓開する。その路線についてはあらかじめ指定する。

(2) 被害情報の収集・伝達

長岡警察署、見附警察署、与板警察署、柏崎警察署、小千谷警察署（以下「関係警察署」という。）及び道路管理者は、災害発生後直ちに災害時緊急輸送道路を主体とした被害情報を収集し、速やかに市、県警察本部及び関係機関に伝達する。

ア 被害状況

イ 輸送道路の確保、交通規制の状況

ウ 渋滞の状況

(3) 緊急輸送道路の確保

① 交通規制の実施

関係警察署及び道路管理者は、直ちに緊急輸送道路の確保のため次の措置を行う。

ア 市内への車両乗り入れ規制

イ 市内の交通規制

ウ 広域圏での交通規制

エ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

② 緊急輸送道路の啓開

第2章 災害応急対策
第43節 輸送

道路管理者は、警察・消防・自衛隊との協力の下、建設関係業者等の動員を図り、他の復旧作業に優先して、原則として2車線(やむを得ない場合は1車線)の緊急輸送道路を確保する。

- ア 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去
- イ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）
- ウ 仮設橋の架橋
- エ 復旧資材の確保
- オ 道路除雪（積雪期）

③ 輸送経路及び輸送手段の決定

輸送を行う関係機関は、道路の被災情報等に基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定し、必要に応じ県警察本部及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

(4) 市の緊急輸送実施体制

① 緊急輸送計画

市は、時系列区分により実施する災害応急対策のため、輸送活動を行うに当たり、次の輸送対象順位により行う。

ア 輸送計画に当たっての最優先事項

- (ア) 人命の救助、安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象

第1段階	1 救助・救急活動、医療活動、人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資 3 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者 4 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 5 緊急輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	1 上記第1段階の続行 2 飲料水及び食料、燃料等の生命・生活の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	1 上記第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活用品 4 郵便物 5 廃棄物の搬出

② 物資輸送拠点の確保

市は、指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を

勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。なお、県指定の輸送拠点は、資料編に示す。

市指定輸送拠点	撰田屋分室（災害対策用備蓄センター）、ながおか市民防災センター、 越路防災ひろば
必要に応じ要請	国営越後丘陵公園

③ 物資輸送拠点の機能

<地域内輸送拠点の機能>

- ア 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- イ 指定避難所等への物資の配送

(注) 配送に当たっては、小型車両等への積み込みを行う

<広域物資輸送拠点の機能>

- ア 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- イ 地域内輸送拠点等への物資の配送

(注) 配送に当たっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う

<物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務>

- ア 物資輸送拠点の施設管理者との調整
- イ 物資輸送拠点への職員等の派遣
連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等
- ウ 物資輸送拠点への資機材等の配備
- エ 市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保

④ 車両等の確保

市は、災害時に必要な車両は市有車両をもって充てるものとし、不足を来す場合が生じたときは、民間輸送企業等の協力を得て調達する。なお、協力を得る民間輸送企業等は、資料編に示す。

⑤ 県等へのあっせん要請

市は、県又は他の市町村に対し車両のあっせんに依頼するときは、次の事項を明示して要請する。

<要請事項>

- ・輸送区間及び借り上げ期間
- ・輸送人員又は輸送量
- ・車両等の種類及び台数
- ・集結場所及び日時
- ・その他必要事項

⑥ 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、新潟県石油商業協同組合長岡支部に依頼し、給油場所を指定し供給する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

(5) 自動車による緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受ける。

① 緊急通行車両の確認

市及び公共団体が所有する車の緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出により、そのつど公安委員会（県警察本部交通規制課）、各関係警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があるため、各機関はあらかじめ各関係警察署に手続きを行う。

ア 緊急通行車両の申し出は、各関係警察署等に事前に届け出るか又はそのつど行う。

イ 確認は各関係警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出勤時に警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。

ウ 緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面左側に掲示し、証明書を携帯する。

② 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定めた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関するもの。

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの。

ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの。

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。

オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの。

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。

ク 緊急輸送の確保に関するもの。

ケ 上記のほか、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの。

(6) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

4 輸送関係機関の業務の内容

災害時には、関係機関からの応援要請に基づき、下記物資の緊急輸送に協力する。

ア 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資

- イ 生活必需物資
- ウ その他災害復旧に必要な物資

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第44節 災害警備措置

【実施主体】 県警察本部、長岡警察署、見附警察署、与板警察署、柏崎警察署、小千谷警察署
 【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)【支所】 現地本部事務局
 【関係機関・関係者】 県災害対策本部(治安対策部)

1 計画の方針

長岡市を管轄する長岡警察署、見附警察署、与板警察署及び柏崎警察署（以下「関係警察署」という。）は、平素から市、県及び国並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施する。

2 業務の内容

(1) 警備活動における関係機関との連携

災害に対処するため市及び関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

市	1 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。 2 被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に情報共有する。
消防機関	1 消火、救急活動のため消防車両の通行及び警戒線の設定等における連携 2 被災者の捜索、救助活動に関する情報交換及び連携
その他 関係機関	災害情報の提供、災害活動の支援 1 被災現場における救助・救援活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。 2 被災者の捜索・救助に当たっては、相互の情報交換及び担当区域等の分担、調整を行い迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。 3 津波警報が発令された場合には、潮位の変化等の情報提供を要請する。

(2) 警備活動

災害が発生、又は発生する恐れがあるときは次の警備活動を行う。

- ア 被害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の捜索及び救助
- エ 行方不明者等の捜索

- オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
- カ 通信の確保
- キ 犯罪の予防検挙
- ク 地域安全活動の推進
- ケ 住民に対する広報活動
- コ 相談活動
- サ 遺体の検視
- シ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

(3) 道路交通対策

災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の標示、う回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を講じる。

(情報の収集)

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ア 緊急交通路
- イ 避難路
- ウ 交通規制実施時の迂回路

(交通規制の実施)

- ア 被災地周辺の交通規制
- イ 高速道路の交通規制
- ウ 広域交通規制
- エ 緊急交通路等の指定等

(交通規制実施上の措置)

- ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置
- イ 主要交差点对策
- ウ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

(4) 自動車運転者のとるべき措置

関係警察署は、平時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、災害発生時のとるべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

- ア できる限り安全な方法により車両を左側に停車すること。
- イ 停車後はカーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転する時は、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両において避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむなく道路上に置いて避難するときは、道路左端に停車させ、エンジンキーはつけたまま窓を閉め、ドアをロックしないこと。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

(5) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ派遣された警備業者等に交通誘導等の協力依頼を行う。

(6) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、立て看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

(7) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(8) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況、その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

第45節 行方不明者の搜索、遺体の保護・埋葬

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

【関係災対部】 ○災対消防部、災対総務部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(保健医療教育部)、県警察本部、自衛隊、日本赤十字社、医師会(県・市)、(公社)新潟県トラック協会、新潟県葬祭業協同組合、(一社)全日本冠婚葬祭互助協会(以下、葬祭関係団体という。)

1 計画の方針

大規模な災害では、家屋の倒壊、火災・津波等により多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、市は県及び関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を遅滞なく実施する。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

市は、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を行うに当たり、長岡警察署、見附警察署、与板警察署、柏崎警察署、小千谷警察署(以下「関係警察署」という。)、自衛隊等の関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(2) 県の役割

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 県警察本部、自衛隊等関係機関の役割

早い段階から、県・市等と連携し、行方不明者の搜索等の業務が迅速に推進できるよう支援するものとする。

3 業務の内容

(1) 行方不明者の搜索

行方不明者等を搜索する各防災関係機関の一連の業務は、次により行う。

① 市

- ア 関係警察署と連携をとり、行方不明者等の搜索を行う。
- イ 県に対し搜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に応援要請を行う。

② 県

被害状況の把握を行い、市からの応援要請依頼に基づき自衛隊に応援要請を行う。

③ 関係警察署、自衛隊等関係機関

- ア 行方不明者の搜索を市と連携して行う。
- イ 関係警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

(2) 遺体の收容

遺体を車両又はヘリコプター等により搬送し、安置するまでの各防災関係機関の一連の業務は、次により行う。

① 市

ア 遺体の身元識別のため及び死亡者多数で短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置所

(寺院、市有施設等)を確保し、関係機関に周知する。

イ 搬送車両は(公社)新潟県トラック協会長岡支部、葬祭関係団体に手配を要請する。

ウ 棺、ドライアイス等は葬祭業協同組合、葬祭関係団体に手配を要請する。

エ 搬送車両、棺、ドライアイス等不足が生じたときは、県に対しあっせんを依頼する。

② 県

市からの依頼により、新潟県葬祭業協同組合及び(公社)新潟県トラック協会に手配を要請する。

③ 関係警察署、自衛隊等関係機関

市と協力し、遺体の搬送を行う。

(3) 遺体の検索及び遺体の保護

遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの各防災関係機関の一連の業務は、次により行う。

① 市

ア 日本赤十字社新潟県支部及び長岡市医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。

イ 関係警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

② 県

市から依頼があった場合又は必要と認めたときは、日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会に要請し、医師等を派遣する。

③ 関係警察署

ア 各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。

イ 身元不明遺体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

④ 日本赤十字社新潟県支部及び長岡市医師会

ア 死因その他医学的検査を行う。

イ 検視及び医学的検査を終了した遺体について遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(4) 遺体の埋葬

遺体を安置場所から搬送し、火葬するまでの一連の業務は、次により行う。なお、原則として遺体は霊柩車により搬送し、火葬するが、信仰する宗教により葬送方法が異なる場合は配慮するよう努める。

① 市

- ア 霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、県に対し、（公社）新潟県トラック協会、葬祭関係団体に手配を要請するよう依頼する。
- イ 死亡者が多数のため、通常の火葬手続にしたがっていても遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがあるときは、火葬許可証の発行について特例措置を講ずるよう県を通じ厚生労働省に協議する。
- ウ 災害時、火葬場が機能を十分確保できるよう、耐震、耐火、耐水等の性能を保全する。

② 県

市から霊柩車、骨つぼ等の手配依頼があった場合は、（公社）新潟県トラック協会、葬祭関係団体に要請し確保する。

(5) 身元不明遺体

市及び関係機関の身元不明遺体の取扱いについては、次により行う。

- ア 身元不明の遺体については、関係警察署及び関係機関と連携し調査にあたる。
- イ 関係警察署は、速やかな身元確認に努める。

(6) 広域応援体制による対応

災害の規模が大きく独自での対応が困難な場合は、速やかに応援を要請し体制を確保する。

① 市

行方不明者の捜索、遺体の保護、埋葬が困難な場合、県及び他市町村に対し応援要請を行い、体制を確保する。

② 県

県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。

- ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができる体制
- イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができる体制
- ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができる体制

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第46節 学校等における応急対策

【関係災対部】 ○災対教育部 【支所】 災対支所部
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(保健医療教育部)、学校等

1 計画の方針

災害発生時、学校をはじめとする関係機関は、迅速かつ適切に対応し、児童、生徒、学生、園児等（以下「児童等」という。）の安全を確保する。

2 各主体の責務

(1) 学校等の役割

あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアル、保育園等避難計画、マニュアルに従い、児童等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所等となっている学校等、又は臨時に避難所となった学校等にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校等にあっても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて児童等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動等を再開できるよう努める。

(2) 市の役割

各学校等の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(3) 県の役割

各学校等や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

3 業務の内容

(1) 学校等における応急対策

校長等は、災害時の児童等の安全確保に努めるとともに、授業等の再開のため万全の措置を講ずるものとし、特に次の事項について留意する。

① 災害発生直後の安全確保

教職員は、状況に応じ児童等の行動に対し適切な指示をする。

② 避難誘導及び安全確認

校長等は、避難計画に基づき教職員に対し適切な避難誘導の指示を与え、教職員は、

児童等を安全な場所に避難させるとともに、速やかに人員や負傷者を確認し校長等に報告する。

- ③ 救護体制の編成
校長等は、必要に応じて救護体制を編成する。必要な応急手当を行うとともに、医療措置が必要な者については消防本部に通報し、医療機関へ搬送する。
 - ④ 災害情報の収集
教職員は、関係機関との連絡、報道機関の情報収集により情報把握に努める。
 - ⑤ 被害・被災状況等の報告
校長等は、速やかに被害・被災状況（児童等及び教職員の安否、施設の被害状況）を把握し市教育委員会等に報告する。
 - ⑥ 下校措置
校長等は、帰宅経路等の安全が確認されたら、保護者の迎えを要請する等適切な方法により児童等を下校させる。
 - ⑦ 指定避難所等の開設及び運営の協力
校長等は、市及び自主防災組織等と連携して指定避難所等の開設及び運営に協力する。学校等が指定避難所等にあてられた場合は、学校管理に必要な教職員を確保し、指定避難所等の開設等災害対策に協力する。
 - ⑧ 風水害発生前の事前措置
 - ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置
市教育委員会及び校長等は、臨時休業や教育課程の変更による一斉下校等の措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。
 - イ 事前措置等を決定したときの連絡経路
市教育委員会は、臨時休業、教育課程の変更等を決定したときは県教育委員会に報告する。
- (2) 教育・保育活動の再開
- ① 校長は、次により教育の場所を確保し授業の早期再開を図る。
 - ア 同一学校内の被災を免れた施設を利用する。
 - イ 最寄りの学校又は公共施設を利用する。
 - ウ 市が応急仮設校舎を設置する。
 - ② 授業再開に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 教科書・学用品等の損失状況を考慮して教材等の確保に努める。
 - イ 特に校外施設を利用した場合は、児童等の保健衛生に留意する。
 - ウ 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講ずるなど通学路を確保する。
 - エ 家庭との臨時連絡体制を整備する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第46節 学校等における応急対策

オ 児童等の心の安定に十分配慮して授業を行うとともに、カウンセラーの導入を要請する。

カ 授業再開に必要な教職員の確保に努める。

キ 指定避難所等としての使用が長期化する場合は、市と必要な協議を行う。

③ 園長は、保育課と協議のうえ、保育園等の早期再開を図る。

(3) 市の業務

① 情報の集約・伝達

市立学校等の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校等に伝達する。

また、学校等の被害の状況、児童等の安否、臨時休業、児童等の下校措置などの情報について、市の広報媒体やコミュニティ放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

② 学校等への支援

以下の点等について、学校等の取組を支援する。

ア 県と連携し、必要に応じて、教職員に児童等の心のケアについて指導したり、心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。

イ 避難等で通学が困難になった児童等がいる場合、スクールバスの運行等便宜を検討する。

③ 学用品等の支給

児童等の被災状況を考慮して緊急に教科書、学用品の調達・供給を行う。また、災害救助法施行細則の規定による援助を補うものとして就学援助を適用する。

第47節 児童等のこころのケア対策

【関係災対部】 ○災対教育部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(保健医療教育部)、県教育委員会、教育事務所、学校等、新潟県臨床心理士会

1 計画の方針

児童等が災害から受ける心の衝撃は大人より大きいと言われ、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的不調等へ適切に対応して、児童等のこころの健康保持・増進に努める。

2 各主体の責務

(1) 県の役割

- ア 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議の下、派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。
- イ 被災市の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を県臨床心理士を派遣し実施する。
- ウ 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(2) 市の責務

- ア カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。
- イ 保育園・幼稚園・認定こども園や家庭児童相談室、子ども・青少年相談センター等、児童等に関する施設・相談窓口では、こころのケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携を取りながら、適切な対策を実施する。

(3) 教育事務所の責務

- カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内。

(4) 学校の責務

- ア 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童等への説明、保護者への説明会を実施する。
- イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックとスクリーニングを実施する。
- ウ 教員による児童等への早期カウンセリングを実施する。

第2章 災害応急対策

第47節 児童等のこころのケア対策

3 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
県	・こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
市	・こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画 送付、実態把握 ・児童等に関する施設・相談窓口における、こころのケア	

第48節 文化財応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係災対部】 ○災対教育部 【支所】 災対支所部
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(保健医療教育部)

1 計画の方針

災害発生時、文化財所有者をはじめとする関係機関は、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

2 各主体の責務

(1) 市民・文化財所有者等の役割

① 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

③ 文化財所有者、管理責任者の役割

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

(2) 県の役割

① 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

② 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

(3) 市の役割

① 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

第2章 災害応急対策

第48節 文化財応急対策

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

② 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

3 業務の内容

(1) 施設・文化財の応急対策

ア 文化財、収蔵施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

(ア) 災害発生直後は、入館者、施設利用者を安全な場所に避難誘導させる。

(イ) 負傷者の有無を確認し必要な措置を講ずる。

(ウ) 報道機関の情報を収集し、関係機関と連絡をとり情報把握に努める。

(エ) 速やかに被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

(オ) 当該施設が指定避難所等にあてられた場合は、市及び地域の自主防災組織等と連携して、指定避難所等の開設及び運営に協力する。

イ 市は文化財の被害状況を把握し、必要な応急措置を行うことにより被害の軽減に努める。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等と連携して、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

③ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを

指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第49節 商工業応急対策

【関係災対部】 ○災対総務部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活再建支援部)、長岡商工会議所、各商工会、各商工団体、企業等事業所

1 計画の方針

災害などに遭遇した場合において、商工業の事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を図る。また、緊急時における企業活動への支援を行う。

2 各主体の責務

(1) 企業等事業所の役割

災害による事業中断を最小限にとどめ、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

(2) 商工会議所、商工会、商工団体の役割

- ア 会員、組合員等の被災状況を把握する。
- イ 商工会議所、商工会等は、被災中小企業者等のための相談窓口の設置に協力する。
- ウ 行政等の支援策に関する情報を会員、組合員等に周知する。

(3) 市の役割

- ア 関係機関、団体と協力し、企業等事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。
- イ 被災中小企業者等のための現地相談窓口の設置に協力する。
- ウ 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(4) 県の役割

- ア 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- イ 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- ウ 市を通じ中小企業等の直接被害件数、被害額を把握する。
- エ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- オ 必要な関係機関に対し被災中小企業等の復旧等への協力・支援を要請する。
- カ 被災中小企業者等のための現地相談窓口を設置する。
- キ 報道機関等に対し被災地の企業等事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※オ～キは被災状況により対応

3 業務の内容

(1) 市の業務の内容

- ① 被災状況の把握
商工会議所、商工会、各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。
- ② 関係機関への協力・支援要請
被災の状況に応じ、金融機関、輸送業者、商工団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

(2) 県の業務の内容

- ① 被災状況の把握
 - ア 県産業労働観光部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。
 - イ 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。
 - ウ 市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。
 - エ 国に被害状況を報告する。
- ② 関係機関への協力・支援要請
被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。
- ③ 相談窓口の設置
被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第50節 ボランティアとの協働

【関係災対部】 ○災対福祉部 【支所】 災対支所部

【実施主体】 長岡市社会福祉協議会

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(被災者対策部)、(公社)中越防災安全推進機構、(一社)長岡青年会議所、新潟県災害ボランティア調整会議

1 計画の方針

長岡市社会福祉協議会及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、災害時のボランティア活動が円滑に進められるよう、市と連携して関係機関の支援・協働体制の確立について定める。

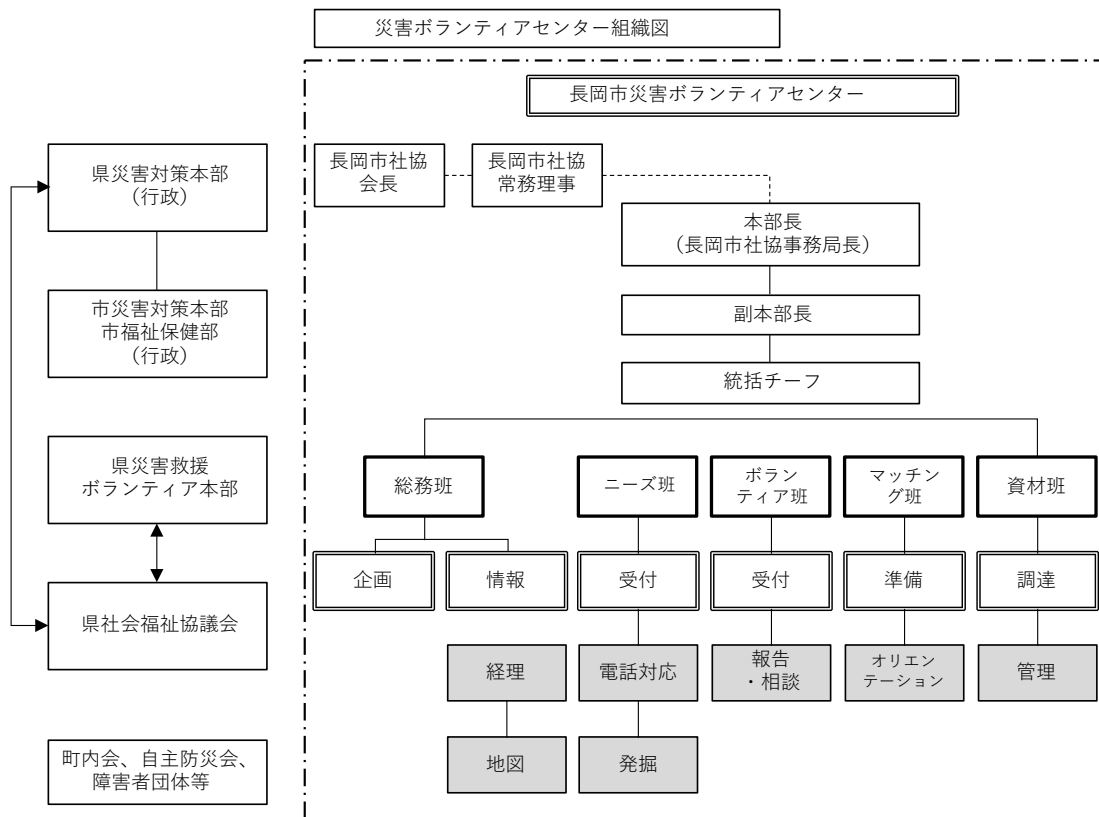
2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 長岡市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、長岡市社会福祉協議会は、市災害対策本部（災対福祉部）と協議して災害ボランティアセンターを設置する。設置場所は、原則として「ながおか市民防災センター」とするが、状況に応じて支所地域内に設置する。

災害ボランティアセンターの組織図の例については、以下のとおり（災害の規模に応じ変動あり）。

なお、災害ボランティアセンターの設置・運営については、長岡市社会福祉協議会を主体として、NPO等の各種団体、個人ボランティア等の協力を得て、協働型として組織する。



第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

(2) 市の役割

① 災害ボランティアの受入体制の整備

長岡市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの設置に協力する。

② 災害ボランティアセンターの運営支援

ア 状況に応じて、災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、又は市災害対策本部へ長岡市社会福祉協議会職員を受入れるなど、相互の情報共有を図る。そのほかにも、長岡市社会福祉協議会と連携し、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

イ 災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

(3) 新潟県災害ボランティア支援センターの役割

ア 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性が考えられるとき、活動連絡会協議会常任幹事長が常任幹事会を招集し、県災害救援ボランティア本部を新潟県社会福祉協議会内に設置する。

イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び、被災地市町村ボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。

(4) 新潟県社会福祉協議会の役割

ア 県災害救援ボランティア本部の設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第50節 ボランティアとの協働

- イ 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体等との連携・調整を図る。
- ウ 被災地市町村災害ボランティアセンターへ職員を配置し、被災地との連絡調整等を行い継続的支援を行う。

(5) 県の役割

- ア 新潟県災害ボランティア支援センターの設置に伴い職員を配置し、同本部の運営を支援する。
- イ 県外の行政機関、県内外の支援団体等との連絡・調整を図る。

(6) 災害ボランティアセンターの役割

- ア ボランティアセンターの運営、個人宅や指定避難所等における被災者ニーズの把握を行う。
- イ ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関等へ情報の提供を行う。
- ウ 各種広報媒体や関係機関のネットワークを通じ、ボランティア活動希望者へ情報の発信を行う。
- エ 駆けつけたボランティアの受入れ、登録及び被災者ニーズとのマッチング（派遣先、活動内容の決定）を行う。
- オ 被災者ニーズの把握やマッチングを行う際は、真に必要な者に対してボランティア活動を提供できるように、町内会や自主防災組織など地縁型コミュニティや障害者団体などのテーマ型コミュニティ等と連携する。
- カ ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。
- キ 被災現場やボランティア活動の状況を把握し、情報の整理を行い、ボランティア活動プログラムを立案する。
- ク 医療や看護等の専門技術を持った者がその技術を生かすためにボランティア活動に参加する場合には、市災害対策本部及び関係機関と連携をとった中で対応する。
- ケ 市内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が活動を行う場合は、これらの団体と連携をとりながら、効果的に活動を行う。
- コ その他、被災者ニーズに基づいた活動を行う。

(7) 町内会、自主防災組織、障害者団体等の役割

- ア 災害ボランティアセンターが行う被災者ニーズの把握やマッチングに協力する。
- イ 町内会及び自主防災組織は、現地における休憩場所の用意など、ボランティア活動の支援に努める。

第51節 災害救助法による救助

【関係災対部】 ○災対本部事務局(危機対策班)、災対福祉部
【支所】 災対支所部
【関係機関・関係者】 県災害対策本部(統括調整部)、日本赤十字社

1 計画の方針

災害救助法（以下、この節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。市は、災害が発生し、法適用の必要を認めた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

2 各主体の責務

(1) 県の役割

県は政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市へ派遣する。

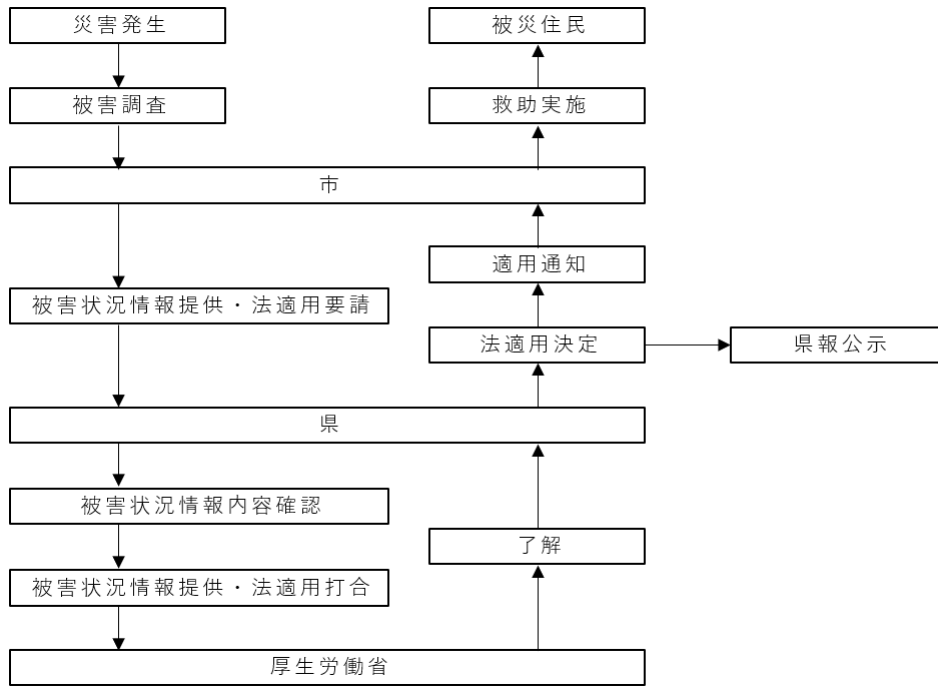
(2) 市の役割

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

(3) 日本赤十字社の役割

日本赤十字社は、県及び市が実施する救助に協力する。

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 法の適用

- ア 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、国の法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第2条）
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項、県法施行細則第17条）
- ウ 市長は、上記項番2（2）により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。（法第13条第2項、県法施行細則第17条）
- エ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。（県法施行細則第3条）

(2) 法の適用基準

① 基準の内容

法による救助は、次により行う。

- ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
- イ 同一災害によることを原則とする。
 例外として
 - (ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害
 - (イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
- ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

② 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は、法を適用する。

- ア 住家の滅失した世帯が、当該市町村の人口に応じ、法施行令別表第1の世帯以上であるとき。
- イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。
- ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(3) 法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、市長が応急救助を行う場合、新潟県災害救助条例（以下「県条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

① 法が適用されない場合の救助

原則として市長が実施するものとし、法による救助に準じる救助内容を地域防災計画及び災害救助条例にあらかじめ定める。

② 県条例の適用

市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、県条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議する。

③ 県条例の適用基準

- ア 人口に応じて、県条例第2条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合
- イ 知事が特に必要と認めた場合

(4) 積雪期の対応

ア 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法の適用を要請する。

イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、豪雪対応における支援を行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第52節 事業所等の事業継続

【関係災対部】 ○災対総務部 【支所】 災対支所部
【関係機関・関係者】 県(産業労働部)、商工団体、企業・事業所

1 計画の方針

企業・事業所は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める必要がある。そのため、市は、事業所の事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

① 実態の把握

事業所等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

② 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

③ 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

④ 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(2) 商工団体の役割

ア 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

イ 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

ウ 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

エ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(3) 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

① 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 生命の安全確保

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を生かした活動による地域貢献に努める。

② 平時の防災対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第52節 事業所等の事業継続

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平時からの危機管理体制の構築に努める。

(4) 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

ア 実態の把握

イ 事業継続計画策定等、危機管理体制の整備に向けた普及啓発

第53節 行政機関等の業務継続計画

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対総務部

【関係機関・関係者】 県、防災関係機関

1 計画の方針

災害発生時においても、社会機能を維持することが不可欠であるため、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図り、業務継続体制の確保に努める。

2 各主体の責務

(1) 市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画等の策定に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

業務継続計画の策定に当たっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等も検討する。

(2) 防災関係機関の役割

市と協力し、災害時においても必要な行政機能が維持できるよう、計画を策定する等、通常時から業務継続体制の確保に取り組む。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

【関係災対部】 ○本部事務局(防災政策班)、災対総務部、災対被害調査部、災対教育部

【関係機関・関係者】

県、長岡公共職業安定所、関東財務局新潟財務事務所、金融機関、日本郵便(株)、電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施し、自立した生活を開始することを目的とする。

2 計画の体系



3 業務の内容

(1) 被災者のための相談、支援

① 相談所の開設

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、指定避難所等、市役所、支所などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

② 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

③ 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳などの積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、県は、被災者台帳の導入等による市町村被災者対応能力の向上に努める。

④ 被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 国、県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

オ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(2) 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、家屋の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

(3) 雇用の安定

① 特別相談窓口等の設置

長岡公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

- ア 被災者のための特別相談窓口を設置
- イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談を実施
- ウ 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

② 被災者の雇用促進

- ア 長岡公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じ、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。
- イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し被災者の復興事業への雇用を促進する。

③ 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

長岡公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものと見なして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

県労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

県労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

(4) 応急金融対策

① 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引替えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

② 資金決済の確保、信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステム、その他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し、適切な措置を講ずることを要請する。

イ 資金の貸付

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付を行う。

③ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

④ 金融上の措置

ア 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ、関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ア) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

- (エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。
 - (オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
 - (カ) 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を要請する。
 - (キ) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。
 - (ク) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。
 - (ケ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。
- イ 金融措置に関する広報
- 財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。

(5) 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

- ① 調査・監視及び情報の提供
県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。
- ② 物資の指定等
 - ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはその恐れがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはその恐れがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
 - イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

(6) 住宅対策

- ① 住宅復旧のための木材調達
県は、県内稼働製材工場に対し、復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。
- ② 被災者入居のための公営住宅の建設
災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3章 災害復旧・復興計画
第1節 被災者の生活再建支援

に該当するときは、市及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

③ 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舍の空き室について無償で貸付を行う。また、更地である国有財産についても、仮設住宅敷地等その他の必要に応じ、無償で貸付を行う。

(7) 租税等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

① 市の特例措置

ア 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は長岡市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講ずる。

(ア) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ・災害が広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。
- ・その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は1月を限度として延長する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

(ウ) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(エ) 減免

個人市民税	災害により住宅又は家財等について損害を受けた場合
固定資産税	災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受けた場合
都市計画税	災害により土地又は家屋について損害を受けた場合
特別土地保有税	災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて次のように減免を行う。

イ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料その他の公課

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免等する。

② 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

国は、国民年金保険料についても、関係法令の規定に基づき、免除の措置を災害の状況に応じて実施する。

(8) その他公共料金の特例措置

① 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付

支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

② 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる。

ア 避難指示等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免
避難指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

③ 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施に当たっては経済産業大臣の認可が必要である。（以下は過去の例）

ア 電気料金の支払期限の延伸

イ 不使用月の基本料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）

エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

④ 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除（関東経済産業局長の認可が必要。）

ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

(9) 住民への制度の周知

県、市及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図る。

ア 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

イ 広報車、広報紙、チラシ等

ウ 防災行政無線（戸別受信機を含む）、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ、インターネット等

エ 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

(10) 要配慮者への支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活に戻るよう支援を行う。

第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

【関係災対部】 ○本部事務局(防災政策班)、災対総務部、災対被害調査部、災対農林水産部
【関係機関・関係者】 県、金融機関

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう資金枠の確保及び貸し付け等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

融資・貸し付け等の概要は、資料編に示す。

2 制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

① 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布、インターネット等により支援制度の相談窓口等を周知する。

② 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、次の方法により各制度の概要を周知する。

県災害対策本部	広報紙・チラシの作製、配布 新聞紙面等による県等の支援制度の周知
市災害対策本部	広報紙・チラシ等の作製、配布による市等の支援制度の周知 同報無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ、インターネット等の活用
金融機関等	広報紙・チラシ等による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧対策

【関係災対部】

○本部事務局(危機対策班)、災対総務部、災対被害調査部、災対福祉部、災対環境部、災対農林水産部、災対土木部、災対水道部、災対教育部、災対支所部

【関係機関・関係者】

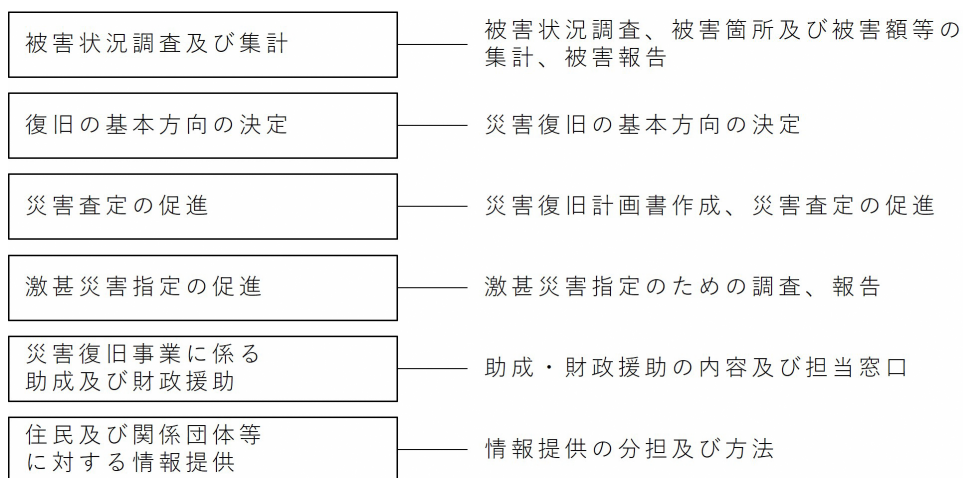
県災害対策本部(統括調整部、保健医療教育部、被災者対策部、生活基盤対策部)、県教育委員会

1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を把握するとともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努める。

また、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けられるよう措置する。また、住民及び関係団体などに対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報を提供する。

2 計画の体系



3 業務の内容

(1) 激甚災害に対する調査

ア 知事は、市の被害調査を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。

イ 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ 県関係各課は激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(2) 激甚災害指定の促進

県は著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の

状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

(3) 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

ア 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

イ 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

ウ 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園	国土交通省 国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設 (農業用共同利用施設) (林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第3章 災害復旧・復興計画
第3節 公共施設等災害復旧対策

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法) (児童福祉法) (老人福祉法) (介護保険法) (身体障害者福祉法) (知的障害者福祉法) (売春防止法) (総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症法) (精神保健福祉法) (廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱)	社会福祉施設等 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者 社会復帰施設等 廃棄物処理施設	厚生労働省 環境省
(5) 都市災害復旧事業（都市施設等）、 堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等 (都市排水施設、公園等の施設) 市街地の堆積土砂	国土交通省
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港（空港法） ② 工業用水道（予算措置） ③ 中小企業（激甚法）	空港施設 工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省
(8) 災害復旧に係る財政措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省

(4) 住民及び関係団体に対する情報提供

市及び県は、住民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

第4節 災害復興対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

災害により被害を受けた被災者の生活及び地域の社会経済活動を緊急かつ円滑に再建・復興するため、市及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興の基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき住民の合意を得ながら、災害防止と快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

2 業務の内容

(1) 復興の基本方向及び復興計画

① 組織・体制の整備

ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 復興対策の円滑な実施を期するため、市及び県は、自治体内部だけでなく、外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ 復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

② 復興の基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

③ 復興計画の作成

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

イ 市及び県は、住民参加の下、合意形成を得ながら災害防止と快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。

ウ 市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

第3章 災害復旧・復興計画

第4節 災害復興対策

エ 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

オ 県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障がない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

カ 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市は、必要な場合、関係行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

(2) 防災まちづくり

① 住民の合意形成

ア 市及び県は、復興施策や復興計画の早期実施のため、施策・計画に対する住民参加による合意形成を図る。

イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、迅速な合意形成に努める。

ウ 住民の迅速な合意形成を図るために、市は、日頃からまちづくりの活動に対して、情報提供等の支援を行うことにより、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努める。

エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、市及び県は、住民の合意形成を促進するため、計画決定に住民の意見を反映するプロセスを確保するとともに、事業着手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

② 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

ア 市は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用する。

イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、国、県等の関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図る。

ウ 既存不適格建築物については、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

③ 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その

緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

④ 防災性向上のための公共施設等の整備

市、県及び公共施設管理者等は、防災まちづくりに当たり、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

ア 災害時の緊急輸送道路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図る。

イ ライフライン共同構、電線共同構などの整備による耐水性のあるライフラインとする。

ウ 建築物や公共施設の耐震不燃化及び耐震性防火貯水槽の整備を図る。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

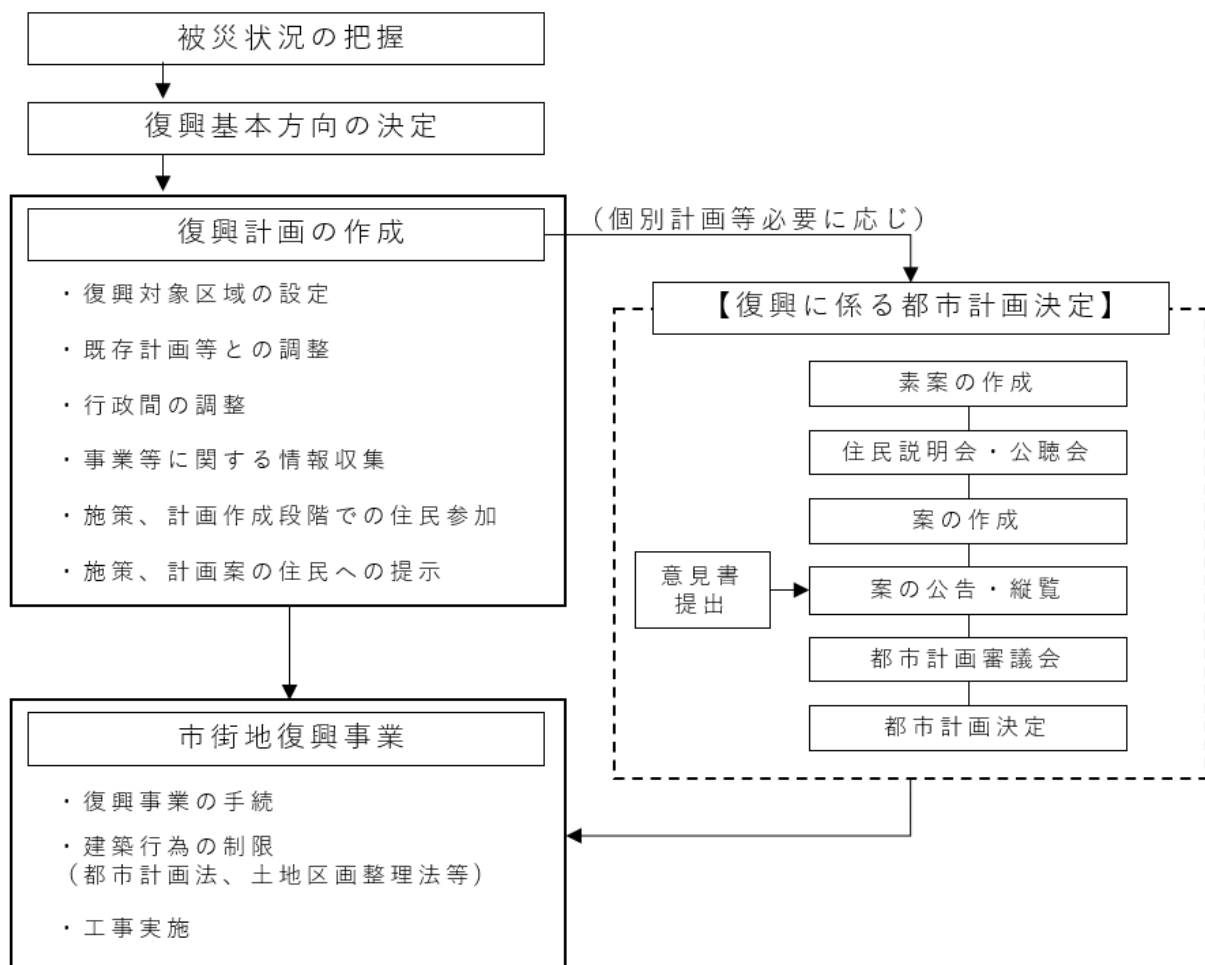
第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

3 復興対策の手順



4 創造的復興への取組

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、災害を地域発展のチャンスととらえ、住民、企業、行政が一体となって、地域資源を生かした新たな創造的取組を積極的に進め、災害をバネに地域社会の活力を更に高めていくことが必要である。

第3編 災害に係る個別事項

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1部 風水害対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第1節 気象情報等収集体制

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係部局】 ○危機管理防災本部(危機対策班)

【関係機関・関係者】 県(防災局)

1 計画の方針

風水害等を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要である。市は、気象情報収集及び観測体制の強化を図るとともに、新潟地方気象台、新潟県及び防災関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

2 市の気象情報収集伝達体制

(1) 気象情報の収集体制

市は、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、次により気象情報の早期収集に努める。

- (国) 「川の防災情報」による河川情報収集
信濃川情報提供システムによる河川情報収集
新潟地方気象台の注意報、警報及び気象予報の収集
 - (新潟県) 新潟県河川防災情報システムによる河川情報収集
新潟県土砂災害情報システムによる土砂災害情報収集
新潟県雪情報システムによる降雪量予測情報の収集(※)
 - (長岡市) 長岡市除雪管理システムによる降雪状況把握(※)
消防本部の気象観測データの収集
気象情報観測システム(防災カメラ、雨量観測装置)(※)
 - (民間) 民間気象会社による気象予測情報収集、コンサルティングサービス
その他関係機関の気象情報の収集
- ※各システムの詳細は、資料編に示す。

(2) 気象情報伝達体制

市、県及び防災関係機関は、気象情報の観測体制強化を図るとともに、伝達体制の整備充実に努め、観測情報、災害情報及び防災情報等を相互提供できるよう体制の整備に努める。

また、新潟県による気象情報等メール配信システム等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。

市民向けには、ホームページ等、各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第2節 水防対策

【関係部局】 ○土木部、危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、消防本部

【関係機関・関係者】 県(防災局、土木部)、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、消防団

1 計画の方針

水害時における水防活動は、迅速かつ適切な対応が不可欠であることから、市及び河川管理者である国、県は、平時から地域における水防活動体制の整備に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

- ア 日頃から、「自らの命は自らが守る」意識の下、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。
- イ 風水害時、水防管理者又は消防機関の長から水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。

② 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、地域の協力体制を整備する。また、災害時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に避難行動を行う。

③ 企業等事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

④ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

(2) 県の役割

① 水防計画の策定

- ア 豪雨、洪水又は高潮に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って水防計画を策定する。
- イ 県内の水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

② 指定水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全

に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

- ③ 水防資機材
緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び各協会と協力して、資機材の整備を図る。
- ④ 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視
浸水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査して必要に応じ見直しを行うとともに、水防管理団体や消防団等と合同巡視を行い確認する。

(3) 国の役割

- ① 水防資機材
緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び各協会と協力して、資機材の整備を図る。
- ② 重要水防個所の調査及び水防管理団体との合同巡視
浸水、波浪等による重要水防個所を定期的に調査して必要に応じ見直しを行うとともに、水防管理団体や消防団等と合同巡視を行い確認する。
- ③ 情報伝達訓練及び水防演習
緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を県、市（水防管理団体）と合同で実施する。

(4) 市の役割

- ① 水防対策
 - ア 消防団等の水防組織を整備する。
 - イ 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
 - ウ 河川及び砂防施設等について、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備する。
 - エ 河川管理者は、水門等に関する操作要領を作成する。
 - オ 水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。
- ② 水防協力団体の指定
公益法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等で、水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定する。
- ③ 消防団の育成強化

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第2節 水防対策

- ア 平時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、組織の充実と技術の習熟に努める。
- イ 自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的を実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。
- ウ 毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

④ 水防施設の整備

水防活動の拠点となる水防倉庫等の防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

⑤ 水防資機材の備蓄

災害時に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、適切な保守管理に努める。

⑥ 地下街等の浸水被害軽減

地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場における浸水被害軽減のため施設管理者と連携した情報伝達、避難体制の整備を図る。また、避難確保計画・浸水防止計画の作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置等、各施設の自主的な避難確保、浸水防止の取組の促進を図る。

⑦ 災害発生時の処置

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

⑧ 予想される水害の危機の周知等

洪水浸水想定区域に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水害の危険を市民等に周知する。

⑨ 要配慮者に対する配慮

要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法等体制整備を図る。

⑩ 積雪地域での対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防体制を整備しておく。

(5) 消防団の役割

受け持ち区域内的の河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、当該管理者へ連絡する。

第3節 長岡方式の避難行動

【関係部局】○危機管理防災本部(危機対策班)

【関係機関・関係者】県(防災局)、信濃川河川事務所、信濃川河川下流事務所

1 計画の方針

大雨等により、信濃川が氾濫した場合、市内の広い範囲が浸水し、甚大な被害が発生することが想定される。そのため、市は「長岡方式の避難行動※」の促進、環境整備を実施し早期避難・確実な安全確保に努める。

※長岡方式の避難行動

「浸水しない場所への車などでの避難や、安全が確保できる場合は自宅の上の階への避難を優先的に考え、それができない場合は、市が浸水想定区域内に開設する避難場所へ避難する」という避難の方式。令和元年東日本台風(台風第19号)からの教訓により、信濃川氾濫の大規模水害では、市の避難場所だけでは浸水想定区域内に住む市民全員を受け入れられないことを踏まえて、令和2年6月に定めたもの。

2 各主体の責務と業務の内容

(1) 市の役割

市は、信濃川上流の水位が上昇し氾濫の恐れがある場合、避難情報を発令する前の警戒レベル2以下で市独自の信濃川早期警戒情報を発表し、早期の避難準備・避難行動を促すよう努める。

また、信濃川早期警戒情報等の発表時は速やかに災害対応を実施できるように、非常配備体制を構築するとともに、避難情報等の内容に基づき、避難場所を開設する。

(2) 市民の役割

市民は、信濃川早期警戒情報等が発表された場合、下記の内容に基づき、早期に避難行動を実施する。

基本的な避難行動(①又は②の行動)		①②が困難である場合
①洪水ハザードマップで自宅が水に流されて倒壊する恐れがなく、上の階が浸水せず安全と判断できた場合は、自宅の上の階へ避難。	②浸水しない場所へ車などで避難。 避難先は、浸水しない知人・親戚宅、市が浸水想定区域外に開設する避難場所、車中避難場所。	さらに水位が上昇し、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合、市が浸水想定区域内に開設する上の階に避難できる避難場所へ徒歩で避難。

(3) 地域の役割

① 市民の役割

相互の協力の下、自主防災組織等の組織的な活動により長岡方式の避難行動を実践

第1章 災害予防
第3節 長岡方式の避難行動

できるよう、平時から自宅周辺の浸水状況や、避難先の確認を実施する。

② 企業等の役割

地域社会の一員として、要配慮者等の避難支援や指定避難所等の提供等、地域の避難対策への協力を努める。

(4) 信濃川早期警戒情報の発表

① 判断基準

警戒情報の発表は、下記のいずれかを満たした場合に、信濃川河川事務所の水位情報、气象台等の気象見込み及び各種情報（洪水予報、水防警報等）を踏まえて総合的に検討し、発表を判断する。

ア 信濃川・長岡観測所で「氾濫注意水位」（20.00m、警戒レベル2相当）到達が見込まれ、さらなる水位の上昇が見込まれる場合

イ 警戒レベル1相当であっても、上流（長野県・立ヶ花観測所、十日町観測所等）で「避難判断水位」に到達した場合や、長野県に大雨特別警報が発令されるなど上流で「避難判断水位」到達が見込まれる場合

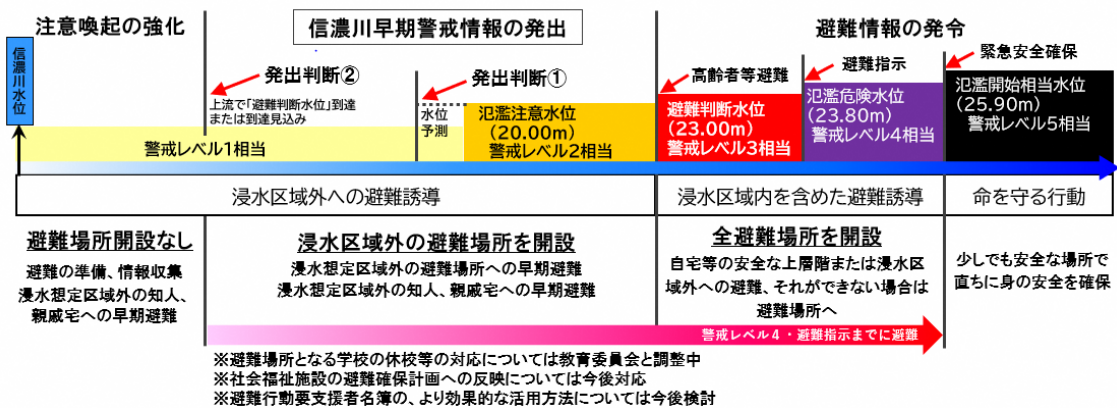
※ 発表が夜間等になる場合は、他の観測地点の水位状況などを踏まえて早めの判断を検討する。

② 発表対象地区

信濃川の浸水想定区域（長岡、中之島、越路、三島、和島、寺泊、与板、川口各地域の一部）を対象とする。

③ 発表等の流れ

信濃川早期警戒情報の発表及び避難情報の発令は、下記を目安とする。



第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 気象情報等の収集・伝達

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対消防部 【支所】 現地本部事務局
【関係機関・関係者】 県(防災局)、国(新潟地方気象台)

1 計画の方針

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町内会や自主防災組織、近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2) 市の役割

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、新潟地方気象台、県等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、住民へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けた市町村は、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

(3) 県の役割

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報の通知を受けたときは、直ちに市に通知するよう努める。

特に、気象等の警報・特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を市に通知しなければならない。

(4) 国の役割

新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその事項を関係機関に通知しなければならない。

3 業務の内容

(1) 特別警報、警報、注意報の種類と長岡市における発表基準

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策
第1節 気象情報等の収集・伝達

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

※各情報の長岡市における発表基準は、資料編に示す。

(2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」、という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

① 土砂災害警戒情報

新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

③ 竜巻注意報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

④ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
- ・流域雨量指数の予測値

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第1節 気象情報等の収集・伝達

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

⑤ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 警報、注意報等の伝達

一般の利用に適合する警報、注意報等の伝達

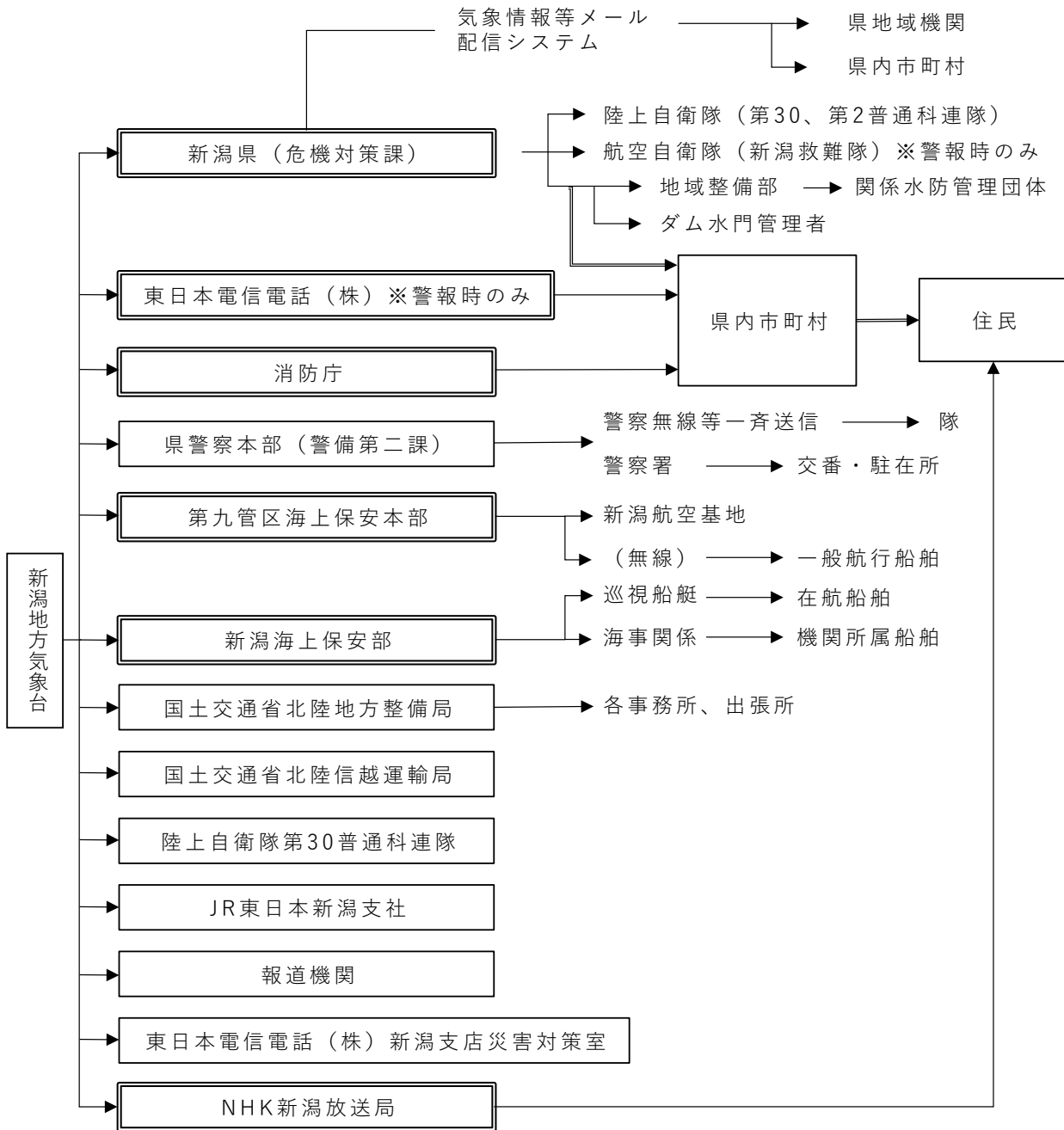
ア 県は、新潟地方気象台が気象警報等を発表、切替え、解除したときは、専用通信施設により、市へ速やかに伝達する。

イ 放送機関は、ラジオにあつては番組間を利用し又は緊急の場合は中断し、テレビにあつては字幕により放送し、公衆に周知する。

ウ その他の機関あつては、それぞれの災害担当業務に応じて所要機関に周知伝達する。

エ 市は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知するものとする。

その伝達系統は次のとおりとする。



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第2章 災害応急対策

第1節 気象情報等の収集・伝達

(4) 異常現象発見時における措置

① 異常現象の種別

- ア 竜巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- イ 強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの
- ウ 異常潮位：天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- エ 異常波浪：海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- オ なだれ：建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- カ その他異常なもの

② 通報手続

- ア 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察又は海上保安庁に通報する。
- イ 通報を受けた警察又は海上保安庁は、その旨市長に通報する。
- ウ イにより通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - a 新潟地方気象台又は測候所所在の市は当該機関
 - b その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
 - c 当該災害に関係する隣接市町村
- エ 警察署長は、その旨を直ちに市長その他の関係機関に通報する。

(5) 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

新潟地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は直ちに同法第22条第2項の規定により市長に通報する。

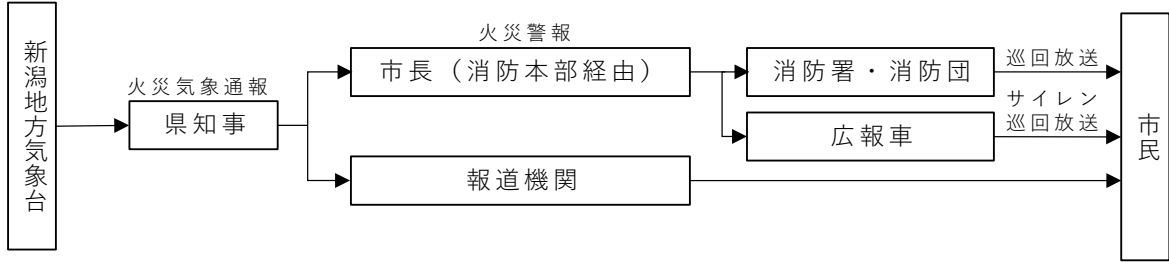
通報基準は、新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

② 火災警報

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発することができる。

市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、前項の定めるところにより、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

③ 火災気象通報並びに火災警報の伝達



(6) 水防警報等の取扱い

水防警報等の取扱いは、第3編第2章第2節「洪水予報・水防警報の伝達」に定めるところによる。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第2節 洪水予報・水防警報の伝達

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対土木部

【支所】 災対支所部、現地本部事務局

【関係機関・関係者】

県(防災局、土木部)、県警察本部、国(信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、新潟地方気象台)、陸上自衛隊、放送事業者

1 計画の方針

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てる。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

「自らの命は自らが守る」という意識の下、市が伝達する避難情報や、その他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や自主防災組織、近隣住民とも連絡を密にする等して自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

(2) 市の役割

住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように、国、県等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは関係者に通報し、水防上必要があるときは消防団及び消防機関を準備又は出動させる。

(3) 国・県の役割

① 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

② 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知

する。

③ 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

④ 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報が発せられたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を市、その他水防関係機関に通知する。

⑤ 市長の避難指示等発令の判断の支援

洪水時に、河川管理者から市長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

3 業務の内容

(1) 市の水防活動

① 市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

② 避難指示等の発令

国、県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の水防情報、気象情報等に基づき、市民に対する避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

③ 水位の通報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがある国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を関係者に通報する。

④ 消防団及び消防関係の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水防上必要があると認めるときは、消防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(2) 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象情報は、気象等の予報に係るある台風、その他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報、警報に先立って注意を呼びかけ、注意報、警報が発表されている間に気象状況の経過や予想、防災上の注意を解説するため、新潟地方気象台が必要に応じて発表する。

また、指定河川を対象とする洪水予報は、それぞれ河川を指定する国、県の機関と新潟地方気象台が共同で発表する。

第2章 災害応急対策
第2節 洪水予報・水防警報の伝達

種類		発表基準	
注 意 報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	// 高潮注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	// 洪水注意報と同じ
	指定河川の洪水注意報	**川氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
警 報	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動用高潮警報	高潮警報	// 高潮警報と同じ
	水防活動用洪水警報	洪水警報	// 洪水警報と同じ
	指定河川の洪水警報	**川氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
		**川氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達
**川氾濫発生情報		氾濫の発生	

(注)

- 1 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、「水防活動用」の用語は用いない。
- 2 同時に2つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- 3 1つ又は2つ以上の注意報、警報が行われた後において、1つ又は2つ以上の注意報、警報を行った場合は、前に行われた注意報、警報は後で行われた注意報、警報に切り換えられたものとし、注意報、警報の必要がなくなった場合はこれを解除する。

(3) 水防法に定める洪水予報

水防法第10条の規定により、国土交通大臣及び気象庁長官が発した洪水予報の通知を受けた場合は、第2編第2章第6節「広報・公聴活動」に定める伝達方法により、速やかにその情報及び円滑な避難の確保を図るために必要な事項等を、市民等に周知するものとする。

(4) 要配慮者に対する配慮策

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、避難行動要支援者等への高齢者等避難（警戒レベル3）発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(5) 積雪地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

第3節 水防活動

【関係災対部】 ○災対土木部、災対消防部

【支所】災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、県警察本部、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、消防団、水防協力団体

1 計画の方針

風水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体等がこれを警戒、防御し、災害による被害を軽減するための水防活動について定める。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

- ア 水防管理者（市長）、消防機関の長が要請したときは、水防に従事する。
- イ 堤防その他の施設が決壊又は決壊の恐れのある箇所を発見したときは、国、県、市又は消防機関に直ちに連絡する。

(2) 市の役割

豪雨、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防について、水防管理者として十分に果たすべき責任を有する。

(3) 国・県の役割

豪雨、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報の通知、並びに水防資機材の提供を行うものとする。

水防管理団体から要請があったときは、大型資機材の運搬及び設置、排水ポンプ車の配備等について、できるかぎり速やかに支援を行うものとする。

また、豪雨、洪水又は高潮等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施できるものとする。

(4) 消防団の役割

河川管理者や市と連携しながら、被害を未然に防止し、また被害の拡大を防ぐため、水防活動を行うものとする。

なお、活動の際は消防団自身の安全確保に留意して、水防活動を実施するものとする。

3 業務の内容

(1) 長岡市の水防体制

気象の予警報の内容及び風水害被害の状況に応じて必要と認められるときは、市は消防団を出動、又は出動の準備をさせるものとする。

(2) 消防団の非常配備

水防管理者が消防団に発する配備指令は、概ね次表の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	水防管理者は状況把握するとともに、団員を待機させ、次の段階に入り得る態勢を整備する。	水防に関係ある気象の予報で注意報、警報が発表されるような状況の場合
準備	消防団長は、水防上重要な箇所及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。	河川水位がなお上昇し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	消防団の全員が、警戒配備につく。	河川水位が氾濫注意水位以上に上昇のおそれがあり出動の必要を認めたととき。

※ 配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

- ア 水防警報指定河川について、水防警報が発せられた場合
- イ 水防情報周知河川について、水防情報が発せられた場合
- ウ 知事から緊急に配備指示があったとき

(3) 浸水想定区域、土砂災害危険箇所の警戒

消防団は、洪水等の災害から市民の安全を守るため、次の危険箇所等を巡視し、警戒にあたる。異常を発見したときは、水防作業を実施するとともに、当該管理者へ連絡する。

① 河川施設

- ア 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所
- イ 過去に洪水被害を生じた箇所
- ウ 地形地質上の弱堤箇所
- エ 土地利用上からの弱堤箇所
- オ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- カ 主要河川構造物の設置箇所

② 土砂災害危険箇所

- ア 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所
- イ 砂防関係施設

(4) 水防作業

消防団は、異常を発見したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、適切な工法で作業を行う。水防作業は、従事者が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。

市は、必要と認められる場合に、大型資機材の運搬及び設置、排水ポンプ車の配備等について、国や県へ協力を要請する。

(5) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生のおそれのある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき、消防吏員及び消防団員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(6) 市民に対する避難の準備情報・避難指示等

市長に、その命を受けた市職員又は水防従事者は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

市民に対する避難指示（警戒レベル4）は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないようにする。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等の協力を求め、適切な措置を講ずる。

(7) 決壊・越水の通報及びその後の措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市は直ちにその状況を関係機関（所轄の国土交通省河川事務所長、地域振興局長、警察署長）及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

市長及び消防機関の長は、決壊後も可能なかぎり氾濫による被害の拡大防止に努める。

事前避難（高齢者等避難）	暴風雨、洪水、又は地すべり等の発生のおそれがある場合に、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。
緊急避難（避難指示）	暴風雨、洪水、又は地すべり等が発生し又は著しく危険が切迫していると認められる場合に、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

(8) 消防団の非常配備の解除

河川水位が氾濫危険水位以下に下降し、水防活動の必要がなくなると認めるときは、消防団の非常配備を解除する。

(9) 要配慮者に対する配慮

市、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

(10) 積雪地域での対応

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第3節 水防活動

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

第2部 土砂災害対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第1節 土砂災害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係部局】 ○危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、農林水産部、都市整備部、土木部

【関係機関・関係者】

県(農林水産部、農地部、土木部)、中越森林管理署、湯沢砂防事務所、新潟県砂防ボランティア協会、治山防災ヘルパー、新潟県治山ボランティアセンター、(一社)新潟県建設業協会、(一社)長岡市建設業協会

1 計画の方針

市民へ土砂災害警戒区域等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、平時から土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく国・県、市、消防署又は警察署へ連絡する。また、土砂災害危険箇所等及び避難路・指定避難所等について位置を把握しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるよう、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

(2) 国・県の役割

ア 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

(ア) 保安林の指定及び整備

(イ) 治山事業の実施

イ 砂防事業の実施

第1章 災害予防

第1節 土砂災害予防

- ウ 地すべり対策事業の実施
- エ 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- オ 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知
- カ 土砂災害警戒情報の発表（警戒レベル4相当情報）
- キ 土砂災害関連情報システムの整備
- ク 情報伝達体制の整備
- ケ 市の防災体制整備への支援
- コ 住宅の移転促進
- サ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
 - (ア) 基礎調査の実施及び結果の公表
 - (イ) 土砂災害警戒区域における対策
 - (ウ) 土砂災害特別警戒区域における対策
 - ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許可
 - ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
 - ・勧告等による移転者への融資、資金の確保
- シ 地すべり防止区域の巡視業務委託
- ス 専門技術ボランティア等の活用
 - (ア) 治山防災ヘルパーの活用
 - (イ) 砂防・治山ボランティアとの協働
- セ 土砂災害緊急調査実施体制の整備

国及び県は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。
- ソ 二次災害の予防
 - (ア) 迅速な応急対策への備え
 - (イ) 二次的な土砂災害への対策

(3) 防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

(4) 市の役割

- ① 市民への土砂災害危険箇所等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。
- ② 情報伝達体制の整備

- ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。
 - イ 緊急時の伝達媒体の整備に努める。
 - ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。
- ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
- ア 新潟県土砂災害情報システムにより、土砂災害警戒区域等ごとに情報の収集を行う。避難指示等の避難情報、予警報の発令の伝達経路は、第3編第1章第1節「気象情報等収集体制」に定める。避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項については、本編のそれぞれの対策で定めるとともに、その事項を土砂災害ハザードマップに記載、配布し、市民に周知するよう努める。
 - イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定避難所等、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
 - ウ アにおける土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布する際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定避難所等に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- ④ 住宅の移転促進
各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から守るため、必要となる住宅の移転促進を図る。
- ⑤ 避難指示等の発令基準の設定
土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- ⑥ 地すべり巡視員の設置
県から委託された地すべり危険区域の巡視業務を実施するため、地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。
- ⑦ 要配慮者に対する配慮

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防
第1節 土砂災害予防

- ア 平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。
- イ 平時から指定避難所等の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。
- ウ 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するに当たっては、県と連携して積極的に支援を行う。
- エ 上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。
- オ 上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

⑧ 高齢者の避難行動に対する理解の促進

市は、国と連携し防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

⑨ 危険区域等の法指定及び施設等の整備促進

一定行為の禁止・制限を行うための関係法にもとづく指定及び対策施設の整備促進を国及び県に対し働きかける。

ア 土砂災害危険箇所の法指定

土砂災害危険箇所について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を行うための関係法にもとづく指定を国及び県に対し働きかける。

法律	適用
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域

イ 砂防施設

老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防ダムや新規指定された箇所について、国及び県に対し整備促進を働きかける。

ウ 地すべり防止施設

緊急度の高い危険箇所から順次計画的に整備要望するものとし、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等による防止工事の促進を国及び県に対し働きかける。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、国や県と連携し防止施設の点検を定期的実施する。

エ 急傾斜地崩壊防止施設

要対策箇所が多く整備率が低いことから、重点的な施設の整備促進を国及び県に

対し働きかける。また、小規模急傾斜地崩壊対策事業の推進に努める。

オ 山地災害の予防

山地の災害予防のため、治山施設等の整備促進を国及び県に対し働きかける。

- (7) 保安林の指定及び整備山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。
- (1) 治山施設の整備山地災害危険区域において、定期的な点検・調査を実施し、危険性の高い地区については、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

⑩ 盛土による災害の防止

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

なお、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

(5) 施設管理者

施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

	第1編 総則的事項
	第2編 各災害に係る共通事項
	第3編 各災害に係る個別事項
	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第2節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【関係部局】 ○危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)

【関係機関・関係者】 県(土木部、防災局)、国(北陸地方整備局、新潟地方気象台)、県警察本部

1 計画の方針

国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令し、とるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市の役割

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にする等、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定避難所等、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要、その他避難に資する情報の提供に努める。

ア 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

イ 避難指示等の発令基準の設定においては、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(2) 市民の役割

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識の下、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 国及び県の役割

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージし易いようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

【土砂災害緊急情報】

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

【土砂災害警戒情報】

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

① 国の業務

- ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

② 県の業務

- ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市に通知する。
- ウ 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市長等に通知及び一般へ周知する。
なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。なお、危険度分布の紫は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

第1編 総則的事項							
第2編 各災害に係る共通事項							
第3編 各災害に係る個別事項	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">第1部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6部</td> </tr> </table>	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第6部
第1部							
第2部							
第3部							
第4部							
第5部							
第6部							

第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 土砂災害・斜面災害応急対策

【関係災対部】 ○危機管理防災本部(危機対策班)、農林水産部、土木部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、県警察本部、関東森林管理局、北陸農政局北陸地方整備局、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山防災ヘルパー、新潟県治山ボランティアセンター、北陸地方防災エキスパート、(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)新潟県測量設計業協会、(一社)新潟県地質調査業協会

1 計画の方針

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

① 国、県、市の役割

ア 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

イ 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

エ 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

② 国、県の役割

ア 被災概要調査結果及び状況の推移を、市を含めた関係機関等に連絡する。

イ 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。

③ 市の役割

ア 土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(2) 応急対策工事の実施

① 国、県、市の役割

第2章 災害応急対策

第1節 土砂災害・斜面災害応急対策

- ア 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。
- イ ワイヤセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(3) 避難指示等の実施

① 国、県の役割

- ア 迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

② 市の役割

- ア 土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- イ 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ウ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- エ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

(4) 要配慮者に対する配慮

- 市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(5) 積雪地域での対応

- 市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

第2節 治山・砂防施設等の応急対策

【関係災対部】 ○災対土木部、災対農林水産部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、警察本部、中越森林管理署、湯沢砂防事務所、(一社)新潟県建設業協会、(一社)長岡市建設業協会

1 計画の方針

治山、砂防等の管理者は、災害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

治山・砂防施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等(以下「土砂災害等」という。)を確認した時は、遅滞なく国、県、市、消防署、又は警察署へ連絡する。

(2) 市の役割

住民等から治山・砂防施設被災の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、施設管理者へ連絡する。市が管理する施設については、災害による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。また、施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示等及び避難誘導等を実施する。

(3) 国・県の役割

災害による治山・砂防施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、市及び関係機関との緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

大規模な土砂災害が急迫している状況においては、国又は県が緊急調査を実施し、避難指示等の判断に資するため、「土砂災害緊急情報」を市へ通知し、一般へ周知する。

(4) 関係機関の役割

国・県・市と緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化するものとする。

3 業務の内容

(降雨等により土砂災害が発生した場合)

(1) 土砂災害等の調査

- ア 国・県・市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認するとともに、相互に情報共有を図る。
- イ 国・県・市は、被害拡大の可能性が高い場合、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- ウ 国・県・市は、被害拡大の可能性が低い場合、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- エ 国・県は、重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施し、土砂災害防止法第29条に基づき結果を土砂災害緊急情報として、市に通知する。
市は、土砂災害緊急情報及び被害概要調査結果等を関係住民等に連絡する。

(2) 応急対策工事の実施

- ① 国・県・市は被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。
- ② ワイヤセンサーや伸縮計等の感知器とそれに連動する警報機の設置や、監視員等の設置により、異常時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(地震により土砂災害が発生した場合)

(1) 災害の未然防止

- ① 点検・巡視
震度4以上の地震が発生した場合、各施設の管理者は、地震による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。
- ② 異常を発見した場合の措置
点検、巡視により異常や被災を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により安全確保のための措置を実施する。
 - ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。
 - イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

- 点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携の下に、次により応急措置を実施する。

- ① 治山施設
- ア 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。
 - イ 施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。
 - ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
 - エ 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。
- ② 砂防施設等
- ア 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。
 - イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。
 - ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- (3) 被災施設の応急復旧
- 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。
- (4) 住民に対する広報等
- 気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、関係機関等へ周知する。
- 災害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。
- (5) 避難指示等の実施
- ア 国・県は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。
 - イ 被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。
 - ウ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。
- (6) 要配慮者に対する配慮

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第2節 治山・砂防施設等の応急対策

- ア 市は、土砂災害等により、主として要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織と連携し、必要な情報の伝達、避難支援活動を行う。
- イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(7) 土砂災害緊急調査の実施

大規模な土砂災害が急迫している状況において、避難指示等の判断に資するため、国・県は次のとおり調査及び情報提供を行う。

- ア 現地を詳細に調査し、被害が及ぶ恐れのある土地の区域・時期を想定する
- イ 連絡会議を開催し、市や関係機関へ調査結果を報告する。
- ウ 調査結果に基づき「土砂災害緊急情報」を市へ通知し、一般へ周知する。

(8) 積雪地域での対応

- ア 市は、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携し、避難支援活動を行う。
- イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

第3部 雪害対策

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第1章 災害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 雪害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

【関係部局】

○土木部、財務部、危機管理防災本部(危機対策班)、地域振興戦略部、福祉保健部、都市整備部

【関係機関・関係者】 県(土木部)、長岡国道事務所、東日本高速道路(株)

1 計画の方針

市及び防災関係機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進し、雪害防止に努める。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市及び防災関係機関の役割

① 交通確保

市及び国、県、関係機関における道路管理者(以下「道路管理者」)は、積雪期における除雪体制等を整備し、交通確保を図る。

道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

ア 道路管理者相互の連携

道路管理者は、積雪期の円滑な交通確保のため道路除雪計画を策定する。また、「長岡市道路除雪会議」において、道路管理者は相互に連携し調整を図る。

イ 車道交通確保

各道路管理者の除雪計画は次のとおり。

道路区分	道路管理者	除雪計画
国管理道路	北陸地方整備局 長岡国道事務所	国道除雪計画
県管理道路	新潟県 地域振興局地域整備部	冬期道路交通確保計画
市管理道路	長岡市 土木部道路管理課	長岡市道路除雪計画
高速道路	東日本高速道路株式会社 新潟支社長岡管理事務所	雪氷要領

ウ 歩道交通確保

「雪みち計画」に基づき、歩行者空間の確保を図る。

エ 除雪機械の増強

道路管理者は、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

第1章 災害予防

第1節 雪害予防

オ 排雪関係

(ア) 排雪場所の指定

市は、関係機関と連携し排雪場所を指定する。排雪場所は、常時排雪場と臨時排雪場を指定し、開設した場合は随時に広報を行う。（排雪場所は、資料編に示す。）

(イ) 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、地域に合った融雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に対して経費の補助を行う。

カ 消雪施設

道路管理者は降雪期前に、消雪パイプ等の各融雪施設等の保守点検整備を実施するとともに、降雪期間中も定期的に適切な維持管理を行う。

キ 住民への広報等

道路管理者は、降雪期前に広報紙により、市民に除雪に対する協力を求めるとともに、雪害時における被害の軽減を図るため、各施設の管理者と積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

また、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

ク 合同実動訓練

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

② 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩危険箇所の指定、周知

(ア) 雪崩危険箇所の指定

市及び県は、雪崩対策事業の効率的実施のため、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある箇所について雪崩危険箇所に指定する。

(イ) 雪崩危険箇所の周知

市は県とともに、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩発生危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩防止施設等の整備

市は国、県、関係機関とともに、雪崩防止施設等の整備に努める。

(ア) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設を設置し、雪崩災害発生の予防措置を講じる。

(イ) 雪崩防護施設等の整備

道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備を推進し、雪崩災害発生の防止を図る。

(ウ) 砂防・治山の施設整備

雪崩・融雪等により、河川・沢等をせき止め、洪水・土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の設備整備を図る。

(エ) 雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、降雪前に定期的に整備・点検に努める。また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、パトロール等により整備・点検を行う。

③ 雪崩防止

市及び国、県、関係機関は、雪崩危険箇所のパトロール及び監視の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。

ア 道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

イ 雪崩パトロールの実施

市は、雪崩危険箇所の監視を行うため、雪崩パトロールを実施する。雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときは、次により警戒を行う。

警戒の種別	警戒の方法
巡回警戒	降雪時等に随時又は時間を定め定期的に行う。
固定警戒	危険状況により常時監視を行う。

ウ 市等による監視

市及び関係機関は、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、監視警戒を行うよう警戒体制の整備を図る。

また、危険度合を見極めて関係者に早期に危険度予告を行うとともに、適切な措置を講ずる。

エ 県及び警察の協力体制

県は市から要請があったときは、所轄警察署と協力して雪崩危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

オ 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

④ 降積雪情報の収集

ア 市積雪量観測所における観測等

県の指定した積雪量観測所について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第1節 雪害予防

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

イ 降積雪情報の定時報告

県が指定した降積雪情報の定時報告箇所については、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、定時に県防災局に報告する。

⑤ 建築物雪害予防

ア 克雪住宅の普及

市及び県は、克雪住宅の普及のため融資制度等による支援を行う。

(ア) 克雪すまいづくり支援事業

小国・山古志・栃尾・川口地域において、雪下ろしに伴う住民の負担、危険等の軽減を図り、冬期の居住環境の改善に寄与することを目的に、克雪住宅の建設等を行う者に建設費の一部を補助する。

イ 除雪困難世帯の除雪援助

自力での屋根雪処理が不可能な除雪困難世帯等に対して、除雪費の助成をするとともに、これらの世帯の除雪に当たっては、地域の連帯、相互扶助体制の確立に努める。

ウ 屋根雪処理等に関する指導

市は、屋根雪等によるトラブルを防止するため、「長岡市建築物の屋根雪処理に関する指導要綱」に基づき、指導する。

また、広報紙、チラシ等により市民に雪処理中の事故防止を呼びかける。

⑥ 克雪事業の推進

市及び国、県は相互に連携し、克雪事業を推進するとともに、雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

⑦ 雪処理の担い手の確保

市、県及び関係機関は、過疎・高齢化や、豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保に当たり、連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

⑧ 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

市は、除雪作業に伴う事故防止について啓発に努めるほか、地域の実情に応じて、町内会や自主防災組織等が中心となり、地域住民等が日時を決めての一斉雪下ろしや敷地内積雪を排雪する活動を行うなどの安全で円滑な雪処理を図る取組を推進する。

⑨ 空き家の雪処理

「長岡市空き家等の適切な管理に関する条例」等に基づき、空き家が管理不全な状態となることを未然に防ぐとともに、既に管理不全な状態となり、積雪等による倒壊で他に被害を与えるおそれのあるものについては、所有者に対する助言等によって適

切な管理を促す。

また、緊急に危険を回避する必要がある場合には、必要な対応を実施する。

⑩ 除雪作業中の事故防止対策

県及び市は、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会等を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 雪崩発生時応急対策

第1編 総則的事項

【関係災対部】 ○災対土木部、本部事務局(防災政策班、危機対策班)、災対消防部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、警察本部、長岡国道事務所、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

第2編 各災害に係る共通事項

1 計画の方針

市及び国、県、関係機関は、雪崩発生危険箇所(以下「危険箇所」という)のパトロール及び、事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

2 業務の内容

(1) 危険箇所の警戒

① 道路・鉄道の危険箇所の査察

道路・鉄道の管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

② 雪崩パトロールの実施

市は、雪崩危険箇所の監視を行うため、雪崩パトロールを実施する。雪崩発生の際及び雪崩を発見したときは、次により警戒を行う。

警戒の種別	警戒の方法
巡回警戒	降雪時等に随時又は時間を定め定期的に行う。
固定警戒	危険状況により常時監視を行う。

③ 市による監視

市及び関係機関は、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。

また、危険度合を見極めて、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講ずる。

④ 県及び県警察の責務

県は、雪崩災害が発生する恐れのある箇所について調査を行い、関係所管の基準に合致する場合は危険箇所として把握し、危険箇所の情報を市及び市民に提供する。

県は市から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第1節 雪崩発生時応急対策

⑤ 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

(2) 事前回避措置

① 住民への雪崩情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

② 道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

(3) 雪崩発生時の応急措置

① 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関・住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、関係機関へ状況を報告する。

イ 市は、住民等が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 市は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講ずる。

② 道路・鉄道等施設等の被災時の対策

ア 道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、遭難者がいる場合は直ちに最寄りの消防署、警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 市は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

③ 孤立集落住民の救助

県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

④ 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第4部 震災対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第1節 複合災害時の対策

【関係部局】 ○危機管理防災本部(防災政策班)

【関係機関・関係者】県(防災局、土木部)

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

1 計画の方針

市及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、複合災害への備えを充実する。

また、災害救助法が適用されるような積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関等は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減に努めるものとする。

2 積雪期の地震が与える影響

積雪期の地震及び積雪期前の中越地震の経験から、積雪が地震に与える影響としては次のことが考えられる。なお、積雪時の地震災害の事例は、資料編に示す。

(1) 被害拡大要因

① 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。長岡地震の時のように、1階部分が周囲の積雪により囲まれていたため、倒壊を免れるような状況にある家屋は、余程の豪雪時でなければかなり少ないと思われる。

② 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

③ 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

第1章 災害予防
第1節 複合災害時の対策

④ 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

(2) 応急対策阻害要因

① 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。

それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

② 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されたため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

③ 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

④ 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

⑤ 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないことや、地下埋設管を掘り出せないことなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

(3) 応急対策需要増加要因

① 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の指定避難所等予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、雪崩の危険等のため避難指示等が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

(4) 地震後の降雪による影響

- ① 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加
地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生する恐れがある。中越地震直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。
- ② 屋根雪による二次倒壊の危険性
地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越地震において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家93棟、非住家98棟にのぼった。
- ③ 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪
中越地震では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2名が死亡する事案も発生している。
- ④ 除雪
全ての応急対策は、除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

3 積雪期の地震対策

(1) 除排雪体制・施設整備等の推進

- ① 道路の除排雪体制の強化
一般国道、県道、市道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携の下に除排雪を強力に推進する。
国、県及び市は、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。
- ② 克雪住宅の普及等
屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するものとする。また、こまめな雪下しの励行等の広報活動を積極的に行う。
- ③ 除排雪施設等の整備
道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、地域に合った融雪施設等の整備を図るほか、地域住民による排雪活動に対して排雪経費の助成を行う。
- ④ 積雪寒冷地に適した道路整備
ア 国、県及び市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。
イ 国、県及び市は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防
第1節 複合災害時の対策

⑤ 雪崩危険箇所の整備

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生する恐れがある。中越地震直後の冬には、雪崩と土砂災害の同時発生が多発した。

国、県及び市は、雪崩から住民の生命・財産を守るため雪崩防止施設の整備に努める。

⑥ 消防水利の整備

積雪期は、他の時期に比べて消防水利の確保に困難をきたすため、積雪期に対応した地上式消火栓の整備や消雪用井戸の活用を推進する。

(2) 要援護世帯に対する助成等

自力での屋根雪処理が不可能な要援護世帯に対して、除雪費を助成し除雪負担の軽減を図るほか、合わせて地域の助け合いによる相互扶助体制の確立に努める。

(3) 緊急活動体制の整備

① 冬期間の緊急輸送道路の確保

国、県及び市の各道路管理者は、相互に協議して積雪期の地震の初動活動に必要な冬期間の緊急輸送道路の確保に努める。

② 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、複数の手段による通信確保に努める。

③ 航空輸送の確保

地震による道路交通遮断により孤立する集落が発生した場合、臨時のヘリポートを設置し交通を確保する。

④ 避難所体制の整備

積雪寒冷期の指定避難所等運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、暖房器具、防寒具等についても迅速に調達し提供する。

(4) スキー客に対する対策

① リフト利用者に対する対策

感震自動停止装置の設置を図るとともに、震災時には緊急停止させ、運転細則に基づく救助要領により速やかに乗客の救助を行うものとする。

② ゲレンデにおける対策

雪崩発生危険箇所に防護柵、危険表示板等を設置する。震災時にはゲレンデを一時封鎖し、スキー客を安全な場所に誘導するとともにパトロールを強化するものとする。

- ③ ロッジ利用者に対する対策
安全な場所及び宿泊施設等に一時避難誘導する。
- ④ 施設における対策
施設には地震対策、非常電源の確保等を推進するものとする。
- ⑤ 連絡体制に置ける対策
関係機関との連絡体制を整備するものとする。

(5) 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。

今後も市民及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。具体的内容を以下に示す。

- ア 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する。（克雪住宅の普及に加え、出火防止対策の徹底）
- イ 孤立可能性のある集落を中心に、自立的な防災力の向上を図る。（通信手段・電源の確保、家庭備蓄の強化、公的備蓄資機材の事前配置、自主防災活動の強化）
- ウ 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する。（全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策）
- エ 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める。（災害時に備えた除雪機械等の整備、緊急除雪体制の整備など）

第1編 総則的事項							
第2編 各災害に係る共通事項							
第3編 各災害に係る個別事項	<table border="1"> <tr><td>第1部</td></tr> <tr><td>第2部</td></tr> <tr><td>第3部</td></tr> <tr><td>第4部</td></tr> <tr><td>第5部</td></tr> <tr><td>第6部</td></tr> </table>	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部	第6部
第1部							
第2部							
第3部							
第4部							
第5部							
第6部							

第2節 地盤災害予防

【関係部局】

○土木部、危機管理防災本部(防災政策班、危機対策班)、農林水産部、都市整備部、消防本部

【関係機関・関係者】

県(農林水産部、農地部、土木部)、中越森林管理署、湯沢砂防事務所、新潟県治山防災ヘルパー、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山ボランティアセンター、(一社)新潟県建設業協会、(一社)長岡市建設業協会

1 計画の方針

市内には地盤災害危険箇所が多く点在しており、大規模な地震が起これば地盤災害により、人命、家屋、道路等の被害が発生するおそれがある。

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、その後の地震活動、降雨、融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害がある。

地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に把握し、自然条件を踏まえた土地の利用形態となっているかどうか認識し、適合していない場合には、事前に対策を実施する必要がある。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業の役割

① 市民の役割

市民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、速やかに県、市、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域や避難路・指定避難所等について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適合しない区域は開発計画には含めないようにする。ただし、含める場合には、土砂災害防止を図るための対策工事等の必要な安全対策がなされることを前提とする。

(2) 国・県の役割

ア 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

イ 砂防事業の実施

- ウ 地すべり対策事業の実施
 - エ 急傾斜地崩壊対策事業の実施
 - オ 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知
 - カ 情報伝達体制の整備
 - キ 市の防災体制整備への支援
 - ク 住宅の移転促進
 - ケ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
 - (ア) 基礎調査の実施及び結果の公表
 - (イ) 土砂災害警戒区域における対策
 - (ウ) 土砂災害特別警戒区域における対策
 - ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許可
 - ・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
 - ・勧告等による移転者への融資、資金の確保
 - コ 地すべり防止区域の状況把握
 - サ 専門技術ボランティア等の活用
 - (ア) 新潟県治山防災ヘルパーの活用
 - (イ) 砂防・治山ボランティアとの連携
 - シ 土砂災害緊急調査実施体制の整備

国及び県は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。
 - ス 二次災害の予防
 - (ア) 迅速な応急対応への備え
 - (イ) 土砂災害警戒区域等の調査点検
 - (ウ) 土砂災害警戒区域等の応急対策
 - (エ) 二次的な土砂災害への対策
- (3) 防災関係機関の役割**
 （一社）新潟県建設業協会、（一社）長岡市建設業協会は、災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。
- (4) 市の役割**
- ① 土砂災害警戒区域等の事前周知
 土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。
 - ② 応急対策用資機材の備蓄

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第2節 地盤災害予防

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

③ 住宅の移転促進

市は、人命・財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

④ 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。

⑤ 要配慮者に対する配慮

市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 避難指示等の発令区域・タイミング、指定避難所等、避難路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

イ 土砂災害に関する情報の伝達方法、指定避難所等及び避難路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

⑦ 地すべり巡視員の設置

県から地すべり危険区域の巡視業務が委託された場合において、地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

⑧ 二次災害の予防

ア 迅速な応急対策への備え

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ 土砂災害警戒区域等の危険な箇所の調査点検

市は、震度4以上の地震が観測された場合、関係機関、地元住民等の協力を得て土砂災害警戒区域等の危険な箇所及び対策施設の点検調査を速やかに行うものとし、

異常が発見された場合はただちに避難を含めた対策を講じる。

ウ 危険確認時の対策

市は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を勧告するとともに、必要に応じて応急対策を実施する。

エ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等の危険な箇所は植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後土砂災害が頻発した事例もあるため、地震発生後の監視を強化する。

⑨ 積雪地域での対応

市は、避難時の移動の困難を考慮し地域の自主防災組織等と連携し、避難支援活動を行うことができるよう、平時から訓練等の実施に努める。

また、積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施できるよう事前に協議するものとする。

第1編 総則的事項						
	第2編 各災害に係る共通事項					
第3編 各災害に係る個別事項	第1部					
	第2部					
	第3部					
	第4部					
	第5部					
	第6部					

第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 地震情報等の伝達

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対消防部 【支所】 現地本部事務局

【関係機関・関係者】

県(防災局)、県警察本部、国(新潟地方気象台)、自衛隊、東日本電信電話(株)、東日本高速鉄道(株)、日本放送協会

1 計画の方針

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を市民、関係機関に速やかに伝達し、被害の軽減、災害対策の実施に役立てるものとする。

2 各主体の責務

(1) 市民・企業等の役割

地震発生直後においては情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難に当たっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(2) 市・消防本部の役割

地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、町内会や自主防災組織等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

(3) 県の役割

ア 県は、県内震度4以上の地震が発生した場合には市消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。

また、必要に応じて職員を市に派遣する。

イ 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影(ヘリコプターによる画像電送を含む。)等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

ウ 気象庁から県内沿岸に「津波警報」・「大津波警報」が発表された場合には、航空自衛隊、陸上自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。

(4) 県警本部の役割

ア 地震発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情

第2章 災害応急対策
第1節 地震情報等の伝達

報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

(5) 防災関係機関の役割

大規模地震が発生した場合、それぞれの組織において被災地の情報を収集し、市と連絡体制を確立し、情報の共有化を図る。

(6) 災害情報の共有

県、市、消防機関、警察本部及び防災関係機関は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。また、災害関連情報等を集約し、市、消防機関、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

3 業務の内容

(1) 地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台（気象庁）が発表する地震及び津波に関する情報は、次のとおりである。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分し、長岡市は新潟県中越に含まれる。）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表

情報の種類	発表基準	内容
推計震度 分布	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

① 地震解説資料

担当区域の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや震度4以上の揺れを観測したときなどに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

②管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(3) 地震及び津波に関する情報の伝達

ア 県は、新潟地方気象台が「地震及び津波に関する情報」を発表したときは、専用通信施設により市へ速やかに伝達する。

イ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し又は緊急の場合は中断し、テレビにあっては字幕により放送し、公衆に周知する。

ウ その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて所要機関に周知伝達する。

エ 市は、情報を受領したときは、必要に応じて住民及び所在の官公署等へ周知する。

※「地震及び津波に関する情報」発表の流れは、第3編第2章第1節「津波避難対策」に示す。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

4 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

第2章 災害応急対策
第1節 地震情報等の伝達

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域で、長岡市は新潟県中越に含まれる。）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震（地震動）特別警報に位置付けられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経由による市の緊急告知FMラジオ等を通じて住民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした時にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理に消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口、階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは避難する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

新潟地方気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(5) 緊急地震速報を取り入れた訓練

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

第1編 総則的事項	
第2編 各災害に係る共通事項	
第3編 各災害に係る個別事項	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
	第5部
	第6部

第2節 宅地等の危険度判定

【関係災対部】 ○災対被害調査部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(被災者対策部)、被災宅地危険度判定連絡協議会(全国・新潟県)

1 計画の方針

市は、地震等により宅地災害が広範囲に発生した場合に、被害の状況を迅速かつ的確に把握して、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施により二次災害の防止と軽減のために、住民の安全の確保を図る。

2 各主体の責務及び業務内容

(1) 市の役割及び業務内容

- ア 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- イ 市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。また、市単独での危険度判定の実施が可能かどうか決定する。
- ウ 市長は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。
- エ 市長は、宅地判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。
- オ 市長は、判定結果の集計を行い県に報告する。
- カ 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

(2) 県の役割及び業務内容

- ア 県は、市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成、啓発を行う。
- イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、おおむね72時間以内に宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
- ウ 知事は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、おおむね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。
- エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。
- オ 知事は、他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

(3) 宅地判定士の責務

- ア 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- イ 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第3節 建物の応急危険度判定

【関係災対部】 ○災対被害調査部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(被災者対策部)、全国被災建築物応急危険度判定協議会(全国・新潟県)

1 計画の方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

新潟県被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき、判定活動を実施する。

2 各主体の責務と市及び県の業務内容

(1) 市民・企業等の役割

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(2) 市の役割及び業務内容

ア 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

イ 応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、判定を実施する。

ウ 自力で応急危険度判定が実施できない場合は、県の応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）に支援を要請する。

エ 判定結果の集計を行い支援本部に報告する。

オ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。

カ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

(3) 県の役割及び業務内容

ア 実施本部の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、実施本部が実施する判定活動を支援する。

イ 被害が大規模で、他の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県（以下、「ブロック幹事県」という）に応援を要請する。

ウ 判定活動に必要な情報収集を行い、実施本部に情報提供する。

エ 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。

オ 判定結果の集計、整理、記録作成を行う。

- (4) **企業の責務**
要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し安否確認を迅速に行う。
- (5) **建築士会等の建築関係団体の責務**
判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。
- (6) **応急危険度判定士の責務**
ア 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
イ 判定士間の情報連絡に協力する。
ウ 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第5部 津波災害対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 津波対策の方向性

【関係災対部】 ○危機管理防災本部(危機対策班) 【関係機関・関係者】 県(防災局)

1 地域特性

本市の沿岸部は、海岸沿いに集落が所在し、海岸道路が整備され、後背地には崖、斜面が迫る地形であるとともに、魚の市場通りや海水浴場をはじめ、多くの観光客が訪れる地域である。

2 津波対策の方向性

(1) 想定される事態

① 被害

- ア 海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。
- イ 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。
- ウ 指定避難所等の孤立が予想される。

② 避難情報の伝達

野外拡声器等の機能喪失によって、津波警報等の情報の伝達が遅れる。

③ 避難行動

- ア 津波等の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。
- イ 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり、逃げ遅れが発生する危険性がある。
- ウ 観光客、釣り客の多くは、地域になじみがなく土地勘もないことから、避難の遅れが想定される。

(2) 対策

① 二次災害の防止

孤立した指定避難所等への支援や移送方法の検討②避難情報伝達

- ア 多様な情報伝達体制の整備
- イ 情報の発信者から受信者まで一連の情報伝達体制の強化

② 避難

- ア 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
- イ 指定避難所等の選定・見直しの実施、整備の検討
- ウ 避難経路の検討
- エ 高台への避難路の整備
- オ 避難経路の誘導案内方法の検討
- カ 具体的な避難経路と避難先を想定した実践的な訓練

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第1章 災害予防

第1節 津波対策の方向性

- キ 要配慮者の避難支援対策の検討
- ク 避難手段の検討

第2節 津波防災地域づくりの推進に関する 対応方針

【関係災対部】 ○危機管理防災本部(危機対策班) 【関係機関・関係者】 県(防災局)

1 基本方針

本節は、津波防災地域づくりに関する法律、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「本節において、基本指針」という。）等を踏まえた対応方針について記載する。

ア 津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

イ 県は、津波の想定に当たり、地震調査研究推進本部が行っている地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を踏まえ、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって津波の発生等をより正確に調査する。

ウ 自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。

エ 津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

(ア) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(イ) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

オ 最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、そのための市民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、土地の嵩上げ、指定避難所等（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

カ 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 基礎調査の実施

県は、津波対策の基礎、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定（以下、

第1章 災害予防

第2節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

この節において、「津波浸水想定」という。)の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査(以下、この節において「基礎調査」という。)を国や市と連携・協力して計画的に実施する。なお、県は、基礎調査の実施に当たり、広域的な見地から必要なものとして国が実施する調査(航空レーザ測量等)の成果をできる限り活用する。

3 津波浸水想定の設定

- ア 県は、基本指針に基づき国が都道府県に示す断層モデルによる津波浸水想定を設定し、公表する。
- イ 津波浸水想定は、基礎調査の結果を踏まえ、最大クラスの津波を想定して設定する。また、海岸保全施設等の整備を進めるための基準となる発生頻度の高い一定程度の津波についても、国の動向を踏まえて浸水シミュレーションを検討する。
- ウ 津波浸水想定公表に当たっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努める。

4 津波災害警戒区域等の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、県及び市は必要な措置を講ずる。

5 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成等

- ア 市は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下この節において「推進計画」という。)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- イ 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定避難所等及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、又は主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。また、津波に関する情報の伝達方法、指定避難所等及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- ウ 市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- エ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- オ 市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建

建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に指定避難所等が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の指定避難所等として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

カ 県及び市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

キ 市は、津波災害警戒区域内では、地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 津波避難対策

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対避難部、災対福祉部、災対消防部

【支所】 災対支所部、現地本部事務局(和島、寺泊)

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(統括調整部、被災者対策部)、県警察本部、国(新潟地方気象台)、バス・タクシー事業者、旅客航路事業者、漁業組合、魚商組合、海水浴場組合、海岸付近に存する施設管理者

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

1 計画の方針

市及び関係機関は、沿岸地域において地震発生から極めて短時間に津波が来襲する恐れもあることから、「4 津波警報等の伝達」に基づき津波予報等を住民、学校、旅行者、漁業・港湾関係者、乗客及び船舶等に迅速に伝達する。

2 基本方針

(1) 迅速な避難

強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも、同様とする。

避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。

海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難する。

自ら率先した避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

(2) 津波に対する理解

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

(3) 津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、指定避難所等の孤立や指定避難所等自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策

第1節 津波避難対策

があることを理解する。

(4) その他

地震又は津波の被害により孤立した住民等を、ヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

3 各主体の役割

(1) 市の役割

津波注意報、警報によりの確に避難指示等を行い、安全かつ効率的に住民等の避難誘導を行う。

(2) バス・タクシー事業者、旅客航路事業者、魚商組合、海水浴場組合及びその他海岸付近に存在する施設の管理者の役割

津波発生のおそれがある場合において、利用客等を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用制限等の措置をとる。

(3) 市民の役割

海岸付近で強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで市が指定する緊指定避難所等のできるだけ高い安全な場所へ避難する。

また、避難に当たっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

4 津波警報等の伝達

(1) 津波警報等の種類

① 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策
第1節 津波避難対策

イ 津波警報等の留意事項

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを基に、更新する場合がある。

津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

② 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- （ア） 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- （イ） 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- (ア) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- (イ) 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測された津波と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (ウ) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (エ) 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

- (ア) 津波到達予想時刻
- ・ 予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策
第1節 津波避難対策

- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (ウ) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

③ 津波予報

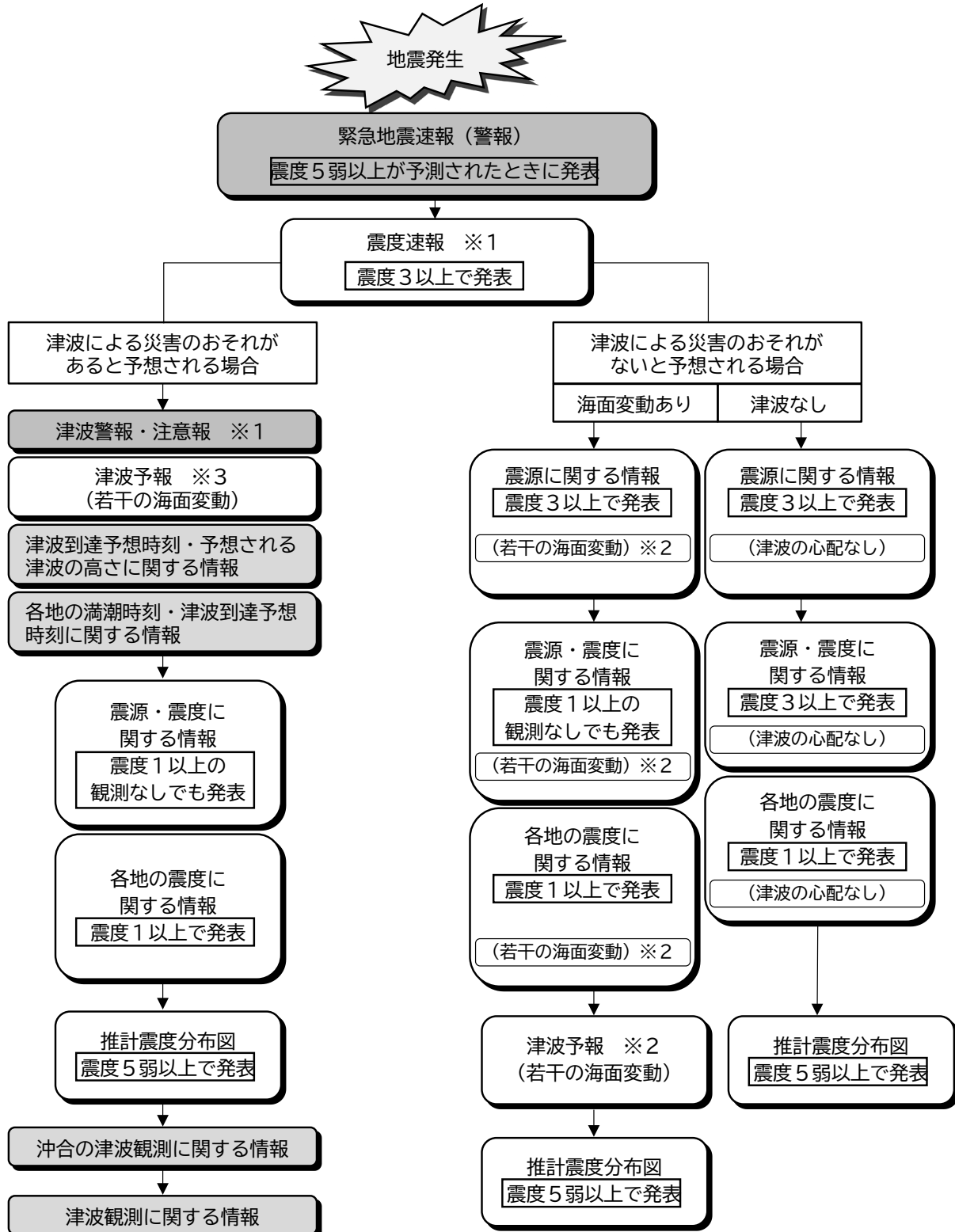
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

ア 津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 地震及び津波に関する情報発表の流れ

地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

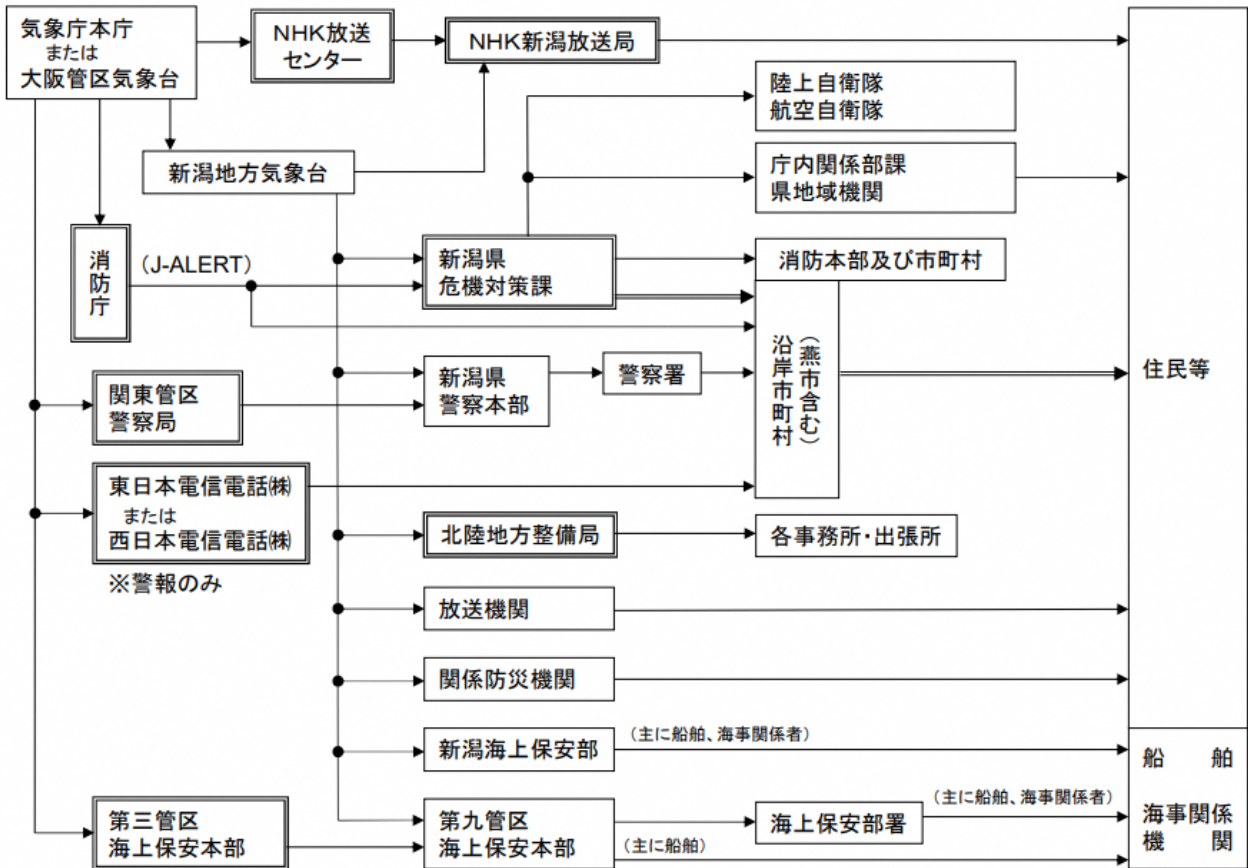
第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

(3) 津波警報等の伝達系統



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象庁から緊急速報メールを携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

① 津波警報等の伝達

市は、津波警報等の伝達を迅速かつ正確に、住民、観光客等に伝達する。

伝達に際しては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、屋外拡声器、緊急速報メール、テレビのデータ放送（ケーブルテレビを含む。）、緊急告知FMラジオ、登録制メール、SNS、ホームページ、広報車等の多様な情報伝達手段を活用して行うものとする。

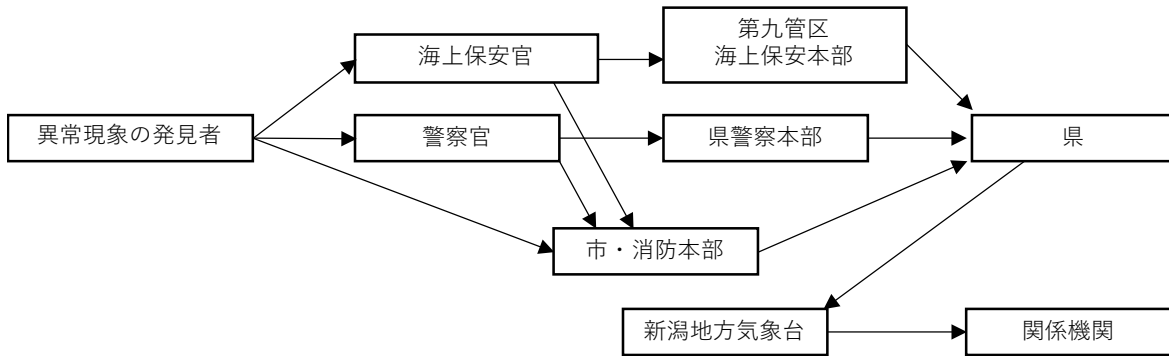
(4) 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市、消防本部、警察又は海上保安庁に通報する。

この場合、市及び消防本部が受けたときは県に、警察及び海上保安庁が受けたときは市を経由して県に、速やかに通報する。

県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。

■異常現象発見者の通報系統図



第1編 総則的事項
第2編 各災害に係る共通事項
第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

5 業務の内容

(1) 避難指示等の実施

① 市

- ア 地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、指定避難所等、その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努める。
- イ 地域の特性等を踏まえつつ、避難指示等の意思決定を迅速かつ的確に実施するため、避難指示等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- ウ 地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。このとき、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。市は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告する。
- エ 必要と認める地域の居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保」という。)を指示することができる。これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告する。
- オ 避難指示又は緊急安全確保を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。
- カ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。
- キ 避難指示等の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮する。
- ク 避難指示又は緊急安全確保を指示しようとするときは、居住者等に対して、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、屋外拡声器、緊急速報メール、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビのデータ放送(ケーブルテレビを含む。)、緊急告知FMラジオ、登録制メール、SNS、ホームページ、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。
- ケ 地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- コ 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

- ② 県
- ア 地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに災害の程度に関する事項を、公表するよう努める。
 - イ 市が行う発令基準の策定や見直しを支援する。
 - ウ 市が行う避難指示又は緊急安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。
 - エ 市が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、市に代わって、避難の指示等を実施する。

- ③ その他防災関係機関等
- ア 市による避難の指示ができないと認めるとき、又は市から要求があったとき、警察又は海上保安庁は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示することができる。立退き先を指示したときは、直ちに市に通知する。
 - イ 水防管理者は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫しているときと認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。
 - ウ 指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市から避難指示又は緊急安全確保を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をする。

(2) 避難誘導及び救助

- ア 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻までの行動ルール、待避の判断基準も定める。
- イ 市は、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、気象庁が発表する津波の第一波の到達予測時刻も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。
- ウ 市は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がける。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第2章 災害応急対策
第1節 津波避難対策

実施主体	対策	協力依頼先
市	適切な避難先・避難経路を指示するとともに、関係機関の協力を得ながら要所に誘導員を配置するなどして住民等を迅速かつ安全に避難させる。	県警察、消防団、自主防災組織
県	必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、避難への協力を依頼する。	自衛隊
バス・タクシー事業者	状況に応じ、バス・タクシーの運転見合わせや安全地帯への移動を行うとともに乗客・待合客等を安全な場所に誘導する。	
旅客航路事業者	状況に応じ、港内停泊中の船舶は速やかに港外に待避させ、入港予定船舶は港外に待機させるとともに、旅客・待合客等を安全な場所に誘導する。	
漁業組合	状況に応じ、港内停泊中の船舶は速やかに港外に待避させ、入港予定船舶は港外に待機させる。	
魚商組合	状況に応じ、買い物客等を安全な場所に誘導する。	
海水浴場組合	状況に応じ、海水浴客等を安全な場所に誘導する。	
海岸施設管理者	状況に応じ、施設利用者を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用を禁止又は制限する。	

(3) 指定避難所の確保

① 市

- ア 発災時に必要に応じて、指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。
- イ 浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所を指定避難所等として指定する。やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難所等に指定する場合は、建築物の耐震・耐浪化を図る。
- ウ 地域における避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難経路、津波避難タワー、津波避難ビル等避難関連施設の整備又は確保を検討する。
- エ 指定避難所等の開設が必要な場合、避難所運営マニュアルの定めるところにより開設する。
- オ 指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所等を設置し、維持することの適否を検討する。

② 県

- 市からの報告により、指定避難所等の開設状況を把握するとともに、必要に応じて支援及び調整を行う。

(4) 避難所相互の移送

避難場所から指定避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法

を検討する。

(5) 帰宅困難者対策

市及び県は、津波等の災害により交通が途絶したときは、帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

(6) 広域避難対策

① 市

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所等、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求める。

② 県

ア 県は、市からの協議の要請があった場合、他の都道府県と被災者の受入れ等に関する協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、要求を待つ時間的余裕がないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

イ 県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

6 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温かい食事の提供等に配慮する。

7 要配慮者に対する配慮

避難支援プランに基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者の協力を得ながら、避難・誘導に当たる。

また、要配慮者の安全を図るため、災害の発生が懸念される場合の避難行動は、高齢者、障害者、乳幼児、子ども等の要配慮者を優先して実施する。

第2節 水防活動計画

【関係災対部】 ○本部事務局(危機対策班)、災対土木部、災対消防部

【支所】 災対支所部、現地本部事務局(寺泊、和島)

【関係機関・関係者】

県災害対策本部(生活基盤対策部)、警察本部、国(信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所、新潟地方气象台)、陸上自衛隊、放送事業者、消防団、水防協力団体

1 計画の方針

津波の発生は、海岸・港湾等の沿岸域はもとより、河川を遡上して内陸部まで甚大な被害をもたらすが、発生原因となる地震自体が突発的な災害であり予測が困難である。日頃から連絡体制を整備するとともに、ひとたび津波が発生した際には、関係機関は迅速かつ適切な情報の伝達に努め、住民及び水防活動に関わる人員の安全を最優先で確保する。

2 各主体の責務

(1) 市民の役割

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や自主防災組織、近隣住民とも連絡を密にする等して災害に備え、まずは自らの安全の確保を最優先とし、十分に安全が確保できたら自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

また、堤防その他の施設が決壊又は決壊のおそれのある箇所を発見したときは、国、県、市又は消防機関に直ちに連絡する。

(2) 市の役割

国、県等からの気象・防災情報等に基づき、住民への高齢者等避難発表、避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

水防管理者として水防活動を十分に果たすべき責務を有しており、津波が発生したときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは安全を確保した上で消防機関を準備又は出動させる。

(3) 国・県の役割

津波により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸について水防警報を発表し、水防機関へ伝達する。

また、津波により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や状況等の防災情報の提供や、排水ポンプ車の配備、大型土のう等の設置、水防資機材の提供等の支援を行う。

3 業務の内容

(1) 水防警報及び水防情報提供の段階

種類	内容	発表基準
待機	消防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告	津波警報等が発表されるなど必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告	津波警報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき（※1）
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※1 津波遡上が水防団待機水位を超過した場合

(2) 消防団の非常配備

水防管理者が消防団に発する配備指令は、概ね次表の基準で行う。

配備指令	配備内容	配備時期
待機	水防管理者は状況把握するとともに、団員の安全を確保した上で、次の段階に入り得る態勢を整備する。	津波警報等が発表されるなど必要と認めるとき
出動	区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められるときは、当該河川・海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。	津波警報等が解除され、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき

※ 配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

- ア 水防警報指定河川について、水防警報が発せられた場合
- イ 水防情報周知河川について、水防情報が発せられた場合
- ウ 知事から緊急に配備指示があったとき

(3) 従事者等の安全確保

各施設の管理者及び水防管理者は状況を把握し、点検・巡視等の作業に従事する者や消防団員の安全を確保する。

水防作業を必要とするときは、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間や津波到達時刻を考慮して、従事者等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

(4) 浸水区域の警戒

津波の災害から市民の安全を守るため、準備、出動に当たっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

- ア 過去に洪水被害を生じた箇所
- イ 地形地質上の弱堤箇所
- ウ 土地利用上からの弱堤箇所

第2章 災害応急対策

第2節 水防活動計画

- エ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- オ 主要河川構造物の設置箇所

(5) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生のおそれのある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき、消防吏員及び消防団員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(6) 決壊・越水の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市は直ちにその状況に関係機関（所轄の国土交通省河川事務所長、地域振興局長、保線区長、警察署長）及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

第6部 林野火災対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1章 災害予防

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 林野火災予防

【関係部局】 ○消防本部、農林水産部

【関係機関・関係者】 県(農林水産部、農地部)、中越森林管理署、森林組合

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第3編 各災害に係る個別事項
第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部

1 計画の方針

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市及び県、林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火意識の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市及び国、県等の役割

① 火災予防体制の整備

ア 森林環境の整備

市及び国、県、森林組合等林野関係機関は、次により火災の予防上必要な環境整備に努める。

(ア) 防火帯・防火林の整備

森林区画、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮した防火帯を設置するよう努める。また、固定防火帯と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。防火帯は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

(イ) 防火用水利の確保

河川、池、ダム、砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

(ウ) 林道の整備

市は、消防用車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努める。

(エ) 監視所等の設置

森林の管理者は、監視所の設置等林野内の監視体制の強化に努める。

イ 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

(ア) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、市長の許可が必要となる。市長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理署等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(イ) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する火気を使用する施設の管理者に対して、必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

第1章 災害予防

第1節 林野火災予防

(ウ) 市は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。

ウ 大火危険気象等に対する警戒

(ア) 一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地区住民及び入林者に対し火気取扱いの注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

(イ) 火災警報の発令と警戒

市長は、火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。また、市及び消防機関は、広報車等による巡回、広報を行うとともに県消防課に通報する。県は市から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

② 防火意識の普及

市及び県、消防機関、森林管理署、林野関係機関は市民、林内作業者等に対し防火意識の普及を図る。

ア 市民に対する啓発

(ア) 広報宣伝の充実

林野火災防止運動を展開し、森林利用のマナー向上と定着を図る。

(イ) 学校教育による防火意識の普及

市教育委員会の協力を得て、学校における防火意識の普及を図る。

イ 地元住民・林内作業者等に対する指導

(ア) 地域での指導・啓発

林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火意識の啓発を図る。

(イ) 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

③ 消防体制等の整備・充実

市及び県、林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

ア 消防体制の確立

(ア) 自衛消防体制の整備

森林の管理者及び林野関係者は、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図る。

(イ) 広域応援体制等の整備

市及び県、消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理

署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

イ 消防資機材の整備

市及び県、林野関係機関は、消火資機材の整備・充実を図る。

ウ 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、川・池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を事前に調査する。

エ 林野火災消防訓練の実施

市及び県、消防機関、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るため、訓練を実施するよう努める。

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第2章 災害応急対策

第1編 総則的事項

第2編 各災害に係る共通事項

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第3編 各災害に係る個別事項

第1節 林野火災応急対策

【関係災対部】 災対消防部、災対農林水産部 【支所】 災対支所部

【関係機関・関係者】 関係警察署、中越森林管理署、森林組合

1 計画の方針

林野火災から自然環境と市民の生命・財産を守るため、出火の早期発見と延焼拡大防止のための体制を整備し、市及び消防機関、森林所有者・管理者、地域住民、県、その他関係機関等が連携して消火・救助活動に当たる。

2 業務の内容

(1) 出火の発見・通報

① 火災発見者の義務

林野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報するとともに、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。

② 消防本部の対応

通報を受けた場合、直ちに発火位置を確認し、消防隊を出动させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

消防団	・消火活動、延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
森林の管理者	・森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力 ・必要に応じ二次災害防止のための措置
県防災局	・消防防災ヘリコプターの緊急運航 ・消防機関に対し消防用用水確保のためのダム、ため池に関する情報提供 ・必要に応じ関東森林管理局等からの情報収集及び協力依頼
関係警察署	・必要に応じ、警察ヘリコプターによる情報収集消防車両の通行確保のための交通規制 ・森林等利用者の安全確保
市	・地域住民の安全確保・避難誘導 ・知事に対する自衛隊の派遣要請依頼

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶ恐れがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

(2) 消火・救出活動

① 火災防御活動

現場に出动した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。

ア 情報収集

第2章 災害応急対策

第1節 林野火災応急対策

消防隊は、消防団、林野関係団体、事業者等とともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。現地に出動した消防防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

イ 消防水利の確保

最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

ウ 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

② 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

③ 現場指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長で協議して現地指揮本部長を定める。

(3) 避難・誘導

① 森林内の滞在者の退去

市、警察、消防等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林内の利用者及び作業員に退去するよう呼びかける。消防防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

② 住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(4) 広域応援等の要請

広域応援要請は、第2編第2章第17節「救急・救助活動」に定めるところによる。

(5) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備え警戒に当たる。森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置実施に努める。

長岡市地域防災計画

昭和41年1月 4日作成
令和5年●月●日修正

編集発行

長岡市防災会議

長岡市危機管理防災本部

長岡市大手通1丁目4番地10

電 話 0258-35-1122(代 表)
0258-39-2262(直 通)

FAX 0258-39-2283

URL [http //www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/](http://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/)
